

平成27年第 3 回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	4
付議事件並びに結果	5

平成27年 6 月15日

出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
諸般の報告について	9
議会運営委員長報告について	12
会議録署名議員の指名について	13
市長の提案理由の説明	13
報告について	16

平成27年 6 月18日

出席及び欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により出席した者	20
本議会に出席した事務局職員	20
議事日程	20
議案質疑について（議案第38号～議案第39号）	21
（議案第40号～議案第43号）	22
（議案第44号～議案第45号）	24

平成27年 6 月22日

出席及び欠席議員	27
地方自治法第121条の規定により出席した者	28
本議会に出席した事務局職員	28
議事日程	29
一般質問について	30
立花 純 議員	30
藤丸 正勝 議員	46
白谷 義隆 議員	61

田中 雅美 議員	76
矢ヶ部広巳 議員	90

平成27年 6 月23日

出席及び欠席議員	103
地方自治法第121条の規定により出席した者	104
本議会に出席した事務局職員	104
議事日程	105
一般質問について	105
梅崎 和弘 議員	105
伊藤 法博 議員	119
菊次 太丸 議員	135
浦川 和久 議員	147
佐々木創主 議員	158

平成27年 6 月24日

出席及び欠席議員	175
地方自治法第121条の規定により出席した者	176
本議会に出席した事務局職員	176
議事日程	177
一般質問について	177
荒巻 英樹 議員	177
高田千壽輝 議員	194
熊井三千代 議員	208
緒方 寿光 議員	224

平成27年 7 月 1 日

出席及び欠席議員	243
地方自治法第121条の規定により出席した者	244
本議会に出席した事務局職員	244
議事日程	244
諸般の報告について	245
議会運営委員長報告について	246
各委員長報告について	247

総務委員長報告について	247
建設経済委員長報告について	247
教育民生委員長報告について	248

第3回柳川市議会（定例会）日程表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
6月15日	月	本会議	開会・提案理由説明
6月16日	火	考案日	
6月17日	水	考案日	
6月18日	木	本会議	議 案 質 疑
6月19日	金	考案日	
6月20日	土	休会	
6月21日	日	休会	
6月22日	月	本会議	一 般 質 問
6月23日	火	本会議	一 般 質 問
6月24日	水	本会議	一 般 質 問
6月25日	木	委員会	
6月26日	金	委員会	
6月27日	土	休会	
6月28日	日	休会	
6月29日	月	事務整理日	
6月30日	火	事務整理日	
7月1日	水	本会議	採決・閉会

第3回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

○ 議 案

	案 件	議決日	結果
議案 第38号	専決処分の承認について（専決第1号 柳川市税条例等の一部を改正する条例）	27. 6 .18	承認
議案 第39号	専決処分の承認について（専決第2号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第1号））	27. 6 .18	承認
議案 第40号	平成27年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について	27. 7 . 1	原案可決
議案 第41号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	27. 7 . 1	原案可決
議案 第42号	工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について	27. 6 .18	原案可決
議案 第43号	平成26年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	27. 7 . 1	原案可決
議案 第44号	柳川市公平委員会委員の選任について	27. 6 .18	同意
議案 第45号	柳川市教育委員会委員の任命について	27. 6 .18	同意

○ 報告

報告 第1号	専決処分の報告について（専決第3号 和解及び損害賠償額の決定）	27. 6 .15	報告
報告 第2号	繰越明許費繰越計算書について	27. 6 .15	報告
報告 第3号	柳川市土地開発公社の経営状況について	27. 6 .15	報告

平成27年 6 月15日（月曜日）

柳 川 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録

平成27年 6 月15日柳川市議会議場に第 3 回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1．出席議員

1 番	河 村 好 浩	2 番	江 口 義 明
3 番	菊 次 太 丸	4 番	浦 川 和 久
5 番	立 花 純	6 番	荒 巻 英 樹
7 番	熊 井 三千代	8 番	白 谷 義 隆
9 番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	15番	緒 方 寿 光
16番	藤 丸 正 勝	17番	田 中 雅 美
18番	・ 見 哲 也	19番	伊 藤 法 博
20番	梅 崎 和 弘	21番	三小田 一 美
22番	浦 博 宣		

2．欠席議員

14番	矢ヶ部 広 巳
-----	---------

3．地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	石	橋	正	次
建	設	野	田		彰
産業経済部	長兼大和庁舎長	成	清	博	茂
教育部	長兼三橋庁舎長	・	見	孝	則
消	防	橋	本	祐	二郎
人	事	平	田	敬	介
総	務	白	谷	通	孝
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	木	下		隆
健	康	大	石	涼	子
福	祉	原		忠	昭
学	校	武	田	眞	治
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	林			誠
水	路	松	永	泰	治

4．本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	徳	永	喜
					係	長		美	香

5．議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について（平成27年1月分、2月分、3月分）
- (2) 市長の行政報告について

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 会議録署名議員の指名について

日程（３） 議案第38号 専決処分の承認について（専決第１号 柳川市税条例等の一部を改正する条例）

議案第39号 専決処分の承認について（専決第２号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第１号））

議案第40号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第２号）について

議案第41号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について

議案第43号 平成26年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第44号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第45号 柳川市教育委員会委員の任命について

日程（４） 報告について

１ 報告第１号 専決処分の報告について（専決第３号 和解及び損害賠償額の決定）

２ 報告第２号 繰越明許費繰越計算書について

３ 報告第３号 柳川市土地開発公社の経営状況について

午前10時 開会

○議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから平成27年第３回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

○市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は、平成27年第３回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、３月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

まず初めに、市長会及び広域で構成する協議会、期成会等について御報告いたします。

５月11日に糸島市で第128回福岡県市長会が開催されました。議案審議では「学校教育の充実について」や「道路等の整備促進等について」など39議案、全ての議案が承認・決定され、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することになりました。

５月14日に長崎県雲仙市で開催されました第116回九州市長会総会では、福岡県から提案いたしておりました「都市財政の拡充強化について」や「国民健康保険制度及び高齢者医療制度について」「農林水産業の振興について」などの５議案を含む全14議案が承認・決定され、九州市長会名で国などの関係機関へ要望することになったところでございます。

また、６月９日、10日の２日間の日程で第85回全国市長会議及び委員会、理事・評議員合同会議が開催されました。市長会議では「地震・津波・火山噴火等防災対策及び原子力安全・防災対策の充実強化に関する決議」や「地方創生の推進に関する決議」などの５決議案と「個人情報保護に関する緊急決議案」が承認・決定され、全国市長会名で国及び国会議員へ強く要望することとなりました。

さらに、医療・教育はナショナルミニマムとして国が取り組むべきとした「少子化対策・子育て支援に関する特別提言」及び各支部より上程された82議案の中より特に重要と思われる議案を重点提言として、国及び国会議員に提出することとなりました。

次に、会長を務めております福岡県土地改良事業団体連合会、福岡県市町村福祉協会、筑後川下流土地改良区連合、福岡県海岸協会など32団体の理事会や総会を開催いたしました。

このほか、福岡県国民健康保険団体連合会、福岡県筑後川下流域農業開発事業促進協議会、筑後七国商工観光推進協議会など、広域で構成する協議会や期成会等８団体の総会に出席するとともに、柳川人権擁護委員協議会や柳川市体育協会、柳川市交通安全協会など市内24団体の総会等に時間の許す限り出席いたしました。

続きまして、国等に対する要望活動について御報告いたします。

まず初めに、４月24日と25日の２日間の日程で九州防衛局による陸上自衛隊の佐賀空港利用（デモフライト）における騒音測定が行われるのにあわせて、本市独自でも進入ルート下に当たる昭南町での騒音測定を行いました。私も25日に昭南町の測定場所に赴き、視察を行ったところであります。そして、５月21日にオスプレイ配備等に関する対策チームリーダーである副市長が九州防衛局に「デモフライトにおける飛行経路や高度、風向きなどの詳しいデータの提供及び米国ハワイ州で発生したオスプレイの事故原因の詳細について、判明次第、速やかな公表」の要望を市長名で行ってまいりました。

全国市長会で上京中の６月９日には、市内の土地改良区が事業主体となって実施している農業基盤整備促進事業による暗渠排水工事予算割り当て内示額が大幅に減額されており、事

業期間の延長や総事業費の増加が懸念されています。そこで、平成27年度事業費確保について、地元選出国會議員及び農林水産省に対して要望を行ったところであります。

続きまして、市政の近況について御報告いたします。

まず初めに、西鉄柳川駅の自由通路・駅前広場・新駅舎供用開始記念式典を3月20日に行いました。西鉄柳川駅に新設した東口と改修整備された西口とを結ぶ自由通路や駅前広場が完成し、本市の玄関口としてリニューアルされた柳川駅が誕生いたしました。

翌3月21日は合併10周年を迎え、市民会館での記念式典を開催いたしました。市内の各団体を初め、国會議員、県議會議員及び自治体関係者の皆様630名に御出席を賜り、厳粛にとり行うことができました。

合併10年を機に、市民の皆様と一緒に、若者が夢と希望の持てる「住んでよし訪れてよし」の柳川市をつくってまいりたいと考えています。

翌22日には、市内外から1,401名のランナーを迎えて、合併10周年記念「第1回柳川おもてなし健康マラソン大会」を開催いたしました。沿道では市民の温かい声援とあまおう等の差し入れなどがあり、選手の皆さんには大変満足いただけた大会だったかと思います。今大会に御理解と御協力をいただきましたコース沿いの住民の皆様や大会運営ボランティアの方々、御協賛いただきました皆様には、この場をおかりいたしまして厚くお礼申し上げます。

3月28日に有明校区と豊原校区のコミュニティセンター、翌29日には皿垣コミュニティセンターの落成式を開催いたしました。大和・三橋地域に整備しているコミュニティセンターは藤吉校区を残すのみとなり、7月には起工式を行い、来年春には完成する予定であります。これで市内全校区に地域コミュニティの活動拠点が整うこととなります。

5月13日には中山小学校校舎落成式を挙行いたしました。新校舎の普通教室には空調設備を設置するとともに、校舎屋上には太陽光発電設備を配し、室内照明は省エネ型照明のLEDを採用し、環境にも配慮した校舎となっております。子供たちには楽しい学校生活を送っていただけるようになったと思います。

次に、平成7年以来、20年ぶりに本市において新嘗祭献穀を行うこととなり、5月23日に水稻・粟播種祭が東百町の圃場でとり行われました。6月21日に水稻御田植祭、9月に抜穂式が行われ、10月には皇居に献納する予定となっております。福岡県を代表する米とアワが立派に育ち、収穫をして関係者の皆様と一緒に献納を喜びたいと思っております。

翌24日には、大阪市で開催されました関西福岡県人会総会・懇親会に市長就任後、初めて出席いたしました。当日は白秋先生の歌に始まり、柳川ブランド品のPRを兼ねた展示即売も行ってまいりました。あたかも「柳川デー」のようで、大いに本市をPRすることができたと思っております。さらに、懇親会終了後には柳川市出身者の集いが企画をされ、本市の近況報告を交えながら意見交換を行うことができました。

6月5日には第1回柳川市総合教育会議を開催いたしました。この会議は、地方教育行政

の組織及び運営に関する法律が改正され、４月から新たな教育委員会制度が施行されたのに伴うものであります。今後、教育委員会と十分な協議、調整をしながら教育大綱を策定して、柳川市としての教育に関する方向性を示していきたいと考えています。

最後に、５月18日に本市の防災会議・水防協議会合同会議を開催し、６月７日には防災訓練・水防演習の庁舎内訓練及び両開地区の橋本町で現地訓練を実施いたしました。今月２日には平年より３日早い梅雨入りが発表され、本格的な梅雨の時期を迎えましたが、災害には万全を期して対応していきたいと考えています。

以上で行政報告を終わります。

○議長（浦 博宣君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第１ 議会運営委員長報告について

○議長（浦 博宣君）

日程１．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成27年第３回柳川市議会定例会の会期日程等について、６月11日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日６月15日から７月１日までの17日間といたしております。

その内容について申し上げます。

本日開会、提案理由の説明、16日、17日は考案日、18日を議案質疑、19日は考案日、20日、21日は休日で休会、22日、23日、24日を一般質問、25日、26日を各常任委員会、27日、28日は休日で休会、29日、30日は事務整理日、７月１日を採決、閉会としております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程２が会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程３．議案第38号から議案第45号までの８議案の一括上程であります。

日程４が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

次に、２日目の日程について申し上げます。

日程１が議案質疑についてであります。

初めに、議案第38号及び議案第39号の２議案を一括議題とし、質疑終了後、２議案とも即決といたしております。

次に、議案第40号から議案第43号までの４議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第40号は総務委員会に審査を付託、議案第41号は教育民生委員会に審査を付託、議案第42号は即決、

議案第43号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第44号及び議案第45号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げます、終わります。

○議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（浦 博宣君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、6番荒巻英樹議員及び17番田中雅美議員を指名いたします。

日程第3 議案第38号～議案第45号

○議長（浦 博宣君）

日程3．議案第38号から議案第45号までの8議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

今回御提案いたします議案第38号から議案第45号までの8議案について御説明申し上げます。

まず、議案第38号 専決処分の承認について（専決第1号 柳川市税条例等の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、平成27年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

これは地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、柳川市税条例も同様に改正したものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、個人市民税につきましては、住宅ローン減税期間の延長や、ふるさと納税の税控除に係る申告手続の簡素化、軽自動車税につきましては、一定の環境性能を有する軽4輪等に対し、平成28年度の1年間に限って軽自動車税を軽減するグリーン化特例の導入などを行ったものであります。

次に、議案第39号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本案は、現在、借地により使用している柳川駅西口駐輪場の所有者からマンション建設用地への売却に伴う契約解除の事前申し入れがあり、本年10月31日までしか借用できないこととなりました。

この駐輪場については、市有地、借地部分を含めて満杯状態であることなどから、新たに隣接地を賃借し、市有地とあわせて新しく柳川駅西口駐輪場として整備する必要があるためが生じたものであります。

現在の駐輪場の借用期限が10月31日までとなっており、それまでに新しい駐輪場整備工事を完了する必要があるが生じましたが、完了まで約6カ月を要する見込みであり、至急、予算措置を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、これを平成27年度柳川市一般会計補正予算（第1号）として、平成27年4月24日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

予算の規模といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に29,424千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29,281,424千円といたしたものであります。

補正予算の内容につきましては、歳出の2款・総務費、1項・総務管理費、15目・駅前駐輪場対策事業費に29,424千円を増額補正しております。

歳入においては、その財源として、18款・繰越金に同額を追加したものであります。

次に、議案第40号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に629,605千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29,911,029千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、2款・総務費では、29,003千円を増額補正しております。

内容としましては、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点に立って更新、統廃合、長寿命化等の計画を作成する公共施設等総合管理計画策定・固定資産台帳整備等業務委託料及び852名の方から寄せられたふるさと寄付金を財源としたふるさと元気応援基金積立金であります。

3款・民生費では、老朽化した蒲池保育園の改築に伴う施設整備補助金175,722千円を増額補正しております。

4款・衛生費では、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことを受け、本市の空き家の実態調査を行う委託料6,000千円を増額補正しております。

5款・労働費では、シルバー人材センター高齢者活用現役世代雇用サポート事業補助金2,800千円を増額補正しております。

これは平成27年度からの新規事業で、育児支援分野等での高齢者就業機会を開拓することで、女性の社会進出を後押ししようとするものであります。

6 款・農林水産業費では、柳川農協が国の強い農業づくり交付金事業の支援を受けて実施する野菜集出荷施設整備に対する補助金396,498千円を増額補正しております。

7 款・商工費では、5,500千円を増額補正しております。

内容としましては、西鉄柳川駅の9月のグランドオープンにあわせて行うプロモーション事業委託料及び11月3日、4日に本市で開催予定の全国水都ネットワークフォーラム in 柳川に係る補助金であります。

なお、プロモーション活動については、株式会社西日本鉄道と共同で行うこととしており、西鉄電車やバスを柳川仕様で運行するほか、西鉄福岡駅を柳川仕様のポスターやフラッグで装飾することとしております。

10款・教育費では、14,082千円を増額補正しております。

主な内容としましては、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業を活用した城内子供たるみこしコミュニティ補助金、地区公民館建設費補助金交付要綱に基づく獺町古川公民館改築に係る補助金、三橋公民館1階ホール及び大ホール控室の防水工事費、現在発掘調査を行っている上町遺跡発掘調査において、地元との協議により調査方法を一部変更する必要があることに伴う調査費用であります。

なお、発掘調査に係る増額費用につきましては、全額、事業主である福岡県が負担することとなっております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、14款・県支出金では、蒲池保育園施設整備に伴う保育所等整備交付金や強い農業づくり交付金事業費453,163千円を増額補正しております。

16款・寄付金では、ふるさと寄付金18,043千円を増額補正しております。

18款・繰越金では、154,504千円を増額補正しております。

19款・諸収入では、埋蔵文化財発掘調査委託費や城内子供たるみこし保存会に係るコミュニティ助成金3,895千円を増額補正しております。

このほか、第2表 債務負担行為補正では、公共施設等総合管理計画策定・固定資産台帳整備等業務委託料を追加しております。

次に、議案第41号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正及び国民健康保険特別会計の健全な運営を図るために条例の一部を改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直しとともに、低所得者に対する保険税軽減対象の拡大に係る改正を行うものでありま

す。

また、国民健康保険特別会計は、平成26年度決算において実質単年度収支で約310,000千円の赤字が見込まれ、歳入不足を基金からの繰り入れにより補填しておりますが、昨今の医療費の伸びを勘案すると、基金積立金も平成27年度末には大変厳しくなると見込まれることから、今回、国保税率の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第42号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成27年3月3日、第2回定例会で議決をいただいた工事請負契約の締結についての一部に変更が生じたので、再度、議会の議決を求めるものであります。

内容を申し上げますと、両開漁港機能保全工事における工事延長の増加に伴い、契約の金額211,105,440円を244,005,480円に増額変更するものであります。

次に、議案第43号 平成26年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本案は、平成26年度に生じました利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

処分の内容については、平成26年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金1,110,772,697円のうち700,919,595円を減債積立金に積み立て、64,600千円を建設改良積立金に積み立て、残余を平成27年度に繰り越すものであります。

次に、議案第44号 柳川市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本市公平委員会委員の境照廣委員が平成27年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に再度同氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第45号 柳川市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本市教育委員会委員の本園眞弓委員が平成27年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に瀬戸口京子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、8議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御決定及び御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 報告について

○議長（浦 博宣君）

日程4．報告について。

報告第1号 専決処分の報告について（専決第3号 和解及び損害賠償額の決定）、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について及び報告第3号 柳川市土地開発公社の経営状況について市長の報告を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

報告第1号から第3号まで御説明申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成27年4月25日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成27年3月17日午後4時30分ごろ、柳川市大和町栄378番地1のアパート敷地内において、業務のためアパートを訪問していた収税対策課嘱託職員が公用車両を駐車するため後進させたところ、相手方が所有する外構フェンスに接触し、当該フェンスを損傷させたものであります。この事故に係る損害賠償額を18千円と決定し、相手側と示談いたしたところであります。

なお、決定した損害賠償額は、一般財団法人全国自治協会自動車共済保険の保険金で補填しております。

次に、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成26年度一般会計補正予算（第4号）等において御承認いただきました漁港機能保全事業費のほか24件の繰越明許費予算について、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり1,372,314,413円を平成27年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号 柳川市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況を当該公社の決算書等に基づき報告するものであります。

平成26年度の経営実績については、損益計算書に示しておりますように、事業収益、事業外収益を合わせた収益は98,793,010円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合わせた費用は98,901,254円となっており、収入支出差引108,244円の純損失を生じております。

したがって、平成26年度における準備金は前年12,890,891円と平成26年度108,244円の純損失との差引額12,782,647円でありまして、これを平成27年度に繰り越しております。

財政状態については、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は現金預金を保有しており、固定資産は保有しておりません。

また、固定負債については、平成26年度に市からの長期借入金90,457千円を全額返済しており、現在の固定負債はございません。

平成27年度事業については、公共用地管理費として3千円を計上いたしております。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（浦 博宣君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告については御質問は本日の本会議終了後の
全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時38分 散会

柳 川 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録

平成27年 6 月18日柳川市議会議場に第 3 回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1．出席議員

1 番	河 村 好 浩	2 番	江 口 義 明
3 番	菊 次 太 丸	4 番	浦 川 和 久
5 番	立 花 純	6 番	荒 巻 英 樹
7 番	熊 井 三千代	8 番	白 谷 義 隆
9 番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	矢ヶ部 広 巳
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	田 中 雅 美	18番	・ 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	20番	梅 崎 和 弘
21番	三小田 一 美	22番	浦 博 宣

2．欠席議員

な し

3．地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	石	橋	正	次
建	設	野	田		彰
産業経済部	長兼大和庁舎長	成	清	博	茂
教育部	長兼三橋庁舎長	・	見	孝	則
消	防	橋	本	祐	二郎
人	事	平	田	敬	介
総	務	白	谷	通	孝
企	画	桜	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	木	下		隆
健	康	大	石	涼	子
福	祉	原		忠	昭
学	校	武	田	眞	治
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	林			誠
水	路	松	永	泰	治
水	道	田	中	康	幸

4．本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	徳	永	喜
								美	香

5．議事日程

日程（１） 議案質疑について

- 1 議案第38号 専決処分の承認について（専決第1号 柳川市税条例等の一

部を改正する条例)

- 2 議案第39号 専決処分の承認について(専決第2号 平成27年度柳川市一般会計補正予算(第1号))
- 3 議案第40号 平成27年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について
- 4 議案第41号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第42号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について
- 6 議案第43号 平成26年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 7 議案第44号 柳川市公平委員会委員の選任について
- 8 議案第45号 柳川市教育委員会委員の任命について

午前10時 開議

○議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

○議長(浦 博宣君)

日程1. 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをないようにお願いしておきます。

議案第38号 専決処分の承認について(専決第1号 柳川市税条例等の一部を改正する条例)

及び議案第39号 専決処分の承認について(専決第2号 平成27年度柳川市一般会計補正予算(第1号))

の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浦 博宣君)

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第38号 専決処分の承認について(専決第1号 柳川市税条例等の一部を改正する条例)は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第39号 専決処分の承認について（専決第2号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第1号））は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、議案第40号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について

議案第41号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について

及び議案第43号 平成26年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

○19番（伊藤法博君）

19番伊藤ですが、議案第43号 平成26年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

平成26年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金1,110,772,697円のうち700,919,595円を減債積立金に積み立て、64,600千円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとありますが、先ごろの新聞では、水道事業は非常に赤字が続いて、2割、3割の料金の値上げをせにゃいかんという中において、例年では減債基金の積み立てが1億円程度のやつがことしに限って7億円ということになっておりますが、その原因はどういうところにあるか、お尋ねをしたいと思います。

○水道課長（田中康幸君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

水道事業会計は、地方公営企業法により地方公営企業会計基準により事業を行っております。本市水道課の利益剰余金の処分の方針については、減債積立金は当年度純利益の範囲内で翌年度元金償還額の2分の1程度を積み立て、建設改良積立金については当年度純利益の範囲内で減債積立金の積立額を控除した額を積み立てることとしております。

今回提案しております議員御質問の平成26年度未処分利益剰余金が1,110,772,697円となっていることについてお尋ねでございますけれども、昨年度の未処分利益剰余金474,106,093円に比べて630,000千円余り増加しておりますが、平成26年度より適用された地方公営企業会計基準の見直しに伴うみなし償却制度廃止により生じました597,109,595円を含んでおります。

このみなし償却というのは、固定資産取得時の財源に国庫補助金などを含んで取得した場合に国庫補助金等の額分を減価償却せずに自己資金によるものだけを減価償却する制度でございます。平成26年度からこのみなし制度は廃止となり、これに伴う利益剰余金は平成26年度に一度だけ発生するものであります。

伊藤議員の御質問の700,919,595円の減債積立金については企業債の償還に充てるための積立金であり、建設改良積立金は建設、または改良工事等を行うための財源として充てる目的での積立金であります。また、平成26年度柳川市水道事業会計の純利益は税抜きで決算見込み167,647,009円であります。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

大体わかりました。

今現在、水道事業での負債というのはどれくらいありますか。

○水道課長（田中康幸君）

平成26年度の決算見込みでの企業債残高は4,098,277,997円でございます。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

その40億円余りの負債に対して、減債基金の適正な積み立てはどれくらいだと考えておられますか。

○水道課長（田中康幸君）

全額積み立てるのが適正だと思っております。

以上です。

○議長（浦 博宣君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第40号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第41号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第42号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第43号 平成26年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第44号 柳川市公平委員会委員の選任について
及び議案第45号 柳川市教育委員会委員の任命について
の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。2議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第44号 柳川市公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり境照廣氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり境照廣氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第45号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり瀬戸口京子氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり瀬戸口京子氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時12分 散会

平成27年 6 月22日（月曜日）

柳 川 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録

平成27年 6 月22日柳川市議会議場に第 3 回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1．出席議員

1 番	河 村 好 浩	2 番	江 口 義 明
3 番	菊 次 太 丸	4 番	浦 川 和 久
5 番	立 花 純	6 番	荒 巻 英 樹
7 番	熊 井 三千代	8 番	白 谷 義 隆
9 番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	矢ヶ部 広 巳
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	田 中 雅 美	18番	・ 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	20番	梅 崎 和 弘
21番	三小田 一 美	22番	浦 博 宣

2．欠席議員

な し

3．地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	石	橋	正	次
建	設	野	田		彰
産業経済部	長兼大和庁舎長	成	清	博	茂
教育部	長兼三橋庁舎長	・	見	孝	則
消	防	橋	本	祐	二郎
人	事	平	田	敬	介
総	務	白	谷	通	孝
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	木	下		隆
健	康	大	石	涼	子
福	祉	原		忠	昭
学	校	武	田	眞	治
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	林			誠
水	路	松	永	泰	治
安	全	松	藤	敏	彦
市	民	徳	永	雅	子
生	活	松	嶋	眞	一
ま	ち	大	淵	洋	祐
水	産	中	村	正	光
農	業	高	口	哲	也
農	業	乗	富	祐	治
廃	棄				
物	対				
策	課				
長					

4．本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

議会事務局次長兼庶務係長 内 田 猛
 議会事務局議事係長 徳 永 喜 美 香

５．議事日程

日程（１） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	5 番 立 花 純	1．地震災害に対する本市の取り組みについて (1) 避難施設について問う 2．「空き家等の適正管理に関する条例」制定について
2	16 番 藤 丸 正 勝	1．柳川市大型、公共工事建設について (1) 柳川市民会館新築工事計画について (2) 火葬場移設新築工事計画について (3) 焼却場移設新築工事計画について 2．佐賀空港オスプレイ配備、柳川市の考えは、 (1) 柳川市又、柳川市民にどのような影響があるか、又良い点はあるか (2) オスプレイの性能や事故対応は、又、国や県の考えは
3	8 番 白 谷 義 隆	1．佐賀空港へのオスプレイ等の配備について 2．市民会館の建替えについて 3．職員の接遇について
4	17 番 田 中 雅 美	1．農業振興について (1) 担い手育成・後継者対策 (2) 農地中間管理機構 (3) 特産品づくり・ブランド化 (4) 6次産業 (5) 農業振興計画について 2．漁業振興について (1) 有明海再生 (2) E M菌の活用 (3) 海苔の販売方法 (4) 後継者対策 (5) 採貝漁業の現状
5	14 番 矢ヶ部 広 巳	1．西蒲池お墓建設 2．ＹＯＵ・遊の森公園トイレ拡張 3．田んぼ売買の縛りは 4．385号開通は

午前10時 開議

○議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

○議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、5番立花純議員の発言を許します。

○5番（立花 純君）（登壇）

皆様おはようございます。5番、柳誠クラブ、立花純でございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

未曾有の被害となった2011年3月11日発生した東日本大震災からはや4年が過ぎました。いまだ復興にはほど遠い現状もよく聞かれ、一日も早い真の復興を望むものであります。

さて、気がかりなのは、ことしに入り日本各地で火山の噴火、地震が多発しており、神奈川県箱根山では火山性地震が発生し、現在も注視の状況であります。5月29日には鹿児島県口永良部島新岳が爆発的噴火をし、現在も全島民が避難する大変な事態となっております。翌30日には小笠原諸島西方沖を震源地とするマグニチュード8.5という海底地震が発生し、日本では東日本大震災のマグニチュード9.0に次いで大きなものでありました。まさに天変地異の前触れではないかとささやかれております。

本市においても、いつ、同様な地震が、また災害が直撃するかわかりません。そうした事態に遭遇した場合、行政はいかにリーダーシップを発揮し、柳川市民の安全を最優先し、天災を人災にしない意識、指導を持たなければなりません。

今回私は、地震災害などに対する本市の取り組み体制の確認、避難施設について、また空き家等の適正管理に関する条例制定についてなどの関連質問をさせていただきます。

詳細質問は一問一答方式にて自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○5番（立花 純君）続

NHKの世論調査からは、国民の8割が大地震に不安を持っている結果があります。住んでいる地域で大地震が起きる不安について、1、大いに感じている、2、ある程度感じてい

る、3、余り感じていない、4、全く感じていないの4段階で聞いた結果、ある程度感じている人が全体の55%と最も多く、大いに感じている人の25%を合わせると、感じている人は80%という大多数に上ります。

地域別で見ますと、大いに感じている人は、震災の被害者が多い東北、茨城、千葉で37%と多く、また茨城、千葉を除く関東で28%、東海で35%と、どちらも全体を上回っています。これらの地域で不安が強い人が多いのは、首都直下型地震や東海地震の想定に含まれ、意識する機会があるためと考えられております。なお、中国、四国、九州地方では、13%と少ない結果であります。

そこでお尋ねをいたします。

本市において、東日本大震災の教訓を受け、市民を対象とした意識調査をされたことはありますでしょうか。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

市民を対象とした意識調査を実施したことはございません。

以上です。

○5番（立花 純君）

私の記憶では、震災発生後、柳川市からも有志ということで東北地方等々に市の職員を派遣された記憶がございます。そういった観点のもとに、なぜそういった意識調査というのを、その範囲は限定的だと思いますが、されなかったのか、ちょっと私は不思議に思いますが、いま一度御答弁をお願いします。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

確かに議員おっしゃるとおり、職員の派遣ということを実施しております。ただ、地震に関しての意識調査という全市的な規模での調査は実施をできなかったということでございます。

○5番（立花 純君）

この点はいろいろ震災の地域にあった方、または自治体、また、遠く離れているこの九州地方ではかなり温度差があるかもしれませんが、先ほど私、冒頭に申し上げましたとおり、やはりことは、特に天変地異の予測もされている昨今ですので、柳川市としての今後の傾向と対策を考えて、そういった意識調査もするべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

東日本大震災の犠牲者のほとんどが津波により亡くなったとされています。被災予測の意識調査では、その津波を心配する人は18%と少なく、建物の崩壊、火災、ガスなど危険物の爆発が心配というような結果調査が出ています。

本市は、有明海沿岸にある自治体であります。市民の中には、有明海は内海のため、津波

の影響は限定的だと楽観視されている方も多くいらっしゃいます。このような意見を聞いて、本市の見解をお尋ねいたします。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

市民の中には、有明海は内海であるために、確かに有明海は日本一の干満差がございます。議員が言われますように、津波の影響はさほどないと思われる市民の方も多いようでございます。しかしながら、本市におきましては、平成24年7月14日の九州北部豪雨災害によりまして、市内の3分の1の地域が浸水するという大きな被害を受けました。この状況を目の当たりにしました市民の皆さんの防災に対する意識は、大いに高まってきているというふう実感している部分もございます。

以上です。

○5番（立花 純君）

ありがとうございます。

防災に対する意識は、当然、水害、震災等の経験も踏まえてあるかと思いますが、地震における津波発生の影響について、端的にお尋ねします。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

南海トラフについての本市への影響でございます。現在のところ、まだ示されておりませんけれども、本市に近い雲仙地溝内縁東部断層帯と西部断層帯の連動によって想定した地震が起きた場合、地震発生から49分で柳川市に津波が到達し、新月と満月の平均満潮位の場合に31センチメートル、平均潮位の場合に26センチメートルの津波の高さが予想をされているところでございます。

有明海における過去の津波被害については、「島原大変肥後迷惑」が有名でございますが、柳川藩の被害につきましては、家老の戸次織衛が日記に書きとめております。その中には、「この日の午後10時ごろ、沖端川の水位が高くなり、土居も危うくなったが、その後、次第に水位は下がったことを町役人2人が報告に来た。」という日記があります。また、織衛の江戸のおじに宛てた手紙にも、「こちらは肥前と肥後に接し、領内に沿岸部もあるが、このときは何の異常もなく大変幸いなことであった。」ということでございます。

この地域の影響は少なかったようです。しかしながら、東日本大震災のような災害が起こり、堤防が壊れてしまうようなことになれば、本市においても重大な被害が発生することも否定できないというふうに考えております。

以上です。

○5番（立花 純君）

ありがとうございます。想定もされているということですね。

実は、本市と同様な位置にあるお隣の牟田市では、東日本大震災の2年後に当たります2013年に市の広報を通じ、「津波から身を守るには」と題して、注意喚起を全市民向けに発

信されております。その内容は、1、津波による被害発生の可能性について、2、津波が発生した場合の危険度について、3、津波が発生した場合の防災行政無線などの周知方法について、4、津波警報発令後の注意事項などについて明記をされています。

本市におきましても、全市民に対しての周知方法、例えば、防災ラジオ、防災無線、防災メール、地域ごとのハザードマップ等に記載、指導するなど、津波に関する意識向上の指導を改めてする必要があると思います。

それでは、今いろいろ課長が申し上げましたが、今後の本市対応について、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

本市では、甚大な被害がありました東日本大震災から1年を経過しました平成24年3月の広報やながわで、「災害と向き合う」という見出しで津波、水害、台風、地域の災害について、6ページにわたる特集を組み、啓発を行ったところでございます。

また、本市は台風の常襲地帯であり、風水害が懸念される土地柄でありますことから、毎年、広報紙を通じて、出水期前に災害に備えるための啓発を行っているところでございます。

さらには、毎年行う防災訓練においては、地震による被害想定を訓練種目に組み込んでいるほか、出前講座等により積極的に地域に出向き、地域で防災を考えるための基礎づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（立花 純君）

水防演習並びに防災訓練等は、先日、私も見させていただきましたが、水害、要するに洪水等につきましては、3年前の災害を実体験した本市ですので、言われなくても、それぞれの一市民及び行政の担当者もしっかり認識をされて、その予防に努められていると思いますが、関連して、やはり災害というのは、さまざまな分野があります。地震から津波、そして防波堤が、今は修理していますが、決壊した場合のいろんな面です。

私が先ほどハザードマップに記載というふうに申し上げたのは、本市防災マップ、ハザードマップ等は、地域ごと及び行政のほうでインターネット等でお示しされていますが、またこの後、御質問させてもらいますが、それぞれの避難所の位置関係を勘案しますと、洪水、浸水をした場合のその避難所の洪水水位の一覧を見ますと、1メートル、2メートルにも該当するような避難所がもう過半数以上なんですよ。地理的に既存で今建っている施設ですから、いたし方ない部分もあるかもしれませんが、よくその地理的な状況を鑑みて、今後の防災拠点のあり方、予備防災についての御検討をお願いしたいと思います。

江戸時代には、雲仙の火山活動により眉山が崩落して「島原大変肥後迷惑」と言われる20メートルを超す大きな津波災害が発生し、1万5,000名ものとうとい命が亡くなっていま

す。

本市は、1次産業で生計をとられている市民も多く、その中には大和町の中島地区、沖端地区、崩道地区などは、河川の下流域に密集した独自の移住地域が形成されております。

有明海は干満の差が大きく、大潮の満潮時には海面のほうが居住の土地より高くなります。一たび、大潮の満潮時と津波等の災害が重なれば、たとえ50センチメートル程度の津波でも、海岸や河川の下流域に及ぼす被害は甚大になることでしょう。

今の時代、高潮対策事業など近代土木技術の飛躍的な進歩により、強固な護岸整備等防災整備はできつつありますが、時として、自然の猛威は我々人間が考える想定外の被害をもたらします。どうか金子市長初め、執行部の方々には、いま一度本市の地理的状況を再度認識いただき、柳川市防災の再検討をお願いしたいと思います。

続きまして、防災上の観点から空き家建物の崩壊などについてお尋ねします。

この問題は、以前から地域住民より空き家対策の観点からも、幾度となく問題となっております。私も、昨年6月議会、一般質問でも違った角度で質問させていただきました。

このたび、国のほうでは、空家等対策の推進に関する特別措置法が、ことし2月17日に閣議決定され、同2月26日に施行され、規定の施行は5月26日に開始されております。

この法律が施行された背景は、適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため対応が必要であると示してあります。

現在、全国では、空き家は820万戸あると発表されており、福岡県の発表では32万戸、うち賃貸、売却用住宅や別荘の二次的住宅が22万戸、うち住宅は10万戸、住宅総数の13.5%が空き家であり、大体7軒から8軒程度に1軒が空き家というデータがあります。

お尋ねをさせていただきます。

本市における住宅総数に対する空き家数、空き家率についてお尋ねをいたします。

○生活環境課長（松嶋真一君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

総務省が実施いたしました平成25年度住宅・土地統計調査によれば、本市の住宅総数は2万5,590戸、空き家総数2,970戸で、空き家率は11.6%となっております。

以上です。

○5番（立花 純君）

ありがとうございます。

ちなみに次の調査予定というのは、2年越しなんですか。わかれば教えてください。

○生活環境課長（松嶋真一君）

5年ごとということでございます。

○5番（立花 純君）

ということは、平成30年ですね、はい。

次、お尋ねします。

それでは今、柳川市でいうところの空き家が2,970戸ということでございましたが、本市の空き家の管理について、どのような規定で、かつ管理をされているのでしょうか。

○生活環境課長（松嶋真一君）

本市におきましては、空き家管理に関する規定等はございません。しかし、市外から人を呼び込み、市内に長く住んでいただくことで、地域を活性化させる取り組みの一つとして、市内の空き家や空き地を活用する空き家バンク制度に取り組んでいるところでございます。

また今後は、適切な管理ができていない空き家等で特定家屋に認定された場合は、解体や修繕の必要な対応がされるまで個別の台帳で管理いたしまして、進捗状況を把握していくことといたしております。

以上です。

○5番（立花 純君）

ありがとうございます。

空き家の管理はしていないということですけど、ちょっと私はいろいろ税制の面も含めて、固定資産税やらもろもろですね、やっぱり行政というものは、その人口動態とともに、必ず誰しもがどこかに住まわれているんですね。やっぱりそれを管理されていないというのは非常に不思議でなりませんが、これは今後も管理という形でされる予定はないんでしょうか、方法ですね。

○生活環境課長（松嶋真一君）

管理の方法につきましては、ただいま申し上げました条例が制定された分で、しっかり行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（立花 純君）

条例じゃなくて、法律ですね。特別措置法の指針に、市町村等の地方公共団体は、適切な管理が行われていない空き家等に対して、既存法や条例に基づき、必要な助言、指導、勧告、命令等を行い、適切な管理を促すとともに、それぞれの地域の活性化等の観点から国の財政上の支援、措置等を利用しながら、空き家等を地域資源として有効活用するなど、地域の実情に応じた空き家対策に関する施策を実施していると書かれています。

それでは、お尋ねします。本市におけます空き家関係の既存法、条例の現状はどうなっていますでしょうか。

○生活環境課長（松嶋真一君）

本市におけます条例制定の関係について御説明いたします。

本市には、空き家関係の条例や規則は現在ございません。近隣自治体では、平成25年3月

に久留米市、平成25年12月に筑後市、平成26年9月には八女市が条例を制定いたしております。このため、本市でも平成26年度に条例案を議会に提案できるように準備を進めてまいりました。しかし、平成26年秋の臨時国会におきまして、検討中の条例で規定する内容とほぼ同じ内容の空家等対策の推進に関する特別措置法が提出されるとの情報がありまして、この法律の成立を注視していたところでございます。その結果、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月19日に可決成立し、11月27日に公布されたところでございます。

以上です。

○5番（立花 純君）

条例は、つくる予定であったけれども、国のほうの法律が先に進んでいるようなので、それを鑑みて条例等をするかどうかという判断をしたいということだったと思いますが、それはそうかもしれませんが、やっぱりこの法律を待って条例等をつくるんじゃなくて、先ほど課長の御答弁でありましたけど、久留米市もそうですが、この筑後7カ国では、八女市とか、筑後市はもうしっかりと1年ぐらい前から、この条例を独自に制定されて、その地域のあり方、俗に言う定住化促進のやはり施策を行政独自で練っていらっしゃいました。これは、結果論として、もう法律が施行されていますから、それに見合わせて、今後、検討をされると思いますが、この国の施策が特別措置法ということで比較しながら、私はやはり、柳川市独自の、地域の実情に合った条例等も改めて策定してもいいのではないかと思います。

法律というのは、時として大局的なものがほとんどなんです。やはり福岡都市圏と柳川市では実情、実態違います。そこに住んでいる人も違います。そこで働いている人も違います。ですから、柳川市独自のこの空き家対策も含めた住環境をしっかりとリサーチをして、この法律に基づいた柳川市独自のメニュー、施策を御検討していただきたいと思いますので、どうぞ御検討をいただければと思います。

福岡県内は、現在60の市町村で構成されております。現在、20の市町が空き家対策に関する条例を既に定めてあります。今言いましたとおり、八女市、筑後市が空き家等の適正管理に関する条例を既に施行されており、筑後市では1年以上も前に制定されております。

現在、金子市長が掲げておられる「住んでよし」の理念のもと、定住化の促進を進めておられます。しかし、その住んでいただく空き家等の現状把握に行政が真剣に対応されているのか、私は少し疑問があります。また、空き家等がもたらす問題が多岐にわたり、解決すべき課題が多いことを踏まえると、空き家等がもたらす問題に総合的に対応するための本市独自の条例の制定を、関係法令と照らし合わせながらつくることを私は願っております。

この件につきまして、空き家等の適正管理に関する条例制定について、今後の見解を市長にお尋ねします。

○市長（金子健次君）

それでは、立花議員の御質問にお答えしたいと思います。

本市において、条例化の制定をということでございます。

これにつきましては、九州市長会、全国市長会等につきまして、いろいろな形で空き家対策について、国の法律の制定を要望してきたところでございます。そういう意味では、先ほど課長が申し上げたような形で国に法律ができました。

あと、本市におきましては、これに基づきまして、空き家等の対策計画を策定いたします。その中において一番問題になるのは、空き家について非常に困っている部分がありまして、解体できないか、強制的な執行ができないかということでございます。そういう面については国の法律の中でできておりますので、それに基づきながら、強制執行等についてもやっていきたいというふうに考えているところでございますので、改めての条例化については、そこに不備があるとするならば必要かもしれませんが、今のところは考えておりません。

以上です。

○ 5 番（立花 純君）

市長の御答弁ありがとうございます。

今のところはちょっと検討されていないということですが、いずれにしろ、この空き家対策というのは、もう社会問題になっており、柳川市にとっても私は非常に今後の人口増減に大きく寄与するものだと思いますので、時を見計らって、また確認、質問させていただきたいと思います。

県は、国とともに、市町村が行う空き家等対策の実施に要する費用に対する補助など財政措置を講じているとされていますが、空き家等対策の補助など財政上の措置について、本市は現在どのような施策がありますか。また、周知方法等をお教えてください。

○ 生活環境課長（松嶋真一君）

本市で実施している空き家対策の財政措置としましては、平成25年度から老朽危険家屋の解体費用を補助する柳川市老朽危険家屋等除却促進事業、及び住宅リフォームを行う場合の費用の一部を助成いたします住宅リフォーム助成事業を実施しております。

また、周知方法でございますが、住宅リフォーム助成事業は毎年4月号に、柳川市老朽危険家屋等除却促進事業は、これは当初だと思いますが、平成25年8月号の市報及びホームページに掲載をしているところでございます。

なお、今後、空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されたこともありまして、市民の皆様には市報等を通して、適宜周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 5 番（立花 純君）

ありがとうございます。

先ほど言いましたとおり、この措置法をしっかりと熟知されまして、やはり柳川市でいうところの今、施策もさることながら、やっぱりベースになるこの空き家等に関する管理の仕方、

そして何よりも、地主さんがどういうふうなニーズを持っているかということまで、やはり私は理解、または周知する方法もあります。そして、発信についても業者さんを通して、こういうリフォーム、または老朽家屋の除去促進の費用があるよとかというような話も時々聞きます。もう少し皆さんの血税でこういった補助事業でございますので、年に1回等々じゃなくて、やはり方法も御検討していただきたく思いますのでお願いいたします。

次に、今回の特別措置法の施行に当たっては、立入調査や情報利用など、空き家対策に当たり、首長には強力な権限が与えられます。現在、社会問題となっています特定空き家等の対応いかんでは、防災並びに本市の空き家対策が大きく前進すると私は考えます。金子市長に、総合的な御所見をお尋ねします。

○市長（金子健次君）

それでは、立花議員の質問にお答えしたいと思います。

この法律には、特定空き家等に認定した場合、一定の手続を経れば、最終的には所有者の同意なしに市町村の判断で強制的に当該家屋の解体等を行うことを可能とする行政代執行の実施規定が設けられております。当然、所有者の方が自主的に除却等の対応をしていただくよう努力をしてまいりたいと思いますが、どうしても対応していただけないような場合には、最終的には行政代執行を実施するかどうかの判断をすることができることになります。このため、行政代執行の実施に当たりましては、今後設置する予定であります協議会や関係機関の意見などを十分聞きながら、地域住民の生命、財産を保護するとともに、生活環境の保全を図るという観点から、判断していく考えでございます。

また、法律には空き家等及び空き家等の跡地に関する情報の提供、その他、これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものと定められておるところでもございます。

空き家の中には、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拡充の観点から、地域貢献などに有効活用できる可能性があるものも存在するというふうに思っております。そういった空き家情報のネットワークの充実や補助制度の新設、拡充等の施策も検討し、利活用できるような空き家の促進を図り、地域の活性化につなげていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○5番（立花 純君）

ありがとうございます。

2点あると思いますね。まず1点目は、今、市長のほう 생각이言われましたが、今回のこの措置法は、やっぱり本当に市長、首長がリーダーシップをとってやらなきゃいけない、また、やってくださいというような一つの権限を与えられたものです。ですから、この空き家対策、要するに柳川市の将来にわたる人口問題にも大きく関係することでございます。

そして、この空き家等は柳川市、先ほど聞きましたけど、11%台の空き家率。ですから、

10軒に1軒程度の空き家ということになりますが、やはり都市部、まち部も中心に、柳川市、本当に空き家が多うございます。そういった観点をしっかり見定めて、どうあるべきかというのを強いリーダーシップで、この施策を練っていただきたいと思います。

もう1つは、この地域住民の動態というのは、行政ではなかなか理解しがたい、確認しづらいところがあります。きょうは区長さんがたくさん傍聴に来ていらっしゃると思いますが、その住民の動向を一番ライブに見られているのは、やはり区長さんたちじゃないかと思います。ですから、そういう区長さんたちにもしっかりと、市長が言うリーダーシップを伝えていただき、その動態、動向チェックをしていただき、空き家のあり方というのをやはり理解していただくような、または情報をいただくようなシステムを私は構築していただきたいと思います。ですので、今後の検討として、よろしくお願いしたいと思います。

平成24年7月14日の九州北部豪雨災害から3年の月日を迎えようとしており、先日の柳川市防災訓練・水防演習でも、その教訓を生かし、関係団体との連携により、迅速な訓練が行われました。

平成25年6月に制定された災害対策基本法では、東日本大震災での切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所が明確に区別されました。

現在、本市のホームページを見ますと、地域ごとに避難所を設けており、第1次避難所20カ所、主に公民館、コミュニティセンター、市民会館など、第2次避難所28カ所、主に市内小・中学校など、福祉避難所3カ所、柳川、大和、三橋の各保健福祉センター、計51カ所を指定されております。

お尋ねをいたします。市内51カ所のこの指定避難所は、国が区別する指定緊急避難所、指定避難所に類別を既にされているのでしょうか。また、その他の避難所はないのでしょうか。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

議員が言われますように、指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全等の一定の基準を満たす施設、または場所を市町村長が指定するものでございます。

指定避難所につきましては、災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間、滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるために市町村長が指定するものでございます。わかりやすく申しますと、災害の難を逃れるために逃げ込むところが指定緊急避難所であり、災害に遭った人が家に帰るまで過ごすところが指定避難所ということになります。

また、災害対策基本法では、「指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることが

できる。」というふうになっておりますので、条件が合えば、指定緊急避難場所であり、指定避難所でもあるという施設があるということになります。

本市の指定避難所は、市内等の61施設を指定しております。議員が言われますように市民会館やコミュニティセンター、小・中学校などの第1次避難所、第2次避難所、福祉避難所の51カ所の避難所と協定により、ふるさとホーム、第二おやさと、よのもと、第二敬和苑、ありあけ園、エルンテハイムの市内6つの特別養護老人ホームを福祉避難施設として指定しているほか、伝習館高校、柳河特別支援学校、山門高校の3つの県立学校を県立学校避難所、また、かんぼの宿柳川を民間施設避難所として指定しております。

また、緊急避難場所につきましては、先ほど申し上げました市民会館やコミュニティセンター、小・中学校などの第1次避難所、第2次避難所、福祉避難所の51カ所の指定避難所のうち、指定緊急避難所ともなり得る施設が50カ所ありまして、1カ所、緊急避難場所に適さない施設がございます。これは三橋体育センターでございまして、ここが浸水想定区域内にあり、平屋で建物の高さが低いために外れるものでございます。

このほか、同様に指定避難所であって、緊急指定避難場所ともなり得る3つの県立学校と、かんぼの宿柳川の4施設があり、さらには協定によりまして、金子病院、長田病院、財団柳川病院、大城病院、星子病院、柳川リハビリテーション学院、ハリウッド美容専門学園、杉森高校、諸藤工業株式会社の9施設を指定しておりますので、本市におきましては、合計で63の施設が指定緊急避難場所となっております。

以上です。

○5番（立花 純君）

ありがとうございます。

ホームページを見ると51カ所です。その中で防災のほうのメニューに入ってきますと、柳川市独自のハザードマップを三橋、柳川、大和地区でされています。議会事務局にも張ってありますけど、防災マップ、地域ごと、校区ごとにハザードマップとか、いろいろつくられているんです。いいことだと思うんですよ。ただ、整合性がないですね。今言った51カ所、私はホームページを見たけど、一般論としては、この市民の方というのは、この51カ所を見て、そこに避難しなきゃいけないと思っていますけど、実際は63カ所あると。

市のほうはこうやって、今、担当課ですから言われましたけど、その周知の方法がばらばらじゃないかなと思うんですね。それぞれ関係所管がありますから、その場所が1次避難所だったり2次避難所だったり、指定緊急避難所だったり指定避難所だったりしますけれども、そういうことは行政の御都合でいいんですよ。要するに、わかりやすい、きちっとした真の防災マップなりハザードマップを年に1回――7月4日はたしか防災の日ですよ、柳川市は。びしっとやっぱ年に1回ぐらい見定めて、やはりリフレッシュしたものを地域ごとに理解を深めるような周知の仕方をしたらどうかと思います。どうぞこの件は、まだいろい

るありますけれども、もっとシンプルに、わかりやすい、不測の事態に対応する周知の方法を考えていただければ幸いです。

次に、指定避難所である市内の学校施設関係に移りたいと思います。

市内は、市内の全域が、ほぼ平たん地であり、各河川から分流する掘割が縦横に走っています。また、一たび大きな災害が発生した場合、多くの住民が第2次避難所となっている学校施設へ避難されることは予想できます。

お尋ねをします。そうした場合、学校施設のどこへ避難すればよいのでしょうか。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

まずは、学校の体育館で避難者を受け入れるということになります。その後、状況に応じ、校舎等での対応も検討していくというふうになると考えております。

以上です。

○5番（立花 純君）

学校施設というのは、いろいろ見方があります。教育を学ぶ神聖な場所である子供たちの学校でもあります。反面、今言われたとおり、防災の観点から、やはり市民、その地域全体の命を守る避難所になります。

学校施設の避難エリア、いろいろ言われましたが、日ごろより点検はされているのでしょうか。されておるのであれば、どういった方法でされているのか、具体的にお教えてください。

○学校教育課長（武田真治君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

学校では毎月、月初めを学校安全の日と定めて、避難場所を含めた校内施設の点検を行い、必要に応じて修繕するなど、日常的に危険の防止を図っています。

以上です。

○5番（立花 純君）

ありがとうございます。

一部2次避難所となっています学校施設の体育館等で、雨漏れ等がある、いろいろふぐあいがあるということを現場から吸い上げられているようでありますが、その対応が迅速ではないというふうな話を聞いていますが、この件に関して、案件があればお教えてください。

○学校教育課長（武田真治君）

議員おっしゃるとおり、現在、3校の体育館が雨漏りをしているという報告を受けているところです。この3校につきましては、既に雨漏り箇所の調査や修理依頼をしているところですが、雨漏り箇所がなかなか特定できなかったり、修理をしても、また別の箇所から雨漏りしたり、修理に時間がかかっている学校もあります。しかしながら、第2次避難所に指定されている場所でもありますので、きちんと修理を行いたいと考えております。

以上です。

○ 5 番（立花 純君）

よろしくお願いいたします。

続きまして、学校施設の耐震状況に移りたいと思いますが、文科省より東日本大震災では、学校施設が子供の命を守っただけではなく、多くの施設が避難所として利用され、地域の防災拠点となったことから、その安全性の確保が極めて重要であることが認識されたと公表されています。

地震防災対策特別措置法に基づく国庫補助率の嵩上げ措置が平成27年度末まで延長されたことを踏まえ、全部の市町村は、今年度のできるだけ早い時期に公立の学校施設の耐震化を完了させるという目標が明確化されております。その施策として、緊急防災・減災事業として、地方財政措置の充実が図られ、実質的な柳川市の負担が軽減されますので、積極的な耐震化の前倒しが可能になると思います。

本市の学校施設は、耐震化率100%と報告を受けております。学校施設は教育の学びの場であると同時に、災害時での重要な避難施設としての機能を維持しなければなりません。改めまして、関係所管の方々には、日ごろよりしっかりとした点検、整備、準備をお願いいたします。

次に、平成24年度の大水害で、実際学校施設へ避難された市民の声を申し上げます。

平成24年の水害時は夏場であったため、体育館は蒸し暑く、高齢者には厳しい状況下にあり、その後、空調設備のある部屋へ移動した。避難所では、最低限の水、非常用簡易食料の備蓄が望ましい。災害時の情報が錯綜し、混乱したため、避難所としての緊急物資の備蓄、情報伝達の充実が挙げられました。

それでは、お尋ねします。各避難所での緊急物資の備蓄状況と、その備蓄基準をお教ください。

○ 安全安心課長（松藤敏彦君）

先日、福岡県市町村等防災関係課長会議で示されました福岡県備蓄基本計画での市町村の備蓄は、1日分でありまして3食以上を現物で備蓄するということとし、当面、平成27年度までに1食分を、平成30年度までに2食分を備蓄するよう努めるというふうにしております。

福岡県は、想定最大避難者数4万7,000人分の1食分を現物で備蓄をしておりますが、この4万7,000人につきましては、福岡県地震津波に関する防災アセスメント調査で想定されました数字でありまして、同じ調査で柳川市の避難者想定を見てみますと、本市の避難者は716人というふうに想定をされております。

現在、柳川市の備蓄状況についてでございますけれども、パック御飯約4,900食、クラッカー類約2,800食、500ミリペットボトル1万4,400本を市役所の3庁舎に分散をいたしまして備蓄しております。また、市民の皆様につきましては、自助ということで、広報紙や出前講座等で3日分の備蓄をお願いしているところでもございます。

以上です。

○ 5 番（立花 純君）

避難者数が七百云々という数ですが、ちょっと私も、その想定という基準がわかりませんが、また後で詳しくお聞きしたいと思います。

いざ、本当に大災害になった場合、700人とかいうレベルじゃないと思います。

本年5月末の住民基本台帳の人口を見ますと、柳川市の人口は6万9,000人ですね。それで世帯からすると2万5,000世帯あるんですね。それが避難、何か不測の事態があった場合、七百云々何十名というのが、どういう算定で出ているのか、ちょっと私、疑問でなりません。もう時間がありませんので、また個別で聞きたいと思います。

市の防災部局担当者及び学校施設担当者にあっては、学校施設を指定緊急避難所、または指定避難所とする場合、各学校施設の整備状況を検討し、施設のどのエリアを指定対象とするかをしっかり明確化することが私は大切だと思います。そして、今後、地域住民に周知を図ることが重要だと思います。

と同時に、市民の中には、さまざまな状況下で日々生活されていらっしゃると思います。特に高齢者、障害者、乳幼児、病者など、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのためを考慮した福祉避難所の充実など、今後検討する必要があります。

また、災害時は、初動が大切と言われます。関係する組織、団体間では非常時でも情報伝達は整備されていると聞きますが、実際、先ほど申し上げましたとおり、平成24年7月に起きた水害時での初動時は、情報が混乱し、特に被害が大きかった地域住民には、懸念の声を多く聞きます。

今年度、柳川市が策定中である地方版総合戦略にも、被災自治体として経験を生かし、防災関連施策を十分に盛り込んでいただき、防災に強い柳川市を実現していただき、真に「住んでよしの柳川市」を発信していただきたく思います。

現在、国では、まち・ひと・しごとの創生に向けた推進事業を続々と展開しております。今回、防災と観光に役立つ補助事業の一例を御提案させていただきたく思います。それは観光・防災Wi-Fiステーション整備補助事業です。急速な情報発信技術が進んでいる昨今ですが、柳川市民並びに柳川市を訪れる多くの観光客は、その情報収集方法として、スマートフォン、タブレットなど、生活必需品として普及率は飛躍的に伸びております。現在の本市は、フリースポットの未整備など、情報収集ネットワークの整備が充実されているとは言いがたい状況です。

本事業の概要は、防災拠点、観光拠点における公衆無線LAN、Wi-Fiの環境整備を行う地方公共団体等に対する補助事業であり、具体的なメリットとしては、電源自給型可搬無線データ通信機の利用です。このネットワークは、屋外で商用電源が不要なため、非常用電源なしに災害時でも停止しないため、Wi-Fiステーションが整備でき、住民や来訪

者の避難行動、避難所での情報収集に寄与します。

また、電源と通信設備が一体となっているため、移設が容易で、平常時の利活用範囲が広がり、災害時にも、特に重篤な被害地域に移設して使用することができ、柔軟にWi-Fiステーションとして利用できます。その設置箇所の例を挙げれば、市の庁舎、指定緊急避難所及び指定避難所、観光案内所、国・名勝指定箇所、文化財、市が主催する屋外での催事など、その利活用の範囲はたくさんあります。

福岡県でも今年度、本事業に着手されたと聞いています。どうぞ、ICTを活用した特色のある街づくり総合戦略にも組み入れていただきたいと思います。

ちょっと前後しますが、さっき課長のほうから、備蓄をそれ相当分、各庁舎に備蓄されていると聞きましたが、その基準は聞きましたけど、私が思うのは、不測の事態が発生した場合、各2次避難所である小・中学校に避難者がいる。その備蓄品を取りに行くに当たり、その道中が、例えば、洪水によって浸水したり、アクセスができなかった場合は、そういうのは想定してあるんでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

確かに前回の九州北部豪雨の際には、市内の3分の1が浸水をいたしました。その関係上、道路が寸断されて、救援物資が届くのおくれた部分というのがあります。それを教訓といたしまして、それぞれの交通手段の方法についても、教訓を生かして今後やっていきたいというふうに考えております。

各学校等、それぞれの施設、または1次避難所等に避難物資を置くという方法も検討はしておりますけれども、なかなか場所等の確保が難しいという部分がございます。前回の教訓を生かしながら、スムーズに備蓄が届くように施策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（立花 純君）

ありがとうございます。

ですから、各緊急避難所、避難所等はいろいろ都合があると思います。その実情、実態があると思います。だからこそ、私が思うのは、地域に根差した、例えば、災害に遭った場合、やはり常日ごろから活動していただいている消防団関係の方だとか、学校施設の長だとか、そして各学校施設に関しては、柳川市の職員が2人で1つの施設を管理されているというふうに聞いていますので、そういう三者協議みたいなのをしっかり避難所ごとに定期的に関催して、備蓄のあり方というのも一緒になって検討されたほうが、本当に何か必要なときになかった、または届かなかったじゃ絵に描いた餅になります。どうぞそういうふうに柔軟性を持って、特にやっぱり地域の方の御意見というのを聞きながら備蓄基準というのをも検討していただければと思いますので、お願いいたします。

それでは最後に、本市が掲げる防災に対する総合的な御所見を金子市長からお尋ねしたいと思います。

○市長（金子健次君）

立花議員のほうから、いろんな形で御提言等をいただきました。ありがとうございます。

私は、諸施策の中で一番大事なことは、災害対策ということで、ちょうど二十数年前、平成3年に台風17号、19号という形で、柳川地方には瞬間最大風速60メートル近くの台風が通過した記憶がございます。そのことを私は、ちょっと二十数年前ですけれども、40歳ちょっと超えたときに経験をいたしました。そのとき、役所の職員でありました。台風の場合には、そのときに避難をしてあった方がおられた、新設をした体育館の屋根が飛んだような状況でございます。

そしてまた、この前、3年前の7.14の水害では、逆に言うたら今度は、例えば校舎の2階とか1階に避難するよりも、どちらかという水害の場合の対応がどうしたらいいとか。台風の時、水害の時、そしてもう1つは、津波のことがありましたけれども、私が思っているのは、やっぱり有明海というのは、津波については少ないと思いますけれども、台風が襲来したときに大潮、満潮、そのときの高潮対策ですね。高潮対策が今現在、三池干拓、大和干拓、昭代干拓においては国の直轄事業で369億円を投じて、もう大体80%の竣工率でございます。ただ、問題なのは、両開のところの堤防が県の事業でやっております。背後地が農地が不足ということで国の事業でやっていただくことができませんでしたけれども、これも福岡県は巨額の費用を投じて今やっておられます。そういうところの海岸堤防についても、きちんとやっぱり行って、そういうときに被害が少額で済むような形でやっていきたいと思います。これからの災害は、減災をどうやって努めていくかということが大事ではないかというふうに思っております。

それともう1つは、あの3年前の災害のとき一番問題になったのが、情報が共有できなかった。どんなに日向神ダムに電話しても通じない。それについては福岡県知事に対して、情報が共有できるようにということで、沿線の各自治体にはインターネットを通じた監視カメラとか、そういう情報の日向神ダムの放流状況、またダムに入ってくる水の量とかも一夜、瞬時にわかるような形に今なっております。そういうところも、これからはですね。

それと、もう1つ問題になったのは、災害時には、例えば、避難所に誰を配置するかについては、やっぱり近い職員たちを配置しなければならないということでもいろんな教訓を得ております。いろんな教訓を得たものについて、これから生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

今、Wi-Fiのことについて御提言がございました。そういうことについても十分調査をしながら、設置する方向とか、そういうことについても今後、検討をしていきたいというふうに考えております。

いろいろな形で私は、柳川市というのは、災害のないまちというふうに思っておりまして、実際災害が起きたし、平成3年の台風の通った折、いろんな形でまた災害が出てきますので、人の命、それも大事にしながら、財産を大事にしながら、そういうことについては今後、第1次施策を第一優先に掲げながらやっていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○5番（立花 純君）

ありがとうございました。

自助・共助・公助でよろしく願いいたします。

○議長（浦 博宣君）

これをもちまして、立花純議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、16番藤丸正勝議員の発言を許します。

○16番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。16番藤丸正勝でございます。本日の一般質問は通告どおり、市民会館移設新築計画についてと有明生活環境施設組合でみやま市と一部組合組織で運営をしております山川有峰苑火葬場及び柳川クリーンセンター、みやま市清掃センターの老朽化による移転新築工事についての質問をいたします。

柳川クリーンセンターは築24年、山川葬斎場が35年という、また瀬高町の火葬場31年経過、かなり両施設とも老朽化をしておるところでございます。この両施設とも市民生活においてではなくてはならない施設でございます。特に火葬場のほうは火葬炉がかなり傷んでおり、補修工事が毎年かなりの金額が計上されるというところでございますので、早急な建てかえが私も必要と思っております。有明生活環境施設組合の議員さんたちもおられるし、また、これは一部事務組合のことでございますので、余り中身に踏み込んだ質問はできませんので、一応簡単に質問をさせていただきます。

次に、2番目の質問といたしまして、佐賀空港オスプレイ配備については、離島防衛とか沖縄基地負担軽減、あるいは日本防衛抑止力などと言われており、政府は安全・安心というのは置き去りにされているのではないかと、私、危惧しているところでございます。ということで、市長には柳川市民の生命、財産を守るという責務があると思っておりますので、この件について自席のほうから質問をさせていただきますので、一問一答でよろしくお願いしておきます。

○16番（藤丸正勝君）続

16番、藤丸でございます。今回、施設の老朽化等により新たに整備される火葬設備及びごみ焼却施設につきましては、現在、先ほど言いますように山川の火葬場有峰苑を運営している柳川市とみやま市と構成する一部事務組合である有明生活環境施設組合で行っておられます。このことは費用対効果、経費削減におかれまして、非常にいい取り組みであると考えております。

それでは、新たに整備される火葬施設及びごみ焼却施設について質問をいたします。

火葬施設については、現在の瀬高斎場と隣接する民有地を、また、ごみ焼却施設においては、両開地区の橋本町にある下水道終末処理場の遊休市有地を最終候補として決定されておりますが、しかしながら、建設用地として最終的に決定するためには地元の合意ですね、地元の合意が不可欠であります。このため、現在、地元との建設合意はどのように得られておるか、質問いたします。

○市民課長（徳永雅子君）

藤丸議員の質問にお答えいたします。

最初に火葬施設についてお答えします。

火葬施設の最終候補地は決定されているが、地元との建設合意はできているかという御質問にお答えいたします。

現在、有明生活環境施設組合におきまして、建設予定地であるみやま市の八幡町2と、建設予定地南側行政区である仲絶の2つの地元行政区と建設に向けた協議が進められております。

建設予定地であります八幡町2行政区からは、新火葬場の建設をすることについての基本的な合意は得ております。しかし、敷地の範囲及び霊柩車の進入路をどこにするかの2点について協議が継続している状況でございます。

また、仲絶行政区につきましては、役員会と鋭意協議をされており、近々地元住民に対する説明会が開催される予定となっております。

このため、地元との最終的な合意までは至っておりません。

以上です。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

ごみ焼却施設についてお答えをさせていただきます。

ごみ焼却施設の最終候補地は決定されているが、地元との建設合意はできているかという御質問でございますが、先ほど市民課長が申し上げましたように、有明生活環境施設組合において、現在、建設合意に向けて地元で組織されております両開クリーンセンター設置対策委員会と地元振興策を中心に協議を進めているというところでございます。

このため、現段階においては地元との建設合意まではまだ至っておりません。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

火葬場においては基本的な合意はできておるけど、まだ今のところ協議が続いているということでございますか。

それから、八幡2行政区とっておりましたけれども、仲絶行政区のほうにも入っているということでございますけど、仲絶行政区というのも地権者の方がおられるかお聞きいたします。

それと、ごみ焼却施設についての答弁でございますけど、地元の対策委員会と今まだ合意までは至っていないということでございますので、これは早くやはり合併特例債とかの関係もありますので早目の合意をよろしく願いしておきます。

それから、2点目でございますけれども、この両施設は平成何年までに完成を予定されておるか、お聞きいたします。

○市民課長（徳永雅子君）

ただいま藤丸議員が御質問になりました仲絶のほうにも地権者がいるかということでございますが、仲絶地区につきましては地権者はいらっしやらないんじゃないかというふうに考えております。

仲絶を地元とする理由としましては、仲絶行政区は八幡町2の南側になります。209号線沿いでございます。新火葬場を建設するとき工事車両や建設車両が通ります。また、霊柩車の進入路もありますので、こちらも地元と協議されているようでございます。

次に、火葬施設は何年度に完成予定かということでございますが、当初計画では平成30年度の初めからの供用開始を予定しておりました。しかし、地元との協議に時間を要しております関係から少しおくれまして、平成30年度中の供用開始となるのではないかと見込んでおります。

以上です。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

ごみ焼却施設は平成何年に完成するのかと、御質問にお答えをさせていただきます。

新ごみ焼却施設の完成年度でございますけれども、平成27年度から28年度までの2カ年で生活環境影響調査並びに施設設計計画などを含む調査設計を行い、平成29年度から31年度までの3カ年で施設の整備を行う計画となっております。新ごみ焼却施設の稼働は平成32年度からということを見込んでおります。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

仲絶地区については、地権者はいないけど八幡2行政区の隣ということでそういう関係があるということでございました。

それから、焼却場については、大体32年を稼働見込みということで理解をしておきます。

それでは、次の質問でございますけど、本体工事及び外構工事を含めた両施設の総事業費はどの程度になるか、御質問いたします。

○市民課長（徳永雅子君）

火葬施設につきましては、みやま市・柳川市広域火葬建設基本構想策定業務報告書におきまして、消費税を除きまして2,050,000千円の概算事業費が示されております。

しかし、東日本大震災からの復興事業や、オリンピック開催に伴う建設需要の伸びなどにより全国的に建設事業費が高騰しておりまして、今後、この火葬施設整備事業につきましても増加が見込まれております。なお、この事業費には用地取得費や地元振興費は含まれておりません。

以上です。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

総事業費は幾らかという御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどお答えをいたしましたとおり、平成27年度から平成28年度までの2カ年で施設設計計画などを含む調査設計が行われる計画となっており、具体的な総事業費は出ておりませんが、メーカー10社を対象にアンケート調査を実施されておりますので、それをもとに新ごみ焼却施設の概算事業費を試算いたしますと、ごみ焼却施設規模1日当たり92トン規模で外構工事を含め消費税抜きの金額で約90億円の事業費となっております。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

概算で火葬事業が2,050,000千円ですね。これは、今後、オリンピックとか何かの影響でやはり人夫がいらない、材料費が高騰するということで、この2,050,000千円というのはまだ流動的ということで、そのほかに土地取得費ですね。かなり土地も広く要すると思いますけどですね。これもかなりの金額になると思う。また、この地元振興費ですね。これがなかなか厄介なもので、これが決まればもう先に進むわけでございますので、この辺はしっかりと一部組合で交渉をやってもらいたいと。これが進めばあとは早く進むんじゃないかと、そういうふうに思っております。

それから、焼却施設のところでございますけれども、この2カ年の設計というのはやはりかなりの設計期間がかかると思いますけど、やはりこれだけの長い期間の設計というのは必要なんでしょうか。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

先ほど申しましたように、総事業費が90億円という今まで柳川がしたことのないような事業費でございますし、環境問題もございます。そういう部分を調査いたしますと2年間ぐらいいは必要ではないかというふうに思っております。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

2年間でなかなかやっぱり大きい事業だからということでしっかりと設計をやって、費用対効果が出るような事業をやってもらいたいと思っております。

それと、これは合併特例債ですね。この両施設について合併特例債というのは使われるわけでしょうか。みやま市は合併特例債がないという話もお聞きしておりますので、そのところをお願いします。

○財政課長（島添守男君）

藤丸議員の御質問にお答えいたします。

両施設について合併特例債が活用されるかということでございますけれども、いずれの施設の整備につきましても合併特例債の活用を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

合併特例債を活用するということでございますので、なかなか今後この合併特例債の金額というのは、まだ今のところわからないということでしょうね。

それから、次の質問でございますけれども、この両施設の整備事業の割合についてお尋ねしますけど、昨年12月の両市議会で決議し、本年4月から再出発した有明生活環境施設組合の規約にうたわれておりますが、内容的には、火葬施設については均等割10%、火葬件数割90%となっており、この火葬件数割合の算定に用いる数値は、平成27年度から31年までの5年間の平均推計火葬件数の割合であると言われております。柳川市60.8%、火葬件数でいいますと1,164件ですね。みやま市が39.2%、752件の説明でありましたけれども、一方、ごみ焼却施設については均等割13%、ごみ処理量割が87%となっており、このごみ処理量割の算定に用いる数値は、平成32年度のごみ処理計画量割——ごみの量ですね——である柳川市が73.4%、約1万6,000トンですね。みやま市が26.6%、約5,790トンとなっております。

また、両施設とも推計値で負担割合を算定することになっているため、両施設の供用開始後1年間の実績により再計算を行い、それぞれの負担金額に過不足が生じたときは精算を行うという規定がされております。聞きたいのは、なぜ、みやま市と柳川市のこの割合がこんなに違うかということも1つお願いします。

それと、そこでお尋ねしますが、現在の規約上の負担割合で試算した本市の負担額ですね、現在の負担額は、国庫補助金を除いてどの程度見込んでおられますか、お聞きいたします。

○市民課長（徳永雅子君）

火葬施設につきましてお答えいたします。

今回の火葬施設の整備につきましては、国庫補助制度がございません。このため、先ほどの総事業費2,050,000千円をもとに試算いたしますと、柳川市の負担額は約12億円となりま

す。

以上です。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

2点御質問でございましたので、まず、柳川市の負担はどの程度かという質問に先にお答えをさせていただきます。

今回のごみ焼却施設の整備に係る国庫補助率は、大まかに言ってごみ焼却施設から発生する排熱を15.5%以上有効利用した場合は2分の1、10%以上有効利用した場合は3分の1ということになっております。しかし、現段階では、どの部分が2分の1または3分の1の対象になるかは不明でございます。このため、今回は総事業費を消費税抜きで90億円、総事業費全額が国庫補助対象で、その補助率を3分の1と低いほうに仮定いたしますと、60億円が両市の負担ということになります。したがって、この60億円を、今、議員おっしゃいました現組合規約の負担割合で算定をいたしますと、柳川市の負担は約42億円ということになります。

それから、柳川市とみやま市の負担額の差が大きい理由ということでございますが、先ほど議員おっしゃいましたように、均等割が13%、それから、残り83%を平成32年度のごみ処理量の計画数値によるということでございまして、みやま市では実は平成30年度からし尿と生ごみによるメタン発酵発電施設が稼働するという予定でございまして、平成32年度時点での可燃ごみの中の生ごみ相当分が、約4,000トンが減少するというふうに見込まれておりまして、その分が負担額の差というふうに思っております。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

両市の負担額をお聞きいたしましたところ、火葬場においては約12億円と、また焼却場については42億円、そういうふうな回答でございますので、この件についても合併特例債というのは活用されるわけでしょうか。

○財政課長（島添守男君）

活用する予定でございます。ただ、その活用額につきましては、先ほど議員ほうからも言われましたとおりですけれども、今現在、平成26年度に策定しました中期財政計画を見直し作業を進めておりますので、明確に御提示ができませんことを御容赦くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

この火葬施設及び焼却施設の整備については非常に市民の関心も高いようでございます。このため、整備の進捗状況などを必要に応じて市民の皆様方へお知らせするような執行部から一部組合のほうへ申し入れを行っていただきたいと思いますと思っております。どうですか、市長、

こういうことは一部組合のほうに要望されますか。

○市長（金子健次君）

きょう、一番関心の深いことについて藤丸議員のほうから御質問いただいております。きょう、各校区の区長さん方もおいででございますけれども、そのことについては情報共有する形で市民にもお知らせをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

今後、大型事業が火葬場、焼却場、また次に質問します市民会館と一大事業が待っているというところでございます。その建設中には市長の選挙もあると思います。そうした場合、やはりかなり利権が絡んでくることもあるんじゃないかなろうかと、そういうふうに思っております。非常にこういうことに関してもう市民の皆さんが敏感でございますので、そういうことは市長は毅然とした態度で対応してもらいたいと、そういうふうに思っております。

そこで、次の質問に移りたいと思います。

次は、オスプレイの件について質問をいたしたいと思います。

佐賀空港にオスプレイが配備されるということで去年の9月22日ですかね、佐賀県のほうへ政府のほうから使者が参ったということでございますが、これが配備されたら佐賀空港近くには、これはもう本当観光地になって人が多く集まり、今現在、閑散としている佐賀空港が非常ににぎわうんじゃないかなろうかと、そういうふうに思っております。佐賀の安全で新鮮な物が空港一帯で販売され、また、そこでは航空ショーや自衛隊隊員の家族など、地元の人々とのイベントや交流会などでにぎわってくるんじゃないかなろうかということを思っておりますけど、私、賛成している意見ではありません。これは意見でございます。こういうふうになるかなと思っております。

そこで質問をいたしますが、市長は国、県より防衛省のオスプレイ佐賀空港配備について我々より多くの情報を持っておられると思いますが、オスプレイ佐賀空港配備については、まず1点目に、どのようなお考えをお持ちであるかをお聞きしたいと思います。

また2点目に、佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書というのが取り交わされておりますが、九州防衛局と佐賀県、どちらのほうから先、柳川市のほうに説明があったか、それをお聞きしたいと思います。

3点目になりますけど、平成25年11月11日、佐賀県と金子市長との間にこの合意書なるものが取り交わされておりますが、今回、オスプレイ配備と同じ内容の有明佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書と同じ内容になるわけでしょうか。まず、この3点、お聞きいたします。

○市長（金子健次君）

藤丸議員のほうからオスプレイについて3点質問がありましたので、3点についてお答え

をしたいというふうに思います。

佐賀空港へのオスプレイの配備等について、市長の考え方、基本的にどういうふうに思っているかということの問いだというふうに思っております。

今回の佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関しまして、国の安全保障については地方自治体の首長として十分理解をしております。

しかしながら、地方自治体の長としてまず考えなければならないのは、市民の皆様が安全で安心できる環境を守っていくことであるというふうに思っております。

このため、今後とも防衛省と佐賀県などとの協議の動向を注視、特に見きわめながら、市民の皆様からの御意見を十分拝聴し、また議会へも相談しながら、市民の安全・安心を基本として総合的に検討していきたいというふうに考えております。

実は佐賀県知事が交代をされました。前の古川知事におかれましては、一定積極的と申しますか、配備については理解を示してあったわけですがけれども、新しく登場されました県知事に就任をされました山口知事については、私はまだ実際にお会いしておりません。しかしながら、メディア報道では、まだ白紙の段階という形で防衛省にも十分説明を求めてあります。そういう意味では、佐賀県の動向を十分見きわめながら私は取り扱いしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目のどちらが先かということでございますけれども、平成26年7月29日に佐賀県交通政策部和泉副部長が柳川市役所を訪れられております。現時点までとした佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する事実関係について説明がありました。

3点目でございます。平成25年11月11日に佐賀県との合意書が締結されておるけれども、今回のオスプレイ等の配備計画と民間機との合意書とは同じ内容になるのかという問いでございますけれども、仮に佐賀空港にオスプレイ等が配備される場合、現在の合意書内容はどのように変更になるかは現時点では不明であります。

しかしながら、現在、佐賀県と締結している合意書の第4条第1号で、空港用途を変更するときは佐賀県と本市で協議を行うことになっております。当然、佐賀県側から合意書に關しての協議の申し入れがあるというふうに考えております。

前の知事のときにお会いをしたときに、このことについては私も十分訴えまして、最終的には合意書で合意する段階の前に柳川市とは話し合いをいたしますということを古川知事はおっしゃっていらして、その分は私は継続をしているという理解をいたしております。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

今、3点の質問に対して、今後は、このオスプレイに関してはまず市民の皆さんが安全で安心できる環境をやっぱりつくっていかないといけないと。また、防衛局から先に来たか、話があったか、佐賀県からあったかということに関しましては、やっぱり佐賀県から来るのが筋

であります。佐賀県から来られたということでございます。また、3点目の環境保全に係る合意書は今の航空機とオスプレイとは合意書が違ってくるということで承っております。

それでは、将来的な考えでありますけれども、もしもですよ、佐賀空港が沖縄米軍基地の基地負担軽減策と思われますかと質問をいたします。また、将来、アメリカ海兵隊の軍事基地になると思われますか。これは現段階では非常に難しい質問であると思っておりますけれども、よかったらお答え願いたいと思います。

○市長（金子健次君）

お答えいたします。

九州防衛局からは、アメリカの海兵隊による佐賀空港の利用につきましては、訓練移転のための使用を想定しておりまして、さらに沖縄の負担軽減を図る観点からアメリカと相談をしていきたいという説明がされております。その運用面等、具体的な内容については全く説明があっておりません。

このため、私の考えを申し述べることは差し控えさせていただきますが、今後とも市民の安全・安心を基本としながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

○16番（藤丸正勝君）

この件についてはまだ説明があっていないということでございますけれども、これは昨年7月24日、安倍政権は、佐賀空港をアメリカ海兵隊が利用することと考えていると。また、沖縄の基地軽減の観点からアメリカ軍が利用するということも明言をされております。ということで、私は質問をしたわけでございます。

続きまして、オスプレイが佐賀空港西側に配備される予定とのことで、九州防衛局から26年9月12日に柳川市議会のほうにも唐突な話がありました。その後は何度か執行部により説明があり、もう本年4月24、25日にヘリコプターによるデモフライトによって騒音測定がありました。これは平成何年までに、どれだけの配備が予定されると思っておりますでしょうか。通知されると思っておりますか。

それから、佐賀空港へ目達原基地より自衛隊の駐屯部隊が来るという予定でございますけれども、これは何名来られるか。また、それと同時に、目達原基地よりヘリコプターが佐賀空港へ配備されるということでありますが、これはどれだけのオスプレイ、人数、自衛隊、ヘリコプター、どれだけが来る予定でございますか。

○生活環境課長（松嶋真一君）

藤丸議員の御質問にお答えいたします。

九州防衛局からの説明では、オスプレイの17機の配備にあわせまして、佐賀空港が活用できるよう、平成31年度をめぐりに佐賀空港の西側に駐機場や格納庫を整備することを検討しているとの説明があっております。

また、目達原駐屯地に所在するヘリコプター約50機の移駐、配置される隊員は約700名か

ら800名程度を想定しているとの説明がっております。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

そうしますと、かなり大きな駐機場、隊員の宿舎などできると思いますけれども、やはりこういうことが本格的に説明があれば、柳川市の議会としても、これに対してのいろんな対応をしていかなければならないなというように思っているところでございます。

それから、次の質問で、沖縄の米軍普天間基地のオスプレイも佐賀空港に配備される計画とお聞きしておりますが、これは本当でしょうか。これは名護市辺野古基地、今現在、移転の事業がっておりますけど、それでこちらのほうへ移転するということでしょうか、お聞きいたします。

○市長（金子健次君）

お答えいたします。

先ほどの質問でも申し上げましたが、九州防衛局からは、米海兵隊によります佐賀空港の利用につきましては、訓練移転のための使用を想定しておりまして、沖縄の負担軽減を図る観点から米国と相談をしていきたいという説明がっております。

○16番（藤丸正勝君）

これは市長も、負担軽減を図る観点からそういう相談があったということでございますかね。はい、わかりました。

それでは、次の質問に参りますけど、オスプレイによる騒音について質問をいたします。

先ほどデモフライトの話をいたしました、佐賀県白石町の飛行高度と柳川市の飛行高度というのがかなり差があるとお聞きしておりますが、その飛行高度の差、柳川がかなり低いようですけど、これはどういうふうなことでしょうか。

○生活環境課長（松嶋真一君）

ただいまの御質問にお答えします。

九州防衛局からは、議員が言われますように4月24日、25日に実施されたヘリコプターによるデモフライト時において、九州防衛局から騒音測定を行いました本市の村山公民館上空付近での高度がおおよそ1,500フィート、500メートル程度と言われております。一方、佐賀県白石町の騒音測定場所上空付近の高度がおおよそ1,800フィート、590メートル程度であるというこの御説明があり、おおよそ90メートルの差があったという説明がっております。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

その飛行高度が柳川が低かったというのは、どういうふうなことで低かったか、90メートル差。

○生活環境課長（松嶋真一君）

柳川市と佐賀県白石町の測定場所による高度の差が90メートルあったということの御質問ですが、防衛局の説明によりますと、デモフライト時に進入する測定場所の位置が佐賀空港に対して柳川市のほうが近かったという説明を受けております。それで、柳川市のほうが高度が下がってきて低かったという説明を受けております。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

柳川市のほうが空港に近いから飛行高度がそのまま低くなって進入してきたということですね。はい、わかりました。

それから、今、飛行ルートの件でございますけれども、この飛行ルートは決定しておりますでしょうか。もうなかなか防衛省は飛行ルートを発表はしておりませんが、柳川市民の皆様にはそういうことで説明することがまだできないと思っておりますけれども、執行部のほうにもその飛行ルートというのは明確な説明があっていないわけでしょうか。

○市長（金子健次君）

お答えいたします。

九州防衛局からは、佐賀空港の利用に当たっては、ヘリコプター用とオスプレイ用の場周経路が2本設定されております。悪天候、要するに視界不良等には計器飛行が必要な場合は民間機と同様の経路を飛行することになっておりまして、柳川側に自動着陸装置がありますので、それを活用するということでございます。

また、騒音を抑制するため空港南側を飛行することを基本としておると、要するに有明海を基本としているというふうに説明がっております。

しかし、その他の詳細な飛行ルートについては、九州防衛局からの説明はなく、このため現時点では承知をいたしておりません。新聞等で悪天候の場合は柳川側というふうに、ぼんとは見出しに載りましたので、せんだって柳川市に訪れました左藤防衛副大臣に、普通は、通常は悪天候の場合は飛ばないんじゃないですかと、飛んでもらいたくないというふうに言ったんですけれども、いろんな災害救助とかいろんなことを考えた場合、悪天候というよりも視界不良ということには自動着陸装置を利用して、そういう柳川のほうから入ってくるということでしたので、私は、佐賀空港は佐賀県にありますし西側のほうにも自動着陸装置、要するに白石町にもつけてもらいたいということを、これは古川知事にもお願いしたし、現福岡県知事の小川知事に対してもお願いしたし、そういうことをぜひ私は向こう側の佐賀県側にも自動着陸装置を、これは私はオスプレイを配備する、せんにかわらず、民間飛行機についても、今、8割方は柳川の上空でございますので、そのことをこれからも私は要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

飛行ルートは大体空港の南側を進入ということでございますけど、自動飛行着陸装置の場合はもう必ず柳川上空を通るということになるわけですね。それで、これが視界飛行の場合はよかったけれども、視界飛行じゃない場合はもう必ずと言っていいほど柳川のほうを通るということで、やはり西側のほうからもそういうＩＬＳの自動着陸装置をお願いしていると市長の答弁でございますので、この辺はぜひよろしく願いしておきます。

続きまして、４月24、25日、ヘリコプターの騒音測定が行われましたけれども、その結果をどのように思われましたか。

それから、九州防衛局は何カ所で騒音測定をされましたでしょうか。

それから、柳川市独自の測定はどちらのほうでどういうふうにされたか。また、この測定費用というのはどれぐらいかかったかということを質問いたします。

また、佐賀空港における環境保全に係る合意書、環境調査の実施第４条、第５条、第７条、第８条を含めたこの合意書というのは今現在守られておりますでしょうか。また、オスプレイ配備とは、これはこの合意書というのは関係ないわけでしょうか。

○副市長（成松 宏君）

藤丸議員から３点御質問いただきましたので、回答させていただきたいと思います。

まず１点目でございます。デモフライトの測定が行われたが、どう思われたかということでございます。

私も24、25、両日、現地のほうに赴き視察させていただきました。騒音の受け取り方につきましては個人差があると思いますけれども、静寂な田園の中におきましては、気になる音、ちょっと耳にさわる気にかかる音でございました。

２点目でございます。九州防衛局、何カ所、騒音測定をされたかということでございます。

九州防衛局からは、佐賀市、白石町、それから本柳川市の５カ所で実施されております。本市におきましては大浜町の村山公民館でございます。

３点目でございます。柳川市独自の測定場所はどちらですか、測定費用は幾らかかりましたか、それから合意書は守られていますかということでございますけれども、柳川市独自の分につきましては、柳川市昭南町公民館で実施しております。測定費用は409,320円でございます。

それから、有明佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書第６条、環境調査の実施につきましては、環境調査計画に基づき実施されているということを報告を受け、遵守されているというふうに思っております。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

騒音測定結果に対して、市長も個人差はあるけれども気になる音だということは感じたということでございます。非常に２機だからですね、デモフライトが２機だったから、そんな

にも、500メートルぐらいであれぐらいかと思って。うちの近くに今よく目達原から熊本に行っているんだと思うけど、かなり朝夕、ヘリコプターが行ったり帰ったりしよるけど、うちの近くに飛ぶのは、この前のデモフライトよりもっと低かったと思うんですよ。それはもう本当耳に残る音がするわけです。あれが編隊組んできたら、それは本当かなり有明海で仕事をしている方たちなんかは耳ざわりな音だろうというふうに思っております。それで、柳川市では村山公民館、また独自に昭南町ですか。村山と昭南町での騒音測定の数値をちょっとお知らせ願いたいと思います。

また、この測定費用ですね。この測定費用というのは、柳川市独自じゃなくて、これは合意書に載っておりますけれども、佐賀県、環境調査をする場合には事前に通知するものということで、これは佐賀県のほうへ請求するわけはいけない金額でしょうか。この合意書とはまた全然別の話でしょうか。その辺をお聞きいたします。

○生活環境課長（松嶋真一君）

ただいまの御質問にお答えします。

デモフライトに騒音測定の数値の報告をということでございますが、村山公民館におきましてが最大数値が77デシベルですね。それから、昭南町公民館での最大値が4月24日に実施されて72デシベルでございます。

それから、調査費用の請求のことでお話しされましたけれども、今回のデモフライトによる騒音測定につきましては、佐賀県自体はちょっと関係がないような形でございますので、やはり柳川市の独自の単独費で支出をしたというところでございます。

以上です。

○市長（金子健次君）

私もちょっと感想を述べてみたいと思いますけれども、副市長がお答えしましたが、私も25日の昭南町ですね。柳川市独自で測定場所だったところに行ってきました。そこは静寂な田園の中でございますので、気になる音だなというふうに考えております。

また、最近では何か、今、藤丸議員が言われたような形で、何か以前から通っておったか知りませんが、ヘリコプターの音が大変気になるような音になっているところでございます。

費用の面でございますけれども、九州防衛局のほうにその場所の昭南町でも測定してほしいと要請をいたしました。ちょっと実現できなかったのもので、独自で、柳川市の負担という形で、この昭南町の費用については負担をしたということでございますので、それについて費用負担を求めましたが、それはもうできませんということでございました。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

費用負担を求めたけどできなかったと。この合意書の中では6条に、佐賀県の負担により

実施し、柳川市に通知するというような合意書ができておりますので、それをちょっと引用したということでございます。

それから、次の質問ですけど、オスプレイの安全性についてお聞きしたいと思います。

この安全性についてどのような見解をお持ちですかと。九州防衛局は、これまで危険性については一切説明がなかったと思います。柳川上空は危険性はないでしょうかということでお聞きいたします。これはオスプレイに聞いてみらんとわからんとか、オスプレイにきょうは調子はよかかんとか、そういうふうなことは聞ければいいけど、そういうのができないから、やはりこういう安全性、危険性はないかということでございます。

5月17、18日ですかね、ハワイで着陸失敗による死亡事故が起きたということでもありますし、防衛省が4月12日にオスプレイ配備を東京の横田基地に配備するに当たり、中谷防衛大臣はオスプレイの安全性を確認したということと言われたその後、こういうふうな事故がっておりますので、政府は安全安全と言ってきましたが、この事故報道に対して、本市上空を飛行するオスプレイを見られたときに、あってはならないことですが、もしもの事故、このような対策をどのように考えておられますか。オスプレイは、私が聞いた話では、飛行中よりも離着陸のときのほうが危険性があると、欠陥機ではないかというようなことが言われておりますので、執行部の見解をお聞きいたします。

○市長（金子健次君）

それでは、お答えいたします。

九州防衛局によりますと、オスプレイの安全性につきましては、開発段階で技術的な問題をクリアされているほか、飛行事故の件数については非常に低い記録を有しているという説明がありました。

また、配備計画においては、佐賀空港南側の有明海海上を場周経路と設定し、空港南側を飛行することを基本としたいというふうに話がありました。

今言われますように、しかしながら、日本時間の本年5月18日午前6時40分ごろ、アメリカのハワイ州での訓練中であった米海兵隊のMV-22オスプレイの同型機ですけれども、着陸失敗事故が発生して、死亡事故も発生しております。このMV-22オスプレイは、現在、佐賀空港への配備が計画されているものと同型になります。このため、市民の間には不安が募っております。

本市は有明海でのノリ養殖を初め、水産業が盛んなまちでもあります。万が一、有明海上でこのような事故が発生すれば、ノリ養殖などに大きな被害が予想され、大変危惧をしているところでもございます。佐賀県側のほうも空港近くの市民の人たちが組織をつくって反対表明されておりますし、これからいろんな形でこの墜落事故で少し状況が変わってきたような感じがいたしております。

このため、先月21日に九州防衛局に対しまして、デモフライトの詳細なデータの提供とあ

わせまして、今回のハワイ州での着陸失敗事故に係る原因の公表に関する要請を書面により行ってきたところでもございます。

なお、不測の事故が発生した場合の対策についてであります。現時点でオスプレイ等が佐賀空港へ配備されることが決定している状況ではなく、このため、御質問の対策については、全く考えておりません。強いて挙げれば、当然このような不測の事態が発生しないように安全面の対策については国のほうで全責任を持って対処していくというふうに考えておりますが、それよりも墜落、今言われましたように、オスプレイに聞いてみらんとわからんということですが、私はそういう安全性については非常に懸念をいたしておりますので、十分そこら辺は防衛省にお伺いしたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

今のところ、こういう事故に対する対策はまだ考えていないということでございますけれども、もしものことも想定しながら、今後、国のほうとこういう配備計画がある以上は、やはりそういう折衝なりをやって、安全・安心を守るようにお願いしたいと思えます。

それでは、次の質問に参りますけれども、佐賀空港での1日の離着陸の回数、オスプレイ、またヘリコプターが50機配備されるということでございますので、1日の離着陸、また年間の離着陸はどういうふうになっておりますか。

○生活環境課長（松嶋真一君）

お答えいたします。

新たに取得するオスプレイと目達原駐屯地から移駐いたしますヘリコプター、合わせて約70機の航空機を全て運用した場合、1日当たり60回程度の離着陸を行うことが想定されております。また、年間に換算しますと、1万7,000回程度になるとの説明を受けておるところでございます。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

1日離着陸が60回、そして年間に換算しますと約1万7,000回ということで、有明海の上はほんなこてにぎわうでしょうね。これはもう、本当有明海でノリ養殖をされている方たちは迷惑なもんと思っております。これが1機だったらいいけど、さっき言いますように編隊を組んだら、この編隊を組んだときの音というのはかなり耳に焼きつくもんでございます。ジェット機のように一瞬の音じゃなくて、もう何百メートル先から音がして、何百メートル先までこの音、余韻というのはヘリコプターは残るものでありますから、本当仕事をしている方たちは大変だろうと思っております。これがいいほうに向けたら、これを観光に利用したらいいんじゃないかなろうかと、そういうふうにも思っておりますけど、今のところ。これがどういうふうな方法で有明海を通るか。静かなこの柳川、観光地の柳川ですね。静かな柳川

がヘリコプターなんかで騒音をまき散らすと。ヘリコプターを見るなら柳川へ行けというようなことにならないように、自動着陸装置も白石側のほうにも要望してもらいまして、柳川市のほうとしても離着陸が半減するように、また、有明海でノリ漁業をしてある方たちも、かなり、これだけ1日60回の離着陸があるとすれば、非常にこれはどうにか軽減される申し入れをやってもらわなければならないなというように思っているところでございます。

これからも、このオスプレイが配備されるに当たりましては、ぜひ市民の安全・安心というのを第一に考えられまして、これは最終的にはやっぱり政治決着じゃなければ、できなければならないと思っております。そういうときには早く議会のほうにも報告をされまして、議会と緻密な打ち合わせをやられて、オスプレイ配備には対応をしていきたいと私は思っておりますので、今後の配備に対して議会のほうには逐次報告をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（浦 博宣君）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時9分 休憩

午後1時 再開

○議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、8番白谷義隆議員の発言を許します。

○8番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。8番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速質問に移ります。

まず最初に、佐賀空港へのオスプレイ等の配備についてお尋ねをいたします。午前中の藤丸議員の質問と重なるところもあると思いますが、御了承をいただきたいと思います。

この佐賀空港へのオスプレイ配備については、計画発表当初より市民の皆さんの中から安全性や騒音を危惧する声が多くあることは今までも申し上げてきました。

そうした中、先月18日、アメリカ・ハワイ州でのオスプレイの墜落事故を受け、市民の中にオスプレイの安全性を疑問視する声が一段と強まっており、この計画に対する市民の不安は大きくなっております。また、一方では、この計画について、市からの情報が全くないことに対して市民から不満の声も聞かれます。

そこでお尋ねをしますが、今後の市の対応及び市民への説明など、情報提供についてのお考えをお聞かせください。

再質問及び他の項目の質問については自席より行いますので、よろしくお願いをします。

○副市長（成松 宏君）

ただいま白谷議員から御質問いただきました2点の件、オスプレイ配備につきます今後の対応、それから、市民の方々への説明、情報提供などについて御答弁させていただきます。

今後の対応につきましては、午前中の藤丸議員の一般質問において市長から答弁がありましたが、防衛省と佐賀県などとの協議の動向を注視するとともに、今後とも市民の安全・安心を基本として総合的に検討していくということで考えております。

また、今後とも対策チームによる情報収集などに努めるとともに、先月20日に設置されました福岡県を事務局としました佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に係る情報連絡会において、県及びみやま市、大川市との連携を図りながら、的確な対応に努めてまいりたいと考えております。

続いて、市民の皆様への説明などの情報提供につきましては、市報や市のホームページ等を利用し、できる限り周知していきたいと考えております。

また、柳川市行政区長代表委員協議会からも要望がっております市内全市民を対象とした説明会につきましては、九州防衛局と十分に協議し、佐賀県及び佐賀市の開催状況などを勘案して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。実はこの説明会の開催については、12月議会でもお尋ねをしたところであります。しかし、そうしたそれに対する動きは全くなく、逆に、国のほうでは配備に向けた準備が一段と進んでおるように思います。今、先ほどの答弁では、説明会については検討をするということでしたが、何となく感じとしては、12月議会よりちょっとトーンダウンをしたのじゃないかなと。12月議会では前向きに検討をいたしますという力強い答弁をいただいたんですが、何となく淡々と申し上げられましたので、ちょっとトーンダウンをしたのかなという感じは受けております。

それと、さっき答弁の中で、佐賀県、佐賀市の開催状況を勘案してという説明がありました。もちろん気持ちはわかります。ただ、佐賀県や佐賀市がやろうとやるまいが、市民の皆さんは、先ほど答弁の中で区長会も要望をされているという話でしたよね。私のほうにも、さっきも言いましたけど、情報がないと。私は不満と言いましたけど、それこそいら立ちのような声もあるんですね。ですから、よそがやろうとやらないとにかかわらず、やはり市民の皆さんたちはそれを望んであるわけですね。ですから、それはやっぱりやっていただきたいですね。確かに時期の問題もあるかもしれませんが。ただ、現時点で柳川市としてやれる範囲でも、1回とは限りませんからね。ですから、私はやってやっていただかねばならんだろうと。いつかは市として判断をしなければならないんですね。先ほど午前中の藤丸議員の質問の中で、市民の皆さんたちの意向とかいう話が市長のほうからありました。いつかはしないといけないわけですから、新聞報道によれば、実際、配備まであと3年ぐらいしかないん

ですね。そういう中で、市民の皆さんに説明をしないでいつどうやって判断をしようとされているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○市長（金子健次君）

今の白谷議員の質問にお答えしたいと思います。

午前中の藤丸議員の中でやりとりありましたが、以前、古川佐賀県知事の段階においては、配備に対する理解度を示しながら防衛省と話を進めておられました。これはいけないなと思って私も出向きまして知事ともお会いをして、そしたら、間もなく2週間ぐらい後に衆議院選出馬という形で、あと思ったんですけれども、そのときは一言も顔にも出されなかったんですけれども、その後、佐賀県のオスプレイ配備についてのいろんな考え方を、少しは公約の中で市民の十分意見を聞きながらという形で、当時は樋渡さんと、樋渡さんは、対立候補は賛成の立場という形で、逆に反対とも明言されていなかったんですけれども、そういう方が当選をされて就任をされたということで、まだ既に私自身も山口佐賀県知事とはお会いをしておりますけど、大体、新聞の中で見ると、常にコメントというのが十分防衛省の説明を聞いてからという形でお答えをされているようでございます。その間、私自身が防衛副大臣ともお会いいたしましたし、いろんな形で記事そのものが、ニュースそのものが柳川だけの記事だけに報道メディアでは行われておりました。そういう中に私に入ってきたものは、市長は条件闘争に入っているのかと、配備に対する条件闘争に入っているかということ私に問い合わせがありまして、何人かの方からありました。いや、そういうことではございませんと。それについては、いろんな形で十分、防衛省に聞くんですけれども、まだまだ佐賀県側が受けるか受けないかの段階において、今の新しい知事に中において非常にそのことについては、柳川については具体的な話を進めていくということについてという話だという判断で、区長会とかの、もう全体的な説明会の要請がっておりますけど、時期については、十分慎重にやってきたほうがいいんじゃないかということで、若干そこんには、したたかにも、やっぱり佐賀県側、佐賀市と、佐賀市の秀島市長とも時々話をいたしますけれども、秀島市長との間にも大変厳しいようなお話をされていまして、そういうことで、十分、防衛省と協議していかなければならないということで常に連携をとりながらやっていきたいと思いますというお話を私も先日したところでございまして。今、副市長がお答えいたしましたように、福岡県が少し動いてくれていますし、連絡協議会を立ち上げてくれましたので、大川市、みやま市という形で、その事務局は福岡県がなるということでございまして、時期が来たらもちろんそれは判断をしなければなりませんけど、今の段階において防衛省が言うことについては、佐賀県に対しての説明がなっていない段階で、いろんな情報がそれだけ不足するんじゃないかということで逆に誤解を招くんじゃないかということで、時期が来たらしたいと思っておりますけれども、今の段階ですぐということは考えていないというふうに考えています。

ただ、今日までには昭代についても、両開についても、議会についても説明してきましたし、いろんな会議録については、インターネットを通じましてホームページの中で情報公開をしておりますので、その分については私は十分意をなしているんじゃないかというふうに思っているところです。

以上です。

○ 8 番（白谷義隆君）

確かに先ほども言いましたけど、時期もあるだろうと。ただ、私のところにはある区長さんが直接家に見えまして、後でも言いますが、デモフライトの件もあわせて、そうした説明会についてもかなり強く、どげんなっとととかんち言われるわけですね。また、地元の方からもそういう声が実際私のほうには何件も上がってきているんですね。確かにホームページとかというのものもあるんでしょうけど、やっぱり市民の皆さんは直接話を聞きたいんですね。ですから、そのところはもう少し、先ほども言いましたけど、12月議会では前向きにということで副市長からかなり力を入れて、私は近々やっていただけるんだろうという印象を受けたんですけど、市長の答弁も、どうも余り、やるのはやらにゃいかんやろうけど今は何とかというぐらいですね。ですから、いつかは必ず判断しなければ、たとえ佐賀市が、佐賀県が、あるいは福岡県がどう言おうと、柳川は柳川で一定判断をしなければならないわけですからね。よそはよそで、よそはよそのことでして、柳川としてはどうなのかという判断は必ずいつかは求められるわけですから、先ほども言いましたけど、国の配備計画からすればあと3年ぐらいしかないんですね。ですから、いつまでも時間があると私は思っておりませんけどね。ですから、ただここでいつやってくれとは言われませんが、できるだけ早目に、そうした市民の皆さんの声があるということは十分理解をしていただきたいと思います。

恐らく市長もいろんなところから話は聞いてあるかもしれませんが、私のところに来る話は、かなり皆さん、何とかせんならち、後から、けんかはすじゃなかったということになってもできんめがと。そりけん、ちゃんと市のほうからも情報は出さんならち。もちろん情報というても説明会の話なんですけどね。ですから、そこについてはもう少し真剣に前向きに考えていただきたいと思います。

このことについては、余りこれ以上――あれば。

○ 市長（金子健次君）

状況はそういうことで、佐賀県側の状況が変わってきたということが大きな要因だというふうに思っております。

佐賀市においても、佐賀県側にとっても、このことについて、配備に対する見解はまだ出ておりません。その段階において、柳川市としては恐らく全体的な本市の説明会を仮に市民会館でやった場合、私が出席して、市長はどう考えるのかということと言われると思いますので、私自身はそれについては今のところ非常に慎重に対応しておりますけれども、1つ

は、ハワイ沖の着陸段階での墜落したということで、場周経路が有明海でほとんど1日に60回も中には有明海だけを回るのか、非常に危惧をしているんですね。そういう中において、非常に結果について、防衛省のアメリカの検証の結果についても十分聞いてみたいなというふうに思っておりますし、具体的なやつが、山口知事が求めてもまだ明快な答えがなっていないという段階において、今の段階の知っている承知の分については説明会をしても構わないんですけれども、そのことについてはもう既に広報でも出しておりますし、大体、市民の皆さんはわかっておられるんですけれども、柳川市としてどうするんだという考え方を問われた場合、もう少し時間が必要じゃないかということで、若干、説明会の時期についてはもう少し待っておったほうがいいんじゃないかという考え方であります。

以上です。

○ 8 番（白谷義隆君）

確かに説明会をすれば、市としてどうなんだということを言われるかもしれませんが、先ほどの藤丸議員の中でも言われましたけど、市民の皆さんたちの意向を聞きながらということですからね。ですから、市民の皆さんたちが判断できるような、そういった情報の場というのが当然必要だろうと私は思いますけどですね。これについては十分検討をしていただきたいと思います。

それから、オスプレイの運用についてお尋ねをしたいと思います。

さきに行われた試験飛行で私たちの地区は、実は計器飛行の場合の真下に当たります。そのために地区の方から、やはりそのとき家におられなかった方もおられたんでしょうけど、多くの方から、やっぱりやかましかのうという声は聞かれたんですね。私も1回目は家におったのかどうかはわかりませんが、2回目のときは家の中におって、実はびっくりしたんですね。試験飛行のことを忘れておって、何の音やかち思って外に飛び出したほどでしたけど。ですから、今回の試験飛行は昼間で2機でしたからね。それでも、やはりやかましいなという感じを私も受けたし、周りの方も受けてあるんですね。ですから、これが早朝とか夜間になるとどうだろうかとやっぱり心配は私もしたし、周りの方も心配をされているわけですね。ですから、実際配備された後、どのような編隊で1日にどれくらい飛ぶのか。そして、時間帯は何時から何時まで飛ぶのか、そこら辺をわかれば教えていただきたいと思います。

それと、目達原から移される50機のヘリコプターについて、オスプレイの飛行ルートについては、新聞、あるいは市の説明で私たちは聞いておるからわかりますけど、ヘリコプターについて、どういう形で運用するのか、柳川市の上空を飛ぶのか。要するに、影響があるのかどうか、そこら辺もあわせてお願いをいたします。

○ 副市長（成松 宏君）

それでは、お答えいたします。

九州防衛局から説明を受けました配備計画では、オスプレイは17機と目達原駐屯地からヘリコプター約50機、合わせて約70機が配備予定ということでございます。

御質問の実際に何機編隊で飛行するかについては把握しておりませんが、全てを運用した場合の1日当たりの離着陸回数は60回程度、空港利用の時間帯は、平日の朝8時ごろから17時ごろの間の運用を基本とすると聞いております。

目達原駐屯地からのヘリコプター約50機の移駐が本市にどのような影響をもたらすかについては、市民の安全・安心を基本としまして、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（白谷義隆君）

オスプレイとヘリコプターの離発着については、さっき午前中の藤丸議員の答弁でもありましたけど、私がちょっとここで聞きたいのは、オスプレイだけですね、その前あったのは、オスプレイのデモフライトでしたからね、ですから、オスプレイは、もちろん基本的には有明海から入るというのはわかっておりますけど、計器飛行の場合は必ず柳川市の上空を飛んでいくわけですから、ですから、オスプレイについて、オスプレイの運用形態、つまり編隊とか柳川市の上空を1日全部計器飛行で飛んだ場合の話ですよ。そうした場合に、何回飛んでいくのか、そこら辺わかりませんか。

○副市長（成松 宏君）

今現在におきまして、防衛局からの説明ではその点については御説明がありませんので、まことに申しわけありませんけれども、承知していません。

○8番（白谷義隆君）

わからないということでしょうけど。では、ヘリコプターの50機の分、ヘリコプターについてはどうでしょう。柳川市の上空を飛ぶのか。飛ぶとすれば、ヘリコプターですから、かなり高度を保っていくのか。飛行機の場合はある程度徐々に降下していくわけですから、上るときも下から上がっていくわけですから、ちょうど柳川市の上では距離は余り上がらないんですけど、ヘリコプターについてはどういう飛行をするのかわかりませんが、ヘリコプターについても果たして柳川市にどういう影響があるのか、飛ぶのか飛ばないのか。ヘリコプター全てが有明海上空から入っていくのか、そこら辺わかれば教えてください。

○市民部長（石橋眞剛君）

ヘリコプターにつきましても、具体的な運用形態について九州防衛局から示されておられません。このために、柳川市のほうでは承知していないというのが現状でございます。

以上でございます。

○8番（白谷義隆君）

要するに、何もわからないということですかね。先ほどの利用時間についても、8時か

ら17時まででしたかーという答弁でしたけど、果たして本当に8時から17時の範囲内で終わるのかと。軍用機ですからね。ヘリコプターにしてもオスプレイにしても、日中だけで訓練しても仕方のないというときもあろうし、やっぱり夜間でも、早朝はどうかにしても、夜間とかそういったのは当然あるだろうと思いますね。

ですから、確かに難しいところはあると思うんですけど、一般質問は事前に通告をして、ある程度詳細なことについても課長さんたちから聞き取り調査があるんですからね。ですから、この議会の場も、市民の皆さんたちから見れば大事な情報の提供の場ですから、市民の皆さんたちがどうなるのだろうかという疑問を持ってあるから私も聞いているわけで、ですから、事前に防衛局とかに確認される分は確認しながら答弁をしていただきたいと思いますよ。ほとんどがわからないんですね。

実は、市のほうに情報が入っていないといえればそれまででしょうけど、今、答弁されたことは、少なくとも新聞とか、あるいは議会に対する説明とかで今までの答弁はわかっているんですね。余り大したことも聞いておらんばってん、大体言われるのは。ただ、それ以上のことがわからないから聞いているわけですから、それだけでよければ私が直接市民の皆さんに説明すればいいわけですけど、私たちもわからない、市民の皆さんもわからないと言ってあるわけですから、事前に問い合わせできる分については問い合わせをしていただく、そして、どうしてもできない分については、一般質問で出たことを後からでもやっぱり確認をしていただいて、そして、やっぱり情報提供は議会にも、あるいはほかの方法でも提供をしていただく、そのことはぜひお願いをしたいと思います。

先ほども言いましたけど、市民の皆さんが一番心配されるのは、こんなはずじゃなかったと。そういっても、後から取り返しがつかなくなることを一番心配されているわけですよ、皆さん。ですから、やはりいつか判断をせやん、それでも、市民の皆さんが納得して判断できるような、そういった情報提供はやはりしていかなければならないと思うんですよ。ですから、そのところは、きょうは余り期待する回答を得られませんでしたけど、ぜひそのところをお願いしたいと思います。何か市長がありましたらお願いをいたします。

○市長（金子健次君）

今、デモフライトで2日間飛んでもらって、その結果、市民の声というのは、ヘリコプターではわからないと、オスプレイを飛ばしてくれということでございました。その後にああいう事故等がありましたし、逆に言ったら同型機を柳川の上を飛ばしてくれと、墜落している飛行機を飛ばしてくれち私は言えませんが、そういうことは見合わせたほうがいいんじゃないかということで、もう少し事故の原因検証をした段階について、安全だということであれば飛ばしてもらいたいし要請をしたいと思っておったんですけども、要請をその分については取り消しました。防衛省には実際に言うてですね。ただ、事故原因を明らかにしてもらいたいということで要請したところです。

白谷議員が言われることについては、内容については私も十分わかります。ただ、九州防衛局にしても防衛省にいたしましても、いろんな運航形態、運用等につきましては非常に難しい問題があって、公にすることがなかなか慎重なんですね。そのことは佐賀県からの知事が要請してもまだいまだに出ていないということでございますので、そのことについては、そういう一般質問の中で私たちが怠っているわけではございませんので、もうそのことは十分わかっておるから、今の段階では石橋部長にしても答えができなかったということに理解をしていただきたいと思います。もうそのことについては、はっきりすれば議会のほうにもすぐ、全員協議会も開催していただきまして、そういうものは十分情報共有できるようにしたいということは構築をしまいいりますので、よろしくお願いいたします。

○ 8 番（白谷義隆君）

市長が言われるのも、防衛局が出さないというのも、いつか配備の計画は着々と、もうアメリカは17機日本に売るということで決定もしておるし日本も買うと決定しておるわけで、あとは配備の場所だけがわからないんですね。このまましておけば結局なし崩し的に、ほかの候補地が出てきていない以上は、オスプレイはいずれにしても17機来るわけですから、黙っておけば佐賀になってしまうのじゃないかということは、これはもう私たちが言わなくても、市のほうでも当然心配はされているだろうと思うんです。ですから、防衛局の壁も厚いでしょうけど、できるだけそういった壁も乗り越えて情報提供をお願いしたいと思います。

それでは、次に市民会館の建てかえについてお尋ねをいたします。

昨年4月の議会全員協議会で市長が示された建てかえスケジュールによれば、平成26年度に基本計画、27年度には実施計画の策定となっていました。いまだ基本計画の案も議会に示されておりません。このままでは当初計画よりおくれると思いますが、今後の見通しをお聞かせください。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

議員が御指摘されますように、基本計画は平成27年3月をめどに策定する予定としておりました。しかしながら、計画の基礎となります基本構想の策定が当初予定の平成26年3月から平成26年7月へおくれました。それに伴いまして、施設の利用が見込まれます市民や有識者で構成いたします柳川市民文化会館、これは仮称でございますが、基本計画検討委員会の設置が平成26年11月になりました。結果といたしまして、平成27年3月までの策定には至っておりませんが、4月以降も引き続き委員会での協議を行っておりまして、6月29日に開催いたします委員会を経て、最終の基本計画（案）を固めることにしております。

つきましては、近々この基本計画（案）を議会の皆様へ説明させていただく機会を設けていただきますとともに、市民の皆様からの意見を収集するためにパブリックコメントを実施することにしております。

なお、スケジュールについては、当初計画より若干おくれてはおりますけれども、平成31

年度、館の竣工、平成32年度オープンという当初のスケジュールどおりに進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○ 8 番（白谷義隆君）

はい、わかりました。早急に基本計画をまず示していただきたいと思います。

次に、市民会館の建てかえに伴う市民グラウンド、そして、市民体育センターの代替施設の進捗状況とその費用をどれくらい予定されているのか教えてください。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

現在、柳川市民グラウンドは、主にグランドゴルフ、野球、サッカーなどで利用されております。

代替地につきましては、グランドゴルフができます広場と野球、サッカーができますグラウンドとに機能を分けて代替地を考えることにしております。

まず、グランドゴルフ場は、現市民グラウンドに近い鳥の水団地の跡地など、市が所有をいたします土地の活用を前提に考えてまいりたいと考えております。

また、野球やサッカーができますグラウンドの代替地につきましては、一定の面積がこれが必要になってまいりますので、今後さらに検討をしていきたいと考えておるところでございます。

市民体育センターにつきましては、これまでの一般質問において代替施設の建設を検討していくという答弁をしておりましたが、ただ、本市では、機能が類似、または重複しております施設が市内に点在しておりまして、公共施設の整理とか統合も取り組む必要もあるのかなと考えているところでございます。

代替施設の整備に当たりましては、現在の利用状況を調査して、また、利用者の皆様の御意見もお聞きした上で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

済みません、お聞きいただきました代替施設整備にかかわります費用についてでございますが、現在、市民グラウンドと体育センターの代替地については、先ほど申し上げましたように、場所も含めて現在、検討をしておる段階でございます。つきましては、整備にかかわる費用につきましては、現段階で今お答えする状況にはございません。

なお、代替地につきましては、執行部の考え方がまとまり次第、改めて議会へ御報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 8 番（白谷義隆君）

今、課長のほうから、市民体育センターについては統廃合も考えたいということでしたけど、それはそれで私も必要なことだろうと。実は、これが、ただ市民会館の建てかえの中で、

こういった統廃合の話が出たのが非常に残念というか、遅きに失した感がありますけど、ただ、それはそれで一つの機会ですから、統廃合についても、やはり考えていただくのはいいことだろうと思います。

ただ、代替地について、何か今、利用者の利用状況とかを聞きながらとか話がありましたけど、これはもう市民会館の建てかえのときから、もう実は建てかえの話が出たときからこの話は始まっているわけですから、市長から市民会館の場所が決まればすぐにでも代替施設については検討をしたいという答弁をいただいておりますね。市民会館の場所が決まったのは6月ですから、6月議会のその後の全協で決定をしたわけですから、もう1年たっているわけですから、それにしてはまだちっと遅いんじゃないかなと。今から利用者の利用状況とか意見を聞きたいというのはもう既に本来は済ませておくべきで、代替地についても、もうある程度は検討をさせていただいているものと思っておりましてけどね。

それと、費用の問題ですけど、本来、市民会館が建てかえが提案されるときに代替の費用についても示されて当然だろうと。同じやつですからね、同じ事業ですからね。市民会館を市民グラウンドにつくれば、当然、代替施設は必要なわけですから。ですから、私は示すべきであって、今聞いても白紙ということですから果たしてどうなのかなと。市民会館は市民会館、代替施設は代替施設と、私はそんなことにはならないだろうと。市民会館は代替施設の費用とあわせて考えるべきだろうと私は思いますけどね。

去年の2月につくられた財政計画、まだ1年しかたっていないですね。その中では、もちろん状況の変化はあったとしても、この市民グラウンド、あるいは市民体育館がどうなるかはわかりませんが、市民体育館について上がっていないんですね。その中で、財政計画では非常に今後厳しい財政運営になっていますということで厳しい指摘を財政計画でされておるわけですね。そうした中で、新たに市民グラウンド、市民体育館の使用というのが果たして出てくるのか。午前中の藤丸議員の質問でごみ焼却場の話が出ましたが、ごみ焼却場の事業費も、財政計画で示されておる費用からさっきの午前中の執行部の答弁でも、かなり20億円ぐらい事業費は上がっていますからね、現実には、事業費として財政計画に上がっている数字からは。ですから、私はやはり市民会館は市民会館、代替は代替ということはないと思うんですよ。問題は、財源をどうするかというのをいつも考えておかないと。ですから、財源の中で、あわせて市民会館としていかないと、要る施設はつくります、代替の財源は後から考えます、それじゃ財政はもたないと思いますよ。ですから、やっぱり代替施設についても、もう少し考えていかないと、やはりそのまま今のうちにまだ代替施設の費用が白紙の状態の中では、市民会館をどうやって計画していくんだらうと思うんですね。やっぱり金があれば市民会館を少し規模縮小してでもつくっていかないと、必要だから全部つくりますということにならんわけですからね。財政的にはかなり厳しくなっていくわけですから、そこら辺、財政課長は十分わかってあると思いますよ。さっき言ったように、もう既に今つ

くっている財政計画からは事業費が膨らんでいるわけですから。ですから、そこら辺はやっぱりしていかないと、1年たっても6月議会でもわかりません、1年たっても白紙ということで、私は少し経済観念がなさ過ぎるんじゃないかと思いますけど、市長はどう考えますか。

○市長（金子健次君）

白谷議員の御意見、十分私も理解する分ございますけれども、今日の東京オリンピックが2020年に建設されるという形で非常にそこに人的なスタッフが投入されるということで、思った以上に、今、火葬場にしてみてもごみ焼却場にしてみても、当初の計画よりも額的な分が上がっております。そういう中において、今回の市民会館につきましても当初計画よりも上がるんじゃないかという見込みも考えなければならないというふうに思っておりますし、いろんな形で、スクラップ・アンド・ビルドという形で、ある程度合理的にできる分については、現在、利用者の意見等も聞いてはっきりすべきじゃないかということでございますけれども、現在の利用者についてもやっぱり少し時間をかけて説得というか、話をしに行かなければなりませんし、そのことを最終的には中長期財政計画の中で精査をしてまた新たに見直しをしなければなりませんけれども、そのことを十分きょうは白谷議員の意見として承っておきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（白谷義隆君）

私も厳しいことを言うようですが、市民会館についても、やはり全体の財政状況を考えながら行政運営は財政に裏づけられた運営をしていかないと、何でもかんでもやってしましましょう、後から何とかなるでしょうということとは当然ならないわけですから、さっきも言いましたけど、そこら辺は十分、代替施設の費用を考えながら市民会館は検討をしていく、それは当たり前のことだろうと思いますので、ぜひそこら辺は早急に、代替費用についても、ある程度のめどをつけながら、今後、市民会館をどういう形で建設していくのか、そこら辺は十分協議をしていただきたいと思います。

限られた、余り時間ありませんので、言いたいことはありますけど、もう次に行きます。

次に、職員の接遇についてお尋ねをいたします。

市役所は、地域における最大のサービス機関と言われ、職員は全てそのサービス提供者である、そして、サービス業として評価を受ける上で接遇はその基本となるものということは当然のことであります。

しかしながら、実は最近私のところに――最近といっても二、三週間の間にたまたまなんでしょうけど、市民の方から立て続けに、実は2週間ぐらいの間に3件、職員の接遇に対する苦情が寄せられました。

そこでお尋ねをいたしますが、職員の接遇についてどのような研修をされているのか。それと、接遇に対して市役所にも苦情が寄せられていると思うんですけど、寄せられていれば、

そのときの対応はどうされているのか。余り時間がありませんので、簡潔にお願いをしたいと思います。

○人事秘書課長（平田敬介君）

白谷議員の質問にお答えします。

白谷議員に市民の方から職員の接遇に関する苦情が立て続けに寄せられたことにつきましては、まだまだ職員への接遇教育、それから、指導が不十分であったということでありまして、人事秘書課長として残念であり、反省しているところでございます。

まず、職員の接遇に対する研修ですけれども、これまでどのような研修をしてきたか、説明をいたします。

1つは、研修会場に職員を集めまして専門の講師を招いて行う、いわゆる集合研修というスタイルで毎年度のように実施をしてきました。合併以降は研修名やテーマは少しずつ変えながらも、接遇研修、クレーム対応研修、おもてなし研修など、市職員として接遇の基本をしっかりと認識し、相手の身になってわかりやすく親切丁寧な対応ができるよう、接遇の心構え、おもてなしについて考え、そのスキルを学ぶ、そういう研修を繰り返してきました。

また、新規採用職員には、採用時の最初の研修で柳川市接遇マニュアルというものを活用しまして接遇研修を行っています。この研修で使用している接遇マニュアルは、平成20年度に当時の窓口担当の係長級職員が中心となって、いろんな自治体の先進例を参考にしながら作成したものです。与えられたものでなくて手づくりをすることで、より職員に浸透しやすく、つくっていく過程そのものが携わった者の学びの場になるとの狙いから、市民部門の目標として取り組んでもらった経緯があります。

このように、職員に研修を繰り返し、マニュアルを備えても、残念ながらメールや電話、御意見箱で苦情が寄せられていることも事実であります。研修はした、それからマニュアルもつくったとしましたら、あと何が足りないかと反省してみますと、やはり職員一人一人の緊張感がそのときそのときに足りなかったのではなかろうかと思うところであります。

こういうことにつきましても、人事秘書課長として大いに責任を感じるところでありまして、部課長がやる気にあふれてプライドと責任を持って仕事に向かって、課長が率先して声を上げて元気な挨拶をしていれば、その職場は緊張感に包まれて部下職員も自然と変わっていくものと思っております。

課長の接遇に対する姿勢が、そのまま部下職員の接遇にもあらわれてくるんじゃないかと感じておりますので、改めて課長自身から変わってもらうよう、私のほうからそれぞれの課長のほうに働きかけていきまして、半年後には市役所は変わったなと言われるように頑張りたいと思っております。

それから、接遇に対する苦情が寄せられたらどのような対応をしているかということですが、例を申し上げますと、まずもって対応した職員がわかっていれば、人事秘書課

から所属長に具体的な内容を伝えまして所属長から指導をするようにしております。場合によっては、直接私とか人事係長が出向いて所属長同席のもとで、苦情の原因がどこにあったのか、相手は何を求めて何を望んでこられたのか、どういう対応をすれば納得していただけたのかというのを一緒に考えて反省を促しております。そのようなときに、よく職員が、自分は普通に対応したと、そういうふうに言う場面がありますが、悪質な場合は別にしまして、お客様に不満が残り不愉快にさせたら接遇としては落第だと、そういうふうに指導をしています。

また、職員が特定できないような場合もありまして、そういう場合は事例を挙げて、全職員に苦情が寄せられたことを文書で通知をし、接遇の向上に努めるよう啓発をしています。

なお、苦情や御意見を頂いた市民の方には、郵便やメール、電話等でおわびと職員への指導について報告をし、納得していただけるように努力しているところでございます。

以上です。

○ 8 番（白谷義隆君）

研修はしているということですけど、私も職員の経験がありますので、確かに大野城の研修所で研修を受けたこともありますけど、大体ほとんどの時間寝て、後から何のあったかなち、資料はもらいますけど、資料をもらっても家に帰ってから見るということは余りないんですけど、そういう私が職員の接遇について聞くのもどうかと思うんですけど、ただ、市民の方からやっぱり苦情がありますからね。ですから、やっぱり課によっていろんな事例は違うんですね。ですから、課内でやっぱり協議をするということは必要だろうと思います。

それと、よその自治体でもたまに見ますが、集まって研修もいいんでしょうけど、企業研修というのもありますからね、体で覚えていく、そのことも私は今から先の市役所は必要じゃないだろうかなと。

余談ですけど、私、最近ちょっと前に病院に行ったとき、病院で何々様と呼ばれたんですね。びっくりして、外来に行ったら何々様ち、病院は何々様かねち。前は、病院といえば大体こっちが願しにいきよるわけですから、それから気がけて見よれば、どこの病院でも今、何々様なんですね。私の印象では、私の今でのあれも含めて、市役所はしてやる、聞いてやろう、してやりますという、そういった状況がやっぱり心のどっかにはまだみんなあるんじゃないだろうかと思うんですね。

職員の接遇については、やはり相手の価値観と目線を市民に合わせて対応するということも書いてあります。自分の価値観だけでしたら、どうも相手が言いよるのが理不尽に聞こえてくるわけですから、やっぱり相手の価値観、目線を合わせて対応するというのも非常に大事なことだろうと。

私は、これは以前、3件と別に同じように苦情を言われたことがあるんです。窓口に行ったら、そしたら、申請に行ったら「名前を書いてください」ち言われたち。「いや、俺は脳

梗塞で手のきかんち、手のきかんけん、ちょっと書いてもらわれんですか」ち言うたら、「いえ、書いてもらわんと困ります」ち言われたち。どうもされんやったち。書き切らんち、それに書いてくださいち言われたち。そしたら、職員から、「いや、書いてもらわんと困ります」ち言われた。そしたら、後ろにおった年配の人がたまたま知り合いで、窓口でトラブっていますから何やったですかって来られたけん、いやいや実はこういうふうでち言うたら、「なら私が書きましようか」ち言うて書いてもらったちいう話があったんですけどね。

ですから、これは一つの提案ですけど、今、定年された方が再雇用で来られますよね。私はそうした人的な活用も必要だろうと。定年された方は40年近くのキャリアがあるわけですからね。当然、接遇についても住民の皆さんの対応についても十分なキャリアを持っておられるわけですから、どうしても窓口対応というのは若い人に任せられておりますから、若い人は自分の価値観だけで判断していくからですね。そういった十分キャリアを持っている方を、そういう方も人的に配置をしていく、私はそういったことも一つの方法としてあるんだろうと思います。

それと、私は感じているんですが、もう少し私は机の配置についても考えたらいいいんじゃないかと思うんですよ。現在、事務所は――いいですか、立て続けに。もう時間がありませんので。そいけん、事務所の職員の配置は、市民課を除いて全部カウンターに対して垂直なんです。ですから、職員から見れば、お客さんは横か脊中なんです。見えないんですね。ですから、私はカウンターに対して平行に、そして窓口を向くようにしたらいいんじゃないかなと思うんですけどね。そうすることで、市民の皆さんも話しやすいし、職員からも市民の方の様子がよくわかると思うんですよ。やっぱり垂直になっておると、職員の方は一生懸命前向いて仕事をされているわけですから、そうすると、カウンターに来た者は、一生懸命されているのにちょっと声のかけづらいとかというのが実際あるんですね。ですから、私はそうした中では、今、職員はお客さんから声をかけられて対応をするわけですね。余りこっちから声かくる前にちいうのは余り見かけんけんなんです。大体、声かけられてから対応をするわけですね。ところが、実は、市役所に来られる方は初めての方もおられるし、どこに行ってもいいかわからない方もおられるんですよ。ですから、市役所で迷ったり、どこに行ってもいいかわかん人もおられるわけですからね。やっぱりそういう方に職員のほうから声をかけていく、そういった配慮も必要だろうと思いますよ。やっぱり積極的に職員のほうから声をかけていくためには、やっぱりどうしたらいいかというと、常に職員がお客さんの様子がわかるように、私は机の配置も大事だろうと思います。どうしても横に向いて、中にはカウンターと机の間に事務機器とか書類がかさばって職員の方が後ろんにきおっているところのあるんですね、見ていただくとわかるばってん、とてもそこさい行ったときには、私たちも誰に物言うてよかやかし思うので、やっぱり職員はさっち入って行かれるけど、私たち第三者は事務所の中さんな入って行かれませんかからね、簡単には。どうしても声をかけにゃいかん。

そうすると、声をかくるにしても向こうんにきおんなはる、非常に困る、あるんですよ、物すごく離れておところちいうか、やっぱりどがしこあるんですよ。

それと、もう1つは、私も言いたいこといっぱいあって、そして、カウンターももう少し低くしてもらいたい。廊下側にもやっぱり椅子を置いて座って相談できるように、高齢者の方も体の不自由な方もおられるわけですから、カウンターに立ったまま対応するというのもどうかと思いますよ。カウンター、立ったまま、隣には皆さんおってんとに相談しにくいこともあるやろう。そうした中で、やはりそうしたカウンターについても、私はもう少し考えてもらったほうがいいんだろーと思いますけど、実はまだ言いたいことはいっぱいあるんですけど、市長が先ほどから手を挙げてありますので、どうぞそこら辺で市長、答弁をお願いします。

○市長（金子健次君）

あと1分間しゃべらせてください。

職場の先輩である白谷議員が後輩に向かって質問することもしづらかったというふうに思っております。しかしながら、勇気を持って質問していただきまして、ありがとうございました。

私も市長に就任をいたしまして、今掲げております、おもてなしの日本一と、職員が変わらんなら柳川は変わらんぞというふうに言っています。本当に恥ずかしいきょうの質問ではないかというふうに思っております。今、平田課長は6カ月見てくださいという答弁をいたしました。私は1カ月のうちに変えてくれと、1カ月後に変えてくれと、俺は回ると、職場を回りますと、全職場を回りますと、そういうことで訴えていきますと。そして、日本一に向かってお互い努力しようやないかと、俺も先頭に立つという気持ちのもと、気概を持って、これはできると思います。ベテランを配置せんでも、窓口の先頭になって、クレームがあるなら一番最初に部長が、課長が飛んでいって、何でしようかと、恐らくきょうの一般質問は3名出ていますけれども、14人の中で緊張感を持って課長たちも部長たちもやっていると思います。その緊張感を課員たちも持ってもらいたいということを次回の庁議の中で話したいというふうに思っておりますので、1カ月で変わるように努力をしていますので、この決意、それとあわせて机配置等につきましても十分考えていきたいと思っています。

以上です。

○8番（白谷義隆君）

職員の机の配置、カウンターの高さについてもぜひ協議をしていただきたいと思います。

これをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（浦 博宣君）

これもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 1 分 休憩

午後 2 時 11 分 再開

○議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、17 番田中雅美議員の発言を許します。

○17 番（田中雅美君）（登壇）

17 番、柳誠クラブの田中でございます。議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

私が今回質問いたしますことは、本市の基幹産業であります農業、漁業の問題についてであります。

本市の農業、漁業につきましては、現在いろいろな問題、課題があろうかと思いますが、そのような問題、課題も昨今のうちに突然出てきたものではないだろうと思います。農業、漁業というのは、いにしへの昔より永遠と続いてきた歴史がございます。そういう長い歴史の中からだんだんと浮かび上がってきたのが現在の問題や課題だろうとも思います。とりわけこの数十年の世の中は、人間の歴史の中でも最も激しく変動した時代ではなかったろうかと思いますが、また、これからますます早いスピードで社会は変わっていくだろうと、そのように思われてなりません。未来を予測することは誰にとっても困難なことではありますが、それでもこれから将来に向けて農業、漁業を振興して本市の発展を図ろうとするならば、過去を振り返り歴史に学ぶしかないと思います。

そのようなわけで私も何十年と生きてまいりましたが、私の乏しい経験なり見聞きしたことを交えながら、かつての農村、漁村のありさまを語りますことも、まんざら意味のないことではないだろうと思いますので、しばらく私の昔話におつき合いをいただきたいと思います。

私の生まれは両開でございます。ころは、さきの戦争が終わったあたりでございました。有明海の沿岸沿いで農業、漁業を営む両親のもとで育ちました。記憶をたどれば、当時の村のありさまは当然現代とは全然違います。トラクター、コンバインのような機械はなく、千歯こぎだの唐箕という道具を使いまして、また牛馬なども使っておりましたが、何をするにしてももっぱら人力が中心でした。

当時の農業というのは、さながら江戸時代に毛の生えたようなものではなかったでしょうか。あたりには人ぶん、堆肥のにおいが漂い、絵に描いたような農村、漁村の風景でありました。堀にはドジョウ、タニシ、フナなどがいっぱいおりまして、遊びに夢中になったものでございます。たまにウナギの釣れたときの喜びや忘れられません。

また、有明海へ行けばアゲマキ、アサリ、赤貝、カニなどがとれまして、食卓には日常茶飯に魚介類が出ておりまして、まさに有明海は豊穡の海でございました。あのころはある意

味、のどかなものであったと思います。

そのうち、昭和も30年代を過ぎますと日本の高度経済成長と歩調を合わせまして小規模ながらも機械類が村のほうへも入ってまいりました。最初は手押しのトラクターとか脱穀機だったと思います。やがて田植え機やコンバインとかも普及して、いつの間にか牛馬はいなくなっておりました。日本も工業発展の時期でしたので、若者たちは都会へ出ていき、人もだんだんと少なくなっていました。

肥料、農薬も化学製品のものが出回ってきました。漁業のほうでは、ノリが贈答品として売れ行きがいいということで、ノリの養殖は大変盛んになってきましたが、そのころはまだ今と比べれば小さい木造船で、エンジンも二、三馬力のポンポン船でありました。ノリの乾燥も天日干しで、乾燥機械が普及し出すのはもう少し後のような気がいたします。そういえば、今ではすっかり衰退してしまいましたが、イグサが全盛のころでもありました。

昭和も50年代になると道路整備も進みまして、自動車も各家庭に1台はあるような時代になりました。田んぼの基盤整備やクリークの護岸も進み、大型の農業機械が入り始め、村も風景も近代的なものに変わっていきました。農漁業とも生産性は向上し、効率化も進んだと思います。その一方で、米は余り始め、減反政策は固定化していきました。国内の米の需要は減っているのに、生産性は向上していくというちぐはぐな事態となり、それは今も続いております。

農業のほうでは、筑後大堰の完成、炭鉱による有明海の海底陥没といった環境の変化もあって、有明海の持つ豊穡性は失われていったような気がいたします。それに拍車をかけるように平成のバブル崩壊で日本経済が落ち込み、贈答品であったノリの売り上げに大きな打撃を与えました。その影響は今に至っていると思います。

さて、長々と語ってまいりましたが、私の思うところ、農村、漁村に限らず、かつての日本は貧しかった。しかし、農村、漁村もさまざまな作業の機械化や土地改良事業、漁港整備など近代化が進んだおかげで大変豊かになったし、衛生的にもなったと。進学率も高まり、貧しさゆえの不幸というのも激減したと思います。このことは、戦後日本の成功と言ってもいいと思います。そのかわり現在どのような問題があらわれたのでしょうか。日本全国今や少子・高齢化で、地方にとっては将来、消滅が心配されるところも出てきております。

農業、漁業といいますと今の主体は高齢者で、後継者は少ないということになっております。そもそも機械化が進んだおかげでそんなに人手は要らないと、そういうふうにもなっております。やはり地方の人口減少は避けられないのでしょうか。

また、御承知のとおり、日本経済は飛躍的に発展しました。そのため、あらゆる面で国際的な競争にさらされることにもなりました。野菜などはとっくの昔から輸入されておりますし、米もTPPの交渉次第ではどのようなことになるのか不安なものがございます。GDPへの貢献度が低いからといって農業、漁業が軽視されるならば、第1次産業を基幹とする多

くの地方の経済はこれからどうなっていくのでしょうか。

また、豊かな自然環境は人間の暮らしに深い恵みをもたらします。しかし、開発の名のもと自然破壊が進んだのも紛れのない事実です。有明海の魚介類の生産性が低下したことは、かつての有明海の豊かさを知る人間の一人として、私は残念でなりません。漁業という生業が持続、継続できるよう、有明海再生に向けての実効性のある取り組みが実施されなければなりません。このような課題を踏まえつつ、これからどうすべきか、本市の政策なり計画なりを問う中で、ともに考えてまいりたいと思います。

それでは、質問をいたします。

まず、農業振興についてお尋ねいたします。

担い手育成、それと後継者対策から入りますが、先ほど私が農業、漁業の主体の高齢化を指摘いたしました。今後、農業を支えていく後継者をどのように育成していくのか、執行部のお考えをお聞かせください。

あとの質問は自席よりいたしますので、よろしく願いをいたします。

○農政課長（林 誠君）

田中議員の御質問にお答えします。

議員の御指摘のとおり、国のほうでも農業の担い手の高齢化や後継者不足を問題としています。このため、平成24年度より青年就農給付金事業などの支援事業が開始されております。本市におきましても、関係機関とともに新規就農者等支援会議を設置しまして、事業を実施しております。

毎月第2水曜日に就農相談会を実施しております。一応、昨年度の実績は、就農相談会におきましては延べ41名で24組の相談を受けております。また、福岡県農業大学校や、お盆や正月に博多で出前相談会などを行っております。また、新規就農者の相談役として、新規就農トレーナー制度などを実施しているところでございます。これらの事業の効果もあって、就農に関する問い合わせ、相談も多く、新規就農者は増加の傾向にあります。

以上です。

○17番（田中雅美君）

後継者対策はわかりましたが、農業の担い手の育成の方針をお伺いしたいと思います。

○農政課長（林 誠君）

農業の担い手、いわゆる認定農業者の育成につきましては、いろんな支援措置を講じております。

具体的には、各種補助事業や経営所得安定対策、いわゆるゲタ・ナラシ対策の対象となるとともに、日本政策金融公庫の低利融資（スーパーL資金）や農業経営基盤強化準備金制度による税制の特例などの支援措置が受けられます。認定農業者は、4月1日現在、279経営体でございます。

また、市内各地域に米、麦、大豆を中心に水田農業を行う営農生産組合が33組織ございます。そのうち、法人化した組織が16組織でございます。営農生産組合については、足腰の強い経営ができるよう、地元とともに県の普及指導センター、ＪＡなどと法人化に向けて取り組んでおります。また、国の新しい施策や地域農業の振興対策などの研修を行うために協議会が組織され、その支援も行っております。

以上です。

○17番（田中雅美君）

今の話を聞きますと、経営改善を図る農家を支援していくということでしょうか。

○農政課長（林 誠君）

はい、これからも経営改善を図る認定農業者を支援していきたいと思います。

○17番（田中雅美君）

さきの答弁では、法人化した営農組織が16組織あると。法人化もまた経営改善の一つの方法だと思いますが、まだ法人化していない営農組織があると思います。その理由をお聞かせください。

○農政課長（林 誠君）

法人化については、国の方針もあって、以前より普及指導センターやＪＡなどとともに営農生産組合は法人化を働きかけてきましたが、やはり一般的に法人というものになじみがなくて、また、経理や経営管理などの事務にちょっと不安があるからではないかと思います。ただ、農業者の高齢化が進み、新規就農も十分でないというところで、集落営農が任意組織のままでは経営体として立ち行かなくなると予想される次第であります。法人格を取得し、経営、投資、雇用の面などでしっかりした体制を確立することが大事と考えております。

今後も法人化の働きかけを行い、また既に法人化している組織には安定した経営ができるように支援してまいりたいと思います。

以上です。

○17番（田中雅美君）

今、支援をしていくという言葉がありましたけど、どのような支援をされていけますか、お聞かせください。

○農政課長（林 誠君）

先ほども申し上げましたが、関係機関とともに営農組合の役員さんに対して、機会を捉えて助言・指導をいたしてまいりたいと思います。また、営農組合で組織する協議会に対して研修を目的に補助金等を支出してまいりたいと思っています。

よろしくお願いします。

○17番（田中雅美君）

これからの農業を担う人材育成は大変大事だろうと思います。特に米、麦、大豆は本市の

農業の基本だと思いますので、集落営農組合の法人化も含めてしっかり指導していただきたいと思っております。

次に、農地中間管理機構についてお尋ねをいたします。

まず、この事業の進みぐあいはどうなっておりますか。

○農政課長（林 誠君）

国が公表した資料によりますと、平成26年度実績では、国の目標面積は14万9,210ヘクタールに対しまして、実績2万3,896ヘクタールと、目標の16%となっております。福岡県では、4,170ヘクタールの目標に対しまして、実績23ヘクタールと、目標の1%にも達していません。本市の状況は1.6ヘクタールの貸し付けがなされましたが、市の農地は4,000ヘクタールほどありますので、ごくわずかしかなかったが、この5月の公募には550ヘクタール近くの農地を貸し付けたいという申し出が上がっております。

以上です。

○17番（田中雅美君）

今の話では、先月の5月に500ヘクタール貸し手から申し出があったということですが、どうしてそんなに急にふえたのか、お伺いをいたします。

○農政課長（林 誠君）

地域集積協力金という国の支援金の金額が、5月の受け付け分までは国が示している基本単価の2倍という特別単価に該当しますので、多くの方がこの5月に申し込みの受け付けをされたようです。

以上です。

○17番（田中雅美君）

市内といいますか、柳川ではどの地域もその取り組みはされておりますか。

○農政課長（林 誠君）

この取り組みにつきましては、現在の状況では、JA柳川支所管内の4法人が積極的に取り組まれました。そのほか三橋支所管内では垂見、大和支所管内では下棚町、下塩塚が積極的に取り組まれました。そのほかの地域では、ほとんどの農地が出しておられません。

以上です。

○17番（田中雅美君）

今の話を聞きますと、各地域によって格差といいますか、温度差があるようですが、どうしてでしょうか。

○農政課長（林 誠君）

大きな原因としましては、農地中間管理事業の受け手側であります営農生産組合が法人化されていないと貸借契約を結ぶことができません。そこで、営農生産組合が法人化している地域とそうでない地域では、この事業の取り組みに温度差があると思います。

以上です。

○17番（田中雅美君）

そしたら、法人化が大前提ということですかね。しかしながら、集落営農が法人化した地域においても全ての地権者が貸し出しを望んでいるとは思われません。積極的に取り組んだと今言われました柳川支所管内の農地面積と中間管理機構への貸付面積をお尋ねいたします。

○農政課長（林 誠君）

積極的に行われました柳川支所管内の農地面積は、農地中間管理事業の対象とならない用途地域を除くと約830ヘクタールでございます。それに対しまして貸付申し出面積は約420ヘクタールです。

以上です。

○17番（田中雅美君）

まだこの中間管理機構が始まってから日も浅いということで仕方ないとは思いますが、今の話では積極的に取り組まれたという柳川支所管内でやっと50%になっております。この数字をどう思われるか、お尋ねします。

○農政課長（林 誠君）

一度に5割近く進んだわけですので、そんなに悪い数字ではないと思っております。

以上です。

○17番（田中雅美君）

悪い数字ではないと。しかし、もっと貸付率を高めるための対策を考えてあるかどうか、お聞きいたします。

○農政課長（林 誠君）

農地中間管理事業での貸付率を高めるには、地域ぐるみで取り組んでいただき、農地所有者の御理解を得るしかないと思いますので、地域ぐるみで取り組んでいただきたいと思います。

○17番（田中雅美君）

私思うとに、農地というものは先祖代々から受け継いでおられる方が多いと思います。そうすることで、皆さんはその農地に愛着があると、誰でもいいから貸していいという人は余りいないと思います。そういう人の心を捉えるのが、農地の集約を進めるには一工夫も二工夫も要るのではないのでしょうか。例えば、農地中間管理事業に力を入れております熊本県は、賃借料を物納――米ですね、支払うという検討をなされているようですが、どうでしょうか。

○農政課長（林 誠君）

米での支払いというか物納ですけど、現在、福岡県では、農地中間管理事業での物納は行っておりません。

以上です。

○17番（田中雅美君）

柳川というか、福岡でそういう物納のことはまだ考えていないということでございますけど、そういう方針で貸して地権者の方が果たして気持ちよく中間管理機構に自分の田んぼを出されるかどうか疑問に思います。その地権者の農地に対する心情を思いやることがそれではできないと思いますが、私としては金銭と物納、米でもいいですから、そういうもので対応していただくともっとふえるのではないかと思います。

また、これには中間管理機構は法人化が大前提ということですから、そちらのほうも積極的に進めていただきたいと思っております。

次に移りますけど、特産品づくり・ブランド化の推進について、また関連しますので、6次産業の取り組みについてもお尋ねをいたしたいと思います。

私はかねがね農業委員会等で、転作作物、または新規作物の中で柳川の特産品を何か一つでもできないかと言ってきました。かつてはブロッコリーやつぼみ菜、ソラマメ、ほかにもいろいろありましたが、今も予算をつけて奨励されておりますが、これらの品目は1年、2年で変えられております。この品目を変えられておることに対して、どうやってこの選定をされておるのか、お尋ねをいたします。

○農政課長（林 誠君）

品目の選定につきましては、福岡県の普及指導センターや農協と相談しながら決めております。

以上です。

○17番（田中雅美君）

今まで奨励されてきた品目では、柳川の特産品に私はなっていないと思います。これは両開の話で恐縮だと思いますけど、かつては両開の巨峰が一気に広がった時期がありました。これは、減反で米のかわりになりはしないかということで始まったと聞いております。それが両開の土壤に合ったのか、非常に糖分があって甘いと評判も良いということを知っております。こういうのを私は特産品と言うと思いますが、どうでしょうか。

近隣で言えば、みやま市にはセロリ、また、佐賀県の白石ではレンコン、タマネギが有名です。既にブランド化にもなっております。そういうふうになるなら、この柳川も最高だと思いますがね。

私が言いたいのは、その土地に合った作物でなければ特産品にはならないということです。巨峰は両開の土地に合っていました。柳川の土壤に合った作物は何か、これから行政のほうでも、農政課といいますか、そちらでも1品目か2品目ぐらいに絞って新しい特産品づくりに向けて本腰を入れて研究してほしいと思います。

最終的には、どうすれば少ない元手でたくさん稼ぐことができるか、土壤に合った作物の

ほうがコストも少なくていいと思います。売り方も含めていろいろ研究されるべきではないでしょうか。

それでは、方向を変えて、次に6次産業についてお尋ねをいたします。

6次産業とは、早い話が生産、加工、販売の一体化だと思います。本市では何に取り組んでおられるのか、お聞かせください。

○農政課長（林 誠君）

6次産業につきましては、本市におきましては旧柳川市のころよりJAや商工会議所、観光協会などと連携して、柳川農産物特産品づくり推進協議会を組織し、巨峰を使った柳川ワインを開発してまいりました。その後は、イチジク、トマト、イチゴを使った「ジャム三姉妹」、また、あまおう、ソラマメ、米粉を使った柳川アイスなどを開発・販売してまいりました。また、平成24年には、福岡産業デザイン賞で入賞いたしました「柳川ごちそうソース」、「柳川小悪魔ソース」を、また日本農業新聞一村逸品大賞を受賞しました「柳川まめマヨ」を開発しました。これからは柳川の農産物に付加価値をつけて収入増を図っていくためにも、積極的に6次産業化を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○17番（田中雅美君）

今言われました「まめマヨ」、これは私が農協の関係者に聞いたところ、採算は合っているんだろうかという答えでした。要するに利益が上がっていないということだろうと思います。まずは農家の収入増ということでどうなっておるのでしょうか。実際この「まめマヨ」はどうでしょうか。

○農政課長（林 誠君）

「まめマヨ」については、先ほど申し上げましたが、福岡産業デザイン賞や日本農業新聞一村逸品大賞により知名度も上がり、売り上げも少しは上昇しているそうですが、爆発的にヒットしているというところまでには至っていないのが現状かと思います。しかし、これからは大賞受賞により上がった知名度を利用して、今まで以上に売り上げ向上につなげていけると聞いております。

以上です。

○17番（田中雅美君）

いろいろな特産品づくりにしろ、6次産業化にしろ、まずもってどうすれば所得の向上につながるのか、それを考えるべきではないでしょうか。

私が調べたことを、ちょっと話をさせていただきます。

一村一品運動の原点と呼ばれている大分県の大山町、今は日田市になっております。その取り組みは参考になると思います。「梅栗植えてハワイへ行こう！」というキャッチフレーズだそうです。梅、クリしかないような印象ですが、実は収入の向上のためいろいろな

作物に取り組み、サクランボ、スモモに挑戦した歴史があるそうです。安定的な収入を求めて少量多品種、高付加価値生産、毎日出荷できる作物に取り組み、今ではキノコ、ハーブへも進出されています。

もともと大山町は貧しい村だったそうで、梅、クリへの転換は米生産を指導する国、県の方針に反して行ったそうで、なかなかまねのできることはありません。いろんな反対を押し切ってまで梅、クリへ転換していった背景には、米の生産ではいずれじり貧になるとの危機感と、どうしても豊かになりたいという向上心があったことだったそうです。

柳川の6次産業化も、そのようなハングリー精神なくしては難しいと考えております。今必要なのは、目先のものづくりではなく、しっかりとした人づくりではないかと思いますが、ここは私の提言にとどめておきたいと思います。

農業振興については、もう後の漁業振興についてお尋ねをしたいと思っておりますので、これは持論を述べて終わりたいと思います。

農業振興計画については、これまでならば、国、あるいは農協の指導に従っていれば農業者はある程度の収入は確保されたと思います。しかし、時代の変化とともに農政も今や転換の時を迎えております。長年続いた減反の廃止など、その象徴だと思います。

農業は、国民に対し安定した食料を供給し、なおかつ安全・安心な農産物を生産する義務があるかと思います。そのような意味では、今後とも国、県は農業に対しそれなりの保護策はとると思いますが、苦しい財政の中では今までのようにはいかないと思います。そのような中で、地域を振興していくには地域の農業、工業、商業が連携して知恵を出して、時にはリスクをとることも必要だと思います。市の積極的な振興策と計画を期待するところであります。

ここで市長の答弁をもらう予定でしたが、もう時間がありませんので、次に行きます。

○議長（浦 博宣君）

ちょっといただきましょうか。

○17番（田中雅美君）

いや、なごなっですもん。

次に、漁業振興について、まずは有明海再生から入っていきます。

有明海の環境変化の原因究明はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○水産振興課長（中村正光君）

有明海の環境の変化の原因究明の質問にお答えいたします。

有明海の漁業資源の減少が懸念されておりました。特に平成12年のノリの大凶作を契機に有明海の再生の声が強まり、平成14年に有明海特別措置法が制定され、国において有明海・八代海等総合調査評価委員会が設置され、総合的な調査研究を行ってきたところであります。委員会におきましては、小委員会における検討の経過が報告なされているところでございま

す。平成18年12月の報告では、問題点と、その原因、要因の考察と有明海再生への取り組みについて経過が報告されておりますが、最終的な取りまとめにはまだ至っていない状況でございます。

以上です。

○17番（田中雅美君）

この調査研究というか、これはもうこの調査に入られてから10年以上になると思います。遅過ぎはしないですかね。10年も調査して何かわかるところがないですかね。私は何か1つぐらい原因究明がなされていると思いますけど、どうでしょうか。

○水産振興課長（中村正光君）

有明海再生に向けての原因究明については、最終的な取りまとめには至っておりませんが、平成18年12月に委員会より概要報告がなされております。有明海の魚介類の減少の原因については、底層環境の悪化が影響、底質のヘドロ化、潮流速の減少、これは潮の流れでございます。そして、浄化能力の低下などが指摘されております。

以上です。

○17番（田中雅美君）

原因究明ということで、また、ちまたでは筑後大堰、また海底陥没、諫早湾干拓が不漁の原因ではないかと言われております。その辺の関連はないのでしょうか。

○水産振興課長（中村正光君）

現在までいろんな要因が上げられています。しかし、発生源そのものにつきましては特定されていません。

以上です。

○17番（田中雅美君）

特定されておりませんということですが、必ず幾つかの原因はあると思いますよ。いずれにしても、早く昔の海へ戻すためにも早急に原因究明を行い、また対策を講じていただきたいと思っております。

かつての漁港には使われなくなった漁船が放置され、不法投棄などで深刻な問題となりました。その後、廃船処理には取り組まれましたが、私もこの一般質問をする前に漁港を見回ってきましたが、今のところ廃船という廃船はないように思います。適切な漁港管理が行き届いておるのだと、この辺は感心をいたしております。漁港の環境はよくなってきたということは有明海の再生に向けた一歩でもあると思いますので、これからも関係機関といいいますか、そういう管理なりを関係機関と一緒に、一体となって適正な環境保全の推進に努めていただきたいと要望をしておきます。

次に、2番にEM菌の活用ということですが、これは私が逐一質問して答弁をもらっても、答えになるような答えが出れば質問しますが、出ないと思いますので、これも私の言いた

い放題に言わせてもらって、終わりたいと思っております。

この柳川市のＥＭ菌の活用の取り組みが開始されてからもう十数年になります。当時は予算も千数百万でしたか、ついておりました。そして、漁業関係者、また婦人会といいますか、女性部といいますか、それに関連企業の多くの皆さんが取り組んで、この柳川もＥＭで川下りの浄化をしようと、海の再生をしようということで取り組まれた時期がありました。今もって予算は減っておりますが、今も細々と言ってはいけないと思いますが、熱心に取り組まれておられる方もおります。

なぜ今になって熱心に取り組まれておるのか、私もそのＥＭの関係者にも聞いてみました。そしたら、実際このごろはそのＥＭ菌を、ノリ網を撤去したものにじゃぶじゃぶとまくと。そしたら、悪臭とウジコといいますか、ハエができないそうです。それと、たまった水のところにおけば必ずといって悪臭も消えておるそうでございます。その裏づけといいますか、あかしとして、昔は、ハエというのはシンナーを好むそうで、大川の家具屋、またはノリ網を撤去したところの近所の民家にはたまるようなギンバエといいますか、ジェットバエといいますか、それがおりました。おもしろいことに、このハエは執念深いというか、西鉄電車の中島駅から無賃乗車をして福岡のほうにまで行っていたそうでございます。そういう執念深いハエが今は少なくなっていると、これは私はいいことだと思います。しかし、それに行政の取り組みがいまいちどうかと思いますけど。

それと、水路の浄化、また有明海の再生に当たって、ＥＭと言わずともいろいろなものが研究されております。もう皆さん方も新聞、テレビ等で見ておられて聞き及んでおられると思いますが、その辺を一体化してもう一度この柳川の水路の浄化と海の再生に向けたそういう何かを使って再生をするという考えの中におってもらいたいと思います。

次は、ノリの販売方法についてでございますけど、このノリの販売方法も、これは生産者が各漁業組合に集荷をされまして、等級の格付をして漁連に出荷すると。そこで商社が入札する流れになっていて、価格は全て商社任せであると聞いております。生産者にとっては厳しい低価格にさらされているところでありまして、そこで、現在の価格の幾らかでも引き上げることができる流通か販売方法を漁連なり執行部なりで見直すことはできないかどうか、それをお尋ねします。

○水産振興課長（中村正光君）

まずは、現在の販売方法についてですけれども、全量集荷、全量販売という入札システムにより生産者からの集荷は全て共販所のほうへ出荷されます。出荷されたノリは商社が値札をつけて買い取って商社名で販売されています。

有明海のノリは、うまみがあり、歯切れがよく、やわらかいという特徴を持ち、従来、主としてお中元やお歳暮、贈答用高級ノリとして扱われてきました。しかし、近年ではコンビニなど業務用のノリが主流となって、一般に比較的安価なノリが求められるようになったと

ころ、売り上げの平均単価が低迷している状況であります。

そこで、福岡有明海漁連のほうでは、自主的にノリを売っていこうということで「福岡のり」というブランドで売っております。今後は、ノリ生産者の所得の確保のため検討していかなければならないと思っております。

なお、現在、市といたしましても、柳川産ノリブランド化のため、漁連や漁協とともに推進会議を開催し、柳川産マークなどを策定して産地PRを行っていきたいと考えております。

以上です。

○17番（田中雅美君）

わかりました。

これからもノリ漁業者の所得向上につながるように、今後ともしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、後継者対策として、ノリ生産者と採貝業者を区別してお尋ねをいたします。

ノリの生産額は、去年は13,560,000千円、13年ぶりの豊作と聞いております。生産者にとっては大変ありがたいことだったと思います。しかし、年々生産者の数がかなり減ってきていると思います。そこで、10年間のノリ養殖業者の生産者数の推移をお尋ねいたします。

○水産振興課長（中村正光君）

ノリの生産者数は平成25年度で525世帯、10年前の平成16年度には717世帯でございました。192世帯減少しております。

以上です。

○17番（田中雅美君）

次に、現時点でのノリ養殖業の後継者数は把握されておるのか。また、ノリ養殖業における具体的な後継者対策はどのようなものがあるか、お尋ねいたします。

○水産振興課長（中村正光君）

先ほど申し上げましたように、生産者はかなり減少しております。しかし、継続してノリ養殖業を行っていただけますよう、市といたしましても努力してまいります。そのため、市といたしましても、ノリ養殖業の協業化を重点的に事業として位置づけ、国、県の事業を活用しながら支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○17番（田中雅美君）

ノリの生産者数と後継者対策はわかりましたが、次に、採貝業者、これの推移と後継者についてどのような状態になっているか、お尋ねします。

○水産振興課長（中村正光君）

採貝業者につきましては、採貝業者の生産者数は平成25年度で190世帯で、平成16年度には310世帯でした。120世帯減少しております。

以上です。

○17番（田中雅美君）

そしたら、後継者はどうなっておりますか。

○水産振興課長（中村正光君）

先ほども申しましたとおり、採貝漁業者につきましては120世帯減少しております。しかし、減少しておりますけれども、採貝漁業者が生計を立てられるような漁業の対策について取り組んでいきたいと思っております。

○17番（田中雅美君）

採貝業者については大変厳しい状況が続いております。現在の有明海に生息している魚介類は減少しております、漁獲量も激減しております。採貝業者の復活に向けた取り組みと、その成果についてお尋ねをいたします。

○水産振興課長（中村正光君）

採貝漁業者の現状と対策ということでお答えいたします。

有明海の再生を目的に、大規模な覆砂事業を平成13年度から実施してまいりました。覆砂の目的は、アサリ、サルボウなどの資源回復やノリ生産の安定する効果が見られているところでございます。

また、アサリについては、有明海研究所において人工アマモによる底質改善試験や網袋、これネットでございますけれども、ネットを用いた天然採苗による増殖試験に取り組んでまいっております。

また、クルマエビやガザミなどの水産資源を直接ふやすための種苗放流も行ってきたところでございます。その結果、ガザミにつきましては、平成25年度に37トンに増加いたしております。

今後さらに漁業者の方々に具体的な成果を実感していただけますように、有明海の水産資源の回復に向けてこれまで以上に積極的に国や県へ強く要請するとともに、関係市や漁協で結成している福岡県有明海漁業振興対策協議会を中心に、関係方面への強力な働きかけを行いたいと考えております。

以上です。

○17番（田中雅美君）

今の現況の有明海再生は待ったなしであります。特に、アサリ、タイラギ、クチゾコなど魚介類の回復は重要な課題であります。ノリ養殖業の安定生産や魚介類の回復を図り、有明海を見で1年を通して漁業者の方々が安心して漁業できるよりも、生計を立てられるような有明海にしていかなければならないと思っております。

豊かな海を取り戻すことは、漁業者のみならず私たちの共通の願いだろうと思います。誰でも潮干狩りの思い出はあるはずです。私も、この潮干狩りという言葉で小さいときのこと

を思い出しております。私たちが小さいころはその当時は、潮干狩りといって1日に1,000そう前後の遊漁船が出ておりました。それに1そう当たり10人乗っておっても1万人の人たちが柳川市の沿岸沿いの有明海で1日を潮干狩りで楽しまれたものでございます。この潮干狩りの魅力を観光資源として発信していくのも柳川市の活性化につながると、このように思っておりまして、何が何でも有明海再生こそが漁業者及び後継者対策につながるとともに、この柳川市の活性化にもつながっていくものと信じております。どうか一日も早く有明海再生に力を入れていただきたいと思いますし、市長、漁業と農業に関して、2分ありますから、何か燃えた気持ちをひとつ聞かせてください。

○市長（金子健次君）

田中議員のほうから、第1次産業の農業、漁業についていろんな形で提言をいただきました。特産品、またブランド品、そしてまた農地中間管理事業のいろんな問題点等々も指摘をいただきました。また、豊穰の海・有明海の再生についていろんな形で御提言をいただいたところでございます。

きのう実は百町のほうで新嘗祭というのがありまして、天皇陛下に対しての米を献上するという形で議長と一緒に出席をして、将来を担う子どもたち、早乙女たち7人が田植えをしてくれました。ちょうど20年に1回ということで夕方のテレビでも放送してありましたけれども、そういう機会でございます。第1次産業の農業の場合は米、またそして大豆、小麦等も一因でございますし、せんだって議会のほうから予算をつけていただきましたカンントリーエレベーターについても、東部地区の品質改良と、また、そして受け入れについてもできるようになりましたし、今度農協さんのほうで野菜集荷場についても安定的な供給ができるような形で施設整備を行っています。

柳川の10年、15年先の農業を今のJA柳川の成清組合長も考えておられますし、一緒になって取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、決して私は悲観することなく、新しい農業についても新規就農者がふえておりますので、あまおうやアスパラガス等についても新規就農者がふえておりますので、その分等のお手伝いをさせていただきたいと思っています。

以上です。

○17番（田中雅美君）

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浦 博宣君）

これをもちまして、田中雅美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時12分 休憩

午後3時22分 再開

○議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、14番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

○14番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

お疲れさまです。14番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

私は、去る5月17日、久しぶりに三橋中学校の体育大会を終日見させていただきました。中学生の統制のとれた、きびきびした態度には本当に心打たれ、感動いたしました。集まるにしても、応援にしても、演技にしても、ただだらしとした見苦しい態度の生徒は一人もおらず、観戦されている御父兄の全ての皆さんが「いい体育大会だった」と褒めておられました。おかげさまで楽しい、すがすがしい一日を過ごさせてもらいました。教育長を初めとする関係者の皆様の努力に対し、心から賛辞を送るものであります。

さて、私は、最初に西蒲池お墓建設について、次にY O U・遊の森公園のトイレをふやしてもらいたい、3番目に田んぼ売買の縛りは、最後に念願の国道385号の開通はいつになるかについて、あらかじめ通告をしております。

あとは自席にて質問しますから、議長のお取り計らいをよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○14番（矢ヶ部広巳君）続

まず最初に、西蒲池のお墓建設について伺います。

平成26年、昨年5月に有識者でつくる政策提言機関日本創成会議が、消滅可能都市を発表しました。それによりますと、柳川市は人口が減少し、このまま人口移動が収束しないなら、2040年、つまり平成53年には、20歳から39歳の女性が半分以上減ってしまい、消滅する可能性がある都市として挙げられました。まさにゆゆしき問題であります。具体的に数字を上げます。柳川市の2040年の人口は4万6,686人となり、20歳から39歳の女性は、何と53.4%も減ることになっております。

そこで、私は、さきの3月議会で西蒲池にお墓ができることについて一般質問させていただきました。聞くところによりますと、500の墓ができると、そういううわさを聞いております。お墓というのは、大体山奥とか、あるいは丘の上なら別ですが、平地の田んぼのど真ん中に、そういうお墓ができる。住宅地として一番最適な場所にそういう墓ができることについて、どうしても首をかしげざるを得ません。納得いたしかねます。お墓は特殊なものであります。そんなものがそう簡単にできるものかと、地域の皆さんの関心はかなり大きいものがあります。

そこで質問します。農業委員会の農振地除外の承認は、全員賛成で決まったものかどうか伺います。

○農業委員会事務局長（高口哲也君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

平成27年1月26日付にて、柳川市長より農業委員会会長に、農業振興地域整備計画に関する意見並びに柳川市の地域の農業の振興に関する計画書の変更（案）に対する意見について照会がありました。

平成27年2月10日開催の第2回農業委員会総会にて、申請番号1番から10番まで審議され、申請番号6番を除き採決され、全員賛成で承認されました。この申請番号6番の霊園については、農業委員さんの協議により、申請者に来てもらい、説明を受け、委員より質問をしてもらうこととなり、一旦保留となりました。

平成27年3月4日、第3回の農業委員会総会にて、申請番号6番、霊園の申請者並びに関係者の出席のもと、整備計画について詳細に説明を受け、審議、採決され、賛成多数で承認されました。

以上でございます。

○14番（矢ヶ部広巳君）

つまり、1回目の2月10日については、今言われる申請6号については、ちょっといろんな問題があるようだ。したがって、申請者の皆さんとか関係者の皆さんからやっぱり来てもらって、即2月10日にやっぱり決めるべきではなかろうという農業委員会で話がまとまって、その日は保留にして、本人に3月4日に来てもらって、具体的に中身を聞こうということで、最終的には農振地除外は賛成をされたということですかね。

そこで、3月4日の2回目の農業委員会、全員賛成であったのか、あるいは賛成多数であったのか、よければ賛成、反対の具体的な数を教えてください。

○農業委員会事務局長（高口哲也君）

矢ヶ部議員のただいまの質問についてお答えいたします。

農業委員会総会の採決につきましては、柳川市農業委員会会議規則第12条に採決の方法がうたわれております。「採決は、起立又は挙手による。ただし、重要な事項については、投票による。」と規定されております。この案件の採決は、挙手による採決がなされ、賛成多数で承認されました。会長が採決された際、委員全員挙手されておらずに、数人の委員さんが挙手をされておられませんでした。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

つまり、挙手をしていなかった人もおられたということは、全員賛成ではなくて、賛成多数やったと。しかし、その具体的な数字は当たっていないということですかね。

○農業委員会事務局長（高口哲也君）

採決の方法に基づきまして、そういうふうな状況でございます。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

具体的に賛成がどんくらい、挙手しなかった人が何人という数字は当たっていないと。

そしたら、ちょっと絞って話を聞きますが、農業委員さんの中には4名の市議員がおりますが、その4名の方の賛成、反対の数は把握してありますか、お答えください。

○農業委員会事務局長（高口哲也君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

先ほどお答えしたのと同じような内容になりますが、採決の際、数人の委員さんが挙手をされておりませんでした。市議会議員であるか、ちょっと確認がその当時はできておりません。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

つまり、市議員は4名しかいないわけですから、どういう席順で並んでおられますか、私、全くわかりませんから、議員が4名ずっと連なって並んであればわかるんですけども、つまり誰が賛成をされて、反対をされたかわからないということによろしいですか。

○農業委員会事務局長（高口哲也君）

状況からしまして、議員が挙手が何人、手を挙げられなかったか、それを2人の職員で分けて確認をしておるところです。したがって、どなたが挙げられなかったか、そこまでは確認はとれておりません。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

次に、農振地除外申請が賛成多数で了と決まりました。次には農業振興地域整備促進協議会委員会の承認が要ようになりますが、それに間違いはないでしょうか、お答えください。

○農政課長（林 誠君）

議員言われるように、次に申請を受けたら農業振興地域整備促進協議会の承認をいただくことになります。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

それでは、今言いました農業振興地域整備促進協議会委員会の話になりますが、その中のメンバーには4名の議員、さっき言いました4名の議員、そのメンバーの中にはおられますか、どうでしょうか。

○農政課長（林 誠君）

農業振興地域整備促進協議会の委員は18名いらっしゃいます。その中に先ほど言われた議

員選出の農業委員さんはおられます。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

その促進協議会委員のメンバーは18名だと。そして、4名の中に市議員もおるが、その4名の市議員の中の何名がそのメンバーに入りますか、数を教えてください。

○農政課長（林 誠君）

4名のうち1名です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

4名の中に1名の方がおられるということですね。その市議員の肩書でございますが、建設経済常任委員会委員の方でございましょうか。肩書はどうでしょうか、お知らせください。

○農政課長（林 誠君）

農業振興地域整備促進協議会の規則では市議会議員代表者となっています。そこで、議会のほうから建設経済常任委員会の委員を推薦していただいております。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

議会の代表者であるという答えであれば、当然私たちは、私も議員の一人でありますから、誰がそのメンバーになられておるかというのは知っておくべきはでございますが、私は知らないわけであります。それをこうこう言っても同じですが、いずれにいたしましても、誰かが1人なられていたということであります。

それでは、農振地除外について、農振地整備促進協議会で可決をされた日時を教えてください。

○農政課長（林 誠君）

農業振興地域整備促進協議会で承認された日は、平成27年3月19日となっています。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

3月19日、間違いありません。はい。

それでは、農振地除外について、農振地整備促進協議会も了となりました。次はどのような過程を経て、そのお墓をつくるのがオーケー、許可が要るようになるのか、教えてください。

○農政課長（林 誠君）

農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外の事務処理の流れを御説明いたします。

まず、申請書が提出されると、土地改良区や農協、農業委員会、県の筑後川下流水系事務所、それに九州農政局筑後川水利事務所などの関係団体から意見を求めます。それを受けて、

農業振興地域整備促進協議会で審議をしていただき、その後、県の担当部署に意見照会し協議を行い、変更計画案を公告します。それから農業振興地域の整備に関する法律第11条の公告を行い、それから法8条の4項により県との協議を行い、最後に再び法12条の公告を行います。このことから、今後は、県に意見照会を行い、2度の公告を行い、再び県と協議し、最後に法12条の公告が必要となります。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

はい、ありがとうございました。

先ほどのそのメンバーですね。メンバーは18名であると。私の手元に来ているのは建設経済常任委員会委員、つまり議員1名、それから農業委員会会長さん、それに副会長さんが2人、そして農業委員会の幹事さん、そして農協の組合代表が3人、柳川西部土地改良区理事長さん、それから南部の土地改良区理事長さん、北部の理事長さん、それから昭代干拓土地改良区理事長さん、三潆南部土地改良区理事さん、大和町土地改良区理事長さん、大和干拓土地改良区理事長さん、筑後東部第2期土地改良区理事長さん、山門郡三橋・瀬高土地改良区副理事長さん、三橋南部土地改良区理事長さん、18名、広範囲になっていますが、これに間違いありませんか、お答えください。

○農政課長（林 誠君）

はい、先ほど議員言われたとおりです。

○14番（矢ヶ部広巳君）

そこで、その前に聞きましたが、どういう過程でこれからなっていくかということ为先ほど述べていただきましたが、それでは、現在、どこまで進んでいるのか、許可がおりているのか、それを教えてください。

○農政課長（林 誠君）

現在は、関係団体から意見を聴取し、農業振興地域整備促進協議会において承認をいただいているところです。そこまでです。

○14番（矢ヶ部広巳君）

ということは、18名のそのメンバーのところでしたというところで、今はそこまでですよということですね。

それでは、霊園の広さ、聞くところによると、最初は1,000基できるような広さであったと。ところが、それはしぼまれたという話を聞いていますが、何平米の広さでございましょうか。

○農政課長（林 誠君）

霊園の広さは7,242平方メートルの計画となっております。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

ということは、具体的に言いますと墓はどれくらい、幾つくらいできる予定なのか。当初の1,000よりもしぼめられたということでもありますから、どれくらいできるのか、もしわかったら教えてください。

○農政課長（林 誠君）

申請者の計画によりますと、墓の数は538基となっております。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

538ですね、間違いありませんね。

聞くとところによれば、1基が大体2,000千円かかるというような話でありますから、いわゆる10億円の墓ができるということではありますが、そうすると、まだ農振地整備促進協議会までしか了になっていない。その後がまだいろいろあると。したがって、建設はいつごろになるのか、あるいはいつごろから工事が始まって、完成は大体いつごろになるのか、お答えをお願いいたします。

○農政課長（林 誠君）

具体的建設時期については、現在、業者の関係者の方と管轄課の生活環境課などと協議がされている途中というところです。

○14番（矢ヶ部広巳君）

これは大体当初から西蒲池に、柳川市に墓をつくるということではなかったということを知っています。当初は久留米市の城島ですかね、あそこに墓をつくるつもりやったと。ところが、久留米市では縛りのある条例がありまして、墓は増設はいいけれども、新しい墓はつくっていけないという縛りの条例があるそうである。したがって、城島では蹴られた。条例問題で蹴られたから、そんなら柳川に持ってください。柳川はどこがよいかと。そしたら有明海沿岸道路もできとっじゃっか。高架が完全にできてしまえば、大牟田からわずか15分から20分ぐらいで来るようになる。大川からももう5分ぐらいで来っじゃっかと。したがって、ならば柳川につくろうか。

ところが、柳川につくっても、とてもやないが柳川は御存じのようにお寺がばさるある。お寺には墓もいっぱいできておる。したがって、墓で不足する人はおらん。墓がもういっぱいだから、どうせ売れんやろうばんもと業者に言われたら、業者は、今、私がさっき言ったようなことを言われたという話も聞いております。

そういうことでもありますから、一番口私が冒頭で言いましたように、生きておる人間が住んで住宅ばふやさやんとに、過去帳に載っている人をそんなにふやしてもらっても、私は柳川市の将来の発展は乏しいと思うわけです。久留米市にはそういう条例がありますよということでもあります。市長の意見がありましたら、御所見がありましたら、どうか述べてくださ

い。

○市長（金子健次君）

公園霊園につきましては、全国的に見ますと、山手とかそういうところに計画がされておりますけど、本市の場合にはそういうところはございません。西蒲池に予定されております霊園の建設でございますけれども、現在の状況は建設に向けた事務手続中であるというふうに伺っております。この件に関しましては、農振除外、農地の転用、霊園の許可などの手続が必要でございます。今後、法令規則に沿って手続が進められていくというふうに考えております。

この霊園につきましては、四季折々の自然と触れ合いの中で、潤いと安らぎのある憩いの場としての公園墓地とお聞きをしております。したがって、最終的に手続が完了し、建設の運びとなった場合には、環境の面で特に潤いと安らぎのある公園墓地としての配慮をぜひお願いをしたいところでございます。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

業者が来てから、それを来んためにストップする条例をつくるということは、市長の立場としても、それはできないと思いますが、私の気持ちはそういうことです。せっかくあいう有明海沿岸道路ができた、交通アクセスのようになったと。今から新しい住宅もつくらやん、ゴルフ練習場もできておる。御存じのように、あそこのゴルフ練習場は24時間の営業なんですよ。そして、12基の明かりがついて、もう明々と矢加部の高架線まで明かりが通るような状況です。そして、見おろしたところが、そういう530どんくらいの墓場ができるということでは、私は今後の柳川市の活性化を見る場合に、あるいは柳川に住んでもらいたいということに対して、障害になるのではなかろうかと思っておるところであります。

この問題は、これで終わります。

2番目のYOU・遊の森公園のトイレをふやしてほしいという問題に入らせていただきます。

御案内のとおり、花見どきの桜のトンネルは、それはもう見事なものであります。柳川市の新しい景勝地として、今、評判になっております。あちこちからたくさんの花見客でにぎわっております。さらには、花見シーズンに限らず、保育園とか幼稚園とか、あるいは小学校の方、あるいは老健施設の皆さんがいっぱい来ております。ところが、残念なことにトイレは前のままになっております。

そこで、前もって来るとわかっておる場合は、子供が遠足に来るときは、前もって隣の消防センターのトイレを開放してもらって、区長さんをお願いして、そして、用を足している状況にある。そのことを把握されておるのかどうか伺います。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

ＹＯＵ・遊の森公園に隣接いたします矢ヶ部地区コミュニティ消防センターのトイレ利用の件につきましては、今年の５月に地元からの情報をいただきまして承知したところでございます。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

そこで、どういうふうこれから対応をされるおつもりなのか、教えてください。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

ＹＯＵ・遊の森公園の利用状況を昨年度の届け出から見てみますと、４月に市内３つの小学校と１つの幼稚園の遠足や公民館行事が行われています。また、秋に１つの幼稚園の運動会も開催されています。このように多数の利用は年間を通して10日未満で、今回の相談以前はトイレの相談は受けたことがございませんでした。

また、ＹＯＵ・遊の森公園は佐賀線跡地上に建設されておりますが、今後、枝光方面へ向けてルートの検討とともに、公園箇所についても検討を行うことになっておりますので、トイレについても、その時点で検討を行いたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

この佐賀線跡地は、御存じのように昭和62年に廃止されまして、廃止されてもう28年が過ぎました。今、課長が言いましたように、佐賀線跡地には現在、磯島から矢ヶ部小学校のところまで舗装ができております。そのあと、いわゆる西枝光までがどうなるかということで、今、県と警察と地元の意見も入れながら検討がなされていることも知っております。

しかしながら、見てもらうとわかるように、特に高齢化社会になりまして、老健施設の方が今、大変多いとですよ。その把握が今されていないと思う。今、学校の子供さんのあれは言いよりましたが、もうそれは本当に三潁町からも見えておるし、かなりの広範囲のところ、なぜわかるかというたら車に書いてありますからね。どこどこ施設とか書いてありますから、かなりのところから見えておるわけですよ。そういうことで、私は、その後の問題もあるけれども、当面このトイレ問題は喫緊の問題だろうと思いますが、どうでしょうか。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

このトイレにつきましては、男性用と女性用と１基ずつが現在の状況でございます。それでもちまして、先ほど私が申し上げたのは、公園利用の届け出の状況から申し上げたわけでございますけれども、これまでそういう施設からの要望の声等については、現在のところまでは上がってきていないと。

また、この公園をどのように今後、佐賀線跡地を今、道路として整備を行っていただいているわけでございますけれども、西のほうに向かっていくに当たって、再度、この公園の入

り口のところと言うんですかね、東から入る入り口の通路についても検討する余地があるというふうに思っておりますので、その段階でトイレについても検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

隣の改善センターのトイレを使う場合は、今、橋本の区長さんである矢ヶ部校区の会長さんが管理されて、そういうことでありますから、具体的にはまだそちらのほうと話をされて、よかったら進めていただきたいと思います。

それでは、この項は終わります。

次に行きます。3番目の田んぼ売買の縛りであります。

私は、Aさんとしませんが、Aさんから相談を受けました。Aさんは柳川市出身であります。今は九州の県外に住んでおられます。いずれ柳川に帰られるつもりであります。そこで、柳川にある実家、つまり里の田んぼを買うこととされました。なぜなら、里の息子さんたちは、もう関東地方に就職され、生活されて、もう将来、柳川には戻ってこんと、そういうことであります。1町近くの田んぼを誰も担う人がいないからであると。

ところが、農地法第3条第2項の各号の審査基準の縛りがあって、田んぼを買うことができないことになっております。なぜならば、その3条2項の号では、譲受人は、農地を耕して、保有している機械や農作業に従事する、せやんという、その縛りがあるわけです。それはなぜできないかには、当然近くの佐賀とかに住んであるなら別ですけれども、それ以外の遠くの九州の南のほうに住んであります。柳川から遠いところに住んであるからであります。さらには、それだけの縛りやないんですよ。田んぼを買って、その田んぼを当面、親戚や知人につくってもらう、見てもらうということも、同じ第3条2項の各号の縛りがあって、転貸禁止の条項に触れると、それもできないことになっておるようであります。

そこで、市長にお願いがあります。こんな弊害のある、現代にマッチしない農地法は見直すべきではなかろうかと私は思います。だから、どうかひとつ国へ、そういう声を届けてもらいたいと思うわけであります。幸いにして市長は、福岡県の土改連の会長さんという要職にあります。国へ、ごくごく近い立場におられます。どうでしょうか、御意見がありましたら、所見がありましたら、どちらでもいいですが。

○農業委員会事務局長（高口哲也君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

農地法の見直しについての御質問ですが、まず、農地法の第3条、許可制度の趣旨でございますが、農地の権利の移転及び権利設定の機会を捉えまして、第1点目ですが、農地等が効果的に利用されることによって、農業生産の維持・拡大を図ること。2点目でございますけれども、農地等が資産目的、あるいは投機の対象として農業者以外の方によって取得され

ないようにすること。３点目でございますけれども、耕作者の地位の安定を図ることとなっております。このようなことから、許可制度となりまして規制がかかっておるわけでございます。

議員おっしゃられますように、当該農地が耕作されずに荒れ放題の農地に絶対にしてはならないというふうに私思っております。したがって、現状では遠距離で耕作はできませんので、当分の間、現行法の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定、また、農地法第３条第１項にある賃借権の設定などにより耕作をしていただくことも一つの方法ではないかというふうに思うところです。

そうしまして、時期が来まして柳川のほうに帰っておみえになられたら、柳川で農業をできる状況になりましたとき、農地の手続をされ、柳川で農業を始めていただければというふうに思うところでございます。

以上です。

○市長（金子健次君）

県土連の会長をしておりますのでということで、力関係があるわけじゃございませんけれども、内容的に実態がわかることはわかるんですけれども、今、局長がお答えをいたしましたように、私は当分の間は、基盤強化促進に基づく農地の利用権設定や農地法による賃貸借権の設定などにより耕作をしていただくことも、一つの方法というふうなところでもございます。

農業の生産基盤である農地は、農地等が効率的に利用されること、そして、２点目には、先ほど申し上げましたように農業生産力の維持・拡大を図り、農地等が資産目的、あるいは投機の対象として農業者以外の者によって取得されないこと、３点目に、耕作者の地位向上の安定を図ることだというふうに、ある程度の縛り、そういうふうに規制をかけているところでございます。さらに、農地は食料の供給や国土の保全等の多面的機能を発揮し、重要な役割を果たしております。今後、農地を確保し、有効利用を図っていくことが大切なことであるというふうに考えております。

矢ヶ部議員のことについては、私も十分理解をいたしますけれども、一応御提言として承っておきます。

○14番（矢ヶ部広巳君）

法治国家でありますから、法がある以上はしょうがありませんが、しかしながら、やっぱりその農地法というのは、もうかなり前に設置されたものでありますから、今の時代にマッチしないということがありますから、その辺をよく理解をお願いし、協力をお願いしたいと思います。

それでは、次の最後の項に入ります。

385号開通でございますが、私はこの件で昨年６月に質問をさせていただきました。そこで

は、事業主体の県は平成27年度中に供用開始に向けて取り組んでいると、課題の用地買収も済みしました、完了しましたという答弁を、その当時受けました。現状はどうなっているか、伺います。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

この質問に関しましては、昨年6月議会でお答えいたしておりましたとおり、平成27年度内の供用開始に向けて現在進められております。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

つまり、27年度中までの開通は間違いないということですかね。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

27年度内の供用開始は、今お聞きしている範囲内では間違いないということでございます。

○14番（矢ヶ部広巳君）

つまり、来年3月31日まではオープンできるということですね。

それで、関連でありますから、通告をしていないから申しわけありませんが、この平成24年6月議会の私の一般質問で、本線の道路整備は全て上を通る自動車専用道路として整備される予定でありますという答弁をされておりますが、有明海沿岸道路は平成29年には4市直結をしますと、今書いてありますね。そして、当初計画どおりに片側2車線での開通になるのかどうか、わかったら教えてください。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

今の議員の御質問は有明海沿岸道路のことということですのでよろしゅうございますでしょうか。

現在、有明海沿岸道路につきましては、橋脚等に平成29年度4市直結というふうなことで看板が掲示されております。このことにつきましては、暫定2車線、将来は4車線ということになりますけれども、暫定2車線で29年度中の供用開始に向けて鋭意取り組んでいただいております。29年度内には暫定2車線が供用開始できると、大川東インターまで直結するというようなことを伺っているところでございます。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

済みませんが、通告していないので申しわけありませんが、いわゆる暫定2車線で当面はいくと、ですね。そうだろうと私も思います。なぜなら、今、矢加部の高架橋は、もう大きい4車線の広さが見た目に、素人が見てあるわけですよ。ところが、ほかのところは片側1車線みたいであります。したがって、今できておりますが、高架橋といいですかね、もう1本できるわけですね。暫定2車線分が今できておって、矢加部高架橋はもう4車線あるけれども、こっち側はもう全部片側1車線みたいでありますから、もういっちょああいうのがで

きるということで理解していいですかね。なんさま狭いですもん。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

矢部川等にかかっております4車線等は、あそこはもう4車線で完成しておりますけれども、現在、建設中のところにつきましては2車線分の道路で建設をされているというふうに聞いておりますけれども、ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、また後日、お答えさせていただきたいと思います。

○市長（金子健次君）

将来的には4車線のことも計画されると思いますけれども、当面、今、大牟田、みやま市等については一部4車線の複線化されております。それは追い越し車線という形で理解をしていいと思いますので、今後、そういう車両が多くなれば、いろんな形の運動の中でできると思いますが、当面旧来の2車線という形で進んでいくというふうに思っていていただいて結構だと思います。

○14番（矢ヶ部広巳君）

当初に一番口できるときに示されたのは、高架線で全車線片側2車線の4車線ということで私たちは聞いておりますし、資料ももらっています。つまり、それが今のところ、暫定2車線のところもあり得るということでいいですかね。

○市長（金子健次君）

当初から見ますと1万2,000台が、今2万台近くになっております。今、大牟田まで20分ぐらいで行けますけれども、追い越し車線等も十分利用されるような状況になっておりますが、1つは国のいろんな工事費に、いろんな形で資本投下がされておまして、結構柳川市区間におきまして、有明海沿岸道路については巨額の投資がされたというふうに思っております。

今後、その分の延伸についても、荒尾市、また長洲港へ延伸をされると思いますので、当面はそういう方向に向けたところで有明海沿岸道路は建設が進められるんじゃないかということでございますので、近々のうちにあれが4車線になるということは考えないほうがいいかと思います。

以上です。

○14番（矢ヶ部広巳君）

いずれにしても、今、高架線ができていないために、今度のアスタラピスタの手前のあそこのにきでも、前回も言ったように、正直、かなり事故も起きております。とりあえず、今、片側1車線が一日も早くできて、早く全面開通されることを心から願ひまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浦 博宣君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時12分 延会

柳 川 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録

平成27年 6 月23日柳川市議会議場に第 3 回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1．出席議員

1 番	河 村 好 浩	2 番	江 口 義 明
3 番	菊 次 太 丸	4 番	浦 川 和 久
5 番	立 花 純	6 番	荒 巻 英 樹
7 番	熊 井 三千代	8 番	白 谷 義 隆
9 番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	矢ヶ部 広 巳
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	田 中 雅 美	18番	・ 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	20番	梅 崎 和 弘
21番	三小田 一 美	22番	浦 博 宣

2．欠席議員

な し

３．地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	石	橋	正	次
建	設	野	田		彰
産業経済部	長兼大和庁舎長	成	清	博	茂
教育部	長兼三橋庁舎長	・	見	孝	則
消	防	橋	本	祐	二郎
人	事	平	田	敬	介
総	務	白	谷	通	孝
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	木	下		隆
健	康	大	石	涼	子
福	祉	原		忠	昭
学	校	武	田	眞	治
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	林			誠
水	路	松	永	泰	治
安	全	松	藤	敏	彦
収	税	野	田	栄	作
子	育	田	中	勝	裕
ま	ち	大	淵	洋	祐
観	光	松	藤	満	也

４．本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	議	徳	永	喜	美
				事	係			香	

5．議事日程

日程（１） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	20 番 梅 崎 和 弘	1．国民健康保険税滞納金の対応について 2．ヘリコプター２機によるデモフライトの騒音測定について 3．子どもの医療費の拡充の見通しは
2	19 番 伊 藤 法 博	1．各分野に於ける効率的なシステムの確立について (1) 効率的な農業の育成と展開 (2) 効率的な用排水路の管理運営 (3) 効率的な観光の育成と展開 (4) 効率的な公共交通システムの確立
3	3 番 菊 次 太 丸	1．子ども・子育て支援事業について (1) 学童保育事業について (2) 一時保育について
4	4 番 浦 川 和 久	1．避難所の開設、運営等について 2．柳川おもてなし健康マラソン大会について (1) コース、距離等についての提言
5	10 番 佐々木 創 主	1．合併10年とこれからの柳川 (1) 社会動向による現状と課題 (2) 市政運営による現状と課題

午前10時 開議

○議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第１ 一般質問について

○議長（浦 博宣君）

日程１．一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております。日程表の記載順に行います。

第１順位、20番梅崎和弘議員の発言を許します。

○20番（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。20番、日本共産党の梅崎です。今回で88回目、米寿を迎えることができました。（拍手）これも本当に多くの皆さん方のおかげでありまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、6月19日、生涯にわたって派遣社員の強要、正社員をゼロとする派遣労働者の首切り自由の労働者派遣法が可決をされました。さらに残業代ゼロの法案を通そうとしております。これでは若者が安心して結婚し、子供を産み育てることが難しくなり、少子・高齢化がますます進むことになるのではないかと考えております。これは柳川市にとっても無関係ではないと思います。誰もが働きがいのある職場や社会をつくっていくためにも、安心して夢や希望を持てる労働環境こそが必要であると思います。

次に、若者を戦場に送り、殺し殺される可能性がある戦争法案が95日間延長することで審議をされることになりました。地元発展のために尽くしてこられました古賀誠元幹事長は、恐ろしい国となっている、また、野中広務元官房長官は、死んでも死に切れないと、このようなことをTBS系の「時事放談」で語っておられます。自民党の重鎮だった方たちがこのように反対の立場をとっておられます。また、古賀さんは、オスプレイの東京横田基地での配備の動きについて、地域の住民の方々に何の説明もなく、理解も得ていないままに進められる、まさに権力で決定してしまう恐ろしい国になっていると、恐ろしいという言葉を繰り返して使っておられるということでもあります。柳川の若者や子供たちが戦場に送られないよう頑張っていく必要があると考えております。このことにつきまして、市長の見解をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

第1点目が、国民健康保険税滞納者の対応についてであります。

国保税の滞納金が1,300千円に對しまして、延滞金が1,600千円になり困っているという相談者のことを中心に質問をいたします。

1点目が、過去5年間の国保税の滞納世帯数、滞納金額はどうなっておりますか、金額ごとに300千円何世帯、500千円何世帯、また、1,000千円以上の滞納者は何世帯か。最高の滞納額は幾らかということについて、お尋ねいたします。2点目ですけれども、滞納金に対する延滞金は幾らになるのか。3点目が、差し押さえはどのような順序で行われているか。4点目が、滞納者に対する家庭訪問はどのように行われていますか。5点目としましては、相談者は1年間病気のため仕事ができなくなり、商売による収入がなかったということです。このように、収入がなくても保険料を納めなくてはならないのが国民健康保険の特徴であると言われております。このような場合、減免制度があることなどについて説明をされておられますか、また、どのような対応をされたのか、お尋ねいたします。

2点目としましては、国民健康保険の低所得者の多い保険者に対する支援制度として、2015年度から国が2分の1、県4分の1、市町村4分の1の負担で拡充するとしております。柳川市は幾らの金額になるのか、国保税の引き下げに使うことができるのか。私はこれはぜひ国保税の引き下げに使うべきであると考えております。

2点目が、ヘリコプター2機によるデモフライトの騒音測定についてであります。

陸上自衛隊の佐賀空港利用、オスプレイの配備について、両開、昭代地区において、地元説明会がありました。その席上におきまして、住民の方から、どれくらいの風圧や騒音がするのかわからないので、オスプレイによるデモフライトをやってほしい、こういう要望が出されておりました。

平成27年4月24日、25日にデモフライトが実施されましたけれども、アメリカ軍のオスプレイではなく、自衛隊のヘリコプター2機（AH-1）により実施されております。

空港への進入は柳川市方向、白石町方向から行われ、高度300メートル、騒音測定は佐賀市、白石町、柳川市の5カ所と市独自1カ所で実施をされました。

騒音の最大値は77デシベルであり、騒がしい事務所程度であり、普通の生活環境の基準であり、市としては冷静に受けとめている、こういう報道がっております。

説明会の中では、オスプレイの騒音や、その危険性について、実態を知りたいとの要請や質問が出されておりましたけれども、ヘリコプターによるデモフライトの要望などは全く出されておられません。

今回のデモフライトは、住民の要望が全く反映されておらず、住民無視であると思います。オスプレイ配備への既成事実づくりであり、地ならしではないかと思っておりますけれども、どのような評価をされておられますのか、お尋ねいたします。

3点目が、子どもの医療費の拡充の見通しについてであります。

私は昨年9月に、子どもの医療費の拡充について質問をしております。福岡県では、乳幼児医療助成として就学前の外来、入院について検討を行っている、このようにお聞きしております。県の助成措置に対して市町村の単独事業として拡充する動きが県内各地で広がっているそうです。子供が病気にかかる頻度は、3歳までが多く、その後は徐々に減少し、15歳から20歳までの医療費が生涯で一番少なくなっていると言われております。

子育て支援の中で、県民から強い要求のある医療費助成の拡充を県のほうでも検討されている、このようにお聞きをしております。

そこで、県の動きはどのようにつかんでおられるのか、市として医療費の拡充の見通しはどうなっていますか。

以上、大きく3点を第1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○収税対策課長（野田栄作君）

梅崎議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の、過去5年間の国保税の滞納世帯数、滞納金額について、お答えします。

平成22年度から平成26年度までの5年間では、300千円未満が平均で約989世帯、500千円未満が平均で約173世帯、1,000千円未満が平均で約151世帯、1,000千円以上が平均で約66世帯、各年度の平均が約1,380世帯で、平成26年度末の滞納額は363,000千円となっております。また、最高額の滞納額では、平成23年の約5,260千円で、平成26年度末の最高額は約2,890千

円となっております。

2点目の延滞金については、地方税法附則第3条の2に規定する各年の特例基準割合を用いて算出しております。平成26年度の例で申し上げますと、平成26年6月分、期別の税額が50千円と仮定した場合でございますけれども、その金額を滞納した場合、納期限の6月30日から1カ月までは2.9%の率で約123円、1カ月を過ぎると9.2%の率になります。1年後の滞納金は4,300円となります。なお、延滞金につきましては、1千円以上になってから徴収することになっており、その後は100円単位で加算されていくことになります。

3点目の差し押さえはどのような順序で行われているかについて、お答えします。

納付誓約や分納誓約後においても未納が続く納付不履行者については、期日までに納付されない場合は、財産の差し押さえ等の滞納処分に着手する旨の催告書を送付し、納税相談、訪問徴収を行っているところであります。

さらに、この後も納付不履行となれば、不動産、預貯金、生命保険等の財産調査を行い、納付可能者については差し押さえ、搜索を行い、換価につなげ、納付困難滞納者については執行停止等の措置を行っているところでございます。

4点目の滞納者に対する家庭訪問はどのように行われているかについて、お答えします。

催告書送付後においても納付がない世帯については、早期納付のお願い、今後の差し押さえ、搜索につなげるために訪問を行っております。

5点目の減免制度があること等について説明されておられますか、どのような対応をされていたのかについて、お答えします。

納税相談を行う中で、生活状況、財産等の状況をお伺いし、国民健康保険条例第27条の減免規定がありますので、滞納者の生活状況に応じ、このような事例に該当すると思われる場合は説明をしております。

以上です。

○副市長（成松 宏君）

梅崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

デモフライトに対します評価でございます。

今回のデモフライトにつきましては、住民説明会において、多くの市民から出された要望に応えるために実施されたものだと思います。しかしながら、実際に実施されましたデモフライトにつきましては、市民の方々が要望しておりましたオスプレイではなく、ヘリコプターによるものでございました。そのため、オスプレイの風圧や騒音などに対する市民の不安、懸念が解消されたことにはなっていないというふうに思っております。

以上でございます。

○健康づくり課長（大石涼子君）

梅崎議員の御質問にお答えします。

前後しましたけれども、国民健康保険への財政支援の拡充についてでございますが、国民健康保険法の改正案が5月27日に国会で可決、成立したことを受けて、保険者支援制度拡充分の補助基準を定めた改正政令が5月29日に公布されたところでございます。

この制度は、保険税軽減対象者数に応じて一定割合を公費で補填し、低所得者の多い保険者を支援するもので、平成27年度に国全体で1,700億円が拡充されることになっております。

1点目の幾らになるかについてでございますが、正式な内容が自治体にはまだ示されておりませんが、平成27年3月16日に厚生労働省が作成した資料により試算いたしますと、本市国保につきましては、保険基盤安定繰入金の保険者支援分が、平成27年度では約130,000千円となり、平成26年度と比較いたしますと、約65,000千円が増額する計算になります。

次に、2点目、国保税の引き下げに使うことができるのかについてでございますが、保険者支援制度の拡充分については、平成27年度は65,000千円増額すると御説明いたしました。しかしながら、あくまでも試算でございますが、保険基盤安定繰入金が増額することによって、療養給付費負担金が平成27年度に約10,000千円減額されることになる計算になります。

また、現段階では不確定ではございますが、過去に多くもらい過ぎた負担金を国へ返還する過年度分国庫負担金返還金が約70,000千円生じる見込みでございます。このほか医療費の増減で歳入歳出が大きく左右されること、本市国保財政が厳しいことを勘案いたしますと、保険者支援制度拡充分の増額分を国保税の引き下げの財源とすることは大変困難であると言わざるを得ない状況でございます。

続きまして、引き続き子ども医療費助成の拡充について、県のほうでも検討されている市としての拡充の見通しについての御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、乳幼児医療費支給制度については、県内の各自治体でそれぞれ独自の助成を行っているのが現状です。本市も平成23年度から入院費助成対象を小学3年生までに拡大し、さらに昨年10月からは中学3年生までに拡大したところでございます。県南10市で見ますと、平成27年4月1日現在で、10市のうち本市も含めまして7市が同じ助成対象年齢となっております。

現在、県では平成28年度からの乳幼児医療費助成の拡大に向けて検討中とのことです。今後、県が本市医療費助成の内容を上回った場合は、本市も県に合わせ改正をすることになります。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

まず、国民健康保険の、低所得者の多い保険者に対する支援制度ですけれども、私は滞納金が363,000千円もあると、これはやはり国保料が高いからじゃないかと思っております。そういうことで、このお金はぜひ国保税の引き下げに使うべきであると、このように思っております。

それから、続きまして、平成26年の最高滞納額、これはかなりの高額になると思いますけれども、この2,890千円の滞納をされておられる方に対して、今後どのような対応をされていくのか、お尋ねいたします。

○収税対策課長（野田栄作君）

滞納額の平成26年度の2,890千円の方の対応ということでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）この方については、毎月、分納誓約をとっております。毎年また新しい税金が課税されますので、その分をプラス、滞納分と現年分ですね、その分を足したところでこれを少しずつ減らしていく努力をしましょうということで分納の額を一定決めまして、お互い納税相談する中で決めまして、少しずつでも減らしていきましょうということで話し合いをして、少しずつ滞納額を減額するという方向で調整を行っているところでございます。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

済みませんけれども、いわゆる滞納額2,890千円がゼロになるというか、何年ぐらいかかる予定、相談がありますか。

○収税対策課長（野田栄作君）

一般的には大体私どもでは1年か2年で追いついていただきたいということで御相談をしております。やっぱり家族の状況、所得の状況等いろんな状況があると思いますので、その辺については長くかかっても滞納がなくなるという努力をしていただきたいということで御相談をしておるところでございます。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

ぜひやはりこういうふうな高額になると、なかなか払う人も払いにくくなると思いますので、よりよい御指導をお願いします。

いわゆる納税相談を行う中で、先ほど説明がありましたけれども、生活状況、財産などの状況を聞いた上で国保条例第27条の減免規定の説明をされているということをお聞きしておりますけれども、この減免規定を利用されている方といいですか、利用状況はどのようになっていますか。

○健康づくり課長（大石涼子君）

柳川市では地方税法に基づいて、柳川市国民健康保険税条例第27条に減免の規定を定めておりまして、この規定に基づいて減免を行っております。

なお、同条例第27条に規定している減免に関して必要な事項を定める要綱として、柳川市国民健康保険税減免基準取扱要綱を定めております。

同要綱には減免基準の中に「所有する資産、能力等を活用しても国保税の納付が困難であると認めるときは、当該各条で定めるところにより国保税額の減免を行うことができる。」

と規定しており、災害減免、また農作物の災害による減免、保険給付制限の場合の減免、それから、生活困窮による減免、その他の減免の5つの要件を定めております。

利用者数でございますが、平成26年度34名でございます。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

担当職員の方の熱心なる説明がどうも滞納者に届かずに延滞金1,600千円が、滞納額1,300千円を上回ってしまっておりますけれども、こういうことに対して非常に残念だなと思っております。もっと心を尽くした対応と申しますか、説明が必要だったのではないかと思いますけれども、こちら辺に對しまして市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（金子健次君）

いろんな減免に対する相談に見えたときの接遇の面だというふうに思っておりますけれども、十分納税者に対してはいろんな法律の仕組み、また、生活困窮者についてのこういう制度等についても十分理解ができるような形で説明すべきというふうに思っております。私自身もやっぱり支援負担の公平、公正が税の徴収の原則というふうに思っておりますので、市税をきちんと納めていただいている多くの市民の皆様には不公平が生じないような形で、納税に対しては厳正に恐らく担当者も臨んでいると思っております。そして、実質的には悪質な対象者については私は差し押さえや搜索等に厳正に対応する必要があると思っておりますし、新しい生活の困窮者、納付困難者につきましては、滞納処分することによって生活を著しく逼迫するという場合には個別な対応をしなければならないというふうに考えております。

行政サービスの原資というのがその大半を税で賄っておりますので、将来に向かって市民の視点に立った質の高いサービスを提供しなければならないと思います。

今、梅崎議員が言われる分でわかりますけど、その分についてはそれなりの対応をしなければならないと思いますが、原則はやっぱり市民の負担の公平、公正を原則ということはやっぱり貫いていかなければならないというふうに思っております。

○20番（梅崎和弘君）

国民健康保険の滞納について、共産党の小池議員が次のような質問をしております。

滞納していても生活実態をよく調査して、生活困窮している世帯については処分を中止するというのが滞納処分の原則であると。これに對しまして厚生労働省の唐澤保険局長は、生活を窮迫させるおそれがある場合は処分を停止するという、この総務省事務連絡を2014年の1月に行っております。このことに對しまして厚生労働省の保険局長も、全国担当課長会議などで徹底することを約束しております。

差し押さえにつきましても、塩崎厚労大臣は、あえてしゃくし定規なことをやるかということを考えてみると、やはりそこは温情を持って臨まなければならないし、配慮をせにゃいかん、ぬくもりを持った行政をやるべく徹底をしていく、こういう答弁があったということ

をお聞きしておりますけれども、このことにつきまして、どのようにお考えなのか、どのような対応をされたのか、お尋ねいたします。

いわゆる答弁が抽象的になることはわかりますけれども、納税者が税を納付しやすい納税環境の整備を図ると、こういうふうなことにつきまして具体的にはどういうことなのか、お尋ねいたします。

○収税対策課長（野田栄作君）

基本的には、まず私も自主財源確保に向けた徴収業務を行っているわけございまして、地方税法の規定に基づき、公平かつ適正な徴収対策に努めるということが基本になるかと思えます。議員おっしゃいましたように、納税者が税を納付しやすい環境整備を図るということですから、分納なり家庭訪問を行い、納税相談をする中で対応していきたいと。市長も申されましたけれども、悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要があると考えております。関係法に照らし、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で対応していきたいと考えております。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

市区町村は減免手続、減免対象を定めた規則、要綱などを整備しなければならないと思っておりますけれども、この件につきまして、年間何名ぐらいの方がこの減免手続に基づいて相談をされているのか、このことについてお尋ねいたします。

○健康づくり課長（大石涼子君）

先ほどの回答と重なりますけれども、26年度で34名の方の御相談があり、利用をされております。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

いわゆる規則とか要綱はどこに置いてありますか。相談者が来てから、こういうふうな要綱がありますよということで説明をされておられますでしょうか。

○健康づくり課長（大石涼子君）

減免申請などの必要な書類につきましては、窓口のカウンターの下に準備をしております。相談があってすぐに申請書を記載していただくように準備をしているところでございます。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

じゃ、今の手続を踏まえて、申請をした結果、その減免対象となるかどうかは市区町村が決めるわけですが、具体的にはどういう方法で決められるのか、お尋ねします。

○健康づくり課長（大石涼子君）

減免の具体的な方法につきましては、柳川市国民健康保険税減免基準取扱要綱に規定しておりまして、納税義務者には申請書のほか、必要に応じて収入状況報告書、給与証明書、月別収入額及び必要経費内訳書、状況によっては罹災証明書などの添付書類の提出をお願いしております。減免の決定につきましては、申請書、添付書類及び実地調査等により内容の審査を行い、調査票を作成の上、納税義務者の現在の状況が減免に該当するかどうかを判断いたしまして、減免適用の可否を行っております。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

先ほど説明がありましたけれども、いわゆるその申請者は先ほど言われました34名ですか。

○健康づくり課長（大石涼子君）

26年度で34名です。

○20番（梅崎和弘君）

滞納者が1,380名おられるという答弁がっておりますけれども、いわゆるこれに対して34名というとは申請者が少ないんじゃないかと思うわけです。いわゆるこういうふうな減免制度があることについて滞納者の方は知らないかもしれませんけれども、ここら辺の周知についてはどのようにお考えでしょうか。

○健康づくり課長（大石涼子君）

滞納者の中には減免制度に該当する方が何人おられるかは把握しておりませんが、おくれで納付される方も含まれており、全ての滞納者が納付困難者とは言えないと考えます。

なお、今後、減免制度の周知方法については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

また再度お尋ねしますけれども、2014年の1月の総務省事務連絡では、生活を困窮させるおそれがある場合は処分を停止すると、こういうことですが、いわゆる生活を困窮するおそれとはどういう状態になったときに判断をされておられますか、お尋ねします。

○収税対策課長（野田栄作君）

お答えいたします。

生活を困窮するおそれがあるという状態ですが、私どもが判断しているのは、基本的には滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活維持をできない程度になるおそれのある状況になられたときと考えております。こういう方のときに納税猶予なりの措置をとっているということでございます。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

これは非常に厳しい判断じゃないかと思います。いわゆる生活保護法の適用を受けなけれ

ば減免制度がされないということですから、いわゆるすぐですね、じゃ、あしたから生活保護を申請して、通るとは限らないわけですから、生活保護を申請してから1カ月かかるんじゃないかと思っております。その間、収入のない人がどうやって生活していくのか、非常に私は心配をしているわけですから、生活困窮するおそれ、いわゆる生活保護申請ということについて、もう少し詳しくお願いをいたします。

○収税対策課長（野田栄作君）

この分については個別の状況で判断せざるを得ないというふうに考えますけれども、この生活保護の実態に合っているかどうかという判断をするのは、非常に私どもも難しい判断をするということになっていくと思いますので、やっぱり滞納者の個別の実情等をきちんと把握しながら、どういうふうに該当されるのか、この分は判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

納税者や親族が病気、または負傷して税金が払えなくなったとき、納税の猶予として国税通則法46条、また、地方税法15条では、本人の申請により誰でも申請ができると、このようになっております。このことについて、いわゆる申請者はあっているのかどうか。また、差し押さえの解除も申請ができるし、延滞金が減額、免除されるとありますけれども、申請された方に対してどのような方法で審査をされているのか、お尋ねいたします。

○収税対策課長（野田栄作君）

猶予の関係だと思えますけれども、まず、猶予する場合ということで、財産を差し押さえした後、引き続き滞納がない場合は財産を差し押さえして換価する等、税に充当するということが原則でありますけれども、誠実な意思を有すると認められるときは差し押さえした財産の換価を猶予するということもできます。それから、滞納した税を分割等により円滑に徴収する制度でありますので、猶予の期間は1年ですけれども、やむを得ない理由がある場合は2年まで延長できますので、納税相談をする中で猶予なりの判断をしながら、該当する期間の延滞金を2分の1免除するというような方法もっております。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

済みません、申請者といいますか、この数はわかりますか。何名ぐらいがこれに基づいて申請をされたのかどうか。

○収税対策課長（野田栄作君）

猶予の方の申請者数ということではっておりません。納税相談をする中で、猶予をどういうふうにしていくかということで納税相談をする中で考えておりますので、申請の書類ということではっておりません。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

納税相談者ですね、大体どのくらいありますか。

○収税対策課長（野田栄作君）

私のほうでまず滞納者の方には催告書というのを送付いたします。その催告書の送付後に滞納者の方から連絡があったり、そういうことで対応しておりますけれども、全く催告書を送付しても連絡がないという方については、こちらもちんちんと差し押さえ等の準備に入りますし、その催告書を出して、こちらのほうに連絡があった方については、家庭訪問なりこちらのほうに来ていただいて、納税相談をするということしております。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

滞納処分の停止ということで、国税徴収法153条、地方税法15条の7とありますけれども、このことについて少し御説明をお願いします。

○収税対策課長（野田栄作君）

滞納処分の停止ということですが、生活困窮者、無財産等支払い能力がないと判断された場合ですが、差し押さえ等の滞納処分手続を停止する制度であります。滞納処分の執行停止を行った場合は、原則3年後に納税義務が消滅します。しかし、資力が回復したと認められる場合は停止を解除することになります。この滞納処分の停止につきましても、市民の皆さんから税を納めていただくわけですから、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で、地方税法の規定に基づき判断し、公平かつ適正な徴収対策に努めていきたいと考えております。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

いわゆる先ほども言いましたけれども、生活困窮者ですね、生活保護を申請するくらい金もなか、これから先どうしていくかわからんというぐらいにならんと減免制度は受けられないというふうに感じておりますけれども、ぬくもりを持った行政について、市長の見解を再度お願いいたします。

○市長（金子健次君）

非常に冷たい、税務課の職員のほうに今言っておりますけど、実際、本当にやっぱり徴収担当は苦勞をしているというふうに私は思っております。私も過去、徴収担当を長くいたしましたし、約束が不履行な場合、また、分納という形で約束されて実際遊んでいたというケースもありました。そういう面では、逆に温情というか、言葉的にはいいんですけれども、甘くしてしまうと、納期内に納めている方々にとっては非常に行政マンとしての判断をしている段階において、非常に難しい面があると思います。収税対策の職員については、非常に

苦勞が多いというふうに私は思っておりますけれども、実際本当に生活に困窮して、生活保護に近いという形になれば、私はそういう決定を、減免の決定をしていかなければならないというふうに思いますが、いたずらに、気持ち的に言葉だけを捉えて、そこには兄弟がたくさんいらして、子供がたくさんいて、そしてまた、支払い能力があると、それは相談できるような形であるということであれば、逆に、あそこは何で減免するのかと、税金納めていないかという形で逆に言うたら公平の面、公正の面で非常に後々に、税務行政の中で非常に困るような状態になってくると思います。

先ほど申し上げましたように、財源そのものが自主財源はやっぱり税で成り立っておりますので、十分減免についても慎重かつ厳正な審査をして、決定をすべきというふうに思っておりますし、温情的な気持ちは職員の中にほとんどあると思いますけれども、それを緩くしてしまうと、非常に善意が甘くなってしまって、それは逆に言ったら国民健康保険税の税率改正に伴って、ほかの人たちが多く納めなきゃいけないと、ほかの人たちが多く負担をしなければならないという問題が起きておりますので、十分調査を、リサーチをやって決定をしなければならないというふうに思っております。決して職員たちが厳しくやっているということ——でも、厳しいときも必要だというふうに私は思っておりますし、私も経験上、税の徴収担当を経験した上では、やっぱり市税をきちんと納めていただく、その分については納期限内に納めていなかったら、このくらいまでいいですよということを約束したことについては、やっぱりきちんと納めてもらう。延滞金の免除とかいろんな形は手続上ありますので、梅崎議員が、ケース・バイ・ケースかと思うんですけれども、ケース・バイ・ケースによって判断をしていきたいと思いますので、大変苦勞をしているというふうに——職員は苦勞しているんじゃないかというふうに私は思っております。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

もう1つお尋ねいたします。

例えば、世帯主が亡くなった場合、滞納額とか延滞金はどうなるのでしょうか。

○収税対策課長（野田栄作君）

世帯主が亡くなられた後の延滞金ということですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

基本的には相続される方に対して請求をしていくということになります。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

次の代までずっと行くというわけですね。相続者はいなかった場合。ちょっと厳しかと思いますけれども、まあ、いいです。

先ほどの市長の答弁ありがとうございました。いわゆる病気になったときに、やはり誰もが安心できるように、お医者さんにかかることができる、そのような医療体制がぜひ必要で

あると、このように思っております。

それから次に移りますけれども、6月7日、安倍政権が狙う佐賀空港への自衛隊のオスプレイ配備について、佐賀県川副町の体育センターで、地域住民でつくる対策協議会が開催され、私も参加してきました。配備反対を決議し、防衛省に計画撤回を迫る要請文を採択され、地元での配備反対の正式な意思表示は初めてであり、約400名近くが集まっておられました。

その古賀会長は、ハワイでのアメリカ海兵隊オスプレイの墜落事故や安倍政権による戦争法案に触れまして、子孫が二度と戦争に行かないように、今生きている私たちが声を上げなくてはならない。川副にも、沖縄にも、世界のどこにも要らないと、このような話をされておられました。

そこで、今後の市の方針はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○市長（金子健次君）

きのう白谷議員の質問のやりとり等で、大体考え方はわかっておられるというふうに思います。佐賀県の川副町の人たちが反対――反対というか、オスプレイについてですね。ハワイ沖で墜落してからすぐそういう結成をされたというふうに私も伺っております。冒頭、議員のほうで、今現在の国における安全保障法案についての市長の見解はどうだということを言われたように、一自治体の首長として、そのことについては自分の考えを持っておりますけれども、見解は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

日本の国を守っていかなければならないという形は必要でもあると思いますけれども、きのう申し上げましたように、佐賀県に対するオスプレイの配備についてはやっぱりそういう防衛問題もありますけれども、安全・安心という面ではハワイ沖の墜落事故を鑑みた場合、非常に私も懸念をしておりますし、仮に有明海だけを回っていても、それに墜落した場合には油の流出とかありますと、もう水産の面ですね、ノリ養殖についてはだめになってしまいますので、非常に憂慮しているところでもございます。

今後、佐賀県の動向、前の知事と違いまして、今の知事は慎重に防衛省のほうの考えを聞いた上で、最終的な自分の判断で受け入れるか受けないかをということを言っておられますので、その分については注視しながら見きわめていきたいというふうに思っております。

現在、私のところに、今、佐賀県の知事と会うということはまだ差し控えたいというふうに思っております。また、そして、柳川市が実際上空を通りますけれども、柳川市の市長としての表明というのは、もう少し時間をかけて、市としての考え方については時間をかけて私はいつかの時点では考えなければいけないと思っておりますけど、まだ今の段階では難しいというふうに思っております。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

今の段階では見解を差し控えたいということでございますけれども、この佐賀空港のオス

プレイ配備を認めないように、柳川市長から佐賀県知事へ早急に申し入れいただきたいというのが私の気持ちであります。いわゆるこのオスプレイ配備について、反対とか賛成、どのような時点で判断をされるつもりでしょうか。

○市長（金子健次君）

今、防衛省のほうにはいろんな形で事故の原因究明等を米軍がされていると思いますが、それについては私たちのほうにも知らせてもらいたいということと、あと、海のほうに墜落した場合のこともありますので、いろんな情報が佐賀県側にも、佐賀県の漁連とかいろんな形で情報をキャッチしておりますので、そういうことを十分踏まえた上での最終的な判断は私もしていきたいと思いますが、今の時点では反対とか賛成とか、そういうことは差し控えさせていただきたいと思います。

打ち合わせ等では、佐賀県知事に対しての反対表明という形でいろんな形をとということで前もってありましたけど、それについても、そのことは私自身の考え方を知事に対して示すわけでございますので、その分もまだ市民に対しても言うておりませんので、そのことは差し控えて、時期が来たら考え方を述べてみたいというふうに思っております。

○20番（梅崎和弘君）

佐賀空港への自衛隊配備計画、オスプレイが17機、目達原駐屯地のヘリコプター約50機を加えて、約70機の軍用機と700から800名の部隊配置は、陸上自衛隊として最大規模の施設となると言われております。いわゆる戦争する国づくりの拠点にならないような取り組みが必要だと思いますけれども、このオスプレイ配備反対の立場を金子市長としてはぜひとっていただきたいと、このように思っております。どうか今後の対策をよろしく願いいたします。

次に、子どもの医療費拡充の問題ですけれども、小学校6年までの通院、入院無料化を含んだ複数案を県の児童家庭課で、内部検討中であると、このように聞いております。この動きを受けまして、県内の各市町村では、市長、町長による前向きな発言があり、規模は未定ですけれども、制度変更は確定的じゃないかというふうに言われておりますけれども、市といたしましては、どのような対策をお考えなのか、お尋ねいたします。

○市長（金子健次君）

福岡県のほうが来年度において、医療費についてはたしか6年生までという形で無料化ということを考えておられるようでございますので、それについて、そのようになれば本市の負担が伴いますけれども、それは同じような形になるうというふうに思っております。

医療費の無料化については、隣接の地でも、みやま市や荒尾市では中学校3年生までを無料化ということをされております。せんだって全国の市長会において、このことについて800を超える自治体がございますけれども、このことについては保育料の軽減の問題等を含めまして、子供の取り扱い、うちはこういう自治体でこういう優遇措置をしていますから、おいでおいでと、来てくださいということじゃなくて、それは国がすべきじゃないかと。全

会一致でそういう提言を国に、関係各省に申し出るという形で決議をしたところでございます。私も考え方が一緒でございますので、私のところは保育料を下げましたよと、私のところの町は中学校3年生までしましたよ、財政負担が伴いますので。その負担を伴うことによって、道路の舗装もできない、護岸もできないというようなことになりますので、一般財源から投資しなければなりませんので、そのことについてはやっぱり国がすべきというふうに私は思っております。

以上です。

○20番（梅崎和弘君）

じゃ、確認しますけれども、県の方針として6年生まで無料の方針で行くとすれば、柳川市としても取り組みたいということで理解していいでしょうか。

○市長（金子健次君）

そういうふうになると思います。

○20番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浦 博宣君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時3分 再開

○議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、19番伊藤法博議員の発言を許します。

○19番（伊藤法博君）（登壇）

19番伊藤法博でございます。議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、各分野における効率的なシステムの確立について、お尋ねをしたいと思います。

私はこのたび、あることを経験することによって、現代社会における活動が多くの分野のシステムの連携の上に成り立っていることを実感することができました。例えば、ある人が車で交通事故を起こし、けがをして救急車で病院に搬送され、手術を受けたことを想定します。

まず、110番と119番及び家族に電話することになると思います。交通事故の警察による現場検証及びけが人の救急車による病院への搬送が行われ、病院での適切な処置が行われ、場

合によっては入院するという場合もあり、またその後、リハビリの指導を受けるかもしれません。その後、自動車保険会社、医療保険、損害保険会社が関与してきますし、行政機関での社会保険の諸手続、車の修理、交通事故の責任問題でもめると裁判所も関係してきます。こうした1つの出来事に関しても、多くの分野の組織、すなわち警察、消防、自動車修理工場、病院、行政機関、弁護士、検察庁、裁判所、保険会社等々が関与してきます。ありがたいことに現在の日本社会においては、それぞれの分野の組織が一応効率的に機能して、一定の安定した市民生活が送られています。

しかし、先日の報道によると、下関の養護施設で職員による入所者に対する暴行が日常的に行われていて、内部告発によって職員の一人が警察に逮捕されるという事件がありました。ある分野の組織が効率的に機能し、強制や統制、暴力的行為ではなく、思いやりや優しさ、協調的でなければなりません。

また、日本年金機構に登録されている個人データが、ハッカーによって125万件も流出するという事件が起きています。このことは日本年金機構の職員がインターネットに接続している自分のパソコンで、届いた不審メールの添付ファイルを開いたことでウイルスに感染したもので、事務所のパソコンを相互につなぐネットワーク上の共有フォルダに個人情報を保管されていたために、その情報が流出したものです。

しかも、この共有フォルダでの個人情報の保管は原則禁止となっていて、業務上必要な情報に関しては、パスワードで制限した上で認められているそうです。しかし、流出した個人情報125万件のうち約55万件は、パスワードが設置されておらず流出し、この条件すらも守られていなかったとのことでした。

日本年金機構は、旧社会保険庁時代に、約5,000万件の消えた年金問題で再編された組織で、旧社会保険庁の多くの職員がそのまま移籍しています。そういった意味で、旧社会保険庁の旧弊がいまだに払拭されていないのではないかと思います。

多くの分野の組織は規則に忠実でモチベーションが高く、民主的に行われ、常に社会の変革に対応する能力がなければなりません。少子・高齢化が急速に進み、人口減少、温暖化による自然環境の変化、情報技術の進展、科学技術の高度化という変革が起きていて、各分野の組織もその対応が迫られています。

先日の日本経済新聞の夕刊コラム「十字路」に次のようなことが書かれていました。

昨今の産業の潮流の一つにシステム化がある。スマートフォン、カーナビなど、システム化された商品が増え、付加価値の源泉が単体のモノ・技術からシステムへと移りつつある。

システムとは、ある成果や結果が継続的に導かれる仕組みのことで、その仕組みを構築することがシステム化である。すご腕の営業マンや職人でなくても結果を出せるようにするのもシステム化だ。日本は「匠（たくみ）の技」や属人的なスキルを重視する伝

統もあり、システム化は不得意である。だが、国際分業が進む中で中核的な地位を占め利益を上げるためにはシステム化が鍵を握る。

ドイツが国家戦略として推進している製造業強化策（インダストリー4.0）――これは第4次産業革命ということですが――この観点から注目する必要がある。

同戦略の核となるインターネット・オブ・シングス――これは物と物をインターネットで結ぶ技術ということですが、日本の企業も同様なメニューに取り組んでいるが、システム化の点ではドイツがはるかに先に行く。日本のインターネット・オブ・シングスが企業レベル、従来の延長線上の生産効率の対応にとどまるに対し、ドイツは官民一体で自国製製造業が将来も競争力を維持するためのビジネスモデル刷新に注力している。ドイツが強みを持つ生産技術を社内外でつなぎ標準化し、オープン化することにより、特注品を量産品並みのコストでつくる、マスカスタマイゼーションの実現を目指している。

ドイツの戦略の背景には、米IT企業が自動運転車の開発など製造シフトを強める中で、ドイツの製造業が生き残るためには、パラダイムを変えるしかないというシステム思考がある。日本も従来型の物づくりにあぐらをかいていると、先は危うい。時代を生き残るにはシステム化の発想と戦略を持つことが不可欠だ。

と述べられていました。

さて、日本の企業でもこの点で有名なのは、建設機械メーカーのコマツです。市場情報の工場直結化では、工場の機械管理システムと市場である鉱山機械管理システムを通じて、市場情報を工場に直結化することによって、車両の稼働状況や部品の損耗状況について、工場が積極的にモニタリング、分析を行うことで部品寿命やオーバーホール、オーバーホール実施時期の予測精度を向上させ、工場の稼働率や代理店の営業活動等の改善を促していることは高く評価されています。しかし、日本での優良企業でも一企業の試みでしかない指摘されています。ドイツでは社会全体での連携を模索しているようです。

こうした中で、社会変革の波を大きく受けている農業分野、観光分野、用排水路管理、公共交通体系について、今後どうあるべきかについて、お尋ねしたいと思います。

あとの質問に関しては自席から行いたいと思いますので、よろしく議長のお取り計らいをお願いしたいと思います。

○19番（伊藤法博君）続

まず最初に、効率的な農業の育成と展開について、お尋ねしたいと思います。

農業の目的、命題、本質は、継続的な食糧の生産活動で安価で安定的に国民の胃袋を満たすことだと思います。すなわち、生産活動の場である農地を長期にわたって生産可能な状態に維持しつつ、ほかの産業従事者との所得においても引けをとらない程度の水準を保つ必要があります。

昔から住民の大半が食糧確保のために農業にかかわりを持ってきましたが、日本国内だけでの食糧生産では人口は3,000万人程度を養うのが、鎖国を続けてきた江戸時代を通しての限界だと言われていました。明治になって本格的に開国し、西洋の思想、科学技術の導入により、食糧生産の増加、輸入農産物の増加で少しずつ人口が増加し、今日では1億2,000万人以上の人口になっています。しかし、食糧生産にかかわる農家戸数は1970年には540万戸あったのが、40年後の2012年には150万戸になっています。現在ではもっと減少しているものと思われます。2020年には110万戸になると予測されています。実際私の集落でも農地を所有する農家が二十数軒ありますが、専業農家は1軒もなく、第2種兼業農家が数軒あるだけで、あとの20軒程度は他集落の担い手農家に預けて全く耕作をしておられません。

こうした中で政府は、耕作放棄地の解消と農業担い手への農地の集積を目指した農地中間管理機構を平成26年度に各県に設置し、本市でも今年度から本格的に耕作権の譲渡を機構に移す申請を受け付け始めました。耕作権を機構に今年度中に譲渡し、その譲渡された面積が定められた地域の一定の割合に応じて補助金が増額されます。今年度分の受け付けはどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○産業経済部長（成清博茂君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

農地中間管理事業の申請につきましては、基本的に5月と11月の年2回を予定いたしております。今回、5月の受け付けを行ったところであります。

その申請状況ですけれども、昨日、田中議員の御質問にもお答えしました。改めて申し上げますと、市内4,000ヘクタールの農地に対しまして、およそ550ヘクタールの申請がなされております。特にJA柳川支所管内の申請が多く、管内の農地の約830ヘクタールに対しまして、420ヘクタールの申請が上がっております。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

今、柳川支所管内が申請が多いということになっておりますが、柳川支所では4つの農事組合法人があり、3地区でのエリア設定になっていたかと思います。そのそれぞれのエリアの集積率はどのようになるかわかりますでしょうか。

○産業経済部長（成清博茂君）

エリアの集積率はわかりませんが、それぞれの法人で集積の面積を申し上げますと、水郷柳川の法人が48ヘクタールでございます。おおよそで回答させていただきます。白秋の里が38ヘクタール、それから、法人両開が257ヘクタールとなっております。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

あぐりはどれくらいになっていますか。

○産業経済部長（成清博茂君）

あぐりにつきましては、70ヘクタールとなっております。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

柳川市全部では830ヘクタールのうち420ですから、全体としたら50%以上で、補助金としては1反当たり28千円の枠を超えておるんじゃないかと思いますが、それは確実に今の段階ではやはり50%以上の補助金はもらえるんでしょうね。

○産業経済部長（成清博茂君）

この中間管理事業の支援金につきまして、農地集積協力金につきましては、先ほど言われました支所管内で3地区にエリアを分けるということが今進んでいます。その3地区でそれぞれが50%を達成しなければならないということになりますので、例えば、両開地区で50、白秋の里近辺で40となると、片一方は40%の関係で両開のほうは50%という形になりますから、それぞれの地区で達成率によっての支援金が変わってくるというふうに思います。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

その3地区のうちの幾つかの地区では達成しない場合があるとすれば、支所全体を1地区と見て申請をすれば、クリアはするわけでしょう。

○産業経済部長（成清博茂君）

エリアの設定については地域で検討するというふうになっておりますので、1つの地域で50%達成すれば、当然可能となりますけれども、それについては、それぞれの地域で検討していただくという形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

中間管理機構に譲渡された農地は一定の地域ごとに配分され、その農地は地域の農事組合法人や農業の担い手である個人認定農家に優先的に配分されるとお聞きしておりますが、どのようなか、お尋ねします。

○産業経済部長（成清博茂君）

農地中間管理事業に出された農地の優先配分について、お答えいたします。

本市におきましては、柳川農協の6支所を地域としてそれぞれの地域で人・農地プランをつくって、担い手を位置づけておるところでございます。今回の農地中間管理事業の受け手といたしまして、その人・農地プランを考慮いたしまして、常に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないように、また、農業経営の発展などを前提にして配分の優先を排除されるとされております。つまり、それぞれの地域の話し合いのもとにつくられた人・農地プランに位置づけられた法人の営農組合、または認定農業者さん、

担い手が優先的に配分されるということになっております。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

中間管理機構の構想段階では、耕作放棄地は基盤整備未整備地区が多く、その改装には道路、区画の整理をして、担い手組織や認定農家に渡すような議論がなされていましたが、現在ではその議論は沙汰やみになっています。柳川市では4,000ヘクタールの農地のうち、3,000ヘクタールは基盤整備済みですが、残りの1,000ヘクタールは未整備地区で農道区画も整備されていません。少人数の担い手で大型農業機械で効率よく作業をするためにも、農業機械も入らない、未整備地区の手間のかかる農地は受け手がない場合もあるのじゃないかと思います。この対策はどのようになさるのか、お尋ねします。

○産業経済部長（成清博茂君）

未整備地区の受け手についての御質問ですけれども、未整備地区の農地とは土地改良が行われていない農地のことだと思っております。議員おっしゃいますように、耕作に時間やコストがかかることから、受けるのに難色を示されることが予想されます。しかしながら、そのままにしておきますと、遊休農地になってしまいます。そこで、このような農地でも土地改良が行われている農地とセットで担い手に耕作をお願いするなど協力を求めて進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

そういう基盤整備内とセットで担い手に受けてもらうというようなことでございますが、やはり未整備地区の解消を目指して、大型農業機械での作業がスムーズに行われるような農道区画の整備や、可能な交換分合のような取り組みを行うべきではないかと思いますが、その点についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○水路課長（松永泰治君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

農地の区画整理につきましては、従来の土地改良事業など、国県の補助事業を活用され、それぞれの土地改良区で整備をされてきております。しかし、未整備地区につきましては、事業費の農家負担も発生するなど、事業地区内の権利者の同意がとれなかったことから、事業ができていない状況であります。このことにつきましては、これまでも一般質問の中でお答えしてきたところでございます。

さて、今回の中間管理機構では、耕作放棄地対策の強化に取り組むことになっております。その中で区画整理につきましては、農地耕作条件改善事業や農業基盤促進事業に取り組めるようになっております。しかし、この事業につきましては、国の補助金は10アール当たり240千円までの定額助成金が最高となっております。この定額助成金では、農家の自己負担が

多大となるため、現実的に取り組めない状況にあります。そこで、市としましては大型農業機械が入り、農作業の効率を図るためには、まずは農道整備が必要ではないかと思っておりますので、計画的に道路整備を行い、農業の振興を図っていければと思っております。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

今、水路課長のほうから、逐次、農道整備を行っていくということですが、整備を終えるまでにやはり10年、20年の長期間を要すると思います。やはり時代の要請にはほど遠いものだと思いますので、もっと組織的に、大がかりに、短期間で整備しなければ耕作放棄地の増大は避けることはできないものと思われれます。

そういった意味で、ある程度、道路と区画整理ぐらいの、経費が余りかからない整備を大がかりにやる、そういう制度をですね、道路を一本一本つくるんじゃなくて、やはり組織的にやるような考えも検討をしていただきたいと思います。

次に、効率的な用排水の管理運営について、お尋ねいたします。

人類の経済活動による大気中の二酸化炭素増に主な原因があると思われる地球温暖化による異常気象が多発しています。すなわち、地球平均気温の上昇による暖冬や夏場の異常降雨の多発、熱帯低気圧である台風等の巨大化、極端な集中豪雨の多発、地域によっては砂漠化の進展といった事象が顕著になってきています。平成24年7月の北部九州豪雨では、柳川市においても7月14日に市内全域に避難指示が出され、その後、矢部川、沖端川の2カ所で堤防が決壊し、柳川市の30%が浸水しました。現在、矢部川、沖端川では200億円弱の経費をかけて河川堤防の改修が行われています。その進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

○建設課長（待鳥 哲君）

矢部川及び沖端川の堤防改修工事の進捗状況について、お答えします。

平成24年7月の九州北部豪雨により、柳川市において、矢部川及び沖端川の堤防が決壊し、大きな被害をもたらしました。堤防決壊箇所につきましては、矢部川は平成25年7月、沖端川は平成25年6月に堤防復旧が完了しております。

矢部川は国、沖端は県で、それぞれ激甚災害対策特別緊急事業の指定を受け、平成24年度からおおむね5カ年間で河川改修事業を進められております。矢部川は事業費約105億円をかけ、決壊した堤防の復旧、漏水箇所の遮水、河川断面を確保するため、河道掘削及び堤防補強などの工事を行っております。事業費に対する平成26年度末の進捗率は60%でございます。

続きまして、沖端川は事業費約90億円をかけ、決壊した堤防の復旧、漏水箇所の遮水、河川断面を確保するため、大門橋、出の橋のかけかえや河道掘削、堤防のかさ上げ、また、磯鳥堰の移築工事などを行っております。事業費に対する平成26年度末の進捗率は51%でござ

います。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

河川堤防の決壊とまではいかないが、長雨や集中豪雨で水田、道路が冠水したり、宅地でも床下浸水が毎年数回程度は発生しています。近年は樋管の改修や強制排水機場の設置で、冠水や浸水時間、程度が改善されてきています。樋管の改修の進捗状況及び強制排水機場の設置状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○水路課長（松永泰治君）

まず、樋管の改修状況でございますが、筑後川左岸側では、高田樋管、宝山樋管、昭代4号樋管の3カ所が改修されております。

沖端川右岸側では、磯鳥樋管、中島樋管、小坪樋管、若宮樋管、六双樋管、昭代5号線樋管の6カ所が改修されております。

沖端川左岸側では、西新樋管、長栄樋管の2カ所が改修されており、八ノ坪樋管の改修も予定をされております。

塩塚川右岸側では、加受樋管、下八丁樋管の2カ所が改修されております。

塩塚川左岸側では、朝日開樋管、谷垣開樋管の2カ所が改修されており、番所樋管の改修も予定をされております。

矢部川右岸側では、大和第2樋管、大和樋管の2カ所が改修されており、北浦樋管の改修も予定をされております。

次に、強制排水機場の設置状況はどのようになっているかということでございますが、筑後川左岸側では昭代6号排水機場、昭代3号排水機場、昭代4号排水機場の3カ所が設置されております。

沖端川右岸側では、磯鳥排水機場、小坪排水機場、六双排水機場、昭代5号線排水機場の4カ所が設置されております。

沖端川左岸側では、筑紫都市下水路ポンプ場、西新排水機場、長栄排水機場の3カ所が設置されております。

塩塚川右岸側では、下八丁排水機場が設置されております。

塩塚川左岸側では、谷垣排水機場が設置されております。

矢部川右岸側では、六合南部排水機場、中島住吉排水機場、大和地区第2排水機場、大和地区第3排水機場、北浦排水機場、外平排水機場の6カ所が設置されております。

有明海岸側にあるものとして、橋本排水機場、大和地区第1排水機場の2カ所が設置されております。

合計で20カ所の排水機場が設置されております。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

柳川市には900キロメートルにも及ぶクリークがあるわけですが、そのクリーク維持管理には多大な労力と経費がかかっていることは誰もが認識していることだと思います。用排水路の管理運営については、行政機関としては市役所の水路課及び柳川みやま土木組合、花宗太田土木組合が主に関与し、地域では地区の水路委員会、土地改良区、行政区及び住民の一人一人がかかわっています。そして、農地・水・環境保全向上活動で年2回の一斉清掃が実施されています。柳川市の各地域にはそれぞれの用排水路管理委員会があると思いますが、地区別にその活動と活動内容についてお尋ねします。

○水路課長（松永泰治君）

柳川市用排水路管理委員会の地区別の数と活動はどのようになっているかということですが、基本的には小学校区ごとに地区別用排水路管理委員会を設けております。旧柳川市で柳河地区、城内地区、沖端地区、西宮永地区、東宮永地区、両開地区、昭代地区、蒲池地区の8地区でございます。

旧大和町で豊原地区、大和地区、皿垣地区、有明地区、中島地区、六合地区の6地区です。

旧三橋町で、二ツ川地区、矢ヶ部地区、中山地区、垂見地区、藤吉地区の5地区で、合計しますと、19地区となります。

活動内容としましては、水路清掃やしゅんせつ等の企画実施、水路の境界立ち会いや水面占用による立ち会い、水路の不法埋め立て等の監視活動をされております。また、水利組合がない地区によっては、水利調整などの活動もされております。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

各用排水路委員会では活動経費についてはどのようになっているのでしょうか。また、各用排水路委員会活動報告及び収支決算についてはどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○水路課長（松永泰治君）

まず、各用排水路委員会の活動経費はどうなっているかということですが、先ほども述べました小学校区ごとの地区用排水路管理委員会をさらに水路区に分けております。

旧柳川市で申し上げますと、柳河地区を13水路区、城内地区を8水路区、沖端地区を7水路区、西宮永地区を6水路区、東宮永地区を6水路区、両開地区を6水路区、昭代地区を17水路区、蒲池地区を9水路区に分けており、旧柳川市で72水路区、旧大和町で25水路区、旧三橋町で30水路区で、合計しますと、127水路区があります。

この地区用排水路管理委員会に1地区当たり24千円と水路区に1水路区当たり24千円を支出しております。これが活動経費になっていると思っております。

次に、各用排水路管理委員会の活動報告及び収支決算につきましては、各用排水路管理委

員会で報告されているものと思っております。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

延長900キロメートルに及ぶクリークには可動式の樋管の数は幾つあるか、その全てについて樋管管理人が決まっているか、お尋ねをいたします。

○水路課長（松永泰治君）

柳川市内のクリークには可動式の樋管の数は幾つあるかという御質問にお答えします。

平成27年5月末現在で、旧柳川市内に490カ所、旧大和町内に348カ所、旧三橋町に205カ所、合計しますと、1,043カ所があります。この樋管につきましては、柳川市、柳川みやま土木組合、花宗太田土木組合、国、県で設置したものでありまして、今までの慣例で樋管の近くの受益者の方が管理人になられておりますが、今まで樋管台帳がありませんでしたので、昨年度から樋管台帳の作成に着手しております。樋管の位置と管理人を確認するために、水路課と各地区の用排水路管理委員会と一緒に頑張って把握に努めているところでございます。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

1,043カ所全部であるということですので、膨大な樋管を管理しなければならないと思いますので、大変な仕事だと思います。

河川からの樋管を通った各水系の水量調節は基本的にはどのように行われているのか、お尋ねします。各水系の上下流の連携及び協議の場が必要と思われますが、どのようになっていますか。

○水路課長（松永泰治君）

河川から流入した各水系の水量調整は、柳川みやま土木組合、花宗太田土木組合が委託している樋管管理人が操作を行っております。

また、議員御指摘のとおり、上流、下流の連携及び協議の場が重要であると考えており、大雨時や少雨時に水の調整をスムーズに行うため、水利調整会議を実施しておりますが、今後も上流、下流の水利調整会議を引き続き行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

以前の質問で、長期間放置されている15万立米のしゅんせつ残土の現状及び処理、また、新たに産出されたしゅんせつ残土の現状及び処理はどのようにされているのか、お尋ねします。

○産業経済部長（成清博茂君）

伊藤議員の御質問のしゅんせつの現状及び処理について、お答えいたします。

しゅんせつ土につきましては、現在、柳川市には旧柳川市4カ所、旧三橋町に15カ所、計

19カ所のしゅんせつ土置き場があります。しゅんせつ土の処理につきましては、平成24年度からしゅんせつ土の土質調査を行いまして、平成26年度までに約2,900平米をコミュニティセンターの造成工事に活用を行いました。これは大型ダンプの10トン車で約480台分でございます。また、平成27年度は6月19日現在で県の沖端川の激甚災害対策特別緊急事業の関係で、2,100立方メートルを使用しております。今後、西鉄柳川駅前駐輪場整備の造成土として800立米、建設課の道路改良工事に500立米、個人の工場建設等の造成土として800立米を使用する予定でございます。本年度は合計4,200立米を活用する予定で、これは大型ダンプの10トン車で約700台分であります。今後も引き続きしゅんせつ土の土質改良を行い、国、県、市の公共事業での活用はもちろんのこと、民間での敷地造成等への活用を行い、新たに産出されるしゅんせつ土についても対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

徐々にそういった埋め立て等に使われているようでございますが、現在、放置されている15万立米に比べると、わずかな量と言わざるを得ません。きのうの一般質問で防災施設等浸水予測の質問があっていましたが、1次避難所に指定されている17カ所の、どの校区公民館でもハザードマップにおける浸水予測水位を見ると、全てが浸水して避難所の機能を果たせないことになっています。合併後に建設された旧三橋、大和の校区公民館建設において、敷地のかさ上げをして、ハザードマップの浸水水位でも浸水しない施設建設を行うべきではなかったかと思います。そのためには長期間放置されていた15万立米のしゅんせつ残土を利用すべきではなかったかと思います。このようなしゅんせつ残土の活用を図って、クリークのしゅんせつ残土のスムーズな活用に結びつけていく必要があるのではないかと思います。今後、こういった面でのより一層の検討をしていただきたいと思います。この件について、市長何かあれば。

○市長（金子健次君）

15万立米ある中のうちほとんどが昭代の沖端川のところは――何て、あそこ場所は。（発言する者あり）昭南町のところが10万立米ぐらいありますけれども、そういう形で今の部長が答弁しましたような形で利用いたしました。

今、大和町、三橋町におけるコミセンについても、若干今回3分の1は浸水いたしました。そのことを考慮しながら、今、計画して少し上げておりますので、そこについては浸水しないんじゃないかというふうに思っております。

今後、津波というか、高潮とかなんかでもし万が一の場合は、堤防決壊の場合には、なるだけ2階とか3階とか、校舎とか病院とか、そういう建物とかに協定を結んで避難できるようにしていきたいと思います。

伊藤議員のほうは常々高台を設けたらと言われますけれども、高台に行くためにまた車で

行かなければならないということで、なかなか非常に困難性があるというふうに思っておりますし、台風のと看、逆に言うたら高台のほうは避難所にならないというふうに思っているところでございます。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

柳川市の900キロメートルの水路を維持管理するためには、どうしてもしゅんせつ残土の適正な処理過程がやはりシステム化される必要があるんじゃないかと思っております。

次に、効率的な観光の育成と展開について、お尋ねします。

柳川市に来ていただく観光客は、観光バス、自家用車、西鉄電車が主な手段ではないかと思ひます。その比率はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○観光課長（松藤満也君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

平成26年の観光動態調査につきましては、6月末、今月末に発表する予定で現在準備を進めております。申しわけございませんが、本日は平成25年の調査結果をもとに御説明いたします。

柳川市にお越しになる観光客の交通手段の比率については、大型バス18%、自家用車54%、西鉄電車28%となっております。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

車社会の現在、観光地にとって駐車場問題は大きなウエートを占めていると思いますが、駐車場の整備についてはどのようになっているのか、お尋ねします。

特に、バスの駐車可能台数はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○観光課長（松藤満也君）

川下りの終点地点であり、白秋生家や御花など観光客が多い沖端地区の周辺には、3カ所の市営駐車場を整備しておりまして、それぞれの普通車の駐車台数は、白秋観光駐車場40台、稲荷町観光駐車場20台、筑紫町観光駐車場61台、合計の121台分でございます。そのほか民間の駐車場では御花、柳川パーキング、各船会社の駐車場を御利用いただいております。また、さげもんめぐりの開催中は、足湯や柳川ホテル跡地の駐車場を御案内すると同時に、矢留小学校前、筑後中部魚市場にも御協力をいただいております。

バスの駐車場については、柳川パーキングに約40台分でございます。また、各船会社にも駐車場がありますので、そちらを利用されているところもでございます。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

次に、近年の柳川観光の入り込み客数と宿泊客数の推移について、お尋ねします。

○観光課長（松藤満也君）

入り込み客数の推移としては、平成23年が105万5,000人、平成24年が117万3,000人、平成25年が124万5,000人となっております。平成23年に東日本大震災の影響で減少したものの、翌年の24年には以前の水準まで回復し、平成25年には前年比約7万人の増加となっております。

また、外国人観光客については、平成25年に6万6,000人の入り込み客数となっており、前年と比べて3万人増加していることから、外国人観光客の伸びが顕著になってきております。

宿泊客数の推移については、平成25年が4万2,000人で、最近3年は横ばいの状態となっております。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

次に、柳川市の宿泊客数とホテル旅館等の宿泊施設は、余裕があるのか不足しているのか、お尋ねします。

○観光課長（松藤満也君）

柳川市内の宿泊施設で組織する旅館組合に問い合わせたところ、宿泊客の受け入れについては、隣の大川市の旅館組合と連携をすることで受け入れ環境の充実を図り、対応している状況であるとのことでした。

一方、土日や連休時にはシングル希望の受け入れができない状況があり、久留米とか県南を中心とした近隣の施設を紹介している現状もございます。個人旅行が8割を占める本市観光にとっては、個人のお客様を中心とした宿泊施設については不足している状況であると考えております。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

休日とか、柳川の観光の目玉のさげもんまつりとか、白秋祭のときとかは宿泊施設が足りないというようなことでございますが、その点、市長もいろいろ考えてあると思いますが、その解消のためにはどのような取り組みをされるのか、御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○観光課長（松藤満也君）

商工振興課のほうで以前答弁をしているというふうに思いますが、ホテルの誘致を――これはビジネス客のニーズがあるということでございますけれども、観光課においても、特に祝日前のホテルが不足しているということで、非常に興味を持っておりまして、その点についてもぜひ進んでいければなというふうに考えております。

観光課としては以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

早急な宿泊施設の拡充をお願いしたいと思います。

柳川観光の目玉は、北原白秋、川下り、御花、ウナギのせいろ蒸し、掘割の風情、潮干狩りなどですが、ほかに有力な観光資源になると思われる候補はどのようなものがあるか、お尋ねします。

○観光課長（松藤満也君）

柳川市観光まちづくり推進委員会から昨年12月に観光まちづくりの実現に向けた提言をいただきました。提言では、4本の柱と12の事業を打ち立てていただいております。その中で、お客様の満足度を高めるための受け入れの質の向上として、滞在力強化事業があります。滞在力を強化できるメニューの開発が、議員が言われる他の有力な観光資源になるというふうに考えております。

おもてなしの心日本一事業では、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを推進することで受け入れ環境を向上させるとともに、滞在力強化のための柳川ならではの地域資源を磨き上げ、ニーズに即したメニューの開発、拡充を行い、柳川の魅力や楽しみ方などを掘り起こし、情報を届けることが重要であると考えております。

地域資源を磨き上げる取り組みとしては、着地型観光として取り組んでいる、ゆるり旅を実施しながら、歴史や文化、まち歩きなどの柳川の魅力や楽しみ方の掘り起こしを行っております。また、昨年からは有明海ツーリズムということで、ムツかけを実施するとともに、現在、くもで網の設置を行っており、有明海での楽しみ方を体験するメニューを充実させたいというふうに考えております。

ニーズに即した新しいメニューの開発、拡充につきましては、提言でいただいておりますとおり、ナイトメニューの充実について、夜の川下りなど観光協会を初めとした関係機関と協力しながら進めております。

市としましては、体験メニューの開発、拡充、ナイトメニューなどの新しいメニューを開発することにより、滞在力が強化され、有力な観光資源になると考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

次に、現在、川下り業者は何社あるのでしょうか。また、その参入についてはどのような許認可が必要になるか、お尋ねをします。

○観光課長（松藤満也君）

川下りの業者は何社あるかということでございますが、柳川駅付近を出発し、沖端を終点とする70分コースで運航している船会社は5社あります。

参入に必要な許認可としては、日本小型船舶検査機構の船体検査と、乗船場を設置する場

合には県土整備事務所、もしくは市の許可などが必要となります。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

川下りの船頭さんたちの新人教育やスキルアップなどはどうに行われているのか、お尋ねします。

○観光課長（松藤満也君）

各船会社では、社内研修が行われています。また、ことしの2月には観光協会の主催で業者の枠を超えた船頭さん対象の研修会が初めて実施されたところでございます。船頭さんたちのスキルアップを図るため、観光協会ではこの研修会を継続して実施される予定でありますので、市としても積極的に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

船頭さんのスキルアップのための研修会を開かれたということですので、今後もその努力を続けていただきたいと思います。

先ほど川下り業者は5社あるとお聞きしましたが、各社が乗船客の奪い合いにより、乗船料金が適正価格を大きく下回る場合もあるやにお聞きしております。よその観光地では組合組織にして適正価格での乗船料金を決め、船頭さんたちの新人教育、スキルアップ、礼儀作法、安全教育を含め、組織として取り組んでいるところもあります。その点について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（金子健次君）

私のほうからお答えさせていただきます。

乗船料金が適正価格を下回る場合もあるとの御指摘でございます。民間会社との事業活動で行われております。適正価格かそうでないかは申しわけありませんが、各社それぞれの創意工夫と努力をしておられるんじゃないかというふうに思っております。

一方で、議員御指摘のとおり、船頭さんの新人教育、スキルアップ、礼儀作法、安全教育などはおもてなしの心日本一を目指す本市としては重要なことだと思っております。

先日、乗船したときに、船頭さんがはっぴのところにバッジをつけてありました。市長ち、このバッジわかるち言わしたけん、何ですかと言うたら、研修受けたあかしのバッジと、船頭さんの。そういうことで、グリーンのバッジ、ちょっと大きなバッジだったんですけれども、私自身としては、それが毎年毎年研修をされて、幾つもバッジがついて、両方ついて、レベルアップしていただければというふうに今、感じたところでもございます。

組合の組織化については、環境が整わない状況にあってできませんけれども、環境が整うように、引き続き今後とも業者とは話し合いをして、同じような形で、そしてまた、接遇の面もレベルアップをできるような形を私は望むところでもございますし、そういうことにつ

いては努力は惜しまないつもりです。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

それでは次に、効率的な公共交通システムの確立。これは6月12日の西日本新聞に「高齢者の足 地方苦悩」、「ドライバーの認知機能検査強化」、「車なしでは暮らせない」との表題で記事が取り上げられていました。「道路交通法が改正され、75歳以上のドライバーの認知機能検査が強化された。認知症患者の早期発見による事故抑止が目的だが、地方では車が欠かせない事情があり「運転免許を取り上げられたらくらせない」と悲痛な声上がる。マイカーに頼らず暮らせるよう地域ぐるみでの取り組みを進める自治体も。各地の実情に応じ生活の足をどう確保するかが問われる」という内容でした。

そのように高齢者の認知症に限らず、高齢者の運動能力、注意能力、反射能力、判断能力、記憶力低下等での事故が多発しています。多くの高齢者が低料金で自宅から目的地まで、また、目的地から自宅まで送り届けてくれるタクシーに類した公共交通システムを待ち望んでいると思われませんが、その点についてどのように考えておられるか、お尋ねします。

○企画課長（椋島謙治君）

議員の御質問にお答えいたします。

議員御紹介の記事は、民間バスが撤退し、市営バスも廃止という状況の中で、地域の住民が主体となって運行されている兵庫県の豊岡市の乗り合いタクシーの事例だというふうに思います。

広大な面積を持ち、山間地に散在して住む高齢者の状況から申しますと、豊岡市の場合、地域の実情に適した移動手段であるというふうに思います。

本市の場合は、平たんな地で人口もある程度密集しており、公共交通も主要幹線を走る路線バスが3路線運行しており、通勤通学や通院、買い物のための移動手段として、重要な役割を果たしております。

また、柳川市が運行するコミュニティバスもルート変更等を行いながら、利用者数も平成24年度は1万8,123人、25年度は2万194人、平成26年度は2万2,417人と順調に増加しているところでございます。

一方、乗り合いタクシーの運行は、限りなく民間タクシー事業者のサービス内容に近づくこととなり、民業圧迫で地域のタクシー事業者の経営に深刻な影響を与える懸念がございます。

本市としましては、現行のコミュニティバスが平成28年度まで委託契約をしておりますので、よりよい運行を目指して、コミュニティバスを引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

最後に、現代のコミュニティ巡回バスでは市内の多くの場所で当日1日で行けないところ
が数多くあります。運行日が違う地域にはどうしても行けません。市長はこのような状況の
現在のコミュニティ巡回バスについて、市民の多くは満足しているとお思いでしょうか、私
はそうは思っておりません。世の中は、各分野でしのぎを削り合って競争し続けています。
柳川市においても、各分野で効率的なシステムを構築して、それぞれの分野で指導的地位を
築けるよう、官民一体になって切磋琢磨し、より高みに到達するよう努力すべきだと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（浦 博宣君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時 再開

○議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、3番菊次太丸議員の発言を許します。

○3番（菊次太丸君）（登壇）

皆さんこんにちは。3番、公明党の菊次太丸でございます。議長のお許しをいただきました
ので、通告に従って順次質問をいたします。

子ども・子育て支援新制度についてお尋ねいたします。

まず初めに、学童保育事業についてお尋ねいたします。

本年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されました。この制度は少子化、高齢化が
進み、人口が減少する我が国において、若い世代が安心して子供を産み、育てていくことが
できるよう、子育てをする全ての家庭を対象にした事業です。

この制度の施行を受けて、学童保育は大きく変わります。学童保育が市町村の事業として
きちんと位置づけをされることにより、質や量の充実に期待が寄せられているところでもご
ざいます。学童保育の質を高めるための指導員の新資格ができることや多様な取り組みが予
算の対象となることから、本市においても国の基準に基づき、みずから基準を定め、事業計
画を立てて実行しなければなりません。本市においても、まち・ひと・しごと創生法をもと
に、柳川版総合戦略の策定がされております。若い世代の仕事、結婚、出産、子育ての夢や
希望が実現できる、きめ細やかな中身にしていただきたいと思います。

日本は今、世界でも類を見ないスピードで高齢化が進んでいます。本市においては、全国
平均を上回る高齢化の勢いであると聞き及んでおります。

そうした中、今月初めの厚生労働省の発表によりますと、2014年は1人の女性が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率は1.42と、前年度と比べますと0.01ポイント下回って9年ぶりにマイナスに転じたようでございます。2014年に生まれた子供も過去最少で100万3,532人となっており、2015年の出生数は4年連続の減少で100万人を割り込む予想がなされております。

このような状況の中、将来にわたって高齢者を支えていかなければならない若い世代の未来に対する不安や閉塞感を打ち破って、希望や安心感を与えるような施策を打ち出していかなければならないと考えるところでございます。

そこでお尋ねいたします。これまで、さまざまな場面で先輩議員より学童の設立や運営に対する要望など質や量に対する拡充が訴えられておりましたが、どのように改善や拡充がなされているのか、現在の学童の利用状況をお伺いいたします。また、利用を希望した方の中で断らなければならなかった数も、あわせてお願いいたします。

壇上からの質問は以上で終わります。次回からの質問は自席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

菊次議員の質問にお答えいたします。

学童保育の改善、拡充の状況でございますが、これまで全ての小学校区に学童保育所を開設することを最重点課題として取り組んでまいりました。本年4月に皿垣校区の学童保育所を開設し、市内19の小学校区の全てで学童保育所の設置が完了したところでございます。

また、保育時間につきましては、保護者からの要望等を受け、平成24年度において午後5時半までだったものを午後6時まで延長いたしております。

次に、利用状況でございますが、平成27年度は全体で680人の児童の入所申し込みがあり、そのうち607人が入所しています。したがって、お断りしている児童数は73人でございます。

以上です。

○3番（菊次太丸君）

全ての小学校区に学童保育が開設されたということでございます。また、保育時間についても、5時半までだったものが6時までに延長されておるということでございます。しかし、73人の児童をお断りしているということでもあります。

利用基準内の御家庭であっても、定員などの問題から申し込み自体をされていなかった潜在的な待機児童の数というのも相当数あったのではないかと思います。今後、利用を希望される全ての方が利用できる整備がなされていかなければならないと、このように考える次第です。

2014年7月の全国学童保育連絡協議会の学童保育の実施状況の結果によりますと、共働き

家庭やひとり親家庭が増加し、保育所を卒園して小学校に入学した子供のうち、76%が学童保育を利用したとされております。前年度の67%に比べますと、1割ほど利用がふえております。

そこでお伺いいたします。柳川市内保育所に在籍している園児の数を年齢別に、そして、その御家庭の収入も教えてください。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

保育所または認定こども園の保育所機能部分に在籍している市内の児童は、6月1日現在2,115人です。その年齢別の内訳ですが、5歳の年長児が446人、4歳の年中児が441人、3歳の年少児が416人です。また未満児では、2歳児385人、1歳児315人、ゼロ歳児112人となっております。

次に、その家庭の収入については、保育料の階層でおおよその年収が推定できますので、国の保育料階層ごとの人数でお答えさせていただきたいと思います。

推定年収で2,600千円以下の第1、第2階層は344人、4,700千円以下の第3、第4階層は1,063人、6,400千円以下の第5階層は455人、6,400千円以上の第6、第7、第8階層は253人となっております。

以上です。

○3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

子供の数は年々緩やかな減少傾向にあると思います。そして、ほとんどの家庭が高収入ではなく、今後も共働きをしながら子育てと仕事の両立を望む家庭ではないかと思います。また、労働人口を確保していこうとする国の方針から見ても、安心して子供を預けられて子育てをしやすい環境整備というのは絶対不可欠だろうと思いますし、女性の地位向上、仕事を通して社会に貢献したいと望む女性の希望もかなえていかなければいけないと思います。

それだけではなく、日本の子供の6人に1人が貧困であるというデータも出ております。それによる教育の格差が問題になっており、望む教育が受けられないことで子供たちの将来に貧困という負の連鎖が続いていくことは望ましいことではありません。

そこでお伺いいたします。先ほど示していただいた園児数をもとに、この先どのくらいの教室の数が必要となりますでしょうか。また、それに伴う指導員の数というのはどうでしょうか、足りておるのでしょうか。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

議員がおっしゃられました保育園児の76%が学童保育所を利用すると仮定いたしますと、1学年当たり330人強の人数となり、小学3年生まででも約1,000人となります。今年度の入所児童数と比較しますと約400人の増加となります。一方、市では平成25年度に子育て支援サービスのニーズ調査を実施し、学童保育を希望する児童数を推計いたしております。ピー

ク時となります平成29年度で、低学年で613人、高学年で117人、小学生全体では730人と推計をいたしており、今年度の入所児童数より123人多い人数となっております。

このことから、教室数は不足すると見込まれますが、不足する数については今後の各学童保育所の状況を見ながら判断することになるかと思います。また、指導員については、現在でも全体的に不足ぎみでございますので、教室をふやすと当然指導員もふやす必要があると考えております。

以上です。

○ 3 番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

いずれにいたしましても、教室の数も指導員の数も不足するということでございます。量を補うための教室の問題も、新たに建てようと思えば予算的な問題や場所の問題、そして、その環境整備ができる、それまでの時間的な問題があると思います。学童を利用したいと願う全ての方の願いを早急に解決しなければなりません。それを考えますと、安心して子供を預けられて仕事と子育てとの両立を実現するためには、学校に積極的な御協力を仰いでいくよりほかないと私自身、思うわけであります。

文部科学省にとっても、厚生労働省にとっても、一人の大事な子供であり、大事な生徒であります。まして、地域の人々の希望であり、これからの未来を託す人材であり、柳川市の宝であります。この理由だけでも行政の壁を軽く越えていけるものだと思います。今後とも教育委員会や学校にさらに協力をしていただきたいと思います、教育長の見解はいかがでしょうか。また、行政としてその方針を強く打ち出していただきたいと思います、いかがでしょうか。

○ 教育長（日高 良君）

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

お尋ねにつきましては、教育委員会としまして、放課後に子供たちが勉強をしたり遊んだりする環境を整え充実させることは大切であると思うところでございます。

今後、学童保育所の入所希望者が多くなり、現在の教室等が手狭な状況となれば、国への申請が必要とはなりますが、余裕教室の利活用でありますとか協力できる部分があるかどうかと考えております。そのような場合は、子育て支援課や学校現場等と連携をし、可能な部分についてはさらに協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 保健福祉部長（石橋正次君）

菊次議員の質問にお答えをいたします。

行政の対応方針ということでございます。議員の御指摘のとおり、学童保育所の施設拡充につきましては学校の協力を得ながら進める必要があると思います。放課後の授業の移動、

それから遊び場の確保などを考えますと、学校から離れた場所では危険や不便が伴います。そういう意味からも、学童保育所は学校内で整備することが望ましいと考えております。現在でも教室が不足する状況にありますので、教育委員会、学校と連携しながら改善を図る必要があると考えております。

以上でございます。

○ 3 番（菊次太丸君）

ありがとうございます。今後必要になるというのは确实であると思われます。さらなる御協力をお願いしていきたいと思います。関係所管の連携、協力も日本一を目指していただきたい、このように思うわけであります。

指導員の確保にも努めていかなければなりません、新制度に伴い、学童保育の質を高めるために指導員の新資格ができるようでございます。この制度によって、児童に対する保育のあり方や、障害を持っている児童に対する対応や認識がある程度統一されることで、質の向上にもつながるものと思います。しかし、資格を取ることに不安を感じている指導員もあり、資格を取ってまで指導員を続けるのは難しいとの声もあります。

そこでお尋ねいたします。資格の概要、タイムスケジュールなど、どのように進められるのか、わかる範囲で結構ですので、教えてください。

○ 子育て支援課長（田中勝裕君）

新制度において国が定める基準では、おおむね40人までの集団を2人以上で指導することになりますが、このうち1人は放課後児童支援員認定資格研修の修了者を配置しなくてはなりません。このため、指導員の皆さんにはこの資格研修を受けていただく必要がございます。

なお、配置基準は、5年間は経過措置として猶予されておりますので、この5年間のうちに現在の指導員、約100名に研修を修了していただく予定です。研修は県が実施いたします。研修の時間数は24時間で、二、三カ月かけて研修を受けていただくことになります。詳細につきましては、現時点では明らかになっておりません。

以上でございます。

○ 3 番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

現在おられる指導員、100名全員に研修を修了していただくことが重要である、このように思います。また、5年間の経過措置として猶予がされてありますが、現在でも指導員の数は不足ぎみとのことですので、この点も考慮して今後取り組みをしていただきたい、このように思います。

指導員登録されてある方に資格を取っていただくよう、学童を運営されてある地元の方が直接お願いされてあるところもあるようでございます。その効果をより大きくしていくために、今回の新資格取得と同時に指導員の処遇改善を図っていくことが、指導員の人員確保に

大きな効果をもたらすものと思いますが、指導員の処遇改善についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

指導員の処遇改善については、今後の重要な課題であると考えております。新資格取得と同時に処遇改善を図ってはどうかという御質問でございますが、全ての指導員を同時に研修に派遣することは不可能で、5年間かけて全員に受講していただく計画にしております。受講の時期によって処遇が異なるのは公平性の面でも問題があると思いますので、資格取得に合わせた処遇改善ではなく、一律の時間単価の見直しなどについて検討すべきではないかというふうに考えております。

以上です。

○3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。早急な見直しをよろしくお願いいたします。

指導員の収入は、シフトの関係上、大変少ない方も多いと聞いております。また、収入が一定しておらず、責任の重さに対する収入のバランスが悪いため、働き続けたい思いはあっても、やめていかれることもあります。収入だけを比較した場合、ほかに条件のいい仕事があれば、そちらを選ぶのは当たり前のことだと思います。また、指導員自身も子育て世代であるということから、延長保育のための人員確保に苦慮されているところも多いと聞いております。

今後、市内どこの学童でも質と量において格差のない運営が求められておりますが、そのためには、最低給与保障などの具体的な処遇改善策を示すことが必要ではないかと思います。それによって指導員が安心して働き続けられると思います。それが学童を利用する保護者にも、子供たちにとっても、安心できる環境整備の早期実現につながると思います。

先ほどから申し上げております人員確保と指導員の処遇改善は切っても切れない関係であり、これから実施されていくであろう延長保育などの事業を、本市のどの地域においても充実させていかなければなりません。

そこでお尋ねいたします。指導員の最低給与保障についてどのように考えられますか。また、延長保育の取り組みはどのようになっておりますか。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

指導員の収入については、議員御指摘のとおり、勤務シフトの組み方や指導員数の関係で大きな違いがあります。確かに、毎月の賃金収入として見た場合には少ない方も多くおられます。しかしながら、最低給与保障の仕組みについては、メインの指導員が休みのときだけ入るというスポット的な役割の方もいらっしゃる実態等も考慮しますと、慎重にならざるを得ないと考えます。

また、延長保育につきましては、必要とされる保護者の方々や学童保育の現場を担ってお

られる指導員の先生方などから御要望をいただいているところです。市としましては、学童保育所の通常の保育時間は午後6時までのままで変更せずに、保育時間の延長については延長保育と位置づけまして、別途、保護者からの負担をいただくことなども検討しながら、早い時期に実施できるよう各学童保育所と協議をしているところでございます。

以上です。

○3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。延長保育のことについては、早期に実現できるようによろしくお願いをいたします。

先ほどの最低給与保障の考え方についてでございますが、御答弁にありましたように、スポット的に入られる方を除いたケースとして質問をさせていただいたつもりでございました。例えば、現在、週のうち3日間以上勤務されてある方など、もっと働きたいと思ってもシフトの都合で希望する時間、働けない方を対象にしております。シフトを自分の希望に合わせて決められるわけではございませんので、公平性を図る上では有効に機能することもあると考えますが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

確かに、勤務シフトはそれぞれの指導員の希望どおりにはならず、もっと働きたいけど、シフトに入れないという状況があるのは事実です。その結果、低収入にとどまる指導員があらわれるので、給与の最低保障という考え方を出されているのかと思います。

しかしながら、一般の指導員については1時間当たり800円、主任指導員については千円ということで時給制を採用しておりますので、働いた時間分以上の支払いは現実的には困難であろうと思っております。また、最低保障をすることによりまして、保障を受けない人との新たな不公平が生じるといったことにもなります。このような事情も含めて御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。どの学童でも最低給与保障という考え方がマッチするとは思いませんが、人員を確保するためには必要な考え方の一つだと思いますので、検討のほどよろしくお願いいたします。

本市においても、学童保育の始まりは、仕事と子育てに苦勞された経験をお持ちの地域の皆さんが、地元の子供たちや仕事をしている親のために何かしら協力をしてあげたいという思いで問題解決に尽力されたようでございます。当時は、子供の面倒は親が見るべきだといったような御意見が多数を占める中、一軒一軒、地域を回って丁寧に説明されて、情熱を持って説得されたことによって署名活動が展開されたようでございます。その御尽力によって現在の学童保育の礎が築かれたと聞いております。

中国には、「水を飲むときにはその井戸を掘ってくれた人の恩を忘れない」という言葉があります。私を初め、これからの若い世代は、井戸を掘ることなしにその恩恵を受けることができることに感謝しなければならないと思います。また、苦勞された人たちが本当に報われる今後の取り組みを心よりお願いいたしまして、次の質問へ移ります。

本市の一時預かり事業についてお尋ねいたします。料金設定や実施してある事業所の数など、利用可能な日数についても教えてください。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

保育所等で在園児以外の児童を預かる一時預かり事業については、市内保育所19園全てで実施をいたしております。ただし、預かることができる人数には施設の面積や保育士の配置状況等により一定の制限がございます。

なお、1人の児童が同一の月の1カ月間で利用できるのは14日間までとなっております。その利用料は、1日利用の場合は、3歳未満は2,200円、3歳以上は1,800円です。半日利用の場合は、3歳未満1,300円、3歳以上1,100円となっております。

以上です。

○3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。市内保育所19園全てで実施してあるということで大変驚いておりますし、充実をしておると思います。しかし、一時預かりを最大14日間利用した場合はかなりの高額になる、このように思います。その場合の料金の見直しというのも今後必要ではないかな、このように思います。

では、現在の利用状況について教えてください。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

26年度の延べ利用児童数で申し上げますと、19園合計で3,229人が一時預かりを利用されております。利用の理由は、保護者の所用のためが多くなっております。また、保育所に正式に入所するまでのつなぎとしての利用もございます。

以上です。

○3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

では、周知はどのような方法でされてあるのでしょうか。保育所などにポスターなどで大きく目立つように本市の取り組みをアピールしてみたいかがでしょうか。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

一時預かりの周知方法につきましては、市のホームページのほか、子育て支援課で作成し配布しております子育て支援事業一覧チラシや、新生児の保護者に対し配布している保健事業や支援事業のリーフレット等に掲載をしているところでございます。また、赤ちゃん訪問や、つどいの広場、子育て支援センターなどにおいて必要と思われる保護者に直接の御紹介

をしていただいております。

なお、保育園の在園児以外が対象になりますので、園の中でのPRは余り考えておりませんでした。今後検討をしていきたいと思います。

○3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。ぜひ検討をしていただきたいと思います。

保育所では、恒例行事の運動会やお遊戯会、その他の催しがあるときには、地域の若い人からお年寄りに至るまであらゆる人がお見えになります。当然、本市以外からも大勢来られると思います。そのときに、本市在住の方はもちろん、市外からお越しの皆さんに柳川の取り組みを宣伝するためのポスターは有効ではないかと思っております。当然、張り出す場所は重要であります。効果を得るためには、それなりの場所に張り出さなければなりませんし、施設の協力も必要となります。

ポスターの印象も重要です。例えば、雰囲気は全体的にかわいらしく仕上げて、若い人にかた苦しいイメージを持たれないようにするなど工夫が大事だと思います。現在の保育所や幼稚園は建物の雰囲気もとてめにかわいらしいつくりになっていますので、その雰囲気に合うようなポスターにしなければなりません。

また、「柳川市は子育てをするあなたを応援します」などのキャッチコピーを大きく出すことによって、それを見た皆さんにインパクトを与えるなど興味を持っていただくことが重要です。一番大事なことは、その一言で子育てにかかわる人たちに安心感を与えることだと思います。

そして、そのキャッチの下には、箇条書き程度に事業の内容を紹介して、「詳しくはここに連絡してください」とすることによって、本当にサービスが必要な人や興味を持った人に情報提供ができるのではないかと思います。そのような相談に来られた際には、懇切丁寧な説明をよろしくお願いいたします。

また、その相談を受けた際には、「同じような悩みを抱えている方には、ぜひこういった取り組みがあることを教えてあげてください」と申し添えることで、本市の誠実で積極的な対応に市民は安心されるのではないのでしょうか。また、興味を持っていただいた上で情報提供することにより、結果的に不特定多数の人が相手になりがちな周知のための費用の削減にもつながりますし、口コミによる宣伝ボランティアを得ることもなると思います。これらの取り組みを綿密にやっていくことで、実質的な費用対効果は高いと思いますが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

本市の子育て支援事業の取り組みについては、一時預かりと同様に、子育て支援事業一覧チラシや赤ちゃん訪問などでの直接の案内で周知を図ってまいりました。

議員御提案のポスターにつきましては、事業の周知を図る面からも、子育て支援のまちと

いうイメージ向上を図る面からも効果的だと思います。ただ、今年度、市では子育て支援ハンドブックの作成を予定していることでもありますので、効果的なPR方法について総合的に検討をしていきたいと思っています。

また、お問い合わせいただいた方に対する対応の仕方についても御質問をいただきました。市民の方に親切丁寧な説明をすることは当然なことだと思っております。その説明に加えて、ほかの方へも広めていただくための一言を添える取り組みにつきましては、経費が不要で効果が見込めますので、取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○ 3 番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

自分の体験で申しわけないのですが、2 番目の子供を里帰り出産した時のことです。近隣の市町村での出産ということもあり、ぎりぎりまで里帰りをさせずにおりましたところ、予定よりも1 カ月早く出産することになりました。そのとき、その自治体の保育園に上の子供の一時預かりを申し込みましたが、結果的に受け入れてもらえませんでした。

そこでお尋ねいたします。本市の早産などで緊急を要する場合の受け入れ態勢はどうでしょうか。またあわせて、ほかの自治体での里帰り出産の一時預かりの状況はどうでしょうか。県内同じ水準なのか、教えてください。

○ 子育て支援課長（田中勝裕君）

本市の保育園の場合、一時預かりの定員枠の余裕がある場合は、たとえ当日の申し込みであっても受け入れをされているようでございます。

また、他の自治体の受け入れ状況ですが、待機児童の有無など市町村によって状況が違いますので、対応はまちまちでございます。

なお、里帰り出産等で市外の方が市内の保育園を利用するには、1 カ月当たり14日までしか預けられない一時預かりという方法以外にも、通常の保育園の入所と同じ条件となる広域入所という方法もございます。本市では、原則2 歳以上であれば受け入れております。

逆に、市外保育所への広域入所を希望される場合は、相手方の市町村の状況によって受け入れ可能かどうか対応が異なってまいります。実際に早産等で緊急を要する場合の預け方は、まずは一時預かりを御利用いただいて、その後、自治体間での協議を経て広域入所という形になるかと思います。

以上です。

○ 3 番（菊次太丸君）

ありがとうございます。本市の場合は、たとえ当日の申し込みであっても受け入れをされてあるということですので、本当にありがたいと思っております。

では、緊急を要するときには、その日どの保育所に受け入れ能力があるのか情報が欲しい

ところではありますが、本市においては、そのような情報提供をされてありますでしょうか。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

一時預かりは、利用者が市を通さずに保育園に直接申し込むことになっている関係もございまして、市では各保育園のあき状況等を把握してはおりません。現在、利用者には希望する保育園へ直接の申し込みをお願いしております。各保育園の現状では、何力所からも一時預かりを断られるといったことはなく、逆に市を通さずに手続が行えますので、よりスムーズな利用につながっているものだというふうに考えております。

以上です。

○3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。特に緊急時には、一元化した情報の提供というものが必要だと私は感じております。大変難しい面もあるうかと思いますが、保育所にも協力をしていただいで検討していただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおりに、保育所に受け入れをしていただけなかったことで、両親に応援をしてもらいながら、周囲の人たちの温かい御理解をいただきながら仕事との両立ができたわけであります。そのときに子育ての大変さを多少なりと味わい、子育てには父親の協力が大事だということを痛感いたしました。

そこで提案ですが、本市の子育てお父さん育成として、現在、広報紙に1歳になる子供の写真の掲載がされておりますが、それと同様に、子育てに奮闘するお父さんの写真も、できましたら子供と一緒に掲載できる機会をつくってほしいと思いますが、どうでしょうか。そのことで、子育てに頑張るお父さんたちの励みになると思います。また、声の欄を吹き出し程度つくことで紙面のほうも楽しくなり、子供との接し方や遊び方、子育てによって変わった自分自身の考え方や、今、注目されている働き方についての考え方を紹介することもできると思います。この取り組みが現代の育児に理解と共感等を与えることができれば、これを見た、まだ育児経験のない方にも、人生の先輩方にも、ある種の啓発を与え、社会として子育てをしていこうという機運も高まると思いますが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

議員の御質問にございました子育てに頑張るお父さんの励みという言葉は、父親への育児参加のための重要なキーワードになるのではないかと思います。父親の子育ての参加について、それが評価されるということは、父親が頑張るためのエネルギーになりますので、そういった仕組みづくりについては私どもも検討してまいりたいと考えているところでございます。

なお、広報紙への掲載につきましては、広報担当と協議したいとは思いますが、人選や取材方法、載せ方などの課題があるということを御認識いただければというふうに思います。

以上です。

○ 3 番（菊次太丸君）

ありがとうございます。しっかり認識した上で、よろしくお願いいたします。

最後に、要望といたしまして、この市内の市民の皆さんがよその土地でも出産をする場合、本当に県内どこでも同じサービスが受けられるよう、切れ目のない充実した保育の環境整備が整うように県にもしっかりと訴えていただきたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○ 子育て支援課長（田中勝裕君）

一時預かりや広域入所の受け入れは、保育所施設整備の状況が大きくかかわってきます。子ども・子育て支援新制度においては、31年度までの各年度における保育が必要な児童数を明らかにして、それを充足するように施設の整備等を図ることとされております。順調に進みますと待機児童が解消し、どの市町村でも同じように保育が受けられることとなりますが、現時点では受け入れ状況にばらつきがある状況です。

保育は欠かすことのできないサービスです。どこに住んでいても同じサービスがあるというのは大変重要なことです。そのような観点から、必要なことは県に対しても要望してまいりたいと思います。

以上です。

○ 3 番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

最後に、総括として市長、一言お願いします。

○ 市長（金子健次君）

菊次議員のほうから子育てに関する、30分間ずっと聞いていまして、非常に熱心にですね、感心をいたしたところでもございます。いろんな形で、先ほど言われました頑張るお父さんとか、どこでもですね、産み育てる、出産のときの里帰りとしての感想を述べられましたけど、本当に子育ての実体験に基づく質問をしていただき、ありがとうございました。子育て世代のこうした声を大事にして、本市の子育て支援の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えたところでもございます。

学童保育につきましては、大きな目標として進めてきました全19の小学校にできました。今後は受け入れ児童数の拡大や延長保育の実施などの課題に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、県内どこでも同じ保育サービスが受けられるようにという御要望をいただきました。子育て支援サービスは、保育料の問題を含めて全国同じ水準でのサービス提供が基本であります。国の責任ではないかというふうに、私も先ほどの一般質問にもお答えしたところでございます。ただ、現状では、保育施設の整備状況など自治体によって提供できるサービスに差が出ているのも現実であります。計画的な施設整備がなされるよう県の配慮が必要じゃな

いかと思っております。

子育てに困ったとき、子育てに行き詰まったときに頼れる場所がある、頼れる人がいるというのが子育て支援のあるべき姿というふうに思っております。その実現のため、本市では経済的支援にこだわらず、子育て支援に寄り添う支援、きめ細かな支援を充実させ、「柳川で子育てしてよかった」と言ってもらえるような子育てのまちを目指してまいる所存でございます。よろしく、ありがとうございました。

○ 3 番（菊次太丸君）

ありがとうございました。ぜひ日本一の子育てのまちにしていだきたい、また、その取り組みを今後ともよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長（浦 博宣君）

これをもちまして、菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時39分 休憩

午後 1 時49分 再開

○ 議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、4 番浦川和久議員の発言を許します。

○ 4 番（浦川和久君）（登壇）

皆様お疲れさまです。4 番柳誠クラブ、浦川和久でございます。

ただいま議長により発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今月 2 日に九州北部も梅雨入りしましたが、九州南部では既に 6 月の降水量が平年の 3 倍から 5 倍に達し、記録的な大雨に見舞われています。また、関東から東北地方にかけては、大気的不安定による局地的な豪雨が例年になく発生しています。本市においても、これからより一層、災害への警戒が必要な時期を迎えていますが、私の質問につきましても 3 月議会に引き続き防災について、今回は特に避難所関連についての質問を行います。

質問については、柳川市地域防災計画に基づくところとあわせて、地元の皆様とお話をする中で避難所についてのいろいろな意見も出ていますので、こうした意見も踏まえて質問したいと考えております。

それから、3 月定例議会で私が一般質問を行う直前に、金子市長から「平成24年九州北部豪雨による7.14災害の記録」という冊子をいただきました。記録や検討課題も分野別に詳細に記載してあり勉強になりました。改めて市長にお礼を申し上げます。

なお、質問につきましては自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願い

します。

○ 4 番（浦川和久君）続

それでは、質問に入ります。

7.14災害においては、避難所の開設に時間がかかったところがあった、市職員の派遣がおくれたなど反省点が上がっていました。

そこで、地域防災計画第3章第10節の避難所開設では、「避難所は、原則的に本部長が第2次避難所のうちから選定する。開設は避難所派遣職員が施設管理者等の協力を得て実施する。緊急に開設の必要がある場合は施設管理者、勤務職員が実施する。本部長が開設しない場合であっても災害の危険ある場合は、応急的に施設管理者、区長等が開設することができる。」と計画ではあります。

そこで、まず1点目の質問は、第2次避難所には小・中学校を中心に指定してありますが、土日、祭日、夜間等も含めて、開設についてはどのような対応を考えてあるのか、具体的な説明をお願いします。

2点目が、応急的に区長等が開設できるとありますが、行政区には区長さんが多くいらっしゃいます。区長等についても具体的に説明をお願いします。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

第2次避難所の開設につきましては、毎年、避難所ごとに市役所の派遣職員を決めております。土日、祝日、夜間等も含めまして、開設時にはその職員が、旧柳川地区の学校の場合は柳川庁舎の安全安心課で、旧大和町の学校は大和庁舎市民サービス課で、旧三橋町の学校は三橋庁舎市民サービス課で鍵を受け取り、開設することになっております。

応急的に区長等が開設できるとしている点についてですが、現時点では行政区長による応急的な開設をお願いする場合はほとんどないと考えています。もし大きな災害が起こって避難所を開設することになるときは、施設管理者である校長をお願いするケースが多いと考えております。

今後、自主防災組織による地域における防災活動が活発となり、しっかりとした防災体制が確立すれば、応急的に避難所を行政区長等で開設することも可能であると考えております。この場合の行政区長等については、校区の区長会長や公民館長等を考えております。

以上でございます。

○ 4 番（浦川和久君）

ありがとうございます。

行政区長等による応急的な避難所開設には、地元の区長さんに聞いてもなかなか御存じじゃなくて、見えてこない部分がありましたので、質問しましたが、答弁では、防災体制の確立という前提の話であって、防災計画に記載はしていても現状まだ至っていないと。なお

かつ、行政区長に開設をお願いするケースはほとんどないとの考えであるということで、一応わかりました。

それでは、次の質問ですが、地域防災計画第2章第3節に、避難所開設・運営に関する事項で、「門、建物のカギ等の管理を施設管理者、市、地域代表の間で明確化し、施設管理体制を整備する。」とあります。

率直にお尋ねしますが、鍵の管理等について地域代表も含めたところで実際に明確化され、施設管理体制も既に整備されてあるのか、お尋ねします。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

御質問にお答えいたします。

施設管理者と市との間で鍵の管理につきましては決めております。しかしながら、地域代表まで含めた施設管理体制については、まだ整備しておりません。しかしながら、先ほども申し上げましたように、地域において防災意識が醸成され、地域防災体制が確立されれば、避難所の門、建物の鍵等の管理について市、地域代表の間で協議を行うことも可能であるというふうに考えております。

以上です。

○4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

鍵の管理についても、先ほどの避難所開設の件と同様、地域代表については防災体制の確立という、前提の話であって現状は至っていないということですね。

続けて質問に移りますが、地域防災計画第3章第10節の避難所の運営では、「市は避難所開設には、あらかじめ定める第二次避難所に避難所派遣職員を配置し、避難所運営を統括させるとともに、通信の確保をおこなう。」とあります。いわゆる派遣職員が避難所の運営統括者となるわけで、そこには統括者としての必須の役割、役務が生じます。

そこで、避難所派遣職員となった職員用のマニュアルの作成や訓練等について何かやっているかどうか、お尋ねします。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

本市におきましては、地域防災計画のほかに風水害対応マニュアルを作成しております。そのマニュアルの中で、避難所の開設、運営について定めております。

第1次避難所における従事については、これまで職員は何度も経験しておりますので、特別な訓練はしておりません。大きな災害時に開設をいたします第2次避難所の開設については、先ほど申し上げましたように、毎年、避難所ごとに派遣職員を決めており、事前に避難所である小・中学校へ出向き、校長や教頭と面談をし、施設の開場の仕方、災害対策本部と通信のできるパソコン、電話等の確認を行うなど現場で施設の把握等は行っておりますが、特別な訓練までは実施をしておりません。

以上でございます。

○ 4 番（浦川和久君）

ありがとうございます。災害対策本部による想定訓練などに付随して派遣職員の訓練もやってあるのかと思い、質問した次第です。

避難所派遣職員については、ふだんの業務とは違いますので、大変だと思いますが、そこを埋めるのが活動要領なりを示したマニュアルや訓練になってくるわけですが、派遣職員のレベルもある一定以上は保つ必要もありますし、また、市民からはやれて当たり前と見られますので、そこはしっかりとした取り組みをお願いします。

続けて、避難所の運営の中で統括者の運営措置というのがあります。この中に、「統括者に防災行政無線携帯受信機、携帯電話等を携行させ、避難所との通信、広報手段を確保する。」とあります。

統括者とは、いわゆる避難所派遣職員になりますが、そこでまず確認ですが、防災行政無線携帯受信機は受信専用で、災害対策本部からの情報を受信するだけのものである。したがって、災害対策本部との相互通信には携帯電話を用いる。現状の考えとしては、これでよろしいでしょうか。

○ 安全安心課長（松藤敏彦君）

普通に回線ができる状況のもとでは、相互通信には固定電話や携帯電話を使用するというふうに考えております。

以上です。

○ 4 番（浦川和久君）

それでは、回線の寸断等、何らかの原因で電話が途絶えた場合、避難所と災害対策本部との相互通信はいかに対応をお考えか、お尋ねします。

○ 安全安心課長（松藤敏彦君）

回線が途絶えた場合につきましては、防災無線が設置されております18カ所の第2次避難所と3カ所の第1次避難所につきましては相互通信もできますので、防災無線を使用いたします。防災無線が設置されていない施設につきましては、移動系の簡易無線機を避難所派遣職員に携行させて相互通信を行うというふうにいたします。

以上です。

○ 4 番（浦川和久君）

ありがとうございます。

7.14災害の記録を見ても、情報伝達体制の整備は検討課題の1番目に掲げてありましたが、情報の収集、伝達は災害対応の中でも非常に重要なところです。

そこで、少し無線機の話をしてみると、無線機はその使用の目的でどのような無線機が適しているのか、適応性の問題が考えられます。防災無線には、同報系と、もう1つ移動系の2

系統があります。

同報系防災無線は、災害対策本部から住民等に直接、同時に防災情報を伝えるのには十分に役目を果たせる。ただし、一方通行で相互通信の機能はありません。

それから、同報系防災無線に対し移動系防災無線については、柳川市内を一つのエリアと考え、災害対策本部を基地局、市内の2次避難所28カ所を移動局と考えた場合、災害対策本部と各避難所における情報の伝達、収集、災害対策本部からの一斉または個別の指示、そして緊急時の呼び出しや応答、こうしたやりとりを電話でやっても時間ばかりかかると。そこで機能を発揮するのが、相互通信ができる移動系防災無線です。基地局と移動局の相互通信を考えた場合、迅速性、機動性、確実性では電話に比べ、はるかに優位性が高い。電話やファクスは詳細なやりとりには向いていますが、災害対応を必要とする場での相互通信には適していません。災害対応を必要とする災害対応において、情報のやりとりは肝になりますので、相互通信ができる防災無線については今後も順次整備をお願いします。

それでは続きまして、区長さんを初め住民の方から出ている意見をもとに質問します。

まず最初の質問は、住まいの校区内の避難所よりも他校区の避難所が近い場合、実際に矢留校区の筑紫町などは柳城中学校が近く、幹線道路を東に真っすぐ進むだけで容易に行くことができます。

そこで、他校区のほうが近いとか道路事情等で行くのが容易であるとか、理由はいろいろあると思いますが、他校区への避難所への避難についてどのように考えてあるか、お尋ねします。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

議員御指摘のように、他校区の避難所が近い場合や道路事情などで他校区の避難所が避難の際に危険ではないなどの場合につきましては、そういった近い、または危険ではない避難所のほうに避難をしていただくほうがいいというふうに考えております。

○4番（浦川和久君）

ありがとうございます。他校区への避難については、区長さんが以前、市の担当者の方に尋ねられたところ、校区内の避難所に避難してくださいと言われたそうで、他校区には行けないと思ってありますので、ただいまの答弁の内容を伝えておきたいと思います。

それと、これは参考までにお話ししますが、久留米市のホームページを見ますと、避難所一覧というのが出てきて、そのページの上側に、赤文字で目立つように「避難勧告や避難指示が発令されたら、校区にかかわらず近くの施設又は安全な場所へ避難してください。」と書いてあります。

自主防災組織は校区を中心とした動きですので、課題もあると思いますが、久留米市は実際に校区の枠を越えて避難を最優先に考えてあるように見受けます。そういったところの考えや取り扱いなど参考に聞かれたらいいのかなと、あくまでも参考の意見ですけど。

それから次に、避難所周辺の道路について。

矢留小学校と矢留うぶすな館の西側の道路は、大雨が降ったらこの付近一帯では最初に冠水します。この道路は4メートルにも満たない狭い道路ですが、小学校と矢留うぶすな館の間を通る西側から東側への抜け道として児童の通学や車の通行も意外と多く、この道路が冠水して使えないとなると、学校の西側住民にとっては小学校や矢留うぶすな館の避難所に行くにはぐるっと迂回してアクセスが非常に悪くなります。

そこで、こうした避難所周辺の道路状況について、冠水しやすいところはないのか、幅員は確保されているのか、安全性は問題ないのかなど調査されたことがあるのか、お尋ねします。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

議員御質問の避難所周辺の道路状況についての調査でございますけれども、九州北部豪雨災害を受けまして、自主防災組織の育成や研修等を進めてきております。

そういった中で、県採択事業の避難訓練を実施した地区につきましては、机上演習や避難訓練で避難所周辺の道路状況は確認をしておりますが、この避難訓練はまだ全ての地域で実施できておりません。冠水しやすい場所の把握はある程度はできておりますが、調査までには至っておりません。

以上です。

○4番（浦川和久君）

ありがとうございます。避難所周辺の道路がすぐに冠水するようでは話になりませんので、整備の必要があるものは優先順位の上位でやっていただきたいと思います。

また、地域防災計画では避難路の整備項目というのが記載されていますので、そうした部分での調査、整備もお願いするところでございます。

次に、避難所の駐車場の問題についてですが、実際に避難される場合、天候によっては避難者の多くが車で来られることが想定されます。また、災害時、要援護者の方を送ってこられる場合も車で来られるのではないかと考えられます。

私の地元の区長さんからの意見では、本当に多数の避難者が来たら、矢留うぶすな館と矢留小学校の駐車場だけではすぐにいっぱいになると。路上駐車とかが出てくるかもしれんと心配されてあるわけですが、そこで確認します。第2次避難所を開設した場合、学校のグラウンドを避難者の駐車場として活用できるのか、お尋ねします。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

第2次避難所を開設するような事態となった状況下は、非常に大きな災害が発生している状態だと考えます。避難経路確保や物資輸送におきまして支障となるような路上駐車は避けなければなりません。非常事態の際は、学校のグラウンドを避難者の駐車場として活用する場合もあるというふうに考えております。

以上です。

○ 4 番（浦川和久君）

答弁の最後のほうで活用する場合もあると言われましたが、どうも曖昧な言い回しのよう
にちょっと感じますので、必要な状況になれば学校のグラウンドを駐車場として活用でき
ると、この解釈でよろしいんですかね。

○ 安全安心課長（松藤敏彦君）

議員がおっしゃるように、活用できるというふうにお考えいただいて構いません。

○ 4 番（浦川和久君）

必要な状況になれば学校のグラウンドを駐車場として活用できるとの答弁をいただきまし
た。

それで、駐車スペースの確保とあわせて車の動線も考える必要があります。避難所には救
急車など緊急車両や物資の搬送車両などの寄りつきが必要なケースが想定されますが、避難
者の中には、わからずに動線を塞ぐような駐車をされるなど十分に考えられます。どう対処
するのか、これも急にどうのこうのではなくて、やはり図上訓練でも結構ですので、地域の
の方々に集まっていただき、駐車スペースがこうで、車の動線はこうにしようとか考えて
もらって、事前の想定訓練等で地域の方で考えを共有してもらうことが大事ではないでしょ
うか。

それでは、避難所関連の最後の質問を行います。

柳川市の避難所一覧については、各世帯に配布されている防災ガイドブック、それと市の
ホームページからも避難所の一覧表を見ることができます。さらに地域防災計画では、詳細
な内容を記載して一覧表にしてありますが、この3種類の避難所一覧を見て疑問に思ったこ
とがあります。

コミュニティセンターなどを中心にした第1次避難所についてですが、防災ガイドブック
とホームページの第1次避難所一覧表の上には説明書があります。内容は、「大雨や洪水、
台風の接近等により被害にあう恐れがある場合など、住民の皆さんが自主的に避難する際
に利用する避難所です。」と、このように説明書がありまして、これを地域防災計画の緊急
避難所一覧表で見ると、豊原コミュニティセンター以下、大和、皿垣、有明、六合、二ツ河、
矢ヶ部の7施設は、「災害ごとの指定状況」欄の洪水、内水氾濫ではバツ印がついて指定さ
れていません。

しかし、防災ガイドブックとホームページの説明書では、「大雨や洪水、台風の接近等
により被害にあう恐れがある場合など、住民の皆さんが自主的に避難する際に利用する避難
所です。」と、洪水という文字があります。これは地域防災計画の緊急避難所一覧表の洪水で
バツ印がついている豊原コミュニティセンターなどの7施設との整合性がとれていないとい
考えられますが、ここのところをどうお考えなのか、お尋ねします。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

議員御指摘の豊原コミュニティセンターなど7施設につきましては第1次避難所ですので、防災ガイドブック、ホームページの第1次避難所一覧に、第1次避難所の機能であります「大雨や洪水、台風の接近等により被害にあう恐れがある場合など、住民の皆さんが自主的に避難する際に利用する避難所です。」との内容を記載して広報しております。

しかしながら、これら7施設につきましては1階建ての施設ですので、洪水、高潮の場合、水位の上昇度合いによっては避難所として機能できない場合もあるため、地域防災計画の緊急避難場所一覧表では、これらの7施設については「災害ごとの指定状況」欄の洪水、内水氾濫ではバツ印をつけております。そのため、このように一部で整合性がとれていない表記に感じる面も出ております。

なお、洪水や高潮被害が予想され、これら1階建ての第1次避難所が避難所として開設できない場合は、災害の規模や場所に応じて、学校等の2階建て以上の避難所の開設を行うこととしております。

したがって、懸念される災害の種類に応じまして避難所を開設してまいりますけれども、開設時には必ず防災行政無線、車両広報、行政区長、民生児童委員への電話連絡、緊急速報メール、防災メールまもるくん、消防署の災害情報発信メール、柳川市のホームページなど、あらゆる手段を活用いたしまして住民に周知をしていくというふうにしております。

以上でございます。

○4番（浦川和久君）

確認しますが、第1次避難所で1階建てについては、洪水、内水氾濫でバツ印がついている7施設ですね、豊原以下の。それと1階建て、ほかに矢留、有明、垂見コミュニティセンターなどがありますが、こうした1階建ての第1次避難所については、洪水や高潮被害が予想される場合は、その災害種別に応じて、他の校区に先駆けて迅速に第2次避難所の開設を行うという考えでよろしいでしょうか。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

議員が言われますように、第1次避難所では対応できない場合、先ほどの洪水等の場合ですが、迅速に第2次避難所を開設するという考えでございます。

以上です。

○4番（浦川和久君）

ありがとうございます。イメージ的に第1次避難所が開いて、次に第2次避難所と、1、2と順番に行くというふうに思っている方、結構おられるのではと思います。

防災ガイドブックの避難所一覧には、「災害の規模や被害状況によって開設されない避難所もあります。」と、ただし書きは書いてありますけど、いま一つ意図するところが何か住民の方に伝わっていないように思いますので、機会を捉えて、こういうような状況のときは

当初から第2次避難所を開設しますと実際に説明されたほうが、住民の方も安心されるのではないのでしょうか。

それから、第2次避難所の開設については早期の判断と迅速な対応をお願いします。近ごろでは、1時間雨量100ミリの記録的短時間大雨情報が岩手県の地域でも発表されたなどありましたが、初動対応のおくれがないよう、ここのところは本当に大事なところですので、危機感を持った取り組みをお願いします。

それでは最後に、お願いと提案があります。

今回の質問に対して、地域防災計画を読んでいくうちに、いろいろとそれらしく書いてありますが、現状はどうなっているのかわからないのが多い。例えば、何々の整備を図るとか、何々の導入を検討する、協議をする、それからマニュアルの整備に努める、作成に努めるなど、本当にこうした言葉がたくさん出てきます。じゃ、現状はどうなっているのかと、いろいろ見てもよくわからないと。できているように書いてあるので、質問すれば、ここはできているが、ここはできていないなど現状がつかめないので、質問もそこから入らないといけないと。現状はこうだから、今後の整備計画がこうだとかいうのが見えてこない。

提案ですが、現状はどうなっているのか、別冊で資料編が何かつくっていただいて、現在の整備状況などわかるようにして充実を図っていただけないでしょうか。

それから、前年の上書きや挿入ばかりでなく、スタイルを変えるぐらいの気持ちでやってもいいのではと思います。28年度の地域防災計画は期待していますので、よろしくお願いします。

いろいろと質問しましたが、現在、人口の流出防止、定住化促進が叫ばれている中で、この柳川のまちに安心して命と財産を預けることができる安全・安心のまちづくり、地味ではございますが、ここの土台があつての柳川創生ではないのでしょうか。そのための課題も多くありますが、一步一步、確実に前進していきましょう。よろしくお願いします。

それでは続けて、柳川おもてなし健康マラソン大会のほうの質問に移ります。

合併10周年を記念して、ことし3月22日に開催されましたが、初の試みで職員の皆様も大変だったと思います。市民の皆様の協力、支援を得て、1回目としては成果が得られたものではと感じている次第でございます。

それでは最初の質問ですが、次期開催に向けての開催予定日等を含めたところで、今後の動向等について、簡潔で結構ですので、お伺いします。

○教育部長（・見孝則君）

浦川議員の質問にお答えさせていただきます。

柳川おもてなし健康マラソン大会につきましては、去る6月12日に実行委員会総会が開催され、第2回大会の事業計画案と予算案について御審議いただきました。

まず、第2回大会は、平成28年、来年の3月27日の日曜日に開催いたします。

それから、開催に向けた今後の大まかなスケジュールについて御説明申し上げますと、9月の上旬に募集用のポスターとチラシを作成し、大会実施の周知を図ってまいります。そして、参加ランナーの募集を10月から始めることにいたしております。また、交通規制につきましては、チラシの配布と市報への掲載、そして看板の設置を1月中旬に予定しております。地域住民の皆様への十分な周知を図ることにしているところでございます。

以上でございます。

○ 4 番（浦川和久君）

ありがとうございます。大会を終えて検討課題も多々あると思いますが、私からはコースと距離についての意見を述べさせていただきます。

今回のコースは、物産公園を出発して沖端から両開に至るまでをサークル状に囲むような形になっていたのですが、コースに囲まれた住民の方は、車で出ること入ることもできないコース設定になっていました。特に沖端地区と西宮永地区の一部は、2.5キロの部、6キロの部のコースとして囲まれ、約2時間ぐらいですが、閉鎖状態を強いられました。市職員の方も、住民の皆さんへの事前説明など熱心に回られて大変だったと思いますが、ただ、住民の皆さん言われるには、「どうせ決まっとつとやろもん」と、「そげんせにゃしょんなかっちゃろもん」と。「どうせ決まっとつとやろう」と、この言葉を聞くたびにむなしくなりましたが、行政と市民との関係といえますか、信頼関係といえますか、結びつきというもの、わかってあると思いますが、もう一度改めて考えていただければと思う次第です。

それと、コースについてもう1点、私が心配していたことが、沖端水天宮の周囲、そして白秋生家前から三明橋に至る石畳の道路についてです。大会当日は天候にも恵まれましたが、この石畳の道路は、雨が降って路面がぬれると滑ります。ぬれた石の上を滑るようなもので、足を蹴り上げるときにずるっと滑ってグリップしません。私もたまにジョギングしますが、ぬれているときは一般の舗装道路との違いがよくわかります。特に危ないのが水天宮の東側、御花寄りの橋のところですけど、上って下った形状になっていますが、特に下りは左に急カーブしていますので、ぬれているときは非常に怖いと。

また、この石畳の道路自体が石と石の継ぎ目の部分があって走りづらいのですが、今回、車椅子での参加の方がありましたが、以前、車椅子を使用されている方から「この石畳は障害者に優しくない。がたがたしていて車椅子で通るには非常にづらい。観光地の道路なのにどうにかありませんか」と言われたことがあります。

マラソン大会から話はそれますが、車が通るたびにがたがたうるさい、自転車で通ればがたついて通りにくい、どうかしたら自転車のかごに入れていた卵が、がたついて割れたりとか、そういった話も聞いております。それと、道路がぬれたら滑って危ないなど、この石畳の道路、地元でいい評判を聞いたことがありません。しかし、コースとしては危険な箇所もありますが、柳川観光の要所、沖端はコースから外せないところだと思いますので、安全面

にはしっかりと配慮してやっていただきたいと思います。

次に、距離について。

今回、長い距離で10キロでしたが、率直なところ、マラソン大会と銘打っているのに距離が10キロではと。感覚的に10キロはロードレース大会ではないかなと。多くのランナーの方の目標はフルマラソンですが、その前提にあるのがハーフマラソンの大会。マラソン大会と名前を出すからには、せめてハーフでやらないと、全国各地でマラソン大会は開催されている状況で、10キロでやっても、これから先、遠方からのランナーを呼べないのでは尻すぼみになるのではと危惧しているところです。

そこで、現在、工事をやっていますが、沖端川下流の沖端川大橋（仮称）が完成すれば、沖端から昭代、橋を渡って両開へと続く、橋の上も景色がいいと思いますので、いい感じのハーフマラソンのコースがつかれるのではないのでしょうか。

そのようなところで最後の質問になりますが、大会後の検証もやられてあると思いますが、コースと距離について、次期開催に向けての課題や現時点での考えがあれば伺います。

○教育部長（・見孝則君）

第1回大会に参加されたランナーの皆さんからの感想は、「コースが変化に富んで楽しかった」「沿道の応援がうれしかった」など、おおむね好評なものでございました。その一方で、スタッフからは、6キロコースの折り返し地点の道路の幅員が狭く危なく感じたことや、浦川議員が御指摘されましたように、2.5キロコースの折り返し地点が石畳であったため、近くに設けていた給水所の水で路面がぬれて足を滑らせた方がいらっしゃったことなどの報告がっております。

第2回大会のコース設定に当たりましては、基本的には第1回大会を踏襲することにしております。しかし、いただきました御意見などを参考にさせていただき、ランナーの皆さんが安心して競技を楽しめるよう改善を図り、安全でよりよい大会にしていきたいと思います。

また、長時間の通行どめで御不自由をおかけした地域の皆様へは、第1回大会以上にきめの細かい対応を心がけ、早い時期から通行どめ区間を図示した看板を設置して周知を図るとともに、一定の距離でタイム制限を設けまして、通行どめ時間の短縮を図るなどして御理解と御協力を求めてまいりたいと考えております。

なお、浦川議員御提案の県道大牟田川副線の沖端川にかかる橋梁を渡ってのハーフマラソンにつきましては、開通とあわせて大会が開催できれば、すばらしいオープニングイベントになると思います。しかし、コースが長くなる分だけ、交通規制の場所や配置するスタッフの数をふやす必要が生じてまいります。また、コース設定に当たりましては警察との協議も必要となります。

このハーフマラソンが実施できるかということについては、今後十分に検討してまいりた

いと考えておりますが、いずれにいたしましても、大会を成功させる鍵は地元の皆様の御協力にかかっております。引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 4 番（浦川和久君）

ありがとうございます。

コースと距離についての私なりの考えを述べましたが、笹川スポーツ財団の資料では、ジョギング、ランニング人口は年々増加し、2012年の段階で1,000万人を超えたと言われています。また、申し込みが殺到して抽せんというような大会もありますので、今後、柳川おもてなし健康マラソン大会が会を重ねるごとに盛り上がっていくことを期待して、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○ 議長（浦 博宣君）

これをもちまして、浦川和久議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時25分 休憩

午後 2 時36分 再開

○ 議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

○ 10番（佐々木創主君）（登壇）

佐々木創主でございます。それでは早速、本日は、合併10年とこれからの柳川ということで、社会動向と市政運営、2つの面から現状と課題について質問させていただきます。

ことしの3月21日で新市誕生後10年となりました。そして、次の10年に向けた1年目となります。国の主導のもと推進された、いわゆる平成の大合併、合併の目的は行財政の効率化、広域行政への対応、自治体の規模拡大による自治能力の向上と言われていました。国が与えた合併特例債、地方交付税の加算措置など、10年間という優遇策の活用期限、合併特例債は15年に延長はされましたが、その期間の中で、いかに無駄を削り、次の時代に向けたまちづくり、投資事業を行っていくのか、それが問われたわけであります。

柳川市でも、まず議員数の削減、職員数の削減、補助金や物件費の抑制など、行財政改革が断行されてまいりました。そして、国の優遇策である合併特例債は、借金の7割が後年度地方交付税に算入されるという有利なものであります。借金には変わりなく、柳川市は当初、活用限度額314億円の2分の1、137億円を活用するとしておりました。しかし、金子市政となってから、314億円全て使い切ると大きく方針転換がなされ、箱物建設が進められてきました。

私が平成22年の一般質問の折に、答弁として当時の総務部長が「合併特例債は使い過ぎる

と、あめではなく、劇薬になってしまう。したがって、慎重に活用したい」という言葉が思
い出されます。しかし、今後さらに市民生活に不可欠なごみの焼却所、火葬場の建設、大型
事業も控えております。加えて、新たな市民文化会館の建設も行われようとしております。
合併当初の方針、計画が変更されてきています。そして、人口も目標を大きく下回って減少
しています。目標と現実の乖離がいろいろと浮き彫りとなってきています。この機会に10年
を振り返り、問題を洗い出し、検証しなければならないと思います。現代の行政手法である
P D C A、プラン・ドゥー・チェック・アクションが必要であると思います。

そこで、本日は合併当初の平成17年と現在を比較し、課題を洗い出し、今後の対策を議論
させていただきたいと思います。

そこで、まずお尋ねいたします。社会動向による変化として、10年前と現在の柳川市全体
の人口と、その減少率、そして、大きな課題である高齢化率の推移をお尋ねいたします。執
行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いします。

○企画課長（梶島謙治君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

柳川市の平成27年3月末現在の人口は6万9,084人で、平成17年3月末の7万6,124人に比
べて7,040人減少いたしております。減少率としましては9.2%でございます。また、減少率
が一番大きい地区は、小学校区で申し上げますと、皿垣校区の16.8%、一番少ない校区は、
矢ヶ部校区の1.2%の増というふうになっております。

次に、高齢化率の比較について申し上げます。

合併時の平成17年3月末時点での地区別のデータが残っておりませんので、申しわけござ
いませんが、8カ月後の平成17年11月末での数値で回答させていただきます。

当時の高齢化率は、市全体で24%、最も高いのは有明校区の27.1%、最も低いのは矢ヶ部
校区の18.4%でございました。

合併から10年後の平成27年3月末現在の高齢化率は、市全体で30%、最も高いのは城内、
両開、中島校区の32.9%、最も低いのは矢ヶ部校区の23.6%というふうになっております。

以上です。

○10番（佐々木創主君）

それでは、今、人口動向10年していただいたんですが、これから大人になっていく子供た
ち、小・中学校の生徒数の比較をお願いします。

○学校教育課長（武田真治君）

佐々木議員の御質問にお答えします。

小・中学校の児童・生徒数につきましては、小・中学校全体で言いますと、平成17年が
6,710名、平成27年が5,260名で、減少率は21.6%となっています。

このうち、小学校は平成17年が4,349名、平成27年が3,464名で、平均の減少率は20.3%と

なっています。小学校で減少率最大の学校は42.2%の減です。一方で、少し児童数が増加している小学校もございまして、増加率が4.7%の増となっている学校もあります。

また、中学校につきましては、平成17年が2,361名、平成27年が1,796名で、平均の減少率は23.9%となっています。中学校で減少率最大の学校は48.6%であります。一方で通学距離が近いことを指定校変更の許可要件としていたため、一部生徒数が増加している学校もありまして、31.4%の増となっている中学校もあります。

以上です。

○10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

学校のほうは配慮をされたのか、学校名、地区名を伏せられて、それはそれでいいんですが、平成17年当時の統計を見ると、第1次柳川市総合計画、この中にデータがあるんですが、先ほどの減少率の高い城内ですか、城内とか柳河、中心市街地ですね、ここは非常に減少率が低いんです。ところが、先ほど言っていたように、最高に減っているのは皿垣という話があったんですが、市の南部地域、両開でありますとか、逆に先ほど矢ヶ部校区、矢ヶ部地区がふえていると、それで柳川市全体で約10%ふえておるんですが、ふえておるところもあると。それで、減少率が非常に低いのが蒲池地区であるとか、藤吉は柳川駅の周辺ですから。それと二ツ河とか、市の北部地域が非常に減少率が低いんですよ。で、市の中心部が10年前はそんなに減っていなかったのが、最高に減っている地域になってきていると、こういう差が出ているのは何か市のほうで分析はしてありますか。

○企画課長（梶島謙治君）

人口減少について、市の南部と北部のほうと若干差が出ているという御指摘でございます。原因についてはいろんな問題があるとは思いますが、今回、人口ビジョンの、将来人口の推計等を総合戦略を策定する上で計画をいたしておりますので、その中でこういった要因があって、そういうふうになっていったのかということ进行分析していきたいと思っております。

以上です。

○10番（佐々木創主君）

それで、そういう人口の動向を分析といいますか、図る上で、「住んでよし、訪れてよし」というスローガン、以前であれば柳川に住んでよかった、新たに住んでみたいと、これからは住み続けたい、そういう柳川という話があったんですが、じゃ、柳川に新築の家がどれくらい建っているのかですね。住宅着工件数、そのデータはありますか。

○企画課長（梶島謙治君）

御質問にお答えします。

住宅着工件数についてお尋ねでございますが、市のほうでは固定資産税の評価件数でしか把握ができておりませんので、平成26年度の新築住宅の評価棟数を申し上げます。

柳河地区では蒲池地区が一番多くございまして、41棟となっております。少ないところでは、城内地区と沖端地区の7棟でございまして。また、大和地区につきましては71棟、三橋地区については80棟ありまして、26年度合計で言いますと、273棟が新たに建築されているということでございます。

以上です。

○10番（佐々木創主君）

今、件数で言っていたんですけどね、三橋町、棟、軒ですね、それと、そこに例えばアパートだったら建物は1つですね。けども、中に入る戸数は複数になりますね。三橋はかなり差があると思うんですが、ちょっとその数字を教えてください。

○企画課長（椋島謙治君）

三橋地区の棟数でなく、戸数ということでございます。全部で149戸になります。

以上です。

○10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、ちょっと事前にその数字をいただいていたので、私なりにこう見てみたんですけど、蒲池は着工、新築住宅が固定資産税、新たに課税をし出したのは41で、戸数も41。三橋の場合が、棟数でいうと80だけれども、軒数でいうと149と。ということは、集合住宅、アパートであるとか、マンションとか、今も駅の東側に新たに建ちよりますし、三柱神社の前にも去年でしたか、おとし建って、えらい人気で一気に埋まったと。集合住宅が非常に多いと。

それと、矢ヶ部地区は人口が減っておらんでふえておると。あそこは私、何でかなと思ってですね。あそこは学校がありますね、学校の生徒さん用の相当100人程度のアパートが幾つかあるので、家主さんたちに聞いてみたんですが、ほとんど住民票は登録しとらんと。免許を取得するとか、そういう特殊な事情以外の生徒は、自分の出身地に住民票を置いて移していないということなんですね。

矢ヶ部でありますとか江曲とか、あの辺には非常に新しいアパートとか、そういうのもふえておりますので、生徒数もふえて人口も横ばいということからいうと、あの辺はそういう単身者アパート、それで行く行くはどこかにまた、実家に帰られるとか、家を建てられるのか、そういう年代の人なんじゃないかなというふうに私は類推するんですが。

じゃ、城内とか柳河とか矢留、ここが一番着工件数が少ないと、蒲池が多いと、これはどういう理由だと思われますか。

○企画課長（椋島謙治君）

住宅着工数の地区で違うという理由でございまして、確たる証拠はございませんが、蒲池地区につきましては、基本、通勤、通学の面から駅利用者が多いということで、久留米、福

岡にも近く位置しているというような状況から、住宅地として選ばれているんじゃないかなというふうに思います。

それと、城内地区につきましては、基本、田んぼとかそういったものがございませんので、既存の宅地なりに建てることになると思いますけど、地価が若干他の地区と比べて高いと申しますか、少し差があるんじゃないかというふうには思います。

以上です。

○10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

確かに柳川市内を見てみたときに、地価が高いのが西鉄の線路から駅で分けると東側と西側、西側のほうが高いんですね。例えば、駅の踏切の東と西、それと蒲船津の沿岸道路の東と西では全然価格が違うというデータがもう出ておるんですけれども。それと城内、柳河、非常に人気はある。

最近、私の知り合いに40代の方が家を建てたいと、去年からずっと土地を探していたんですね。できれば城内に住みたいと、柳川に住みたいと。できれば駅前、その辺にもと。だから、やっぱり高いんですね。地価が安い蒲池を、その方は選ばれました。今、建設中です。それから言うと、人口が柳川市内の中でも減少しているところ、余り減少していない、大きく減少している、そういう差が出ている。

そういった意味で参考にすべきなのは、私、北隣の大木町、あそこは筑後地区で南部地域で唯一人口がほとんど減っていないと。きのう、きょうの議論の中で、子育て支援、医療費等々、大木町は子育て支援、非常に手厚いと、子育てがしやすいまちという話もあるんですが、ただ、話があったように、全国のいろんな自治体が、ある意味ふるさと納税制度のお土産みたいにサービス合戦、小学校6年生までした、今度中学校までしましたみたいな、そういうサービス合戦の様相ではなくて、もっと根本的なですね。

大木町には、西鉄の駅が2つあります。442号の本線、旧442号線、八丁牟田の駅の近くの交差点が改良されて広くなって、駅前も非常に広くなって、駅前整備もされて非常にアクセスがしやすくなった。それと地価が安い。

それと、私、大木町、大川の方々いろいろ知り合いがいらっしゃるので話を聞くと、大川の方が大川に家を建てないで大木町に建てるんだと。何でか、子育て支援があるのかどうかは別として、まず地価が安い、そして、西鉄の駅がある。駅にすぐ行かれるけんと。ただ、八丁牟田も大溝駅も、特急も急行もとまらないわけでありまして、じゃ、福岡方面に行くときにどうするか、大善寺で特急に乗りかえると。それから言うと、先ほどの蒲池の着工件数、これがイコールだと私はわかりません。ただ、そういった意味から大都市近郊の中で人口を維持している。企業誘致云々じゃなくて、やはり現役のサラリーマン世代、勤め人をしっかり受けとめる、そういうことで人口維持をやっている衛星都市がいっぱいあるんですね。

そういった意味からいうと、柳川の市内には、柳川駅を除いて、北から蒲池、矢加部、徳益、塩塚、中島と5つの駅があるんですが、蒲池は今言ったように、少しはアクセスのしやすい基盤整備がなされましたが、矢加部、ちょうど旧佐賀線跡地の駅も今整備中ですが、徳益、塩塚、あの辺はまだまだ狭いまなんですが、その辺の計画というのは何かあるんでしょうか。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

佐々木議員の質問にお答えいたします。

柳川市内には西鉄柳川駅のほか、普通列車がとまる5つの駅がございます。議員が言われますように、駅へのアクセス道路や駅を利用しやすいような駅前整備を行うことは、地域活性化、定住化につながるものと考えております。そこで、これら5つの駅へのアクセス道路を見てみますと、県道関係が蒲池駅、塩塚駅、柳川中島駅の3駅、県道事業、佐賀線跡地道路整備事業と市道が関係する矢加部駅、そして市道だけが接する徳益駅となっております。

このうち、駅前の道路整備については、西鉄中島駅前の県道大和城島線だけが整備済みでございます。また、矢加部駅は、現在整備を行っていただいております佐賀線跡の道路を利用することができるようになり、非常に利用しやすくなります。

そのほかの3駅の中では、通学路安全推進協議会で合同点検が実施されております蒲池駅前の県道水田大川線の歩道整備を、今後南筑後県土整備事務所に相談してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、駅を利用しやすいような広場整備につきましては、予算が伴いますので、簡易なロータリーなど、できるだけ整備費用がかからないような施設について、今後調査研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○10番（佐々木創主君）

県のほうにお願いしている件、地元議員もいらっしゃいますので、もういろいろ言いますが、整備をこれから地権者云々の問題のある駅もあるようですけれども、何かほんなこて、ここは駅やったやろうかというのが、余り通らない人が通ったときに、あら、ここに駅があっただけなと。徳益駅なんか知らない人が、こういうふうなところに駅があっただやろうかというふうなところにあるんですよね。ただ、蒲池とか八丁牟田とか、そういうところと比べて、一駅行けば柳川駅ですから、すぐ特急に乗りかえられる位置に存在するわけでして、そういった意味では、駅へのアクセス、それと駅前、できれば車をとめてUターンできる、次々行けるような、ああいうふうな計画を私は早くすべきだと思いますし、そういった意味で、いかに地域バランスよく、人口を保って、その周辺に人口を呼び込むのか、これはいろんな観点から駅の利用とか中心市街地の活性化とか、いろいろありますけれども、現実、通勤客、市内で働くよりも、市内に働きたいけれども、働く場がないから福岡に勤めるんだという人

たちがいるように、やはり通勤しやすい、福岡都市圏の早良区の奥とか、那珂川町とか、バスで揺られて何本も乗りかえて1時間もかかるようなところよりは、ゆったり週末暮らせるこういう環境の中、そういうふうな環境を選ぶ人も出ると思いますし、私はぜひ進めていただきと思いますが、市長、いかがですか。

○市長（金子健次君）

柳川駅が大分変身をいたしまして、今、大淵課長が答弁いたしましたように、蒲池駅、そしてまた徳益、塩塚、中島ですか、そういう形で、中島のほうについては利用しやすいような形になってきております。

もう1つは、道路とあわせて駐輪場や駐車場と、そういう形も必要になると思います。今回は西鉄柳川駅につきましても、ホテル建設という形で、西鉄さんについては用地があそこにありますけれども、どうしてもやっぱり柳川市の分で確保しなければならないという形で、そういうもろもろの問題等も、附帯設備等についても、やっぱり投資をすれば、そういう駅周辺の住宅が建ってくるんじゃないかと、駅利用者が多くなってくるということは十分承知をして、もう御意見として伺っておきたい思います。

以上です。

○10番（佐々木創主君）

10年前から人口減少対策7万7,000人と言っておったけれども、7万6,000人、それが6万9,000人になった。目標では、平成28年、来年ですけれども、7万1,000人ととどめると。現実的には、もう6万9,000人、4月1日が6万9,008人でしたか、恐らく6万8,000人台になっていると思います。

それで、全国の自治体が人口減少対策、いろんなことをやってある。この中にも書いてあります。子育てがしやすいとか、企業誘致であるとか、雇用の場の確保とか、狭隘道路の解消、生活環境の改善と。ただ、なかなか決め手がない、難しい。

そういった意味で、蒲池に住宅が40戸できておると。それで市全体で249軒。転入者、転出者にいろいろアンケートをやった経緯がありますけれども、新居を建てられた方々、行政が公の立場で何で建てたんですかと、何でここを選ばれたんですかと。市内居住者、市外からの転入者、新築住宅補助金等々、昨年度までありましたけれども、市内の人ばかりが申請をして使うので廃止にしましたということで、平成26年度で廃止になりましたけれども。ただ、この方々が249人、集合住宅は別として、住宅を建てられてあるわけですから、建てたい意欲があるわけですから、意欲があって現実20,000千円、30,000千円、10,000千円ではあるはあるかもしれませんが、建てているわけですから、その人たちのやっぱり意向調査というのは、私、ぜひやっていただきたいと思います。

それで、その駅、新築住宅の呼び込みという話をしましたが、ただ、これからのまちづくりの方針として何度も言っているように、市の中心部、歩いて暮らせるまちづくり、にぎわ

い創出と。商店街の問題でありますとか、いろいろありますけれども、コンパクトシティという、これが全国的に合言葉になっておりますし、国もまちづくり三法を制定して、そういうふうにしていきなさいよと、補助もしましょうという話があります。ただ、先ほどの住宅着工、人口減少含めて、なかなか市の中心部に家が建たない。建たないというよりも、空き家がふえておる。これは市の中心部ではなくて、周辺地域の、例えば皿垣でありますとか、きのう、ある議員と話よったばってん、うちの昭代の何々地区、集落内は空き家ばかりですよと。やはり、旧来の集落であったところ、街部であったところ、そこはなかなか道も狭い、空き家が出て買い手がつかない、建ちにくい、家が空き家のまま何年もほったらかされておるといような状況があるわけで、なかなかその中心部に人口を呼び込むといいますが、やっぱり所有権の移転、手放していただくといつか、空き家をどうしていくか。特別措置法ができましたけれども、そういった意味で、何かやっぱり仕組みといつか、仕掛けといひますか、私、やっぱり知恵を出してやっていくべきじゃないかなと思います。

不動産をやってある方から、「ずうっと住宅建物が建つとるけど、固定資産税が安かけんがら、それけんなかなか佐々木さん、だっでん取り壊さんとですよ」と。「東京に息子がおって、親が住んでおった家があって、親がおらんごとなったけれども、そのままなかなか売ってくれなはらん。更地にすると固定資産税が上がるけんとか、そういう減免措置がなかやろうか」とか、そういうお話もあったんですが、公平性の問題、地方税法の問題、いろんな縛りもあるかもしれません。

例えば、極端な話ですけども、空き家になって、もう放置するしかないといういろんな状況を調査して、5年間以上放置しておる家の場合は、更地としての基準で課税をしましょうとか、更地にしてくれても、更地になったとしても、もし、更地を前向きにさせていただくならば、5年間は住宅が建っている状況での税率で賦課しましょうとか、何かやっぱりそういう誘導策といつか、仕組みを私はつくっていくべきじゃないかなというふうに思います。なかなか答弁、難しいと思いますので。ありますか、ありますならお願いしたいと思いますが。ないなら、市長お願いします。

○市長（金子健次君）

思い切った施策だと思います。今回、国の法律の改正によって、古い家屋が、それについては、ずっと存続しておけば、住宅用地として認定を受けて、税金が軽減できるということを一掃するために法律が改正されて、それについても普通の非住宅用地として課税をするというふうになりました。

今、佐々木議員のほうは5年間ぐらい住宅用地で見たらいいじゃないかということの思い切った施策をとということでございますけれども、やっぱり税の公平さ等々を考えていますと不公平感が漂うと同時に、やっぱり早く住宅を売って新しいとが建ててくると、そういうことを施策の中に考えて、国は法律の改正をしたと私は思っておりますので、御意見としてだ

けは承っておきたいと思います。

○10番（佐々木創主君）

国がつくったのは特定、特殊なやつ、危険であるとか、そういうケースですよね。そういうケースというのは、なかなか指定をしてそれまでも時間がかかる。一番多いのは、なかなか建て直らない。ほったらかしにしてあるやつがほとんどですから、やはり人がだんだんだんだん入れかわって、都会から定年になって帰ってきてもらう人は結構ですけれども、そうじゃない。もう帰ってくる見込みがないとか、そういうケースをいかにしていくのかということで、それを想定した上での提案でございますので、承っておくということで、承っていただいただだけでもありがたいというふうに思います。ただ、議事録にしっかり残しておいてください。

それでは、もう30分たちましたので、次に2番目の市政運営によるものについて質問をさせていただきたいと思いますが、合併以降、先ほど合併の目的、行財政の効率化という話があったんですが、やはり3つの自治体が1つになって無駄を省くということで、その最たるところが人件費、議員、職員が削減になったと思いますが、簡単に人数と額だけ教えてください。

○人事秘書課長（平田敬介君）

佐々木議員の質問にお答えします。

議員と職員の人数、金額を平成17年と27年の比較ということだと思います。

まず、議員の分からお答えします。

平成17年4月の議員数は53人で、事業主負担を含めた人件費総額は、当初予算で279,869千円となっています。次に平成27年4月の議員数は22人で、人件費総額は200,095千円となっています。比較しますと、平成17年度に比べて、27年度は人数で31人の減、人件費で79,774千円の減となっております。

次に、職員についてお答えします。

平成17年4月の職員数は602人で、事業主負担を含めた総人件費は当初予算で5,052,753千円となっています。次に平成27年4月の職員数は497人で、人件費総額は4,234,347千円となっております。今のは全ての会計の合計であります。比較しますと、平成17年度に比べて、平成27年度は人数で105人の減、人件費総額で818,406千円の減となっているところでございます。

以上です。

○10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

相当議員も減って、53が22になっております。職員の数も減って、物件費、補助金の削減もやったわけではありますが、なかなか進まないやつもある。小・中学校の適正配置というこ

とを4年ほど前、5年前でしたか、やろうとしたけれども、なかなか地域の根強い感情があっとうまういかなかった等、まだまだ手つかずのやつもあるんですが、逆に、これは市政運営というよりも社会動向、それと市政というよりも国の政策によるものが多いと思うんですが、扶助費ですね、社会福祉関係、少子・高齢化に伴ってふえていっていると思いますが、17と27、比較、額わかりますか。

○財政課長（島添守男君）

佐々木議員の質問にお答えいたします。

扶助費の比較ということで、申しわけございません、決算額で申し上げさせていただきたいと思ひまして、決算額が26年決算がまだですので、25年度の決算額との比較ということでお答えさせていただきたいと思ひます。17年度が4,790,440千円、25年度が6,833,898千円ということになっております。

以上でございます。

○10番（佐々木創主君）

合併をして、効率化をして、身をしっかりスリム化していくということで努力もしておりますけれども、こうやってふえていかざるを得ない。例えば、医療費ですね。医療費に関しても、少子・高齢化だけではなくて、医療技術が進歩していく、いろんな病気が出てくる。今まではなかなか治らなかった。しかし、新薬が開発された。こういう治療をすると治りますよ、これを認可してください。そして、保険がきくようにしてくださいと。いろんなニュースでありますね。難病は別として、例えば、昔であれば肝炎のインターフェロン、保険がきかんやっただころが、今、保険ききます。患者の方々は非常に大喜び。しかしながら、保険がきく、そうすると医療費が増大していく。医療技術の進歩と医療費の増大、これはまさしく同じ関係で、ましてや、基本的に少子・高齢化、これから団塊の世代の方々が、あと数年後には後期高齢者になっていると、まだまだふえていく、こういう現象がある中で、どうやって財政をきちっと健全化していくのか、そういった意味で大変なんですけれども。

それともう1つ、庁舎でありますとか、12月の私の一般質問で市の公共施設、どれぐらい数があるんですかという話をしたんですが、庁舎と公民館等の施設の数、もう一度お聞きします。

○財政課長（島添守男君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

庁舎と公民館と文化施設の数、これは現在の数でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）現在、庁舎が5施設、文化・交流施設として33施設でございます。

以上でございます。

○10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、庁舎の数は柳川、大和、三橋、変わったらん。文化施設、特に校区公民館は合併の時点では旧柳川地区の7館だと。その後、大和、三橋区、これから建設のやつも含めて11ふえるわけでありましてけれども、じゃあ、小学校区ごとのコミュニティ施設、公民館とコミセンですね、利用者数と利用回数を教えてください。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

平成26年度に開館しておりました校区公民館とコミュニティ施設は、柳川地域が7施設、大和地域が3施設、三橋地域4施設の合計14施設でございます。

このうち、大和コミュニティセンター、六合コミュニティセンター、中島コミュニティセンター、二ツ河コミュニティセンター、中山コミュニティセンター、矢ヶ部コミュニティセンターの6施設は、平成26年4月に開館いたしまして、26年5月1日からの供用開始となっております。26年度の利用者数の合計は13万9,142人でございまして、利用回数の合計は7,707回でございます。1館当たりの平均値でございますが、9,938人で、利用回数は550回ということでございます。また、最も利用者が多かった施設の利用人数と回数は、一番多かったところが2万250人、利用回数は1,377回でございます。また、その反対に最も利用者が少なかった施設の利用人数と回数につきましては、2,534人の利用者でございまして、利用者につきましては118回ということでございます。

以上です。

○10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、一番多いのが城内ですね。で、城内が何で多いのか、合併当初、市民プール、当時県営のプールだったけれども、もうお荷物で非常に金がかかるから、あれを市に譲渡します。ところが、旧柳川市が要らんと。ところが、新市となって、柳川があれを譲り受けて市営になる。その間の中止、あそこが閉館しておった時代があるんですね。プール以外に2階とか1階にいっぱい部屋があって、あそこでカラオケとかお茶とか、文化講座がいろいろやられておった。それで、あそこが閉館するということで行き場がないと。行き場がないけん、どこでするじゃかということで、平成15年に今の城内の公民館が今の規模になりました。やっぱり、市の真ん中がよかということであそこに殺到して、市役所も近いし、市の中心部でありますから、城内が一番多いということなんです。旧柳川地区の校区公民館、それと三橋、大和地区の校区コミセン、やはり1年目、垂見のコミセンは2年目ですけども、この利用回数を見ていると、例えば、城内の回数と人数、これを1日平均に直すと、城内の場合が56.2人、1日平均、3.8回。城内の場合は、大会議室、小研修室、それと調理室、2階に和室が2つあります。合計、いろんな会議とか云々やる部屋が4つあるんですね。3.8回ですから、1日1つずつ埋まっているというふうな計算なのかわかりませんが、一応年間ですね、年末年始ありますので、360日で計算をしております。

それで、旧柳川地区で次に多いのが蒲池です。蒲池が年間人数が1万6,000、回数が1万1,000、1日平均51人、それと1日平均の利用回数が3.1回という計算になるんですよ、360日で計算して。

私はやっぱり興味がありますから、じゃ、大和、三橋の校区コミセンの利用人数、回数、どうなんだろうかと。それから言うと、一番少ないところ、もう地区は申し上げません、1日平均の利用者数は7.0人で1日平均の利用回数0.3回です。0.3回ということは、3日に1回使われておるという計算になるんですね。ほかでも大体似たような数字ですよ。1日平均の一番多いのが垂見です。垂見は2年目になります。1日平均の利用回数が15.9回、回数が1.55回、ほかは9.9人、1日平均7人。1日平均の回数が0.6回とか0.5回とか0.8回とか、1日に1部屋使われているかどうかと。

三橋、大和のコミセンも当然、大会議室、研修室、和室、あると思いますから、この利用者数の差、1年目でありますけれども、私、この回数の差があるのは、もう1つ、三橋、大和には公民館がある、旧中央ありますけれども、三橋と大和の25年と26年の公民館の利用者数と利用回数を教えてください。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

大和公民館と三橋公民館の利用者数でございますが、平成25年度は、大和公民館が4万4,803人で、利用回数が3,224回でございます。一方、三橋公民館は6万849人で、利用回数は2,989回です。26年度につきましては、大和公民館が3万3,913人で、利用回数1,885回、三橋公民館が5万4,227人で、2,707回となっております。

以上です。

○10番（佐々木創主君）

それで、三橋、大和の公民館で、いろんな講座、文化活動、催し、自主活動をやった。で、校区コミセンができたということで、近いからということで移った方もいらっしゃるかもしれません。ただ、三橋でいうと、マイナス6,000人、25年と26年を比較して、まだできていないやつもありますけれども、大和が1万人、まだ4万とか5万とかの方々が活用していらっしゃる。この三橋、大和の公民館と校区コミセン、この使い分け、どうなんですかね、この辺のあり方というのは。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

現在、大和公民館、三橋公民館につきましては、文化協会さんでありますとか、老人大学さんとかの活用、比較的大人数を集めたエリアごとの催しが行われておるところでございます。校区コミュニティセンターにつきましては、小さなサークル、健康体操でありますとか、そういったふうな活用がなされているというふうに聞いております。

以上です。

○10番（佐々木創主君）

大ホールであそこが満杯になってやることというのは、5万とか4万とか、この数字からいって何回なのかな。これ以上議論するつもりありませんけれども、そういった意味で、せっかく、私、校区コミセン11カ所、当初は人口3,000人に1つずつ、それ以上に1つずつを目安としてつくりましょうと。しかしながら、結局11戸できてしまったと。全てつくるのは私は反対と言っておりましたけれども、もう全てできてしまおうとしております。これはしょうがない。

じゃあ、これをいかにもっともって使ってもらえるようにしていくのか。大和三橋の公民館、地域の真ん中ですから、やっぱり皆さん寄りやすいでしょう。大きなホールもある。特に大和の公民館の大ホールは、音楽関係者から非常に音響がいいという話も聞きます。そういった意味で、校区コミセンをもっともってどうやって使ってもらおうようにしていくのか。

あるとき、何か市のほうで、校区公民館でやっているのを、できるだけコミセンに移行させますというような話があったんですが、じゃあ、公民館の存在の問題を議論していかなくてはならないわけでありまして、先ほどの数字、校区コミセンが一番少ないところは、3日に1回しか1部屋が使われておらんと。普通でも0.6回、0.7回。私、公民館、公共施設の使用規定といいますかね、個人の使用、そういった意味で葬儀ですね、葬式、柳川には天光社、白雲社、JA、それと玉泉院ですか、幾つか葬儀場がありますけど、昔は自宅でやってあったと。ただ、準備していろいろ大変やけんがら、全てそろえてもらうけん。ただ、やはり遠い。ほとんどあいておる。皿垣、有明、中山、六合、その地域で、参列者は地域の人がほとんどでしょう。そういった意味で、コミセン、葬儀に使ったらどげんでしょうか。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

各校区に整備してまいりましたコミュニティ施設の利活用の促進に関する御意見、御提言だと思います。

コミュニティ施設は校区コミュニティ組織の活動の拠点となる施設でありますので、地域にあるさまざまな団体に幅広く利用していただきたいと考えております。そして、コミュニティということでございますので、地域のつながりを強めていってもらいたいと考えて、そういった思いも強く持っております。

葬儀、無常講とか、そういったものは地域コミュニティの核かとは思いますが、なかなかお葬式というのは急には予約を入れてはできませんので、使うのは難しいのかなというふうな気もいたします。議員の御意見につきましては、ありがたい御提言として受けとめさせていただきますと思います。

以上です。

○市長（金子健次君）

藤吉はまだできておりませんが、大和、三橋の葬儀場に使ったらどうだろうかということでございますけれども、（発言する者あり）ちょっと長くしゃべっておられますので、

私も少ししゃべらせていただきたいと思いますけれども。（発言する者あり）今現在、組合の関係、要するに公共の関係でつくっておる一組の葬儀所は廃止をしております。その分の、費用的には安かったと思いますけれども、現在では家庭とお寺でした場合でも、費用的には大体同じぐらいかかってくると思います。そうすると、低料金ですと、大体十四、五万ぐらいでできていますので、やっぱりその施設の中で使ったほうがいいかなと。前半のほうが安いんじゃないかというふうに考えております。

それから、今ちょっと意見を聞いていますと、自分はコミセンについては反対だったと、そのことは十分いろんなマニフェストでも討論会でも意見を交換いたしました。そういうことで、恐らく佐々木市長が誕生しておったら、コミセンはできていなかったかもしれませんですね。しかし、今11カ所、今度、藤吉が来年3月までにでき上がりますけれども、そういうことについては人数だけの比較論議じゃなくて、もう少しどういう形で、その校区内にもどのくらい人数があるかということと比較しながら、これから検証していく必要があるんじゃないかというふうに私は思っております。いたずらに今の現時点で少ないじゃないかと、建てる必要はなかったじゃないかという議論については、私は反論したくなるということでございます。

以上です。

○10番（佐々木創主君）

応酬し出すと、もう7分なんで、私はできてしまったんだから、これをいかに活用していくのか、そういう立場でお話をしておるんですね。で、こういう使い方もあるんじゃないかという提言を申し上げた。

生涯学習課長から御答弁をいただいたんですが、ただ、全国的に見てみると、そういう校区公民館、校区コミュニティセンター、公共施設を葬儀で使っているところはかなりあるんですよ。それで葬儀社が何々地区の葬儀の場合はこういうサービスを、こうやって祭壇をつくってやりますよということで、有効利用をやっている実例があるから、一つのアイデアとして申し上げた。やる、やらんは、最終決定は執行部、そして地域の運営協議会の皆さんもいらっしゃると思いますから。

ただ、コミセンの前を通ると、車が1台かとまっておるだけで、行きよるとき通ったら1台あったと。帰って、午後通っておったら、車が1台しかとまっとらんやった。主事さんが館長が知りませんけれども、1日留守番をしていらっしゃる。当然、区長さんやらなんやらいろいろ用事では来られるでしょう。ただ、維持管理費も4,000千円、5,000千円かかるわけですから、いかにあそこに人に寄っていただくのか、親しんでいただくのか、公民館関係者、文化活動関係者、老人クラブ、婦人クラブ、そういう人たちだけでなく、地域の人があそこへやっぱり来て、こげなよか施設なら使おうやっかいと。ちょっと法事でも、もう家でせんちゃ、法事もさるっじゃっかいみたいな、そういう呼び水をすべきじゃないかな。

実際に、その自治体の中でやっているところもあるわけですから、そういうのを検討に入れていただいて、人数だけじゃないのはわかっています。ただ、人数はやっぱりバロメーターであることは事実でありますから、その辺は申し上げたいと思います。

それで、もう1つ、校区公民館、それと庁舎、実は合併当初、合併特例債を最初に使った事業が地域イントラネットという事業で、柳川、大和、三橋庁舎、それと図書館でありますとか、公共施設を専用の光回線でつないだということなのですが、柳川地区の場合は、平成14年にもう既にそれをやっておった。じゃ、どことつながっているかというと、柳川庁舎、それと水の郷とか、図書館であるとか、校区公民館、これがつながってインターネットの議会中継も見れるわけですが、それなりに金をかけとるんですが、地域自治、地域コミュニティ、国においては小さな政府、地方への権限移譲、そういう流れの中で、地方自治体においても自治体がいるのではなくて、地域の自主活動、地域運営、地域でできることは地域にお任せしましょうよという流れになっておる。

そういった意味で、大木町とか筑紫野市とか、福岡県内でも校区公民館でいろんな住民票とか証明書の発行、いろんな手続が実はできるんですよ。これはアナログで、朝来て申請をすると夕方に取りに行くところでもらえると。わざわざ役場まで行く必要がないということなのですが、じゃあ、せっかくイントラネットで、コミセンはまだつながっていませんが、校区公民館、光回線で専用につながっているんですけれども、もしそういう機材をそろえるならば、例えば、一番人口の大きい昭代、人口1万人、三橋、大和に近いぐらいの人口があります。そういうところで、もしできるなら、モデル的にやってみたらどうだろうかと思うんですが、そういう機械設備、それならば、それは可能なんでしょうか、どうなんですか、ちょっと教えてもらえますか。

○企画課長（梶島謙治君）

証明書の発行等について公民館でできるかという御質問だと思います。

公民館等で証明書を発行する場合は、市役所のイントラネットを使って基幹系システムに入らないとできないという状況になっております。現在は議員御指摘のように、旧柳川の7公民館、こちらのほうには整備をされておるわけでございます。その他のコミセン等については、これからNTT回線等を使えば、ネットワーク機器を整備すれば可能というふうになります。費用的にはパソコン、プリンター等、ネットワーク機器、追加費用として600千円ぐらいかかるかなということでございます。

ただし、運用面において証明書を発行するに当たっては、関係法令等を十分に熟知しておく必要がございます。（発言する者あり）済みません。これは本人確認とかDV等の取り扱いがありますので、要は正規職員がいないと住民基本台帳は扱えないという決まりがございまして、そういうところから現在使用ができないというふうになっておる状況でございます。

以上です。

○10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

そして、技術的には可能と、それで大木町とか全国で、いろんな自治体では既にそういう証明書発行、オンラインでやっているところもあります。で、職員の配置と。これからはやはり19校区、地域地域の特性、風土、いろいろやっぱり違うわけですね。そういった意味で、地域の自治組織、地域運営、これからいかに地域を盛り立てていっていただくのか、そういった意味で、校区公民館にしても、もっともっと人に寄ってもらわないといけない、活用してもらおう。やっぱり地域の拠点は校区公民館、校区コミセンですから、そういう知恵を出しながらやっていっていただきたいと思いますので、市の皆さんは、最大の行政というのは、シンクタンクと言われておりますから、皆さんの能力をぜひ発揮していただきたいと期待申し上げます。質問終わります。

○議長（浦 博宣君）

これをもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 3 時37分 延会

平成27年 6 月24日（水曜日）

柳 川 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録

平成27年 6 月24日柳川市議会議場に第 3 回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1．出席議員

1 番	河 村 好 浩	2 番	江 口 義 明
3 番	菊 次 太 丸	4 番	浦 川 和 久
5 番	立 花 純	6 番	荒 巻 英 樹
7 番	熊 井 三千代	8 番	白 谷 義 隆
9 番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	矢ヶ部 広 巳
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	田 中 雅 美	18番	・ 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	20番	梅 崎 和 弘
21番	三小田 一 美	22番	浦 博 宣

2．欠席議員

な し

３．地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	石	橋	正	次
建	設	野	田		彰
産業経済部	長兼大和庁舎長	成	清	博	茂
教育部	長兼三橋庁舎長	・	見	孝	則
消	防	橋	本	祐	二郎
人	事	平	田	敬	介
総	務	白	谷	通	孝
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	木	下		隆
健	康	大	石	涼	子
福	祉	原		忠	昭
学	校	武	田	眞	治
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	林			誠
水	路	松	永	泰	治
安	全	松	藤	敏	彦
子	育	田	中	勝	裕
ま	ち	大	淵	洋	祐
観	光	松	藤	満	也
商	工	古	賀	和	明

４．本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	議	徳	永	喜	美
					事			香	

５．議事日程

日程（１） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	6 番 荒 巻 英 樹	1．リニューアル後の西鉄柳川駅について (1) 東口西口の利用割合は (2) 駅前広場の利用状況は (3) 現在の課題は (4) 観光への効果は 2．副市長の役割について (1) 市長が期待することは (2) 副市長がやりたいこと、やらなければならないことは 3．本会議での発言・答弁の重みについて
2	12 番 高 田 千壽輝	1．学童保育の現状について 2．ピアス跡地の活用について
3	7 番 熊 井 三千代	1．本市の消費者行政の強化について 2．交通安全対策の充実について 3．産後ケア事業について
4	15 番 緒 方 寿 光	1．歳入減少時代の本市の「行財政運営」はいかに 2．「柳川版総合戦略」の概要は 3．「学童保育」の今後のあり方は 4．「ブラジルチドメグサ」繁茂の対策は 5．柳川駅東口西口のアプローチ階段等の雨水濡対策は

午前10時 開議

○議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第１ 一般質問について

○議長（浦 博宣君）

日程１．一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第１順位、６番荒巻英樹議員の発言を許します。

○６番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。６番荒巻英樹でございます。今月５日、来年、日本で開催されます主要国首脳会議、サミットの開催地が三重県志摩市の賢島に決定しました。仙台市、

神戸市、広島市など政令指定都市を含む8カ所の候補地の中から選ばれたわけですが、世界中が注目するサミットは知名度向上の大きなチャンス、とりわけインバウンド、訪日外国人旅行の誘致には絶好の機会であります。地元シンクタンクは、三重県だけでも経済効果は少なくとも130億円、中部圏では500億円から600億円になると試算しているようです。志摩市は人口5万3,000人余りのまちです。我が柳川もオリンピックは無理でもサミットを招致する、少なくとも候補地に立候補できるまちを目指すぐらいの気持ちを持っていかなくてはなりません。

さて、先月はとてもうれしいニュースがありました。昭代の西浜武にあります切断の総合プロデュース企業ファインテック社が経済産業省中小企業庁のがんばる中小企業・小規模事業者300社に選ばれたことです。これは革新的なものづくりやサービスに取り組む企業、事業者を表彰するもので、本市からは初めての受賞ということであります。現在の従業員数は200名ほどみたいですが、社長のお話では、これからも地元での雇用に力を入れたい、2017年までに100人ほどふやしたいとのことであり、同社のますますの発展を祈念するとともに、市のサポートを切に願うものでもあります。

また、先週末は本市が舞台の映画「ひまわり畑にて」が水の郷で上映されました。本市の観光大使である江口信さんが主役で、足かけ2年をかけての撮影ということでしたが、お客様に本市の魅力を十分お伝えできる内容ではなかったかと思います。柳川フィルムコミッションを初め、映画の制作に携わられた全ての皆様に感謝申し上げます。また、来月、東京での上映に多くのお客様がお越しになり、そして、映画をごらんになった方がお一人でも多く本市を訪れてくださることを祈念しておるところでございます。

逆に、残念な話を2つ申し上げます。

1つ目は、さきの統一地方選挙での県知事選挙投票率の最下位が柳川市でした。県内72の選挙区で最下位です。県全体の投票率が38.85%のところ、本市ではわずか25.36%、要は4人に1人しか投票に行けなかったということでもあります。同日に行われた県議選が無投票ということも低投票率の大きな要因でしょうが、とても残念な結果でした。

もう1つは、5月30日の読売新聞の記事にありました。内容を申し上げますと、柳川市が移住を希望する人にお試しで過ごしてもらおう滞在型体験施設「もえもん家（ハウス）」の利用が低迷している。昨年4月のオープン以降、2人が利用したが、定住に結びつかず、今年度は利用の申し込みもない。担当者は「都市圏へのアピールが足りないのだろうか」と頭を悩ませている。せっかく始めた事業ですので、いろんな機会を捉えて「もえもん家（ハウス）」のPRをしていただきたいと思います。

さて、我々議員は昨年の12月議会から新しいメンバーになりましたが、執行部におかれましては4月の人事異動後初めての定例会でございます。また、3月定例会で同意いたしました副市長と教育長も最初の定例会でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして3項目について質問いたします。

1点目、リニューアル後の西鉄柳川駅について。

西鉄柳川駅は、平日158本、土曜、日祝日154本の電車が発着し、平成25年度の実績で1日平均1万1,853人、年間では432万人ほどの利用者がいます。

駅周辺の整備等含めた全ての完成は9月になりますが、3月21日より、新しい西鉄柳川駅が供用開始されました。まちづくり課区画整理推進室を初め携わられた方々に御礼申し上げたいと思います。

その中で一番大きな変更点は、やはり駅の東西を結ぶ自由通路の開設であります。以前の駅前には、送迎車、特に夕方以降の下りの特急到着時には出迎えの車のごちゃごちゃと数十台も並び、時には路線バスの通行を妨げるなど、とても褒められたものではありませんでした。それが東西自由通路の開設により駅東口からのアクセスが可能になったことは、東口の利用者はもちろんのこと、西口の利用者にとりましては従来よりは混雑が緩和したわけで、私は全ての利用者が喜んでおられるのではないかと考えております。

そこで、最初にお伺いしますのは、駅の東西を結ぶ自由通路が開設されて以降、東口と西口の利用割合がどうなったのかをお尋ねいたします。

なお、再質問及びその他の質問は自席より行いますので、よろしくお願いいたします。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

荒巻議員の御質問の中で送迎車利用客についてお答えいたします。

送迎車両の利用状況は、供用開始当初は東口の利用が少なかったものの、4月28日に東口利用に関するチラシ「送迎は東口が便利です」というものを配布し、さらに、6月1日号の市報では、駅東側利用促進など駅の特集記事を載せたところ、徐々に東口の利用がふえています。一般車の乗降場利用数を比較しますと、東口1に対し、西口2の割合となっております。

今後は、有明海沿岸道路など周辺道路整備の進捗により利用状況が変化することが考えられます。また、東口利用に関して、さらに周知を行い、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

こうしたことで、今後の送迎車の利用割合は、当初見込んでいました1対1に近づいていくものと考えております。

また、現時点の利用者の割合は、人の動きですけれども、おおむね東口1に対し西口は4となっております。これは、もともと徒歩による利用者の割合が西側に多いことやバスなどの公共交通機関が西側に偏っていること、駐車場が西側に多いことなどの理由によるものと考えております。

以上です。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

荒巻議員の利用状況の中で駐輪場の関係の分をお話いたします。

東口に設置しました駐輪場につきましては、200台分の駐輪スペースを確保しております。現在のところ、約半分の100台ほどが利用されている状況でございます。西口駐輪場につきましては、630台ほどの利用がっているという状況でございます。

以上です。

○ 6 番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。やはり今回通告をしましてというか、定期的に駅のほう、私も利用しますし、今回もいろいろと確認をしたところでございます。

それで、まず、車に関してが大体西口が2で東口が1ということでしたが、実は今週の月曜日夕方、おとといですね、下りの特急に合わせて見ていたんですが、それぞれ20台ずつ、要は現状、東口1に対して西口2ということをお話しなさいましたが、目標が1対1ということですが、私が確認したときには、天神が5時半の特急と6時の特急、ですから、柳川行きが6時十数分、6時四十数分では、大まか車の数は一緒でした。これに関しては、私は非常にうれしく思ったところです。

ただ、強いて言えば、それでも西口のほうがちょっと、西口の混雑、スペース的に東口のほうは20台余裕がじゃないですけど、本当に一列に並んでいます、西口のほうはやはり本来の待機場所に入れない、ちょっとやっぱり交番のほうまでつながっているとか、そういうのもありましたので、まだまだ少し課題はあるかと思うんですが、非常に東口の利用が思っていたより進んでいるんだなというところを私は感じたところでございます。

それから、人に関しては、おっしゃるとおり、西口、東口の割合で言うと、8・2か7・3かなという印象を持っておりましたが、おっしゃったように4・1、すなわち8・2ということで大体そんな感じかなと思います。利用は先ほどおっしゃいました路線バス。路線バスも西鉄バスはそのまま西口。堀川さんは両方ありますが、西口の利用が多いと思いますし、どうしても月極駐車場の方がいらっしゃいますので、西口の利用が、利用客、人の流れとしてはそうなるかと思いますが、大体私が確認したのと同じような結果ではなかったかなと思っていますところでございます。

ただ、それでも先ほど言いましたように、自家用車の西口は基本的には乗りおりだけということで待機は御遠慮いただきたいということでございますので、なお一層の周知が必要かと思えますけれども、これはすぐにできるものではありませんので、少しずつ周知をお願いしたいと思っていますところでございます。

それから、次、もう1つ目玉としては駅前広場があるかと思えます。まちの駅前の活性化ということで。駅前広場の利用状況についてお尋ねをいたします。

○ まちづくり課長（大淵洋祐君）

平成27年3月21日の供用開始以降、6月15日までに15件の使用申請が行われております。

87日間で34日間利用されているところでございます。

また、その多くは以前から駅前で行われております朝市などの物販が9件、啓発イベントが4件、おもてなしの心大作戦などのイベントが2件となっております。

以上です。

○6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。朝市は従来から行われていたかと思えますけれども、とにかくせっかく設けた場所ですので、これもいろんな形でPRいただいて、ぜひ市民の皆さんに集っていただくようお願いをしたいと思っているところです。

それでは、何にしたって、例えば、マイホーム、何か3回目ようやく満足ができる家ができるというふうに言われてはありますが、公共施設をそういうわけにはいきませんが、実際にやはり供用開始してわかった課題といいですか、改善すべき点も幾つかあるかと思うんですが、リニューアル後3カ月たちましたが、現在、把握されていますか。そういった点でちょっと課題というものがあれば教えてください。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

現在の課題といたしましては、自由通路の天井に関する対応でございます。

この自由通路の天井につきましては、やわらかさを出すために自然素材の木材を使用しており、気候により膨張、収縮を繰り返し、落ちつくまでの間に多少板が浮くであろうことは想定しておりましたが、その影響ではがれかかることまでは想定いたしておりませんでした。

現在、大きな支障を伴うようなものは発生いたしておりませんが、駅舎や清掃の委託業者との連絡や週2回の巡回等により状況を確認し、その状況に応じて経過を観察したり、手直しを行ったりして対応いたしているところでございます。

以上でございます。

○6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。これは通告でもしておりましたが、私はたまたま5月29日の金曜日の夜、階段をおりていて、カラーコーンで仕切りがあって、何かなと思ったら、上で板がちょっと浮いていた、外れてというか、浮いていましたので、実はそれだけかなと思っておりましたが、その後のいろんな調査、私自身の調査で2週間に1回ほどやはりそういった事例が起きているということなんですよ。板の収縮、八女産の杉材かなんかでしたっけ、そういったことで板が浮き上がる、気候とか、あと湿気とかもあるんでしょうけど、そういった形で板が浮いてしまうということなので、少なくともやはり事故があっはいけないということで、まず、お尋ねしますが、今までのところは特にそういった事故、けが等の事例は起きておりませんか。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

天井の板がはがれかけたことによるけが人は現在のところございません。

以上です。

○ 6 番（荒巻英樹君）

いずれにしても、何かがあってはいけません。かといって予測ができるものでもないのかと思います。今から全部張りかえるというのもできないんでしょうけれども、これに関しては、実際にお客様が報告なさるのはやっぱり駅のほうになさるかと思いますが、そこら辺の連携をきちっとしていただいて、速やかなといいますか、とにかく起こらないようにしてほしいと思いますけれども、その辺のところの対応をよろしくお願いしたいと思います。

それから、お尋ねします。西口での一般車、大体五、六台が送迎できるスペースですが、実際に人が車をおりてから、そして、駅から車に向かうときというのは、バスのレーンを横切らないといけないですよね。白線で引いてあって少し高くなっておりますが、時間帯によってはバスの車両がとまった段階でバスの前後を横切ることになるかと思いますが、今までのところ、そういった点でトラブル、事故等の報告はございませんでしょうか。

○ まちづくり課長（大淵洋祐君）

現在までに一般車乗降場への移動によるバスレーンの横断に関するトラブルの報告は寄せられていないところでございます。

以上です。

○ 6 番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。何かあったら、もちろんいけないことですし。

そこで、これすぐにできるという話じゃないとは理解しておるんですが、やはり改札を抜けて自由通路といいますか、ありますが、その2階の自由通路を乗用車の乗降できるスペース、さらには、実はタクシーの乗り場が遠いというお客さんのお声も実はございます。さらには屋根がないとかですね、そういったこともあるんですが、将来的には――この将来的というのが、一つの目安は、以前お尋ねしました、25年3月にお尋ねしました、私はこの後お尋ね、エスカレーターの下りのことに触れましたが、十四、五年が耐用年数ということをお答えいただいていたんですが、その時期がいいのかというのはあれなんですけど、将来的にはやはり自由通路を西口のほう、とにかく車、自家用車、タクシーが乗りおりできるほうまで延ばす、いわゆるペDESTリアンデッキ、この辺でいいですと西鉄久留米駅の東口は大きいほうですね。それと、西鉄高宮駅の西口にペDESTリアンデッキございます。そうすることによって、先ほど私が心配しましたバスとの接触とか、そういったトラブルも防げるのではないかなというふうに考えるとこるんですが、いかがでしょうか。

○ まちづくり課長（大淵洋祐君）

バスレーンを横断される方への安全対策といたしまして、現在、バスレーンを横断する箇所には減速帯と呼ばれる起伏、段差を道路上に設けております。バスの減速を促しておると

ころでございます。また、横断できる範囲に白線を引くとともに、バス事業者にも横断箇所があることの周知を図っているところでございます。

駅改札口を出て、西口デッキから一般車乗降場やタクシー乗り場まで通路を延ばすことにつきましては、相当な事業費が発生することが考えられます。現状で安全に横断できますように、利用者やバス事業者への周知の徹底を行っていくことで対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○ 6 番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。リニューアル後すぐですから、私もこれをすぐにというスタンスじゃございませんが、先ほど申し上げました将来的にはやはり検討が必要なんじゃないかなという。やはりそうすることによって、人が駅前での待ち合わせ場所、本当にいいんじゃないかなと思うんですね。ちょうど人が集うには。例えば、久留米駅とか高宮駅がデッキ、何か名前がついているのかどうか知りませんが、京浜急行、神奈川県横須賀中央駅は、開通はもちろん昔ですが、1997年、18年前にデッキを設けました。横須賀なんで、Yデッキ、市民がやっぱり待ち合わせ、Yデッキ、Yデッキ。Yデッキともう普通に横須賀の人使いますけれども、待ち合わせの一つのポイントですよね。そういった形で、たまたま柳川もYで一緒なんですけどね。私はぜひ西口に柳川のYデッキ、そういった形で柳川の方たちの待ち合わせのスポットにどうかなということを考えておりますので、これに関してはこれ以上の御答弁は結構ですので、頭の中に入れておいていただければと思います。

それから、先ほども少し触れました、25年3月議会で要望しましたが、現時点では考えないという御答弁だった下りのエスカレーターが必要だったという声、私自身にはそういう声があるんですが、そういったお声はお聞きになっていないのかどうかお尋ねします。

○ まちづくり課長（大淵洋祐君）

これまで寄せられております11件の苦情といいますか、御相談の中で下りのエスカレーターに関するものは2件寄せられているところでございます。

エスカレーターに関する考え方につきましては、これまでお答えいたしておりますとおり、施設のバリアフリーへの対応といたしましては、西口、東口に各1カ所の1基のエレベーターを設置しております。エスカレーターに関しましては整備費用や維持管理費の面、西日本鉄道株式会社で改修されました近隣駅等も考慮して、上りのみといたしているところでございます。

以上です。

○ 6 番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。25年3月にも同じような御答弁いただいております。そのときに私は、JRの路線で鹿児島本線では下りもつけている駅もございますよということをお

伝えしたかと思いますが、現時点ではそういったお考えということですね。ただ、耐用年数15年ほど経過したら、また、その時期には検討が必要かもしれないということをお聞きしていますので、そのときに任せたいと思います。

1つだけ御紹介じゃないんですが、「伝習館だより」という、これは伝習館の同窓会が発行する分で、在校生、そして、3年以内の卒業生、それから、同窓会のいろんな支部長さんとか、各学年の役員とか、私も同期の中でその役をしていますので送ってきます。同窓会長が前柳川商工会議所会頭の立花前会頭です。皆さん御存じかと思いますが、そして、これが、この中にも役員されている方ですから、ごらんになっている方もいらっしゃると思いますが、学校のこととか触れて、最後に柳川駅のことに触れてあります。柳川をずっと離れている方が驚くことがもう1つ、柳川駅の再開発が進んでいますが、このたび新しい駅舎が完成しました。西口と東口を結ぶ2階の通路も立派なものができました。そして、何ととっても柳川で唯一のエスカレーターが誕生しました。実は私も読んでびっくりしました。柳川で今唯一なんですかね、エスカレーターが。で、昔は銀京デパートや寿屋にあったと思いますが、ここ数十年エスカレーターのないまち柳川でしたが云々、ただエスカレーターが誕生しましたので、（ただし上りだけ）と注意書きがあるんですね。だから、御本人に確認したわけじゃないんですけど、やはり下りもというようなどこかに意識があるのかなということを私自身感じましたので、ちょっと触れさせていただきます。

それでは、とりあえず駅舎に関して11件のいろんなお話があったということなんで、これは通告もしていませんし、答弁を求めもしません。ただ、皆さんに御紹介を兼ねて私が調査した内容を最後にお知らせしたいと思います。

自由通路、要は東西のエレベーター、市管理の分ですね、確かにそこは屋根があるが、横のほうから側面がすき間があるため雨が降り込む。それから、板が2週間に1回外れるは先ほど言いました。エレベーターの前にエレベーター表記がないのでわかりにくい。これは改札を出てすぐ、上に細長い「東口」、「西口」といって、また次、階段をおりる前にまたボードがあるじゃないですか。エレベーターの印は確かにありますが、やっぱり初めておりた方はずぐにはその辺わからないみたいなんで、もう少し大きくエレベーターの表記が必要ではないかなと思っております。

それから、西鉄の部分と市の境界がわからないので、ふぐあいをどこに言ったらいいのかわからないということですので、ふぐあいの場合の連絡先を明記したらどうかということも言われております。ごみ箱に関しては、ごみ箱がないので困るというのは、これは考え方なので。

それから、自由通路の、要は市の管理のエレベーターが暑いので大変だ。要は私もちょっと試しました。朝は西側のエレベーターというのは日差しが直接入ってきます。東口のエレベーターは夕方、西日が、夕方というかな、昼間かな。ただ、西鉄のホームのやつは屋根が

あるのでそうでもないみたいなんですね。そういった御意見です。

東口に喫煙スペースはないのか。あと、レンガが見つけにくい。これはちょっと誰でもそうかと思うんですが。そういったことがございました。

それと、バス停の壁が、バス停かけられるようになっていきますけど、壁がないので、雨のときにやっぱり横風というか、雨がちょっと降り込むということですね。

それと、先ほど言いましたタクシーの乗り場がちょっと遠いとか、そういったことはありましたので、ちょっと細かくはまた折を見てお伝えしたいと思いますけど、そういった御意見があったということだけお知らせしておきます。

それでは、次に、観光への効果ということで、まだ3カ月しか経過していませんが、観光に関する効果をどのように捉えてあるのか、お尋ねします。

○観光課長（松藤満也君）

荒巻議員の御質問にお答えします。

3月にリニューアルした西鉄柳川駅について、観光への効果はということでございますが、リニューアル前の平成25年観光動態調査では、入り込み客約125万人のうち、西鉄を利用されたお客様は約36万人と全体の3割を占めていますので、重要な交通手段でもあります。

駅のリニューアルをしてまだ3カ月ですので、ふえたかどうかの統計はとれておりません。一定の効果は上がっているものと思っております。魅力的な駅に生まれ変わっていますので、今後、西鉄、関係団体とともにさらなるPRを行っていきたいと考えております。

なお、9月に予定されています柳川駅のグランドオープンに合わせて、補正予算にも御提案しておりますとおり、西鉄と連携して「秋の柳川」のプロモーションを行い、成果を上げていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。もちろん数字で現時点でわかっていることはないと思いますが、実際にただ駅の改札前にいますと、いろんな方が、「ああ、きれいになったね。よかったね」で、やっぱりこの前も地元の方が知り合いが見えて、西鉄柳川駅のこの看板、ネームプレートがある上のあたりですよ、通路の一番端っこだ、あれがいろんな説明をされていましたが、とにかく皆さん、ああ、きれいになった、きれいになったと喜んでありましたし、そういった光景が本当に頻繁に見られているんじゃないかと思えますし、いろんな方がこれから御利用いただけるようにやっていっていただきたいと思えますし、PRもよろしく願います。

ちなみに西鉄の社内報でも5月号、表紙にありますし、中でもやっぱり2ページ使って駅のことも紹介されておりますので、一応御紹介をしておきたいと思えます。

それと、きのう、観光に関する質問の中で、やはりホテルが足りていないということで、

観光課長のほうからも、結局、シングル規模、やはり市内の宿泊施設はどうしても旅館タイプといいですか、畳の部屋が多いから、そこはやはり3人、4人、5人、定員が4人とか5人、少なくとも2人で入らなきゃいけないという施設かと思いますが、やっぱり今はどうしてもシングルの希望が多いんでしょうから、そういったことで久留米あたりの御紹介をされているということなんでしたが、実際に去年の9月議会でホテルの誘致の条例を可決しておりますが、その後の動きについてお尋ねいたします。現状も含めてお願いします。

○商工振興課長（古賀和明君）

荒巻議員の質問にお答えいたします。

ホテル誘致の状況についてお尋ねがありました。昨年9月のホテル誘致条例の制定を受けまして、ホテル事業者向けのPR用パンフレットを作成し、柳川市の魅力とホテル誘致の奨励措置についてPRを行ってまいりました。

これまでに5社のホテル事業者と直接面談をし、1社のホテル事業者から電話での問い合わせがあったところであります。この6社のホテル事業者につきましては、現在、出店について検討をいただいている段階であろうと思っております。そのうち1社のホテル事業者は柳川市への出店について興味を示しておるところでございます。ぜひ柳川市へのホテル誘致が実現できますよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。6社とコンタクトとられて、1社が今検討というか、前向きな御検討をいただいているということは非常にありがたい話です。

実際あれですね、じゃ、その結論が出るというのはいつぐらいとか、そこら辺はわかっておるんでしょうか。いつまでに御返事をいただくとか、その辺ですね。

○商工振興課長（古賀和明君）

ホテルの返事はいつぐらいになるかということでございますけれども、今、ホテル事業者におきましては市場調査でありますとか、建設費の試算とか、そういったものを行っている段階であろうかと思えます。その調査を待って速やかにホテルの業者のほうと接触していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○市長（金子健次君）

私のほうで4月初めにその1社につきまして東京の本社に行きまして、そのホテルがビジネスホテルではもう日本では業界ナンバーワンというホテルでございまして、創立40周年記念という式典がございました。それで、その会社のほうから案内がございまして、そこには広い会場の中に多くの地方自治体の首長さんたちも10人ほど見えていまして、その同じテーブルの中に私も出席をいたしました。その前に、会社のほうの社長と会長とお会いをい

たしました。ぜひ柳川のほうにおいでいただきたいということを、いろんな資料を持って上がったところでございます。そのときお言葉をいただいたのは、ぜひ柳川のほうには来るから――来るからじゃなくて、建てますからということじゃなくて、柳川を見に行きますからというお話をいただきましたので、近々のうちにおいでになるということでございます。ホテル側といたしましても、柳川市の入り込み客数とか、私たちが紹介しております土地の地盤の状況とか、駐車場はどのくらい確保できるのかと、いろんなことを検討の上、最終的には結論を出されると思いますので、ホテル側といたしましては、そこで採算ラインができるのかということが大きなポイントではなかろうかというふうに考えておられるようでございますので、近々おいでになられまして、最終的には会長の決断が出されるんじゃないかという状況に今来ているところでございます。

以上です。

○ 6 番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。それでは、もう一步というところかと思っておりますので、ただ、ぜひ市長としましても、向こうがお見えになるということですけど、また市長のほうからもぜひ、待つのではなく、またアプローチといいますか、何かで東京へ行ったら、ついでと言ったら失礼ですけども、向こうから見えるのを待つんじゃなくて、ぜひまた足を運んでいただいて熱意を示していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 市長（金子健次君）

近いうちにこちらのほうにおいでになるということでございますので、直接会長とお会いいたしまして、ぜひ誘致についてお願いをしたいというふうに考えております。

以上です。

○ 6 番（荒巻英樹君）

実際、先ほど言いましたように、久留米のほうを紹介しているということですから、需要がないことはないと思いますし、今、大川で建設されているチェーンのホテルは筑後市にも八女市にもあるんですよ。だから、筑後と八女隣同士で成り立っていますし、大川にあって、だから、そこは柳川にはまだですけど、実際に柳川に需要がないということはないと思いますので、あとは本当に本市の、奨励策に関しては私は本当にすごいことだと思いますし、ぜひ熱意を示していただければと思っていますところですよ。

それでは、観光に関してもう1点だけお尋ねいたします。

ゴールデンウィークの「おもてなしの心大作戦」、執行部の皆さんも多く御参加いただいておりますかと思いますが、そのとき私知ったので、ちょっとなんですけど、川下りのお客様から乗り場のお尋ねがありまして、その資料を見ましたら、料金が750円でした、インターネットからプリントアウトした金額が。そのとき簡単に聞いて、後で調べましたら、これはあるインターネットのサイトで、ある会社が運営しているサイトに登録してもらうこと

によって750円で一般の方は購入ができるんですね。要は半額ですよ。

きのう伊藤議員のほうからも料金のお話があったかと思いますが、団体とか外国から訪日旅行というのは表に出ない金額、表に出ないと言ったらあれですけど、クローズドな世界ですよ。わかりませんが。これが本当に誰でも見られるインターネットの世界で750円。確かに期間、2カ月、3カ月、そして、先着1,000枚とか2,000枚という縛りはあるにしろ、それを見まして私は愕然としたところでした。

さらに調べましたら、川下りの業者さんがそのインターネットのサイトの会社に支払う手数料が何と50%です。ということは、川下り会社には、消費税の云々は別として、375円が川下り会社へ1人当たりの収入ということになるわけなんです、ちょっとこれは私はいかなものかと思うところなんです、市としての御見解といいますか、私は適切な指導が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○観光課長（松藤満也君）

ネット販売についての見解ということでございます。

まず、平成25年入り込み客約125万人のうち、川下りの利用のお客様は34万人に上ります。また、お客様のアンケート調査におきましても、川下りは本市を訪れる目的の第1位となっております。

議員御承知のとおり、インターネットを利用した個人旅行がふえつつあるとともに、例えば、航空業界におきましてもLCCを初め格安航空券を利用されるお客様がふえるなど、消費に関するニーズの変化や多様化が顕在化していると考えています。一般論としましては、個人向けのネット販売はニーズのある有効な手段であり、ますます需要が高まるのではないかと考えております。

今回の定価の半額でネット販売されていた件につきましては、民間企業の営業活動の一環として、期間、数量限定の商品であり、また、ネットに掲載することによるPR・宣伝効果を見込んだものでないかと推測するところでございます。

市としまして、本市を訪れていただくきっかけをつくっていただいていると考え、官民がさらに連携を深め、川下りに加え、例えば、食や体験メニューなどの情報を届け、滞在時間を延ばし、柳川に落ちる消費をふやし、地域経済への波及効果を高めるための取り組みを重視してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。市の見解としては指導なさないということで。そしたら、この件、終わりたいと思います。

それでは、2項目めなんです、副市長、この4月からお越しいただいておりますが、オスプレイの検討、いろんな本当に課題、本市ありますが、本当に大変な業務を毎日こなして

いただいていると思っておりますが、まず、お尋ねします。金子市長が成松副市長に期待することということで、済みません、ちょっと手短によければお願いします。

○市長（金子健次君）

私が市長に就任をいたしましてから、これまで3人の方を副市長に登用してまいりました。現在の成松氏の前任の石橋氏、その前の刈茅氏も福岡県から派遣をしていただいたところでもございます。石橋氏、刈茅氏にはそれぞれ3年間、本市のためしっかり御活躍をいただいたというふうに思っておりますし、県庁に戻られてからも要職の課長として御活躍をいただいております。成松氏も小川知事とお会いしたときもいろんな形でお願いして、このことについては知事に対しても感謝をしているところでもございます。

さて、本市では、厳しい財政状況や地域経済状況の中、魅力ある雇用の場の創出、産業の育成強化、医療・福祉の充実、安全・安心で災害に強いまちづくりなど、地域の実情に応じて創意工夫しながら行政運営を進めていくことが強く求められているところでもございます。

また、本格的な人口減少社会の危機感が高まる中、これから実施いたします地方創生の取り組みをいかに成功させるかが今後の柳川市の発展にとって大変重要になっているところでもございます。そのためには、国や県からの最新の情報を常に更新をしながら地域の特性を生かすことはもちろん、広域的視点も加味しながら取り組むことが大切であるというふうに考えております。

今回、成松副市長を派遣していただいているところでございますが、成松氏は企画・地域振興部広域振興課において、福岡県と筑後地域12市町で組織されました筑後田園都市推進評議会を担当されてあったことから、特に県南地域の実情に詳しく、また、県と柳川市の調整役として、本市の諸課題に対して的確な対応ができるものと期待をいたすところでもございます。

登用に際しましては、市行政内部からの起用や地元人材の起用など、さまざまな選択肢があるところでございますが、私といたしましては、柳川市を外から見てきた視点や、内部にいる者では気づかない、気づきにくい点を感じ取れる感性を持っておられるというふうに思っております。副市長としてその職務を担当していただくことが、業務の面だけではなく職員の意識改革にもつながり、現時点での本市行政の推進に適正であるという考えから、今回の登用に至ったところでございます。

以上です。

○6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。本当、外からの視点というと、本当に必要なことだと思っております。ありがとうございます。

それでは、次、副市長にお尋ねいたします。御自身が柳川でやりたいこと、そして、やらなければならないことということでお尋ねしたいと思います。

○副市長（成松 宏君）

御質問いただきましたので、御回答をさせていただきたいと思います。

まず、やりたいことでございます。私は、先ほど市長から御紹介いただきましたとおり、県のほうでは広域地域振興課におきまして筑後田園都市推進評議会というものを担当させていただいておりました。

評議会におきましては筑後地域全域を担当ということでございまして、その中には、細かく言えば、有明圏域、久留米圏域、八女・筑後圏域と、3圏域を包含したものであり、各市町の実情がそれぞれ違っておりまして、地理的距離感や重点施策の相違などから、企画はしたものの実施に至らなかった、そういったものもございます。

その中でも私が特にこれは実施してみたかったなというのが、シビックプライドの醸成による地域活性化というものでございます。

シビックプライド、日本語にそのまま直しますと、市民の誇りということでございますけれども、これ自分の生まれて育った地域に誇りを持ってもらう、そういった文化を目指すものでございます。日本語の郷土愛に近いものがございましてけれども、シビックプライドは、自分はこの都市を構成する一員で、ここをよりよい場所にするためにみずからかわっていくという意識を伴ったものでございます。ある種の当事者意識に基づく自負心というふうに言われております。

このシビックプライドを醸成することによりまして、市民の方々一人一人が自分のまちとの関係性、つながりを深く持っていただき、自分のまちをもっともっと好きになっていただき、自分のまちを語り、そして、誇れるような、そういった機運をつくっていくということでございます。

そして、このことを通しまして、若者の定住、あるいは一回出ていってもまた戻ってくると、将来的なリターン、あるいはそういった誇りあるまちにあこがれて入ってくる交流人口の増、そういったものが期待できるのではないかなというふうに考えていたところでございます。

そのためには、都市デザインであるとかコミュニケーションデザイン等を駆使する必要がありますけれども、実はこれは現在本市で取り組んでおります「おもてなしの心日本一」プロジェクトの中で既に実施されている部分もございまして、例えば、「おもてなしの心日本一」ののぼりとかバッジとかございますけれども、ああいったものが製作過程で地元の高校生をしっかりと取り込んでやっているというのは、このシビックプライドのコミュニケーションデザインでいういい事例ではないかなというふうに思っております。

今後は、各施策いろいろ検討する中で、このシビックプライドの醸成という視点も頭に入れながら事業展開を考えていければなというふうに思っているところでございます。

2点目、やらなければならないことでございますけれども、本年3月に合併10周年を迎え、

こととして校区コミュニティセンターの施設整備が完了いたします。これからは当施設を最大限活用し、地域に役立て、地域を元気にするため、ソフトであるとか企画、そういった面をしっかりと充実を図っていく必要があるのではないかとこのように思っております。

また、合併に伴う優遇措置が残り5年間となっております。ごみ焼却施設、火葬場、市民文化会館の建設、これをしっかりやらないといけない。また、庁舎統合や上下水道を含むストックマネジメント、その計画もやっていく必要があります。

さらに言えば、本年度は地方創生の元年であります。本市の総合戦略を策定するということはもちろん、今、並行して行っています第3次の行財政改革大綱もしっかりやらないといけないということでございます。

今、5年後の本市の姿を想像しますと、充実した公共施設、そして、新たな行政機構、さらに言えば、戦略的な行政運営、そういったものがイメージできるのではないかと考えています。

私のやらなければならないことは、5年後の姿を見据えながら、多岐にわたる事項が一つのレールに乗って円滑に進行するよう、庁内や地域関係者の方々はもとより、国や県等さまざまな場面におきまして、しっかり調整役を務めることではないかと考えております。

以上でございます。

○6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。本当にそのお言葉聞いて、大変心強く感じております。郷土愛、柳川の人は、私の考えとしては、ほかのところよりも郷土愛強いほうだと思いますけれども、より一層、それと、やはり一度出ても戻ってくるリターン、それから、合併特例債の件、ストックマネジメント、公共施設の本当これから維持管理大変かと思いますが、5年後と言わず、10年後、20年後のことを見据えて、ぜひお力を発揮していただきたいと思いますし、ただし、市長がいらして、職員の方がいらっしゃる、その狭間になることもあると思います。時にはやはり泥をかぶるじゃないですけど、そういうことも必要なときもあるかと思うので、まず、職員の方々のモチベーションを上げていただきたい、そういう点もぜひお願いしたいと思っておりますし、来年度の予算編成に当たりまして、ぜひ本当に外からの目で市長に対しても厳しく御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、済みません、ちょっと次に移させていただきます。

本会議の発言・答弁の重みについてということで、皆さん御案内のとおり、我々、こういった本会議の一般質問は年に4回しかございません。市長や教育長のお考えを伺い、意見を求める大変重要な機会、本会議でございます。市長等の御答弁は庁内のイントラネットやインターネット中継、あるいは議会だより等を通して市民の皆さんにも伝えられ、質問した議員に対してのみではなく、市民の皆様に対しても約束をするという大変重要なものである

と考えておりますが、一般質問での答弁の重みについてどのようにお考えかをお伺いいたします。

○総務部長（高崎祐二君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

本会議での発言・答弁の重みについてのお尋ねでございますが、地方公共団体は、住民の直接選挙で選ばれた首長をトップとする執行機関と同様に直接選挙で選ばれた議員の皆様による議決機関の２つで成り立っております。これら両機関の関係が円滑で、それぞれの内部運営が適切であることが、地方自治体に期待されている行政の推進に欠かせないものであると考えております。また、議会と執行部は、それぞれ住民の直接の意思に基づいて選出されていることから、対等の立場に立つものであると言われております。

このように、対等の立場に立つ議員と執行部が議会本会議において議論し、その中で発言・答弁した内容につきましては、当然のことながら尊重されなければならないことだと思っております。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。実際、年に４回、６０分のためにやはり皆さん方も質問される方はいろんなところで調査、勉強、時には現地に行っているいろんなことを調べてあると思いますし、執行部の皆さん方も御答弁に対しては本当に長い時間をかけていろんな御答弁作成、お答えいただいているかと思しますので、これからも、今、お答えいただいた言葉を改めて肝に銘じて、私も取り組んでいかなければいけないかと思っていますところでございます。

ただ１点、具体例としてお伺いしたいと思います。昨年の６月議会でＡＥＤのコンビニエンスストア等への設置についての提案を申し上げましたところ、消防長からは、要はやりますという御答弁をいただいたわけですが、残念ながら、新年度予算にも計上されていないという状況であります。質問からこれまでどのような動きがあったのかをお伺いしたいと思います。

○消防長（橋本祐二郎君）

荒巻議員の質問にお答えします。

２４時間営業の店舗へのＡＥＤの設置について御提案をいただきましたので、国、県への補助金要望や全国の事例の検討を行ってきました。呼吸や心臓が停止した傷病者の治療は一分一秒を争います。救急車が到着するまでに約６分かかりますので、救急隊員が到着するまでの応急手当で傷病者の生死が決まることもあります。ＡＥＤの使用により一人でも多くの命が助ければ、それにこしたことはありません。人の命にかかわることでもありますので、市長とも十分協議をしまして、柳川市としては夜間、休日等の空白の時間帯におけるＡＥＤ使用率向上と応急手当で普及啓発の促進を目的として、柳川市管内の２４時間営業のコンビニ

エンスストア全店に対して、市がAEDを提供し、設置をお願いすることとします。今年度中をめどに、なるべく早い時期に実施したいと考えております。

全国的にはAED設置補助をしてある自治体もありますが、福岡県内でコンビニエンスストアに対してAEDの提供をするのは本市が初めてになると思います。

なお、119番通報時にAEDの設置場所や使用方法を通報者に対し指導を行っておりますと同時に、市民に対してAEDの設置箇所の広報をホームページ掲載や応急手当講習会を通してお知らせをしております。

また、AEDの維持管理についても防火対象物の立入検査におきまして管理状況も点検しているところであります。

このようなことを継続し、今後も市民やAEDの設置してある事業所にAEDの使用方法も含めた応急手当講習等の実施を行い、普及啓発活動をさらに推進してまいります。

以上でございます。

○6番（荒巻英樹君）

これまで、若干理解の相違があったのかもしれないし、私自身もどうなったのか途中経過をお尋ねしなかったという点は、私自身ちょっと反省すべき点もあるかと思っております。

今回6月1日号の広報「やながわ」に2ページ見開きでAEDの記事ございまして、これ企画のほうに尋ねましたら、消防本部のほうから依頼があったということで、本当にこういったことを取り組んでいただくことに関しても本当にありがとうございます。

そして、先ほどの消防長の御答弁に感謝申し上げたいと思います。これにありますとおり、「あなたが救える命があります」、本当にAEDを有効活用することにより、大切な市民の方の命を守ることが可能となるわけです。

それで、市民の皆さんへの今後啓発活動、そして、講習等を継続して行っていただきまして、消防長、ぜひ柳川市を日本で一番AEDに精通したまちを目指したいと思いますが、いかがですか、目指すべきだと思います、どうかと思いますが、いかがですか。

○消防長（橋本祐二郎君）

今、荒巻議員が言われるとおり、AEDを設置しただけではなかなか使用法とか難しい面もあるかと思いますが、一回荒巻議員も講習を受けられたと思いますけど、一回受けてもらえれば、あとはもう機械が全部操作の手順を教えますので、議員の皆さんも必ずというか、一回講習を行ってもらいたい。毎月というか、今月も二十何回と講習をやっております。また、小・中学校にも出向いて講習をしておりますので、議員の皆様もぜひ一回講習をお願いします。

以上でございます。

○6番（荒巻英樹君）

1分ですけど。

それで、先ほど日本で一番 A E D に精通したまちを目指したらどうでしょうかと言いました。これまたおもてなしの心日本一につながると私は思いますが、最後に市長の所見をお伺いいたします。

○市長（金子健次君）

日本一が幾つあっても構わないと思いますけれども、一番肝心なのは、どこの場所にそれがあるかということで、全部の箇所にコンビニにはつけるということを考えたいと思っています。これの予算についても議会の御同意をぜひお願いしていきたいというふうに思っております。

それと、今、消防長が申し上げましたように、私自身も一回触ったことありますので、私みずからも、職員も全員ができるというような形とし、市民全員が触ってもできるんだということを講習をやっていきたいということで、消防署の署員に頑張れというふうに言っております。

以上です。

○議長（浦 博宣君）

これをもって、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 1 分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 2 順位、12番高田千壽輝議員の発言を許します。

○12番（高田千壽輝君）（登壇）

12番高田千壽輝です。議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問をいたします。

最近、テレビで国会中継を見ていましたら、大変驚きました。それは委員会で、これが会議かと思うような光景でした。まるで祭りでけんかがあっているのかと見間違ふほどでした。その後、委員長は首にギプスをはめて記者会見をなさっていました。委員会を見てあきれたのは私だけでしょうか。また、これを見た子供たちはどう感じたのか心配でなりません。

議員には品位を重んじるという言葉がありますが、どこにその品位が行ったのかと疑ってなりません。荒れる国会のせいで、日本各地の火山活動が活発化しているのはそのせいではないかと私は思うのであります。

また、選挙権も18歳に引き下げられ、来年の夏の参議院選挙より適用されるということで。このことで若い人たちが一層政治に関心を持ってくれることに期待をしたいと思っております。でも一方、成人の意味がなくなるのではないかと私は危惧しております。私たち世代は成人したら選挙に行けるんだという目標があって成人式とかに出席していたと思います

が、それが成人しても、もう何か目標があるのかということで成人の意味がなくなるのではないかと考えております。

質問ですが、質問に先駆けまして、この議会でも私が疑義を感じるものが多少ありましたので、一言言いたいと考えております。

もう合併して10年もたちます。執行部も議員も答弁や質問の中に、まだ旧柳川地区、旧三橋地区、旧大和地区という「旧」という名前をつけておられます。もう私はいいかげんにこの「旧」をつけなくてもいいんではないかと考えておりますけど、市長初め執行部や議長初め議員の皆様どう感じられますか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

今回の質問は、学童保育の現状とピアス跡地の活用について質問いたします。質問は自席にて一問一答で行いますので、議長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○12番（高田千壽輝君）続

今年度より市内全小学校区で学童保育が行われるようになりましたのは、これは関係各位の皆さん、また、各地区の実行委員、運営委員の皆さんのおかげだと思って感謝申し上げます。先日の菊次議員の質問と重なる面もありますので、その辺を省いて質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、19小学校区の学童保育の定数を教えていただけないかと考えておりますけど。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

学童保育所の定数とはいう御質問ですが、それぞれの学童保育所に定数を設けているわけではありません。

国は、1教室当たりおおむね40人までで、児童1人当たりの居室面積は1.65平方メートル以上という基準を示しております。

その基準の中で、各学童保育所において安全な保育を確保するという観点から受け入れ可能な人数を判断していただいているところでございます。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

きのうの質問の際に、希望者と受け入れた人数がありまして、73名が受け入れができておりません。今、説明では定数は設けていないということですけど、なぜ73名が受け入れできなかったか、理由がわかれば教えてください。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

学童保育所の児童の受け入れは、その校区の児童を受け入れることを基本にしております。そのため、学校の規模などの要因によりまして、受け入れに余裕があるところと厳しいところがございます。

児童を安全にお預かりするためには、場合によってはお断りせざるを得ないこともあるわけですが、運営委員会では、児童の放課後の家庭の状況や学年などを総合的に判断し、入所児童を決定されているところでございます。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

その受け入れができなかった73名の人たちはやっぱり本当に希望をして入れなかったと思うんですけど、その児童に対して何か対応とか対策をされたのか、お聞きいたします。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

学童保育所へ入所できなかった児童への対応についての御質問でございますが、入所できなかった73人の児童のうち、放課後に自宅に誰もいない留守家庭の児童は8人でございます。

自宅に祖父母等の家族がいる、いないにかかわらず、入所できなかった児童の対応は、基本的には保護者の工夫でしていただいております。

具体的には、祖父、祖母の協力を得ての対応が多く、放課後に近所の祖父母の自宅へ帰ったり、あるいは祖父母の家が離れている場合は、祖父母が児童を迎えに来るなどして対応をしていただいているところでございます。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

国はある程度の基準を決めて、市は定数を設けていないという答弁もありました。そこで、各施設の違いがあると思いますけど、その判断は各施設に任せてありますということですけど、現在、各施設の受け入れ人数を19施設全部教えてください。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

各学童保育所の受け入れ人数につきまして、平成27年5月1日現在の状況でお答えいたします。簡単に学童名と人数だけでお答えさせていただきます。

まず、柳河校区35人、城内33人、矢留34人、東宮永34人、両開37人、昭代第一37人、昭代第二36人、蒲池は2クラスありまして、それぞれ29人と28人の合わせて57人、皿垣が13人、有明16人、中島36人、六合26人、大和33人、豊原26人、藤吉は2クラスございます、それぞれ26人と24人の合わせて50人、矢ヶ部26人、二ツ河32人、垂見31人、中山13人。

以上でございます。

○12番（高田千壽輝君）

今の定数、一応わかっていますけど、国の基準による40名以下のところはかなりあって、なぜ8名が両親がいなくて、近くのおじいちゃん、おばあちゃん、また、遠くのおじいちゃん、おばあちゃんに放課後見れるような体制で、本当にこういう判断でよかったかと思ってですね。私、まだ受け入れが可能じゃないかなと思って、今の人数をお聞きしました。

やっぱりこれは各実行委員会に任せてあるということで、市として何らかんら、いや、も

う少し受け入れができなかったんですかとかという助言とか、そういうことはできなかったか、その辺をお伺いします。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

本年度におきまして、20人のお子さんをお断りしているといった学童もございました。私たちが見ますに、施設的には余裕がございますので、あとは安全な保育といった観点からの断りだろうとは思いますが、その学童保育所につきましては協議をお願いしたところでございます。現状では変更にはなっておりませんが、取り組みはいたしております。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

完全に受け入れの判断は各運営委員会に任せてあるみたいですね。かなり各委員会もメンバーというのはほとんどその地域の代表というか、各種団体とか、そういう方たちで構成されると思っているんですね。だから、結構、皆さん知っている人たちが多いんですね。何でうちの子供を受け入れてもらえなかったとかですね。やっぱりじかに苦情が来る可能性がいっぱいあるんですよ。そういう苦情は来ていないのか、ちょっとお伺いしますけど。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

保護者からの苦情が運営委員会の役員さんにあっているかという御質問ですが、入所できなかった児童の保護者から、入所の選考基準や入所できなかった理由など、かなり詳しく尋ねられることもあるというふうに聞いております。

また、何とか入所できないかといったことでの御相談もあっているというふうに聞いております。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

課長が答弁されたふうに、やっぱり共稼ぎしている家庭は安心して仕事ができるように、何とか学童保育で受け入れていただきたいというのが本当の心だと思って、やっぱりそういうことをつい言って、もし受け入れがなかったら仕事をやめなくちゃいけない、また、パートだったら早い時間に切り上げて帰ってくるという、そういうような状況に陥ります。

これはあえて市長に聞きますけど、73人のうちに8人はおじいちゃん、おばあちゃんが近所にいて、また、遠くで面倒見てあげていますが、市長はおもてなし日本一を掲げてありますので、こういう対応で本当によかったのかどうかをお聞きしたいんですけど。

○市長（金子健次君）

市長に就任する前に、公約の中で全小学校19小学校に学童保育所をつくるということを掲げてきました。今回、地元の皆様の御協力によりまして、19校区で全てできました。あとは、今、田中課長が申し上げましたように、若干そういうはみ出した分というか、入所できなかった分、中には、今言われた8人の中に保護者がいないという家庭においては非常に申し

わけないなというふうに思っております。

放課後の留守家庭の児童をお預かりする学童保育事業は、核家族がふえまして、共働き家庭が増加する中、保護者が安心して働くためにはなくてはならない事業であるというふうに思っており、私も公約の中に上げてきました。本市といたしましては、子育て支援事業の一つの大きな柱でありますし、位置づけとして今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

しかしながら、現状では子供たちを安全に預かるため、一つの安全保育ということの立場だと思いますけれども、各学童保育所におきましては、苦渋の決断で一部の児童については入所をお断りされている状況でもございます。いろいろな形で私どもに相談があります、何とかできないかということでございます。そのような子供たちの対応につきましては、留守家庭の保護者の工夫に任せるのではなく、本市としてしっかりと対応をとっていく必要があるというふうに私自身も認識をいたしております。

学童保育所は児童にとっても適切な遊びや生活の場として大変有意義なものであるというふうに思っておりますし、今後、留守家庭の希望する全ての児童が入所できるように施設の充実や指導員の確保のため、私も十分な検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

本当に充実して、安心して働ける環境をつくっていただきたいというのが私の本当の願いですね。そういうことによって、定住化促進にもつながっていったら、流出も少なくなるかと思っております。

次に質問しますけど、ことしの年度当初に、学童保育を7時までの延長の方針が出ておりますが、実際7時までしてある施設があるのか、お伺いします。もしあったら、その数を教えてください。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

現在、各学童保育所運営委員会の会長で組織する学童保育所連絡協議会などにおきまして、午後7時までの時間延長について協議をいただいている、そういう段階でございます。そういうことですので、現時点では午後7時までの保育を行っている学童保育所はありません。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

これはたしか二、三年前に5時半から6時までの延長をしたと思うんですね。また今回7時までということになっておりましたけど、実際保護者の声はどうなっておりますかね。望む声とか、そういうのがどういうふうな状況か、教えてください。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

保育時間については、確かに午後6時半までや午後7時までの延長をお願いしたいという

保護者の声はだんだん多くなってきています。学童保育所に直接そのような要望を出される保護者もいらっしゃるようですし、市に対しましても電話やメール等での要望がっております。

延長保育を希望する正確な児童数は把握しておりませんが、増加傾向にあるものと感じております。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

年々、何か7時まで延長保育を望んである保護者の声は多くなっているようですが、この延長するのはそう難しくないんですが、延長するにはただ問題が多々あるんですよね。まず一番大切なこと、指導員の確保です。私も運営委員会のちょっと一つのメンバーになっておりまして、やっぱり皆さん一番心配して何してあるかといったら、指導員の確保が一番問題になっているんですよ。ここで私の考えもありますし、指導員さんを募集するに従って、市は何かもう各施設に任せ切りみたいな感じがするんですよ。皆さんにちょっと探してくださいと。実際、皆さんのもう個人的に相談に行って、頭下げて、指導員になっていただいたというのがほとんどなんですよ。そういうことをもう少し市の協力体制が欲しいなというのが私の感じるところでありますけど、指導員の確保に対して、市はどのような対策をとってあるか、お聞きいたします。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

議員御指摘のとおり、現在の指導員の確保は、地元の学童保育所運営委員会の会長や役員、あるいは指導員などに御尽力をいただき、それらの方からの御紹介や勧誘で必要な指導員を何とか確保されているというのが実態でございます。

市としましては、定期的に広報掲載による募集の告知などを行いまして、指導員の確保を図っております。しかしながら、応募者が少なく、十分な確保には至っていないというのが現状でございます。効果的な募集について一層の検討をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

定期的に募集をされているということですから、昨年1年でいいです、実際、募集されて、実績、何人ぐらいが応募されたか、その実績をお伺いします。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

応募者の人数は8人でございます。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

昨年1年間で8人の応募があって、この人たちは全員決まったんですか、どうですか。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

残念ながら、全員は決まっておりません。お二人ほどだったと思います。（「８人のうちに２人」と呼ぶ者あり）２人が採用にならなかったとっております。（発言する者あり）ほかの就職がその後決まったという状況等で採用にならなかった方もいらっしゃいます。少なくともそういった方が２人はいらっしゃるということです。

○12番（高田千壽輝君）

私もよく指導員さんと話して、指導員さんの報酬とかも聞いておりますけど、私が思うには、きのう、菊次議員もおっしゃっていましたが、指導員さんたちの処遇改善を早急に行わないと、このままだったら指導員の確保は無理だと私は思うんですよ。ちなみに報酬金額は、主任児童員で時給１千円、ほかの指導員さんは時給800円ですね。これは福岡県の最低賃金の727円よりも少し高いだけ。本当に責任ある立場で指導なさっている方たちに対して、私は非常に少ない金額と思うんですよ。

私、ちょっと調べたんですけど、新採の市の職員あたりが150千円ぐらい給料をもらっていると、１時間残業したら、残業手当は1,200円ぐらいつくという情報も得ています。その辺から比べると、ああ、指導員さんは大変だな。まず、この辺を改革していかないと、指導員の確保は無理だと思うんですけど、その辺に対して市の考えをお願いいたします。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

議員御指摘のとおり、指導員の１時間当たりの単価は１千円、800円といったこととなっております。また、勤務時間が平日の場合は午後２時から午後６時までの４時間の、しかもその中の範囲内といったことで大変短くなっておりますので、収入が低いという状況にあります。このことは指導員確保の困難性につながっているものと思っております。

指導員の皆さんは、収入が少ないにもかかわらず、子供たちのために一生懸命頑張っておられます。市としましては、指導員のモチベーション維持や必要な指導員の確保のため、指導員の処遇の改善に向けて検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

指導員さんの確保、やっぱり報酬の問題、これはもう改善は早急にさせていただかないといけないと思っております。

ちなみに、また、全額、市で時給を上げるということもかなり無理があると思うんですけど、また、私はちょっとお聞きしたいんですけど、保育園で延長保育を希望されて延長されている保護者がいらっしゃると思いますけど、普通の一般の保育園で延長保育をした場合には負担金かなんかあるんですか。その辺をお聞きます。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

保育園の場合、午後６時から７時までの延長保育に対し、１回100円の延長保育料をいただいております。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

1回100円ということは、25日利用して月2,500円ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）私が思うには、今の学童保育の保育料2,500円で間違いないでしょうか。それ確認です。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

学童保育の保育料は2つに分かれております。育成料として2,500円いただいております。また、間食代、おやつ代として1,500円いただいております。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

その2,500円は近隣市町と比べたら大変安いんですよ。それは市長は考えて安くしてあるかもしれませんがですね。この安さゆえに指導員さんに負担がかかっているんですよ。逆に言ったら。どっちを立てたらどっちが立たずとなりますけどですね。

正直言って、前回、5時半から6時まで延長したときに、やっぱり若干上げるべきだったかなかったのかなと私は今思うんですよ。今後の課題として、合わせたら4千円と言いますけど、1,500円は実際おやつ代ですからですね、それは料金に入っていないと私は思うんですよ。だから、本当に2,500円が適正なのか。普通のときはいいですよ。普通のときというか、学校があっているときは。それは1年生でやっぱり2時ぐらいから来て6時ぐらいまでの4時間ぐらいですけど、これが土曜日、長期休みにかかると、8時から6時までなんですよね。今、預かっているのが。10時間ですよ。5日間預けたら40時間。1カ月で計算したら、40時間の4週間分でも160時間。その時間が2,500円で適正かということを私は考えると、はあ、本当に安いと思うんですよ。その辺を本当に見直して行って、やっぱり少しは保護者の負担がふえるかもしれないですけど、安心して任せられる運営をするためには保護者の負担も必要じゃないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○市長（金子健次君）

ことしの4月から皿垣ができて、全小学校区できたわけでございます。いろんな問題、諸課題がありました。延長保育の問題、延長時間の問題等につきましては、確かに今、福岡県の最低賃金等と同じぐらいの金額じゃないかということで薄給で、使命感を持って頑張っておられるかなというふうに私は思っております。これについては受益者負担の保護者負担の改定含めて、今後、検討して、そうした人たちの人件費についても少しアップしなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いしておきます。

○12番（高田千壽輝君）

私もよく仕事とか手伝いとか行って、本当にきつい仕事があるんですよ。ああっと言うてですね。そのきつい仕事は何で忘れられるかち、お金もらったら忘れられるんですよ。だ

から、本当に大変な仕事をなさっているんなら、それに見合う報酬を上げなければ、いつまでたっても、済みません、皆さんの御負担でお願いしますと言うても、長続きしないんですよ、指導員さんたちは。もう本当に私、限界ですと言ってやめられるときに、引きとめる方策がないんですよ。やっぱりある程度、きのう菊次議員も言われたとおり、ある程度の保障、そういうものをしっかりつくってあげて、指導員さんの身分の保障もしてあげて、そういうことをしなければ、長くこの学童保育はつながらないと思いますので、その辺は早急に、年度途中からはできませんとかという回答もあるかもしれませんが、私は年度途中からでも改正はしていいと思うんですよ。

もう1つ関連としてお聞きしますが、この19施設に市が補助金を出してあると、補助金というか、運営費の補助金を出してあるんですけど、これは受け入れる人数に対してですか、それとも、この施設の広さに対して支給額を決定されているか、その辺をお聞きいたします。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

学童保育所の運営委託料につきましては、教室数を基準にお支払いをいたしております。具体的には、学童保育時に配置しなければならない2人分の指導員の人件費と光熱水費、施設使用料、それから、労働保険の事業主負担金などの合算額ということでお支払いをいたしております。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

何かその広さ、施設の広さ、教室だけじゃなくて、私は受け入れた体制に対して補助金をやるべきじゃないかと思うんですけど、その辺に関して、やっぱり広さも大切ですけど、受け入れた人数、だったら、施設は広くても人数を少なく受け入れたら補助金いっぱいもらえるやっかというような変なごまかし方ってはいけませんがですね、そういう傾向になったらいけませんので、やっぱり受け入れた人数に対しての補助金をやるべきじゃないかと私は思いますけど、その辺についてどうでしょうか。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

現在の委託料は、学童を運営するために通常必要な費用ということで支払いをしております。入所児童数に応じて委託料に差をつけるとしますならば、児童数が多いところは必要な額よりも多い金額を支払うことになるかと思えます。児童数が少ないところについても最低額は保障することになりますので、そういうことになるかと思えます。そうした場合、児童数が多いところは余剰金が出るということになります。その余剰金については、遠足であるとか、お楽しみ会であるとか、各学童の自主事業に充てられるのではないかなというふうに思います。人数が多い学童については、そういった自主事業に充てるお金が市のほうから出る、少ないところはないといったことになると、それについても不都合があるかと思えますので、運営委託料については現行どおり、その学童を運営するに足る経費というこ

とでお支払いをしたいと思います。確かに議員おっしゃるように、定額にしておりますと、受け入れ人数を減らしても同じ金額が来ますので、受け入れをよりしていただくという観点からは好ましくない部分はあるかと思いますが、その点については各学童としっかりと協議をしながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

その受け入れ人数だけを基準にしろというんじゃないんですよね。広さとか、そういうことも懸念して、その中でも一つの枠として、国保もそうでしょうが、資産割とか平等割とか入っているように、その辺でちょっと知恵を使って、受け入れ人数に対してプラスアルファをつけるとか、そういうことはできると思うんですよ。だから、その辺を再度検討していただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

入所児童が多い学童、少ない学童ございますが、多い学童につきましては、先ほどの2,500円の育成料が多く入ることになります。そういったところで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

私は、その余剰金で指導員さんの報酬を上げることができるという考えもあるんじゃないかという一縷で言っているんですよ。だから、余剰金が出るとか、出ていいじゃないですか。正直言って、土曜日8時から6時半までの受け入れと言いますが、指導員さんたちは7時半にはもう来ているんですよ。8時にしっかり子供たちは来るから。帰りも6時と言いますが、中には父兄の方がいろいろ都合があって6時ぴしっと迎えに来ない人たちもいて、6時半とかまで実際施設にいらっしゃるんですよ。そういう方たちは、ほとんどサービスですよ。いつまでもサービスに頼っちゃだめでしょうが。だから、そういう余剰金からその辺の前後の1時間分の報酬をしっかりと与えたらいいじゃないですか。だから、私はそういう提案をしているんです。その辺についてどうでしょうか。

○市長（金子健次君）

高田議員の本当の質問の狙いというのは、指導員の処遇改善ということでございます。いろんな意見を言われておりますけど、総合的にいろいろ判断をして、改善できるような形を今後検討していきたいというふうに考えます。

○12番（高田千壽輝君）

そういうお約束をいただいたので、次の質問に移らせていただきますけど、先ほど各施設の受け入れ人数を聞きましたら、もうあと少しで40人以上になるということで、かなり今、2教室あるのが蒲池と藤吉だけですね。ほかの校区でも2教室に拡張する時期が来ていると

思うんですね。それで一番問題になるのが、小学校の空き教室の状況なんですけど、空き教室の状況はどうなっておりますか、お伺いします。

○学校教育課長（武田真治君）

市内の小学校の空き教室の状況ですが、本年度の調査では1校6教室が空き教室となっております。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

19小学校のあるうちに、たった1校だけですか。そこを確認して、もしよかったら、その小学校名も教えることはできませんでしょうか。どうでしょうか。

○学校教育課長（武田真治君）

調査では空き教室は1校となっております。小学校は中島小学校です。

○12番（高田千壽輝君）

私は、その報告に対して大変疑念を感じるんですよ。これはあえて教育長にお伺いしますが、空き教室の定義は少しあると思うんですけど、その辺の定義についてちょっとお答えをお願いします。

○教育長（日高 良君）

高田議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、少子化に伴いまして、各学校におきましては、いわゆる何年何組という教室、それから、理科室とか、家庭科室とか、そういった特別教室以外に空き教室というのがここ近年ふえてまいってきております。そういった状況の中で、それぞれの学校におきましては、施設の有効活用をやはり校長を中心に工夫をしている現状がございまして、空き教室をいかに有効に使って教育活動を効果を上げるかという努力もしておるところでございます。その結果として、ある空き教室は年間、例えば、毎月1回とか、数回とか、ある空き教室は週に何回とか、ある空き教室は毎日どこかの時間で使っているという状況がございます。

定義ということでございますが、一応教育委員会といたしましては、年間を通して全く使わない教室を空き教室、そして、いわゆるさっきちょっと例を挙げたような有効活用をしながら使っている、いわゆる以前は空き教室だったという教室を余裕教室というようなことで使い分けているところでございます。

先ほどの課長がお答えいたしました空き教室は、空き教室という調査をいたしまして上がってきた数ということで御理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

その定義もよくおっしゃる意味もわかりますけど、この空き教室の調査に関しては、ただ

聞き取りだけですか。それとも、実際、実態、今そういう余裕教室の使い方に関して年に何回とか使われているとか、そういう実際調査はされたのか、お聞きします。

○学校教育課長（武田真治君）

調査につきましては、空き教室は幾つあるかについて各学校に対して文書で依頼し、文書で回答をいただいた結果でございます。

年間を通して何時間とかいうことについては、その調査では詳しい定義については示しておりません。

○12番（高田千壽輝君）

では、もう完全に聞き取り調査だけでこういう判断をなさって、ここで答弁されているということで理解してよろしいでしょうか。

○学校教育課長（武田真治君）

その調査につきましては、詳しい調査、年間の時間まではしておりません。

○12番（高田千壽輝君）

だから、私はこれ本当に疑義を感じておりまして、中島小学校だけが6教室余っているということで、これは私も実際、中島小学校の校長、内藤校長よりもお伺いしております。

私は、中島小学校の施設に関しては、一番多いとき19教室あったときの施設なんですよ。現在7教室、7クラス、19クラスから7クラスであって、6教室余っていますよというのは当然だなと思っているんですよ。

この例にとりますと、豊原小学校18クラスあったんですよ。現在6クラス。で、空き教室がない。大変矛盾を感じるんですよ。

これは私が所属します所管委員会でも調査権限がありますので、委員会のほうでしっかり調査をしていきたいと思います。その辺をよろしく願いしておきます、教育長。

○教育長（日高 良君）

今、御指摘の件についてお答えをいたします。

先ほどから課長もお答えしておりますように、今回、答弁に使わせていただいた資料は、書類による空き教室の調査結果を申し上げたところでございます。昨日から菊次議員の御質問でもお答えしてきましたように、今後、関係各課と学校との連携をさらに図ってまいりますという考えを申し上げたところでございますので、教育委員会といたしましても、先ほど説明をいたしました余裕教室を、例えば、学童に使えるような可能性があるかというような調査を至急行いたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○12番（高田千壽輝君）

国が、この児童法改正によって、学童保育の範囲を、今、小学3年生から6年生まで広げようというようなことを言っておられますけど、それに対して市の対応はどうされますか。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

本年４月から新たな子ども・子育て支援制度が始まりました。この新制度の施行のため、児童福祉法が改正されまして、議員おっしゃいますように、これまでおおむね10歳未満とされていた学童の対象年齢が小学生児童全員ということになりました。

ただし、これは小学６年生までを受け入れる義務を課すものではなく、あくまで受け入れる対象が広がったということでございます。

本市の現状では、６年生までの児童、希望者を全て受け入れるだけの施設や指導者が確保できておりません。したがって、今年度は低学年から優先的に入所をしていただいたところでございます。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

これは義務ではなくて、ある程度の方針を示されただけで、柳川市ではとてもじゃないけど、６年生まで拡幅するという余裕はないということではよろしいでしょうか。その施設の状況にもよりますけどですね。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

希望する児童があれば、受け入れるように努力するべきだと思っております。先ほどから話がっておりますように、施設の拡充についてもその分について検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

結果的に73人ぐらいを受け入れていないんですから、多分現実的に６年生まで拡幅して６年生が希望したら、多分切られると思うんですよ。これ現実でしょうが。そのためには教室数をふやさなければ、受け入れはできないんですよ。あと指導員の確保ですよ。この２点が一番問題ですから、その辺を早急に解決しなければいけないと思っております。

また、新たに学校の敷地内に学童保育のために施設をつくるということはかなりの金額がかかります。できれば、空き教室を転用してもらったほうが一番経済的にも効果があると思って、私は空き教室のことをいろんなことできょう質問させていただきました。

また、私は委員会で東京都のほうの小学校に視察に行ったら、その小学校には、名前は学童広場ということで、学童保育でもない子供たちが放課後自由にそこで過ごせるような場所を提供しており、また、地域のお年寄りも集える場所を提供してあったんですよ。ああ、これはいいことですねと思って、よくこういうことを柳川でもしたいなということで委員会でも言ったら、やっぱり何か委員会でも私感じるの、福祉と教育の壁、何か見えない高い壁があるようで、なかなか協力体制ができないのかなと思っておりますけど、もうそういう時代じゃないと思っているんですよ、私は。だから、今後、教育と福祉の枠を外して、そう

いうことができるようにしていく時代がもう来ていると思うんですけど、その辺に関して市長どうでしょうか。それは市長が答えんなら。（発言する者あり）

○市長（金子健次君）

違うことを考えていましたので、済みません。

もう4月1日から発足しました法律の改正に伴いまして、第1回目の総合教育会議を開催いたしました。その中において、教室の問題についても日高教育長のほうが余裕教室についての定義についてお話がありましたし、全ての希望される、子育て環境がいいような形というのは柳川市にとっては子育てのまちとして掲げておりますので、そういう面を含めて、いろんな御助言をいただきましたけど、いろんな総合的なことを教育長と協議をしながら進めていたきいというふうに考えております。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

私がこれを何で言うかということ、これはもう私は国保関係にもひっかかってくると思うんですよ。年々、柳川市の医療費は高くなっております。今議会で提案してあります。税率も改正しているけど、この改正で本当に追いつけるのかというのが私の実際の考えで、これ以上また医療費は負担が多くなったら、またすぐ、また医療費上げにやいかんとかと、また皆さんから、また高うなっとかんとしか我々議員は苦情が殺到するわけでですね。

何でこういうことを提案するかということ、介護支援を受けないひとり暮らしのお年寄りが家にずっと閉じこもっていたら、やっぱり早くぼけるんですよ。やっぱり人と接する、そういうことが必要だと思うんですから、そういう人たちがお茶飲みながらも集って話をする、それによってぼけ防止になる、また、そういうところに子供たちが遊びに来る、子供たちの元気なパワーをいただく、年寄り元気になり、また、お年寄りの知恵を子供たちがもらうこともできる、私はいいことかなと思うんですよ。だから、本当にこういうことを早急に調査研究されて実践できるようにしていただきたいと思うんですけど、その辺は福祉課もありますし、学校教育課のほうとの兼ね合いもありますけど、お互い、教育長、また再度御答弁をお願いします。

○教育長（日高 良君）

お答えいたします。

先ほどの市長の答弁でも触れられたところでございますが、新しい新教育委員制度が本年度から動き始めているところでございます。その中で総合教育会議という新たな組織が編成されまして、本年度から柳川市の教育大綱を作成して教育の充実を図っていくと考えているところでございます。

そういった中で、関係各課も出席をしての協議も予想されますので、そういった中で御指摘の点、十分協議をさせていただいて、御指摘の教育と福祉との壁を少しでも低くなるよう

に努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（高田千壽輝君）

本当に前向きな検討をしていただくということで、よろしく願いいたします。これによって柳川市が助かることもいっぱいありますのでですね。

あと残り時間が15分になりましたけど、次の質問に行こうと思っておりますけど、とてもじゃないけど、15分で質問ができるような内容じゃありませんので、せっかく答弁を用意していただいておりますと思いますが、とても15分では質問ができませんので、次回に延ばしますので、よろしくお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（浦 博宣君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、7番熊井三千代議員の発言を許します。

○7番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

本日は3項目について質問させていただきます。

では、早速、最初の質問に入らせていただきます。

本市の消費者行政の強化についてお尋ねいたします。

近年、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い、若者から高齢者まで幅広い年齢層で消費者トラブルや被害に巻き込まれる問題が後を絶ちません。一度被害に遭うと、経済的苦痛のみならず、心身ともに大きな苦痛を背負うことになります。市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのためにも、本市においてもさらなる消費者行政の推進に積極的に取り組んでいただきたいと要望するものであります。

発表によりますと、平成26年の特殊詐欺全体の認知件数は、前年に比べて約1割、被害総額は約2割増加しております。被害総額は、振り込め詐欺が約380億円、振り込め詐欺以外の特殊詐欺が約186億円で、合わせて約566億円となっております。これは初めて被害が500億円を超えた過去最悪を更新した額になります。

福岡県においても、ことしだけでも既に被害額が10億円を突破し、昨年の5月末と比べ、

530,000千円以上オーバーし、過去最悪であった昨年の2倍のペースで被害がふえ続けております。本市においても、各地で多発する被害の現状を踏まえ、特殊詐欺から市民を守るため、相談体制の充実や被害の未然防止に積極的に取り組んでいく必要を痛感しております。

そこで、お伺いいたします。本市の特殊詐欺に関する被害状況をお聞かせください。

壇上からの質問はこれで終わり、引き続き自席より質問させていただきますので、よろしくお伺いいたします。ありがとうございました。

○商工振興課長（古賀和明君）

熊井議員の質問にお答えいたします。

熊井議員の御指摘のように、オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺などの特殊詐欺が全国で急増いたしております。平成26年度における特殊詐欺の被害額は、全国で566億円、福岡県では272件の1,291,880千円、柳川市においては4件の28,000千円であります。ことしになりまして、福岡県では昨年の2倍のペースで急増をいたしており、柳川市における平成27年1月から5月までの被害額は、2件の780千円というふうになっております。

以上でございます。

○7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。こういうのを単純計算するものではないかと思えますけれども、ただいま答弁によりますと、福岡県で272件の約1,290,000千円であるということならば、単純計算して、大体1件につき約4,700千円の被害になります。福岡県は市町村が60あるので、272件の被害を60で割ってみると、やはり1自治体に対して4.5ぐらいの被害、また、被害総額を全市町村で割ってみると、21,000千円ぐらいになるかと思えます。その中で、本市が26年度4件で28,000千円の被害があったということは、1件につき約7,000千円の被害に遭われているということになります。4件と聞くと、非常に何か少ないなという感じはするんですけれども、額として28,000千円の被害というのは非常に驚きましたし、やっぱりこれ以上、市民を被害に遭わせないような対策の強化が喫緊の課題であるということをひしひしと痛感いたしました。

そこで、ちょっとお伺いいたします。

本市には気軽に市民が相談できる環境整備として、平成24年度からみやま市と広域で消費生活センターが開設されております。消費者行政の充実に取り組んでおられると思いますが、そのセンターの相談員の体制とか相談件数、また、消費者の詐欺やトラブル防止のための活動内容をお聞かせください。

○商工振興課長（古賀和明君）

今、熊井議員のほうから消費生活センターの体制、また相談件数、そういったものについて御質問がありました。まず、消費生活センターの職員体制でございますけれども、相談に対応する消費生活相談員2名を配置いたしておりまして、センター長には私、商工観光課長

が兼務をいたしております。次に、平成26年中の相談件数につきましては、電話相談件数が497人、来所相談が215人、延べ対応件数が3,057件であります。平成25年度と比較しますと、約2割程度増加をしておると、そういう状況でございます。

次に、消費トラブル防止のための活動につきましては、チラシの配布や公民館などに出向いて出前講座を行うなど、啓発活動に努めているところでございます。

以上でございます。

○7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今お聞きしますと、相談件数が電話では497件、来場者では210件、約710件ぐらいの年間相談があっている。対応延べ数が3,057件というふうにお聞きいたしました。ということは、1人の相談の方が1回の相談では終わらないケースが非常に多いんじゃないかなというふうに感じました。やっぱり1人の方が1回の相談で終わらないということは、相談内容も複雑になってきているのかなというふうに推察されますけれども、先ほど相談員の専門というか、2名相談員として配置しているというふうにおっしゃいましたけれども、その2名の相談員さんは、今からはこれからも相談内容はだんだん複雑になってくるし、やっぱり専門知識が必要になってくる場合も多いと思いますけれども、その2名の相談員さんは、しっかりした知識を持った方が配置されているのか、お聞きしたいです。また、相談についても、とにかくゆっくり時間をかけて相談に乗っていただきたいし、二度とトラブルに巻き込まれないような対応をしていただきたいと思います。また、消費センターだけでは解決できなくて、警察やいろんなところと連携して問題解決に取り組まなきゃいけないケースもたくさんあると思います。センター長に商工振興課長が兼任されておられるということなんですけれども、この相談の件数からして、相談員さんの増員とかは必要ないんでしょうか、お聞かせください。

○商工振興課長（古賀和明君）

今、熊井議員のほうから専門の相談員が配置されているのか、また、相談員の増員は必要かということ、2点についてお尋ねがございました。現在、配置しております相談員につきましては、柳川・みやま消費生活センターの生活相談員2名につきましては、消費生活専門相談員資格というものを有した専門職員であります。それと、相談員の増員につきましては、今の現状の段階を踏まえながら、それと今後のセンターの相談件数、そういったものを見ながら、増員につきましては検討していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今の現状では何とか頑張れるということなんですけれども、しっかり見分けをしていただいて、適切な相談体制の環境整備をこれからもっていただきたいというふうに思います。

先ほど電話相談が約500件というふうにお聞きいたしましたけど、ちょっとお伺いいたします。身近な方が、電話相談は本当に身近で気軽にできる被害の未然防止に非常に役立っていると。今後も私もどんどん市民の皆様に利用していただきたいと思います。電話相談のことについてですけれども、例えば、金銭を要求された電話があり、怪しいと思い、消費生活センターへ電話相談しようと思ったけれども、その相談をしたときに個人情報を知られたら言いたくないとか、知られるのが恥ずかしいとか、また、匿名の相談でも対応してくれるのだろうかなどと悩んで相談をためらうケースもあるようでございます。そういうことです、相談の対応についてお聞かせください。

○商工振興課長（古賀和明君）

先ほど電話相談は匿名とかそういったものでもいいのかというお尋ねがございました。このことにつきましては、個人情報を聞かれたら言いたくないと。匿名の相談でも対応してくれるだろうかと悩み、相談をためらうケースもあるようだ、という市民の声をお聞かせいただきました。消費生活センターは、どんなささいなことでも相談に応じておりますし、匿名の相談でも対応いたしておりますので、市民の方には気軽に御利用していただきたいと思います、そのように思っております。

以上でございます。

○7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。よくわかりました。本当に意外とちゅうちょされて悩んでおられる方もいらっしゃるの、きょうは本当にその中身を聞かせていただいてよかったと思います。本当に市民の方にもこういう相談がとられた窓口が柳川市にはしっかりありますので、これからも大いに利用していただきたいと思いますところであります。

被害状況や被害防止策の対策について、お伺いいたします。

また、今まで質問の中で答えていただきましたけれども、今後も特殊詐欺の手口はいろいろ変わってくると思います。まだまだ多くの被害が出るのが懸念されますけれども、センターとして今以上に被害防止策について取り組まれているところがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○商工振興課長（古賀和明君）

特殊詐欺に対してのさらなる被害防止策についてのお尋ねがございました。

今後、特殊詐欺につきましては、さらに巧妙化、悪質化するということが懸念されるところであります。被害に遭ったほとんどの人が、まさか自分が被害に遭うとは思わなかったと言うそうであり、また、自分はだまされるはずがないと思っている人ほど警戒心が薄くなって、被害に遭う可能性が高まると、そのように言われております。このことから考えますと、特殊詐欺の被害防止策としては、特殊詐欺の手口や対処策等についての啓発活動がより重要になってくるのではないかと、このように考えております。

具体的な啓発活動といたしまして、今現在、毎月、市報の1日号に半ページの欄を用いまして、消費者トラブルの事例を掲載いたしております。また、今度の7月1日号の市報では、特殊詐欺についての特集を2ページにわたり掲載する予定にいたしているところでもあります。さらには、啓発活動について、公民館など、地域に出向いての講座をより積極的に行っていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。積極的にどれだけ取り組んでいただいても、し過ぎるということはありませんし、本当にいろんな手口がありますので、今後ともしっかり被害防止の対策を講じていただきますよう、よろしくお願いいたします。

ここで、ほかの、もう1問、今までお聞きしておりますと、被害対策についていろいろ講じられているようですが、ほかの自治体の御紹介をしてみたいと思います。

ほかの自治体でも、特に被害に遭った割合の多い高齢者を悪質な電話詐欺から守るために、消費者行政の充実を支援する国の地方消費者行政推進交付金というものを活用されて、「通話内容は犯罪被害の防止のため自動録音されます」との音声で警告する自動警告つき通話録音装置や、過去に詐欺事件に遭われた番号や不審な電話番号からの着信を自動的に判断して、危険度を知らせるランプが点灯するなどの機能がついた装置を、あらかじめ公募しておいた市民モニターの対象者へ無償で設置して、効果検証する取り組みを始めておられる地域もあります。

ちなみに、この事前警告つき通話録音装置があると、消費者庁が行った高齢消費者の二次被害防止モデル事業では、悪質な電話が10分の1に減少したという結果も出ているようです。また、被害の対象は高齢者だけではなく、自分は絶対にだまされないと、たかをくくっている方も被害者になるケースも多く、とにかく金に関する電話があったら相談する、少し考える、思い込まないなどと注意のアンテナを高くしていただくため、人が集まる行事には進んでチラシを配布されているところもあるようです。また、さらに、だまされない教育の徹底を推進するために、消費教育の担い手づくりとして、地域の見守り活動や啓発活動を行う住民ボランティア、消費生活サポーターをより多く育成するため、講座を開催されてある地域もあるようです。ちょっと駆け足で紹介いたしましたけれども、本市でも検討されたいかがかなと思います。御見解をお聞かせください。

○商工振興課長（古賀和明君）

今、熊井議員のほうから、他自治体の防止策のことですとありますが、また、住民ボランティアのことですと、そういったことについてお尋ねがございました。

今現在、消費生活センターでは、これまで消費者行政活性化基金というものを活用いたしまして、消費者被害を未然に防ぐための啓発グッズを作成し、消費者の皆様に配布をしてき

ました。ことは電話の受話器をとればすぐ目につくようにということで、ポップアップカード、飛び出すカードと、こうしてこうするんですけれども、そういうものをグッズを作成して、6月に民生委員を通じて要援護者に配付をしたところでございます。また、消費者被害を未然に防ぐためにも、先ほども申しましたように、啓発活動の推進の強化をしていくこととあわせて、地域で見守る体制を構築していくということは本当に有効であろうと思います。このことにつきましては、平成26年6月に消費者安全法が改正をされまして、消費者被害を防ぐために消費生活センターや地域の関係者が連携をしました消費者安全確保地域協議会、見守りネットワークを組織するということが可能になりました。消費者安全確保地域協議会については、今後の検討課題と、そういうふう考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。先ほどネットワークという言葉が出ました。これからの課題とおっしゃいましたけれども、このネットワークづくりとなると、本当に地域の皆様に御尽力いただき、本当に御苦労かけると思いますけれども、今、市民の安全・安心の暮らしを守るためには、やはり社会全体が結束して封じ込める以外にはないと強く感じております。どうか検討していくというふうな答弁でございましたけれども、早急な組織づくりを要望しておきたいと思います。

最後になりますけれども、市といたしましても、こういうふうにも多発する振り込め詐欺など、特殊詐欺やネットなどの消費トラブルへの対策の強化に向けた柳川市の姿勢が見える形にするためにも、消費者行政基本方針を策定し、その方針に基づいて消費者の安全・安心の確保を目指し、消費者行政の充実を図っていかれたらいいかなと強く思うところでございますけれども、御見解をお聞かせください。

○商工振興課長（古賀和明君）

先ほど消費者行政基本方針を策定してはどうかというお尋ねがございました。平成24年4月に消費生活に関する身近な窓口として、柳川・みやま消費生活センターを開設しまして3年が経過いたしました。この間、センターに対する市民の認知度も高まってきたと認識をいたしております。消費者にとりまして、さらに身近なセンターとなりますよう、努力をしていきたいと、そのように考えているところでございます。先ほど言われました消費者行政基本方針の策定につきましては、これは今後の検討課題としながらも、より一層消費者行政に取り組んでいきたいと決意をいたしております。

以上でございます。

○7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。基本方針ができて、被害者の数が少なくなるわけではございませんけれども、何事も基本方針に基づいて施策を進めていくほうが一番効果的ではありま

す。今、実際に行っていることがほとんどだと思うんですけども、それをやはり基本方針として市民に見える形で掲げて進めていただき、やっぱり市民が受ける各課の取り組みというの、より強いものになると思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

とにかく本市においても、市民の皆様が悪質な被害に遭わないように、未然防止及び被害者の救済に今後も努めていただきたいと思いますし、今もしっかりと戦ってくださっているんだなということは承知いたしました。どんなに対策を講じても安心できない社会情勢でございますので、今後とも相談体制の充実や被害の未然防止になお一層取り組んでいただいて、消費者が安全・安心で豊かな消費生活を営むことができる柳川市を目指していただきたいと思います。第1点目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

市長、一言。

○市長（金子健次君）

決意を言おうかなと思って、済みません、言わせてください。

今、やりとりの中で県下の状況というのは、現在、昨年状況の倍ぐらいになっているということです。先日、福岡県の防犯協会の総会がありまして、そのことにも福岡県警本部の前の柳川署長でありました谷口部長のほうからお話がありました。先ほど出ましたように、6月15日に知事のほうがトップになって、二セ電話詐欺非常事態宣言をいたしまして、そういう形で二セ電話気づかせ隊を発足したという形で、これにつきましては、ちょうど先日、大和コミュニティセンターの1周年記念ということで私も呼ばれて挨拶をさせていただきましたけど、そのときには講演が、あそこに大和町に2人いらっしゃる方のどちらかが来ていただきました。1時間ぐらい講演をしていただきました。白谷議員も出席をされておったと思いますけれども、熱心に100名の方が聞き入ってあったというふうに思っております。午前中の会議の中でもAEDについては日本一に、そういう扱いになればというハッパをかけられましたけれども、そういう面ではおもてなし日本一、そういう面で柳川市から、今、2件780千円の被害でございますけれども、出さないと、これから出さないんだという意気込みで、職員にもいろんな挨拶の中でそれを加えて話をしている。私自身もずっと挨拶の中でそのことは言っていますので、これについて柳川から一件も出さないというような気持ちを持ってやっていただければと思っております。

それで、議員にもお願いしたいんですけども、いろんな場で挨拶の機会が多いと思いますので、そういう話題として出していただければと思います。今、桜島県議のほうもずっとそのことを挨拶の中で言っておられまして、私も負けじにやっておりますけど、ぜひ議員さん方もそれをしていただければ、おのずと減るんじゃないかということで、柳川から新聞からですね、そのことが柳川警察署でそのことで気づかせ隊が表彰されるような形をとっていききたいということで、そういうことで頑張りたいというふうに思っております。それが決意

でございます。

以上です。

○ 7 番（熊井三千代君）

市長、ありがとうございます。出さないという強い気持ちを聞かせていただきました。なお一層よろしくお願いいたしますと思います。

では、次の質問に移させていただきます。2 点目の質問は、交通安全対策の充実についての質問でございます。本市は、歩行者及び自転車利用者の安全確保のため、地域の要望に対応したり、また、平成24年度には通学路の安全点検が行われ、危険箇所の整備が進められております。また、小・中学校では、交通安全指導が開始され、交通ルールのマナーアップに取り組まれているところでございます。

6 月 1 日より、皆様御存じの改正道路交通法の施行に伴い、自転車運転の講習制度が始まりました。自転車は気軽に乗れる便利な乗り物であると同時に、道路交通法では軽車両に定義されております。自転車は車であることを改めて認識し、これまで以上に交通安全に気を配った運転が求められているところです。

現在、全国で自転車と歩行者の事故件数は10年前の1.3倍に増加し、福岡県下では昨年 1 年間で6,324件の自転車関連事故が発生し、17人が死亡されているようです。また、事故に関与した自転車運転者の 6 割に何らかの違反があったようです。

こうした事故増加の背景には、自転車には免許がなく、しっかりした安全教育の制度がなかったことが原因だと考えられております。本市においても、児童・生徒並びに市民のさらなる交通安全教育に取り組み、自転車運転の危険行為のない安全な道路環境がつけられるような取り組みが必要だと思っております。

そこでお伺いいたします。本市の小・中学校の交通ルールマナーアップのための取り組みについてお聞かせください。また、これまで自転車運転に関して危険行為等の指導件数は何件あったのか、また、内容もお聞かせください。小・中学校関連及びそれ以外のことでわかる範囲でお聞かせいただければ幸いです。お願いします。

○ 学校教育課長（武田真治君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

小・中学校の交通ルールのマナーアップのための取り組みといたしましては、毎年、4 月から 5 月にかけて、全小・中学校で柳川警察署、交通安全協会、交通安全指導員の方々の協力を仰ぎながら、交通安全教室を実施しております。また、それとは別に、柳川自動車学校で交通安全教室を 5 校で、自転車の交通教室を 3 校で実施しています。また、集会や学年集会、朝の会、帰りの会の中で、また、さらには学級活動の中で交通安全の指導を行っております。

学校での自転車運転に関しての危険行為等の指導件数につきましては、平成25年度で 8 件、

平成26年度で21件、平成27年度がこれまでに8件の指導を行っています。ただし、これは全校的に指導した件数の報告でありまして、件数として把握していませんが、学年や学級で指導した件数はもっとあるのではないかと考えています。指導の内容につきましては、自転車運転時のヘルメットの着用、交差点や歩行者が歩いているところでの運転の仕方、一旦停止や飛び出しの注意などがあります。

以上です。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

熊井議員の御質問にお答えをいたします。

自転車運転の危険行為の指導件数というお尋ねでございますけれども、柳川警察署のほうにお尋ねをしましたところ、危険行為を発見した場合、指導はしておりますけれども、件数までは集計はしていないということでございました。また、ことし6月1日施行の改正道路交通法での自転車の危険行為による摘発につきましては、法改正から日が浅いこともあり、柳川市管内での摘発はまだなく、ゼロ件ということでございました。

以上です。

○7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。学校に関しては、本当に4月から5月にかけて全小・中学校で警察と、また、安全協会の皆様のお力をおかりして交通教室を開かれています。また、自動車学校とかそういう施設の利用もしていただいているようでございます。あとは、本当に危険行為の内容でございますけれども、違反の取り締まりの内容ですけれども、6月前までは、そういう指導をするけれども、件数にはまだ入れてなく、はっきりしていないというところもお聞きいたしました。本当に今度の道路交通法の改正では、ついうっかりの信号違反とか、あとは片手運転とかいうのも違反行為になります。違反者を取り締まるための法改正ではなく、あくまでもやっぱり交通事故を減らして、児童・生徒、市民の安全を守るための道路交通法の改正だと思いますので、しっかりした教育を今後も進めていっていただきたいと思います。

そこで、ちょっとお伺いいたしますけれども、児童・生徒、また市民の皆様の自転車に関する事故等の発生状況をお聞かせいただきたいと思います。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

柳川警察署のほうにお聞きをいたしまして、平成26年中の柳川市の小・中学生の自転車交通事故でございます。小学生が7件、中学生9件の合計16件となっております。

また、自転車に関する交通事故の総件数ですけれども、先ほどの16件を含めて84件ということになっております。

事故の状況でございますけれども、対自動車によるものが80件と95%を占めており、そのほかは対原付バイクが2件、自転車同士が1件、不明が1件ということでございます。

以上です。

○ 7 番（熊井三千代君）

ありがとうございました。交通事故の件数は84件、自転車に関与した交通事故件数は84件であるということで、そのうち、80%が相手が自動車であるということです。非常にやっぱり命の危険に及ぶような事故が多いということを認識いたしました。本当に先ほども言いましたように、安全第一を徹底するためには、やはりさらなる交通教育の充実が必要だと思います。本市におきましても、ただいまこれまで聞きましたように、交通教育はしっかり行われていると思うんですけど、ちょっと先進地の御紹介もしてみたいと思います。

子供たちの交通事故防護のために交通公園などの設備があるところは施設を利用し、また、地域によっては自動車学校を利用して、いろいろ工夫をし、年齢に合った交通教室を開催され、段階的にルールを身につけさせておられるようです。また、小学校低学年の自転車講習を終了した子供たちには、自転車免許証を配付している地域もあります。また、中学校に対しては、事故の衝撃や危険度を体験してもらうために、スタントマンが交通事故を再現するスケアードストレート方式の交通教室を1年間に数校ずつ、3年かけて全校を一巡するという方法で開催されているようでございます。本市もその中で幾つか検討されるものがありましたらと思ひまして提案させていただきました。御見解をお聞かせください。

○ 学校教育課長（武田真治君）

先ほど学校での交通ルール、マナーアップの取り組みの中で御説明いたしましたとおり、本市におきましても、柳川自動車学校で交通安全教室を5校で、自転車の交通教室を3校で実施しています。この3校のうちの1校は、受講後に修了証の配付をしております。今後はこのような一部の学校での取り組みを他の学校へ広げていくと同時に、議員がおっしゃられた他市町村の取り組みにつきましても、情報収集をいたしまして、柳川市の学校でも実施できるかどうか、検討していきたいと考えています。

以上です。

○ 7 番（熊井三千代君）

ありがとうございます。先ほどおっしゃいましたように、うちも本当に自動車学校の御協力を得ながら、8校が自動車学校で教育をさせていただいております。1校については自転車の修了証書を渡してあるということです。なるべく市内全校一緒の取り組みをしていただきますようによろしくお願いしておきます。

それから、本当にこれは難しいかも知れませんが、中学生に対する交通教育は、非常にこれから大事になってくると思います。先ほど言いましたように、スケアードストレート方式というのは難しいかもしれないんですけども、ちょっともう1回、柳川市に取り入れるのは非常に難しいことなんでしょうか。お聞かせください。

○ 学校教育課長（武田真治君）

スケアードストレート方式の交通教室、スタントマンがやる分だと思うんですけども、内容について検討いたしまして、取り入れるかどうか研究していきたいと思っております。

○ 7 番（熊井三千代君）

ありがとうございました。しっかり検討していただいて、本当に実際に見て、その危険度を、衝撃を感じていただき、本当に事故の怖さを知るには絶好のいい機会であるし、こういう方法を中学生に体験してもらうということは、非常にいいことだと思いますので、検討をよろしくお願いいたします。

次に、ことし 6 月 1 日より交通法が改正になって14歳以上の自転車運転時の危険行為14項目のいずれかを 3 年以内に 2 回以上摘発されますと、5,700円を自己負担し、3 時間の講習を受講しなければならないように決まりました。受講しなければ、50千円以下の罰金が科せられるようになっております。この新制度導入について、生徒及び市民の皆様へ周知徹底はどのようにされたのか、お聞かせください。

○ 学校教育課長（武田真治君）

学校におきましては、本年度各校で実施した交通安全教室や交通安全指導の中で、全25校のうち、24校が道路交通法新制度導入についての安全指導を行っています。また、残りの 1 校につきましても 7 月に実施予定です。また、保護者につきましても19校で学校通信や通知文書、さらには安全・安心メールの配信により、新制度の周知をしているところです。また、残り 6 校につきましても、今後早急に学校通信等で周知する予定としております。

さらに、教育委員会から各小・中学校へ、運転者講習制度の施行に伴う啓発の通知を行い、児童・生徒に対しての啓発に取り組んだところです。

以上です。

○ 安全安心課長（松藤敏彦君）

市民への新制度の周知ということでございます。道路交通法の改正については、法施行時に新聞やテレビのニュースでも大きく取り上げられました。県や県警、市町村、県交通安全協会などで構成をいたします交通事故をなくす福岡県民運動本部ではチラシを作成し、啓発をしています。また、夏の交通安全県民運動が 7 月10日から19日までの10日間、実施予定でございます。運動の重点の 3 つの 1 つに、自転車の安全利用の推進が上げられておりますので、この期間に行政区へポスターやチラシを配付し啓発するほか、柳川警察署や交通安全協会等と連携をいたしまして、該当啓発や交通指導を行い、周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 7 番（熊井三千代君）

ありがとうございました。学校もまた一般市民に向けての啓発も進んでいるようですが、1 つお伺いいたします。学校の保護者向けの啓発なんですけど、19校は進んでおって、残り

6校が進んでいないということですけど、これはどういうことでしょうか。

○学校教育課長（武田真治君）

6校に関しましては、新制度の保護者への説明はまだ行っておりません。ただ、今度教育委員会から文書で通知を出しましたので、子供たちを通じて保護者のほうにはもう既に伝わっていると思います。

以上です。

○7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。ちょっと1つお尋ねいたします。こういう保護向けの啓発とかは、各学校単位で行われて、全校一斉ということではないんでしょうか。校長先生の思いつきでされているわけですかね。

○学校教育課長（武田真治君）

先ほど申しました通知に関しましては、各学校一斉にしております。教育委員会からの通知は各学校一斉にしております。ほかの6校していないところという部分につきましては、そういう交通教室の折にされたりしておりますので、それぞれの学校でそれぞれの方法でやっている状況でございます。

○7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。これからは全校25校、同じような周知徹底の仕方、教育の仕方を、その中身は違うかもしれませんが、同じような周知徹底はしていただきたいと思っています。

自転車運転者には、法律が定める危険行為に注意するだけでなく、ふだんからマナーの向上に努めていただき、周囲に対する配慮も欠かさないよう呼びかけていただきたいと思います。被害者も加害者も生まれないような取り組みをしていただきたい。また、最近では、自転車による事故に対し、高額な損害賠償請求、訴訟も起きております。事故はほんの瞬間の油断で起きます。しかしながら、人生を狂わす場合もあります。ぜひ、交通マナーアップとあわせて、自転車保険の加入も進めていただきたいと思います。

児童・生徒及び市民の自転車保険加入状況と加入率向上への取り組みについてお聞かせください。

○学校教育課長（武田真治君）

児童・生徒の自転車保険の加入状況につきましては、申しわけありません、把握をしておりません。ただ、各学校におきましては、PTAと連携いたしまして、入学説明会や保護者懇談会の折に、自転車事故の保障がある県のPTA連合会小中学生総合保障制度の説明や加入の呼びかけをしています。今後もこういった制度の紹介や自転車保険の重要性の啓発をPTAと連携しながら、進めていきたいと考えています。

以上です。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

市民の方々の自転車保険の加入状況という御質問ですけれども、市では市民の保険加入状況までは把握をできておりません。加入率向上の取り組みにつきましては、議員御案内のように、高額な賠償が生じるケースも発生をしております。交通安全教室などで啓発をしていくことが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本当に加入率というのはなかなか把握できないところではあると思うんですけれども、今後また非常に大事なことでありますので、加入率向上のための取り組みをよろしくお願いいたします。

最後になります。歩行者及び自転車利用者が安心して利用できる道路環境整備についてお尋ねいたします。

通学路の点検をずっと毎年24年からやったださっているということなんですけど、危険箇所の整備はどのくらい進んでおりますでしょうか。また、その他の部分での整備についてもお聞かせください。

○学校教育課長（武田真治君）

通学路安全対策につきましては、議員がおっしゃったように、平成24年度から通学路の安全点検を実施しています。これは毎年、学校の通学路を対象として、教育委員会、学校、警察、道路管理者である国、県、市が合同で点検を行い、危険箇所について改善対策を行うものです。危険な箇所で改善が可能な箇所は、県や市で道路予算を確保し、早急に工事等の対応をしています。実施実績といたしましては、平成24年度が21カ所の工事で、工事費といたしましては22,732,500円、25年度が通学路の工事のための測量設計業務委託料で2,916,900円、26年度が通学路整備工事費で工事費4カ所で5,744,120円となっており、平成27年度も4カ所で5,700千円の予算を計上しております。

改善の内容といたしましては、路肩、歩道の整備、カラー舗装や区画線、ガードレールの設置などを実施しています。今後とも通学路につきましては、危険箇所の整備を行い、児童・生徒が安心して利用できる道路の環境整備に努めていきたいと思っております。

以上です。

○安全安心課長（松藤敏彦君）

こちらは、先ほどは通学路のほうでございましたけれども、市では行政区長や交通安全協会などから要望を受けまして、指導の安全施設としてカーブミラーやガードレール、ガードパイプの設置、道路への路面表示などを毎年行っております。そういったことで道路施設の改善を図っております。

ちなみに、昨年度につきましては、防護柵整備43カ所、1,441メートル、区画線等の路面

表示19カ所、カーブミラー38カ所を整備いたしております。

以上です。

○ 7 番（熊井三千代君）

ありがとうございました。道路整備については、多額な予算も必要になりますし、また、地権者の関係もありますので、なかなか進まないとは思いますが、今後も整備にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

本市におきましては、本当に地域の皆さんとか交通安全協会の皆様が尽力していただきまして、本当に児童・生徒の安全確保に努めていただいております。本当に心からお礼申し上げたいと思います。

今回の道路交通法改正に伴う措置が自転車の悪質運転を一掃し、本市の道路環境の創造につながることを期待いたしまして、最後の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。

最後の質問に移っていきます。最後は、産後ケア事業について質問させていただきます。

我が国は、少子・高齢化社会にある一方で、若年層の自殺死亡率の上昇とか、児童虐待相談件数の急速な増加等々、少子化対策に反する社会問題も浮き彫りになってきております。これは少子・高齢化によって多様化する家庭形態に対応が追いついていない点があるからだと思います。

こういう社会状況の課題の対策の一つとして、ことし4月より子ども・子育て支援新制度がスタートいたしました。この制度は消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度と追加の恒久財源を確保して、全ての子供、子育て家庭を対象に、教育、保育の質の向上や地域の子育て支援の拡充を目指すものであります。

今回は、地域の子育て支援事業の拡充の観点から、妊娠・出産包括支援事業の一つである産後ケア事業について、質問をさせていただきます。

これまで本市においても、子供を産み、育てやすい環境の整備に取り組んでいただいておりますが、最近はお産経験のない、あるいは少ないお母さんが、核家族化や地域のつながりの希薄化によって孤立化し、育児の不安や負担を感じるリスクが高い産じょく期、産後に安心して子育てができるように、それになおかつ親が自立できるような適切なケアや育児相談、保健指導のできる母子保健の充実が求められております。本市も子育て支援の充実のために母子保健の環境整備に取り組む時期に来ているのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。本市の産後の支援事業についてお聞かせください。

○ 健康づくり課長（大石涼子君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

本市の産後の支援事業についてでございますが、母子保健の分野では、新生児訪問指導事業を実施しています。この事業は保健師等が第1子を出産した母親宅を訪問し、初めての子

育てや、産後の心配事の相談に応じるものです。平成26年度の訪問件数は、実件数205件、延べ件数256件でございます。また、産婦人科等の医療機関から育児や産後のことで困っているお母さんに、退院時に本人の了解のもと、情報提供を受けて訪問するケースもございます。平成26年度では37件です。また、本市以外の市町村に里帰り出産をされた場合、必要に応じて里帰り先で訪問指導が受けられるような体制をとっております。このほか、乳幼児健診や赤ちゃんサロン、親子教室、離乳食や幼児食教室などを開催し、支援を行っております。

以上です。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

熊井議員の質問にお答えいたします。

子育て支援課では、産後の支援事業として、第2子以降の乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施しております。訪問は、福岡県助産師会に委託をしており、26年度は305人の乳児家庭を訪問いたしております。また、健康づくり課及び子育て支援課で訪問した家庭の訪問後のフォローをするため、訪問をした3名の助産師と健康づくり課、子育て支援課によるこんにちは赤ちゃん連絡会議を毎月開催し、気になるお母さんや赤ちゃんの報告とその支援方法について協議をいたしております。そして、そこで上がった気になる家庭、支援が必要だと思われる家庭へは、養育支援訪問事業で保育士が家庭訪問をして、お母さんの相談を受けております。去年は75人を対象に延べ141回の訪問相談をしております。あわせて電話相談62件、来所相談36件の対応をいたしております。

以上です。

○7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本市は子育て支援におきましては、本当に他市に負けないぐらいの支援体制を組んでいただいているのは十分承知いたしておりますけれども、今、本当、ほとんど異常がなければ、産後5日から7日で自宅に戻ってこられます。少子化の影響で、最近ほかの人の子育てを見て学ぶ機会が少ない女性が母親になるケースも少なくありません。そんな母親が自宅へ戻り、産後支援も受けられない状況での育児に対する不安や負担ははかり知れないと思います。そのような母親と子供に対して、母体ケア、乳児ケア、育児相談や保健指導が受けられ、育児不安の軽減と母親の身体機能の回復に重要な、先ほどから申しておりますような産後ケア事業を始める自治体が最近見られております。本市においても、新米お母さんがこれから始まる子育ての基本的な知識とわざを実体験を通して学ぶ機会が必要だと思います。今後の母子保健の充実のために、産後ケア事業の開始に向けての環境整備に本市も取り組んでいただきたいと提案するものです。

本事業の先進地では、宿泊型、日帰り型、訪問型の利用があります。産後ケア事業は、助産所や助産師さんの確保も必要ですので、事業開始は容易ではないと思います。今後重要視される支援でございますので、前向きに検討していただきたいと思って提案させていただき

ます。見解をお聞かせください。

○健康づくり課長（大石涼子君）

熊井議員がおっしゃるとおり、産後ケア事業は出産後の回復や育児に不安感を持つ母親にとりまして、身体や精神面でのサポートなどは、非常に有意義なものと思います。国の平成26年度にモデル事業として全国では29市町村で実施されました。県内の取り組みの状況でございますが、福岡県健康増進課に問い合わせをいたしましたところ、産後ケア事業を実施した市町村はございませんでしたが、平成27年度につきましては、6月16日現在で実施に関する事前協議が1件あったという報告を受けております。産後ケア事業を実施するためには、今年度より相談窓口となる子育て世代包括支援センターを新たに設置することが必須要件となっております。センターに保健師や看護師など、専任の職員を配置して、お母さんの相談を受け、支援プランを立てる中で、産後ケアが必要なお母さんにサービスを利用してもらうことになります。制度がスタートしたばかりで、もうしばらく研究が必要と考えております。本市といたしましては、今後出産後の母親の実態把握に努めるとともに、産婦人科や助産院等の受け入れ体制の環境整備等も含め、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。仰せのとおり、まだ県下にはそんなに進んでいないところでありますけれども、まだ本市も里帰り出産とか産後支援をしてくださる方がおられる環境であります。これからは、しかしながら、地方創生として人口減少を食い止めていくときに、いろんな若者が柳川市にお住まいになることだと思います。若者が希望を持って人生設計ができるまち、また、老人が住みなれた地域で住み続けられるまちづくりを考えたときに、やっぱり子育て包括支援事業の充実が欠かせないと思います。第1子目の産後ケアで育児がうまくいかず、つまずくと、第2子、第3子のお産になかなか踏み込めないのが現状でございますので、どうか産後のケアの充実も検討を推し進めていっていただきたいと思います。

時間がありませんので、産後ケアというのも非常に大事なんですけれども、やはり産後ケアを充実させるためには、妊婦のときからしっかりニーズの把握をしておかないと、うまくあいに産後ケアが進まないと思いますので、それと同時に、利用者支援事業というのも事業の開始も検討していただきたいと思います。

本当に利用者支援事業と産後ケア事業を立ち上げていただきますと、受け皿が必要な宿泊型とかデイ型が難しいものであっても訪問型が利用できますし、しっかり育児教育ができますので、検討をよろしく願いいたしておきます。

本当に妊娠から出産、育児と、切れ目のない子育て支援ができるような環境整備に、これからの取り組んでいっていただきたいと申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浦 博宣君）

これをもって、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 1 時58分 休憩

午後 2 時 8 分 再開

○議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、15番緒方寿光議員の発言を許します。

○15番（緒方寿光君）（登壇）

皆さん大変御苦労さまです。緒方寿光です。早速ですが、質問の通告に従いまして質問を始めます。どうぞ、この 6 月議会の一般質問の最後の登壇者となります。金子市長におかれましては、質問の事前通告を行っておりますので、質問に対しましては、抽象的な答弁ではなく、具体的に、そして簡潔明瞭にぜひ答弁をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今回、私の質問は 5 点です。本日までに13名の議員から質問があつておりまして、私の質問と多少重複している点もあります。そこで、質問の優先順位を考えて、多少、質問項目の順序が変更になるかもしれませんが、どうぞ御了解をいただきたいと思います。

それでは、5 点の質問の要旨を述べます。

まず、1 点目の質問ですが、現在、ブラジルチドメグサが柳川市の数多くのクリークで大量に繁茂しています。今後、行政としてどのような除去の方針を立てられているのか、その除去対策についてお尋ねいたします。

2 点目に、柳川版総合戦略の概要についてお尋ねいたします。

新年度も既に 3 カ月が経過しようとしている今、おおよそ市長の総合戦略の柱が固まりつつあるのではないかと考えております。そこで、地方創生に向けて、柳川市の戦略の柱は何か、そして、これまでの策定の進捗状況、さらには、今後 6 カ月、7 カ月間の間で策定の完成へ向けて努力をされるわけなんです、その計画内容、そして、タイムスケジュールをお聞きいたしたいと思います。

3 点目の質問です。

今回、一般質問の中で 2 名の議員から質問もあつておりましたが、今後の学童保育のあり方について、私なりに整理して質問をさせていただきます。

4 点目は、今回新しくなりました柳川駅の東口、西口のアプローチ階段、そして、エレベーターなどの床の雨水ぬれ、このことに対しまして、行政として具体的な対策、その方針をお尋ねいたします。

5 点目の最後の質問は、昨日、佐々木議員からも質問があつておりましたが、今後、これ

まで以上に厳しくなると考えられる柳川市財政の運営に向けて、市長として何をどのように改革されていくのか、市長にお聞きをいたします。特に歳入減少の時代の中で、行財政改革の運営の方針、つまりは歳入の確保、そして、歳出の削減、このことについて、具体的にどのようにされるおつもりなのか、お聞きをしたいと考えております。

以上がこの6月議会の私の質問の要旨になります。そして、これから先は自席にて一問一答で質問を行います。議長の取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）続

初めに、ブラジルチドメグサの除去対策の質問になります。

ここに蒲池掘割委員会の皆さんが市内のブラジルチドメグサの繁茂状況を調査してあります。今、行政を含めて、市民の皆さんを含めて除去活動をされておりますが、また今年度に入りまして、繁茂の状況がますます広がっている状況にあると思います。特に蒲池だとか、私ども東宮永の地域もそうなんですが、五拾町だとか、いろんな地域で繁茂が広がっておりますが、市として、この繁茂の実態調査、これをされているのであれば、具体的に教えていただきたいと思います。

○水路課長（松永泰治君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

ブラジルチドメグサの実態調査としまして、柳川市全域に繁茂しております。6月19日現在で、柳川地区約6.5キロメートル、三橋地区約2.5キロメートル、大和地区1キロメートル、合計で約10キロメートルで繁茂をいたしております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

特に年々、何か繁茂が広がっているように私は現場を見て考えておるわけでございますが、その繁茂している原因の分析についてお尋ねをいたします。

特にこのブラジルチドメグサは、アメリカから輸入された外来生物であるということなんですが、例えば、柳川市、このクリーク、その中に廃棄をしたものでどんどん広がってきたのか、それとも、自然災害、要は豪雨災害によって上流から流れてきたものなのか、それとも、野鳥なんか飛んできて、足に付着したものがどんどん広がっていったものなのか、そこを行政として原因の分析をされてあるということであれば、結論を聞かせていただきたいと思います。

○水路課長（松永泰治君）

特定外来種に指定されているブラジルチドメグサは、平成10年ごろに熊本県の菊池川で国内で最初に発見されており、平成19年度から柳川市においても繁殖を強めております。原因

としましては、繁殖力が強く、切れた茎からでも新たに増殖するため、除去後や野鳥が食べるときに切れた茎の破片が水の流れに乗り、下流域でも繁殖したものと考えられます。

また、浮き草は夏場の暑さに弱いため、通常は夏場に減少するのですが、平成26年は冷夏や長雨の影響で一夏を越して、本年2月ごろから繁殖し始めております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

そうしますと、繁茂がどんどん広がることによって問題点が考えられるわけであります。私自身は、このブラジルチドメグサは繁殖力が物すごく強くて、在来種を逆に駆除していくというぐらいの力があるそうであります。そして、逆に言いますと、夏の暑さには弱くて、繁茂したものが腐り、そして悪臭になるということも聞いております。さらには、一面に繁茂しますと、水中に光が届かなくなるということで、生態系を壊すと、そして、一番ゆゆしき問題は、樋管や樋門の付近で繁茂してしまいますと、水の保全に悪影響を及ぼすのではないかという問題点を考えるわけですが、行政として問題点、どのように捉えてあるのかお聞きしたいと思います。簡単で結構ですので、お願いします。

○水路課長（松永泰治君）

繁茂による問題としましては、水路一面に繁殖をすれば、流水の障害や、外来種であるため、在来種の生態系に悪影響があります。また、これから水稻の作付になりますが、用水ポンプの吸水口からブラジルチドメグサの茎や葉を吸い込み、故障の原因になると考えております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

そういう問題がある中で、今、市の職員、そして、市の嘱託職員、または行政区、土地改良区、そしてボランティアの団体などで除去活動をされてあるわけなんですけど、これは私が見て思ったんですけど、繁茂のスピードに比べて、その除去活動がなかなかスピードが上がっていない部分があるのではないかと考えております。問題点ですね。

そこで、私は逆に言いますと、やはり市が音頭をとって年に2回、そういった一斉活動を市民挙げて、このブラジルチドメグサの一斉除去を行っていく必要が今あるのではないかと強く考えておりますが、この点について、何か行政のほうで方針を立ててあるのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○水路課長（松永泰治君）

今現在、市直営で平成27年2月からユニック車を使用して除去を行っております。これに加え、平成27年4月から建設業者に依頼をし、バックホーやクレーンを使用しての除去も

行っております。

また、地元の除去活動としまして、4月から6月にかけて各地区の用排水路管理委員会、また、農地・水保全管理委員会、各行政区による一斉清掃の中で、92行政区で住民参加による活動がされておりますので、今後も引き続きそういう活動を行っていきたいと考えております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

その活動は大変本当敬服をしておるところでございますけれども、今現在は一生懸命やっておりますことはわかるんですが、非常に問題は、私も除去しましたけど、揚げている最中にぼきぼきと折れて、どんどん流れていくわけですね。流れて、それがまた繁茂して、どんどん広がっていくという状況の中で、私は、先ほどの活動はわかりますけど、やはり初期段階で、この一面に張ってユニック車で揚げる、いろんな重機を入れて揚げる、それも必要なんではと思うけど、これは費用が莫大にかかりますので、やはり初期段階、5月だとか、そして、秋の11月だとか、農繁期をちょっと外して一斉清掃を、やはり行政が音頭をとってやる必要が私は今あると強く考えておりますが、市長の見解をお聞かせいただければと思います。

○水路課長（松永泰治君）

議員御指摘のとおり、やはり早期に駆除する方法が最善策と考えております。

また、5月や11月の市民による一斉清掃のときに、一緒に活動をしながら除去したいと考えておるところでございます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

そうしますと、ちょっと予算の点で質問をさせていただきますが、年間の総額予算と申しましょか、昨年度、この除去活動について、どれぐらいの予算が投入されて、その財源はどこから投入されたのか、お聞きをしたいと思います。

○水路課長（松永泰治君）

昨年度の予算ということですが、ちょっと昨年度の予算をつかんでおりませんので、本年度4月から活用した予算で御報告いたします。

ブラジルチドメグサの除去に対する予算につきましては、6款・農林水産業費、1項・農業費、6目・クリーク管理費の予算から支出をしております。6月19日現在で、使用料及び賃借料から2,498千円、委託料から562千円、合計3,060千円の支出を行っております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

私、具体的に質問を改めていたしますが、この除去活動をするに当たって、市の立場として、当然、市の組織で除去されることもあるでしょうし、これから行政区と連携してやる必

要もあるでしょうし、ボランティア団体と連携をしてやる必要があると思いますが、やはり私は、今までは今までの活動で結構なんですけど、ここはやはり繁茂の状況がどんどんどんどん年々広がっている状況を見ますと、やっぱり一斉にある程度市民に啓蒙しながら、ここはブラジルチドメグサがこのように繁茂して、こういう問題があるので、ぜひここまでやらないといけないですねというぐらいの、行政は音頭をとられてもいいんじゃないでしょうかね。その点について、市長、何か考え方があればお聞きしたいと思います。

○市長（金子健次君）

まさに緒方議員が言われるような形で、統一的に全市挙げて取り組まなければいけないというふうに思っています。

もう1つは、やっぱり柳川地域というのは下流域になりますので、筑後、大木との関係はどういう関係か知りませんが、大木、大川、一緒になったところの取り組みをしないと、仮に柳川市が全部さらえたとしても筑後市から流れてくると。そういうことを含めて連携が必要じゃないかというふうに思っております。

○15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私自身も、当然のことながら自治体の連携は必要だと思いますし、特にこれから先は除去予算については少し拡充をしていく必要があるのではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○市長（金子健次君）

全市的にやるといった場合、どのくらいの予算になるかということも含めて、今後検討していきたいと思います。

○15番（緒方寿光君）

前向きな答弁、本当ありがとうございます。

あと、もう1点は、市民に対しての啓蒙と申しましょうか、このブラジルチドメグサの除去に対しての啓蒙、今、市報にも掲載をされておりますけれども、ちょっと弱いのではないかと私は考えております。

そういった意味では、行政のあらゆる会合だとか、今後、これは私の考えですけども、市役所に実物なんかも置いて、玄関先で、これがこうだから除去すべきですよだとか、いろんなあらゆる媒体を使って市民の皆さんに知ってもらおうと、ブラジルチドメグサを除去する必要がなぜあるのかと、そこら辺の啓蒙は、私は今、必要ではないかと考えておりますが、行政の考えがありますれば、ぜひ聞かせていただけないでしょうか。

○水路課長（松永泰治君）

この水草の除去対策としましては、一番の対応策は、水草を発見次第すぐに除去することと思っておりますので、これまでも行っているとおり、市報によるブラジルチドメグサの生

態を広く市民の方に知っていただき、地域で行う掘割清掃活動のときに除去をお願いしたいと考えております。

また、広報につきましては、昨年度までは年２回ぐらいやっておりましたけれども、今年度につきましては、回数をふやして、さらに啓蒙を広げていきたいと思います。

また、水路委員会等でも地域で掘割の清掃を行うときには実施していただくよう、引き続き今後も協力を依頼していきたいと考えております。

○15番（緒方寿光君）

このブラジルチドメグサの最後の質問なんですが、この一斉清掃については、時期的には何月と何月ぐらいにやるとか、そういう方針はないんでしょうかね。

○水路課長（松永泰治君）

４月の第３日曜日の掘割の日と、大体、農作業が終わったときとか、各地区によりまして実施時期が違ってまいりますので、柳川の城内、柳川市内は春先されているところもありますので、各地区、清掃につきましては、ばらばら行われているような状況でございます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

この質問をやめようかと思いましたが、もう１点質問しますけど、特に大和町については、豊原地域では農地・水、ここで要は藻の除去をやるということで、このブラジルチドメグサの除去を徹底してやられて、今、大和町の除去は物すごくスピードが上がって、ブラジルチドメグサは余り見かけないという状況になっているみたいなんですが、これは、やはり今後、大和町だけではなくて、これから全市的にある程度広がれば、この活動は非常に貴重な活動だと私は思っているんですけども、そこの行政の考え方は何かございますか。

○水路課長（松永泰治君）

先ほど議員おっしゃられましたように、大和町地区が農地・水での除去作業をされております。蒲池地区、昭代地区、いろんな各地区におきまして、農地・水を活用してできる予算があれば、それでも除去をお願いしたいということで、お願いはしているところでございます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

お願いされることは大変いいことだと思うんですけど、やはり少し体系的に、こうやっていただけませんかとか、今回こういうことできちんとした形で除去をやる必要がありますのでということで、そういう協議をするだとか、そこはどう考えてあるんでしょうかね。

○水路課長（松永泰治君）

農地・水の各地区の予算が、その委員会によりまして、年度内の予算を大体これに活用しようということで予定されてあると思いますけれども、それで余った部分につきまして、余

裕ができました分につきましては、ブラジルチドメグサの除去をお願いしているところでございます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

全て納得したわけじゃないんですが、やはり誰かが音頭をとっていかなくちゃ、なかなかこれは一斉的に除去活動できないもんですから、やはり音頭をとられるのは、私は行政が一番、行政のほうで音頭をとっていただいて、当然我々も協力もしていきたいと思っていますけどね、やっぱりそこはもう少しリーダーシップをとっていただく必要が私はあるのではないかと考えているわけであります。

これを今から、また時間をかけてやってもあれなんですけど、積極的にそういった意味では、この除去活動については、今後やっぱり予算も、先ほど増額をしたいということで、市長もお話をさせていただいておりますので、やはり多少、一斉の除去活動が今後私は必要だと思っていますので、ぜひ私としては要請をしていきたいと思っています。

次の質問に移ります。

柳川版の総合戦略の概要についてなんですが、この問題については、前回の3月議会におきまして、私自身も質問をさせていただいて提案もさせていただきました。そして、市長からの結論は、自分が先頭切って頑張る、そして、人口をふやすような形の取り組みをしなければならぬし、鋭意を持ってあらゆる人たちから意見を聞いて、柳川のあるべき姿を早い段階で示していきたいという力強いお言葉をいただいて、今年度中に全ての柳川版の総合戦略をつくり上げるという力強い答弁をいただいております。

そこで、3カ月が経過しましたので、市長としての柱をほぼ決定されているのではないかと私は考えておるところであります。例えば、この地域においては農漁業の成長産業化をして、6次産業化を進める、そして、就業者を2,000名ぐらいどんどんふやしていくだとか、柳川は観光を中心にこれから就業者もどんどんふやして、消費額もどんどんふやしていただくように頑張っていくだとか、その柳川版の総合戦略の柱、ここについて市長の見解を聞かせてください。

○副市長（成松 宏君）

緒方議員のただいまの総合戦略の柱について御回答させていただきます。

本市では、4月に企画課に総合戦略推進係を置いて、民間のコンサルタント、あるいはシンクタンクを活用しながら、目下、分析を進めているところでございます。

この人口等の分析結果、あるいは事業間、今、各課からいろんな事業、アイデアを出していただいておりますので、そういった事業間連携、それから波及効果、それからKPIですね、明確な数値目標となる事業かどうか。さらに言えば、全体予算の配分等を総合的に勘案しながら、政策の柱をただいま絞っているところでございます。現時点におきましては、何

をメインに柱立てするか、そういうことも含めて鋭意検討を進めているところでございます。

この総合戦略策定につきましては、今まさに全国の自治体が一斉に取り組んでいる最中でございます。全国一律的な方策ではなく、また、単なる看板のかけかえではなく、本市の特性や魅力を生かした方策を打ち出さなければならないというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○15番（緒方寿光君）

副市長、答弁ありがとうございます。

私自身は、今回、知人の国会議員、そして、官僚の方々、実は東京に行きましていろいろ御指導いただいて勉強してきたわけなんですけど、実は、国は2015年から2019年、この5カ年で重要な業績評価指数をもう既に提示をして、例えば、農林水産業の成長産業化、6次産業市場を10兆円にする、そして、就業者数5万人を創出すると。そして、例えば、訪日外国人の旅行消費額を3兆円にする、そして、雇用者数8万人を創出すると。そして、3点目に地方移住の推進においては、年間の移住あっせん件数を1万1,000件、そして企業の地方拠点強化の件数7,500件と、雇用者数4万人増、そして、まだいっぱいあるんですけど、大事な結婚、出産、子育て、この支援についても切れ目のない支援を行っていくというようなことを既に明記をして実働しているわけでございます。

そういった意味でも、私はこの国の戦略と同様に、柳川のこの柳川版総合戦略については、政策分野ごとに、やはり5カ年の成果目標、これぐらいはやっぱり掲げていく必要があると考えておりますが、私はこれが一番重要だと思っているんですけど、この点についての見解をぜひ聞かせていただけないでしょうか。

○副市長（成松 宏君）

ただいま議員のほうから、国のほうの施策方針が出ていますと、それに従って、ある程度市のほうもカテゴリー化して進めていくべきではないかという御質問だと思います。

昨日、県のほうにおきましても、県の骨格が出ております。県の骨格を見ましても、やはりおっしゃるように、国のほうの形から引っ張ってきている部分があると思います。安倍政権のほうでおっしゃっている地方創生の進化ということで、ローカルアベノミクス実現を目指すということで大方針が出ております。

その中で、「稼ぐ力」を引き出す、「地域の総合力」を引き出す、「民の知見」を引き出すと、こういう大項目があります。ただいま私どものほうで検討しておりますのは、この「稼ぐ力」、それから地区、今の3点をメインに置きながら、あとはやはり新型交付金を2,000億円確保されるというふうに出ておりましたけれども、新型交付金をしっかりとれるように先駆性、それからボトルネックの発見、それから横展開という、ここの点もにらみながらやっていかないといけないと思っています。

御質問のカテゴリー、国の形にやっていくのが、今段階でいいのかどうか、それとも、人口ビジョン等を見ながら、今の点を勘案した場合に、そこがどうなるのかというのは、正直、今はちょっとこの場で御回答ができませんので、そこは御容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○15番（緒方寿光君）

ちょっと残念に思っているわけなんですけど、私自身は、これから策定に当たり幅広くいろんな若い層から年配の層まで、そういう意見を、まず市民初め聞くと、そして行政機関、教育機関、そして金融機関もそうなんでしょうけど、労働団体、メディア、この辺の意見をじっくり聞く、そういう推進機構と申しまししょうか、推進組織と申しまししょうか、ここを審議検討する段階では必ず設けていく必要があると思っているんですが、これについては、大体いつごろ、こんなものを立ち上げていきたいとか、そういう考えはいかがですか、お持ちなんじゃないかな。

○副市長（成松 宏君）

おっしゃっている産・官・学・金・労・言の有識者会議だと思います。ただいま6月に入りまして、人口ビジョンのほうを分析に取りかかっております。人口分析やビジョンの分析を通しまして、ある程度姿が見えてきたところで、そこに合いましたこの6者の方々としっかり入れまして、有識者会議を設立したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

それは大体いつぐらいの立ち上げになる御予定なんですか。

○副市長（成松 宏君）

大体7月になると思います。

以上でございます。

○15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

そして、私自身は関係自治体との連携と申しまししょうか、広域観光を含めて、都市の農村交流、そういう部分も含めまして、やはり複数の近隣自治体もそうなんですけど、関係自治体と申しまししょうか、ここの連携をとっていく必要があると思いますし、とることによって、この総合戦略の成果が出てくると私は考えていますが、この自治体連携について、福岡県との連携もそうなんですけど、連携についての考えは具体的にどういう考え方をお持ちなんですか、お尋ねいたします。

○副市長（成松 宏君）

議員おっしゃるとおり、市町村間連携といいますのは、新型交付金でも非常に重要視され

ている点でございます。この横の連携、市町村間連携につきましては、先ほど来、恐縮ですが、人口ビジョンの分析を今進めているところでございますので、その中でどういう形になるか、実際に取り組むのか、それとも市のほうでやっていくのかというのを判断していくことになると思いますので、ただいま御回答としては、しっかり今から検討していくということで御容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○15番（緒方寿光君）

私自身は、連携はこれから先、非常に大事な時代が来ますし、連携は必ずしていく必要があると考えております。

そして、次の質問なんですが、今現在、地域おこし協力隊がいらっしゃるしまして、これまで熱心にあらゆる現場に行かれて、あらゆる情報をお持ちだと思えますし、そして、幅広い視野であらゆる取り組みをされてありますが、この角度からもやはり総合戦略の材料の一つとして、これまでの情報の集約と申しましょうか、そこはやはり企画課でやる必要があると考えておりますが、やられているんだったら公表してください。やられていないのであれば、いつごろ、どんな形でやられるのか、お尋ねいたします。

○企画課長（椋島謙治君）

緒方議員の御質問にお答えします。

御存じのとおり、地域おこし協力隊員、現在4名おります。観光課、農政課、柳川ブランド推進室、それに企画課ということで、それぞれの部署に配置をいたしてございまして、現在、精力的に活動を行っていただいているところでございます。

また、その活動状況につきましては、市のホームページに「地域おこし協力隊奮闘記」というのを設けておりますので、そちらのほうで御紹介しているところでございます。

その他フェイスブック等SNSを活用して、頻繁に情報発信、情報共有を図っているところでございます。

御指摘のデータの集約とかのところにつきましては、現在、定期的に意見交換等を行っておりまして、今回、総合戦略を策定する上でも、個別にヒアリングを、おこし隊にやっていって、外部の視点からの重要な要因だというふうに思いますので、総合戦略の材料になればというふうに考えております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

それは、大体いつごろ、どんな形で一つのものをつくれようとしているんですか。

○企画課長（椋島謙治君）

いつごろということですが、現在において、各課のヒアリングを今月行うようにしており

ます。それと同時に、おこし隊については同じタイミングでヒアリングを行って、それに基づいて分析をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そして、もう1点は、当然、議会での十分な議論もそうなんでしょうけど、特に総合戦略の策定ですね、そして、政策の実行、そして、この効果、検証というんでしょうか、この段階においては、やはり議会でも十分な議論が必要だと考えておりますが、極めて重要だと考えておりますが、その辺のタイムスケジュール、執行部側として、どんなふうなタイムスケジュールを考えているとか、今現在、そういうタイムスケジュール考えてあるのであれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○企画課長（椋島謙治君）

タイムスケジュールということでございますが、議会への報告といいますか、議論については、両輪になって推進していかなければならないというふうに考えております。

現在のところ、総合戦略の上乗せ交付金の申し込みも来ておりまして、それが10月末までにある程度、総合戦略が策定していることという条件がついておりますので、あらかじめ10月いっぱいぐらいに取りまとめを行いまして、その後、議会等に報告して、年内には完成したいというふうな目標で進めております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

もう1点は、ちょっと今度は具体的な私が提案したものについて質問をさせていただきますが、例えば、農漁業をこれから成長産業化して、6次産業化に向けて頑張るということを考えてあると思いますが、道の駅の提案を前回しましたが、これはちょっと時間がかかるということで、市長からのお話をいただいたように記憶をしておりますが、今現在、農産物の直売所、既にJA、柳川農協のほうでも取り組んであるんですね。ここの部分について、私はやはり行政も、JAさんが仮にふれあいの里を拡充していきたいんだと、そういうお話があれば、やはりこれは市と連携をして、これからそういう直売所も充実していこうというような考え方もお持ちになれるのもいいのではないかと、連携すべきではないかと私は考えておるわけでございますけど、ここの辺については何か今現在、議論、検討なんかをされているんでしょうかね。見解があれば聞かせていただけないか。

○産業経済部長（成清博茂君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

農産物の直売所についてでございますけれども、現在、蒲池のほうにJAのふれあいの里

がございます。消費者にとりましても、地元の新鮮な農産物を求めることができること、また、生産者にとりましても、少しの農地でも野菜をつくる楽しみなども出てくること、また、幾らかの収入にもつながるということで、この件につきましても、総合戦略にかかわらず、検討していかなければならない課題というふうに思っております。

また、ＪＡとともに検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

ぜひ、検討をしていただく時期に来ているのではないかと私は考えておりますので、積極的に連携できるところは連携していただきたいと考えております。

次に、前回３月の議会におきまして、若者が起業できる仕組みづくりを検討しますということで、今現在、商工振興課で準備中ということで聞いておるわけなんです、ここは今どういう状況になっているのでしょうか、簡単に答弁をお願いします。

○産業経済部長（成清博茂君）

若者が起業できる仕組みづくりということですが、本年３月議会において議決いただきました補正予算において計上いたしておりました起業・創業支援等事業を進めているところでございます。

内容につきましては、現在検討中でございますけれども、起業に関する相談業務、またはチャレンジショップの機能などを有する起業支援施設を整備し、若者や女性が起業しやすい環境整備を行うように計画をしているところでございます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

もう１つ、これは３月議会で、市長から婚活の充実をやる、検討しますという答弁をいただいております。特に熊本県側２市４町での結婚サポートセンターと連携をして、今、調整をしているというような状況をお聞きしておりますが、具体的に何かあれば答弁をいただけますか。

○企画課長（椋島謙治君）

緒方議員の御質問にお答えします。

婚活の充実ということでございます。御存じのように、本市では独身の男女に出会いの場を提供することを目的に、大牟田市、みやま市と共同で協議会を設置しまして、大牟田・柳川・みやま結婚サポートセンターを運営しているところでございます。

現在、サポートセンターでは、結婚相談、パートナー紹介、イベントの開催などに取り組んでおりまして、登録者数も年々増加し、現在約700名を超える会員さんがおられます。

昨年度においては、年間72組のお見合いを実現し、2組の結婚、5組の婚約、累計で12組の結婚、11組の婚約に至っている状況でございます。

今年度につきましては、こうした活動をさらに広げる意味で、定住自立圏で協定しております熊本県側の荒尾市、南関町、また、長洲町を含む玉名郡との2市4町と合同パーティー等、イベントの開催等を今後計画していきたいというふうなことを考えております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。これから7月、8月、9月は、この戦略策定の多分正念場に入るのではないかと私自身は考えておりますので、ぜひ実行力のある、成果の出る策定を、ぜひ要望をしておきます。よろしくお願いいたします。

次に、3点目の学童保育のあり方についての質問をいたします。

この件については、きのう菊次議員、そして、きょう高田議員のほうから質問がありました。そして、執行部の答弁をまとめますと、平成27年度、市内全体の入所申し込み680名だったけれども、正式入所が607名と、73名が入所できなかったと。しかしながら、今後、平成29年度の推定としまして780名前後、今より120名ほどふえるのではないだろうかという推定の数字もいただいて、結論として、今後、拡充は必要という答弁をいただいたわけであります。

そこで、午前中に高田議員から空き教室の状況とか、いろんな質問があっていましたが、私自身は、余裕教室が大体今、柳川市全体でどれくらいあるのか、そこを調査されておれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○学校教育課長（武田真治君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

余裕教室の状況につきましては、申しわけありません、詳しい調査はしておりません。今後していく予定であります。余裕教室の内容につきましては、現在、通常の授業以外で、例えば、学級担任や他の教員が複数の教室に分かれて少人数指導、習熟度別指導を行っております。また、小学校の教育課程に外国語活動が導入されまして、外国語活動専用の英語ルームとして利用したり、複数学年が話し合う児童会室として利用したりしています。さらには、教具室、社会科資料室、学童保育所など、何らかの利活用がされている状況でございます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

通告はしていたと思うんですけどね。いずれにしても、余裕教室の状況は、やはりもうこういう、これから拡充をしていかなきゃいけないという答弁をきのういただいておりますので、ぜひ早急に、余裕教室の調査は、やっぱりやる必要がありますし、それを見なければ、今後どうやって行くのかは全く見えませんので、そこをぜひお願いしたいと思ってい

ますが、それはもう間違いないんですよ。

○教育長（日高 良君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

先ほど高田議員にも御指摘いただいたところでございますけれども、早急に余裕教室については調査をいたし、結果を報告させていただく考えであります。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございます。

そこで、私は質問をしますけれども、現時点において、19校区全てに学童保育が設置をされておるわけですが、現時点において、早急にここの学童保育所は拡充の必要があるんじゃないかというところがあるんでしょうかね、今現在で。来年度ぐらいからは拡充をしていかないといけない状況にあるというような、どこの地域なのか。中島校区はそうなんでしょうけど、そこら辺の把握はされてありますか。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

今現在で不足している学童保育所、確かにございます。ただ、済みません、どこの学童というのを、今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○15番（緒方寿光君）

これも、まあまあいいです。ぜひお願いします。それがないと判断も何もできないわけですのでね。

きのう教育長から、今後、学童保育の充実をやっていく中で、施設の利活用を含めまして、特に学校現場と連携をして、密に連携をすべきだという話をいただきました。そして、石橋部長からも、学校内で施設を整備することが望ましい、そして、教育委員会、また、学校と連携するということだったんですけれども、私自身は連携が、これからどんな連携をされていくのか、今年度中にいろんな密な会合を開いて、その連携をお互いに協議しながら、学校長だとか、教育委員会だとか、そういった意味では福祉部と一緒にやって協議をやって、来年度ぐらいから、そんなら、この学童保育の拡充に向けて、来年度スタートできるように連携を今から密に強化していくんだというような考えでいらっしゃるんでしょうかね。そこら辺の見解が今現在ありましたら、聞かせていただきたいと思います。

○市長（金子健次君）

市長部局と教育委員会との連携等について御質問でございますので、私のほうから冒頭答えまして、また、教育長のほうから後ほど答えるというふうに思います。

教育委員会と福祉部局の連携についてお答えいたします。

学童保育につきましては、それぞれの小学校の児童をお預かりするということから、各学校敷地内の実施が基本であると、これはもうずっと前からそういうふうに思っておりました。

このため、学校施設の利用について、教育委員会及び各小学校と協議をし、その協力を得ながら進めてきたところでもございます。

また、学童保育所の運営に当たっても、校長先生に運営委員会に参画いただくなど、教育分野と福祉分野が一緒になって進めているところでもございます。

今後もこれまでと同様に、児童の安全、福祉向上を共通の目的といたしまして、連携して取り組まなければならないというふうに考えております。

本市におきましても、本年４月に一部改正法が施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、午前中の中で申し上げましたように、柳川市の総合教育会議を６月５日に第１回会議を開催したところでございます。

この総合教育会議では、市長と教育委員会とが十分な意思疎通を図りながら、本市の教育のあるべき姿を共有いたしまして、教育行政の推進を図ることを目的として、必要な協議、調整を行いたいというふうに思っております。

教育委員会の権限に属する事務については、児童福祉などの市長の権限に属する事務と調和を図るための調整も、総合教育会議で行います。

以前から、なかなか教育委員会との関係についてはできなかったんですけども、この法律の施行によって、私は十分できるように思っておりますし、優秀な教育長がおいでになりましたので、十分話し合いを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○教育長（日高 良君）

お答えいたします。

これまでの福祉部局との教育委員会との連携につきましては、学童保育に関する学校施設の利活用といたしまして、これまでに小学校19校のうち14校が教室を活用して、また、４校が学校施設を活用した別棟といたしまして学童保育所が開設されているところでございます。

今後の方針につきましては、先ほど申しましたように、まずは早急に余裕教室の調査を行いまして、学校の実態を改めて把握いたしますとともに、ただいま市長も申し上げましたように、今後、入所希望者が多くなり、運営に支障を来す状況が生じた場合には、それぞれの学校の状況を勘案しながら、総合教育会議での検討結果も踏まえて、各関係各課との連携協力をさらに行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

学童保育の最後の質問になりますが、午前中、高田議員のほうからも指導員の待遇改善の話の質問があっておりました。私自身も、さまざまな意見を聞いております。特にやはり多いのは、2年、3年、4年と、ベテランの指導員になればなるほど、この指導員をやめられていかれている状況があるという声も聞いておりますので、やはり、午前中、市長から答弁があって、この改善については取り組むというお話をいただいておりますが、ここはやはり早急に時給を、幾らぐらい、金額は言いませんけど、時給を上げるだとか、そういうベテランの経験も、そして実績も積んでこられた指導員については、手当とは言いませんけれども、要は待遇を見直して、来年度ぐらいから、やっぱりその待遇を見直した中で進めていくというような姿勢が、私は今、この柳川には必要ではないかと考えておりますが、市長の見解がありましたら、お聞かせください。

○市長（金子健次君）

緒方議員が質問の中で来年度からということで、高田議員は早急に年度途中からだったんですけれども、速やかに実施したいと思っておりますけれども、1つは、運営委員会の考え方も話をしなきゃなりませんし、今、恐らく県南では、料金そのものが安くなっている、恐らく最低ラインのところじゃないかと思っております。そういうことの引き上げ等もございます。それとあわせて、その分の、引き上げた分については、やっぱり人件費に回していくという形で処遇改善をやっていきたいと思っております。

処遇改善については、福岡県最低賃金等々じゃなくて、どのくらいやったら人員が確保できるかということも十分検討した上で、時期的には来年度実施ということを考えていきたいと思っております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。まだ言いたいことたくさんあるんですけど、学童については、ここで質問を終わります。

次に、柳川駅の東口、西口のアプローチ階段ですね、そして、このエスカレーター、この雨水ぬれの問題について質問をいたします。

この事業費は、皆さん御存じのように、西口駅前広場、そして自由通路事業費で約21億円と、そして東口駅前広場に約380,000千円、柳川駅駅舎には12億円かけられたわけなんですけど、私は1点だけ、柳川市の所有すると申しましょうか、東口、西口のこの階段、そして、ここのエスカレーター、ここについては、特に大雨のときとか、特に風雨、風が強い雨の日なんかは、階段もびしょぬれで、エスカレーターもびしょびしょにぬれているわけですね。

私自身は、なぜこんなことになるのかなと、いろいろ見て回りましたが、やはり私の率直な感想ですけど、デザインを重視されて、実用性が本当に重視されたのかということを考えるわけなんですけど、あらゆる利用者の方もそんなふうな意見を私にいただいております。

んですけど、この件について実態を把握されているのか、そして、問題点はどこにあると考えてあるのか、お聞きをしたいと思います。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

現状の把握につきましては、自由通路の供用開始以降、駅利用のお客様や西鉄柳川駅、清掃を委託している業者などから連絡があった場合などに、雨の状況だけでなく施設の状況の調査を行ってまいりました。また、6月からは、大雨に限らず月曜日と木曜日の週2回、点検を行っているところでございます。

雨水ぬれの原因はということでございますけれども、柳川は温暖な気候のため、自由通路を完全防雨、完全室内にした場合、他の施設では施設内が相当高温になっている状態を確認いたしております。冬の防寒より夏の暑さ対策に重点を置き、風通しをよくした施設として整備を行っているところでございます。

また、観光地であるため、完全室内で閉鎖的にせず、半屋外で風や日差しを感じられるとともに、開放的で見晴らしのよい施設といたしているところでございます。このため、すき間から雨水が入ってくることにつきましては、想定した施設でございます。

また、自由通路は道路であり、歩行者デッキであるため、全国に完全室内にしていない事例もたくさん存在しているところでございます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

率直にお聞きしますけど、そうしますと今の答弁から言いますと、今後、対策は何もやらないと僕は聞こえるんですけどね。

そして、もう1個言いますけど、4億円もかけて、ああいう状況でいいんでしょうか。これは、利用している市民の皆さんは、多分今の答弁は納得されないと思いますけどね。それ、いかがですか。もう一回、質問をします。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

まちづくり課のほうには、これまで苦情、問い合わせ等の件数が11件ほどございますけれども、雨水に関する苦情は、そのうちの5件となっております。

また、そのうち、問い合わせ等につきましては、10件が供用開始以降1カ月の間に集中して寄せられたもので、現在は減ってきている状況でございます。

この施設につきまして、何か対策はということでございますけれども、こちらにつきましては、先ほど申しましたけれども、柳川という温暖な気候の地域で風通しをよくし、できるだけ使いやすく、また、風圧などに対して構造的にも負担が少なくなるよう設計し、不特定多数の利用者が多い鉄道への影響も考慮しているところでございます。このため、新たに構造的負担が伴う対策は控えたいと考えております。

ただし、雨水ぬれによる転落防止対策としましては、歩行部分や階段部分の自然石の仕上げを滑りにくく加工しておりますとともに、雨の強い日には足元注意の看板で注意喚起を行っているところでございます。

さらに、雨の多い時期には、駅等との連携をとるとともに巡回も行っており、随時対応しているところでございます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

1日の利用者は何名ですか。年間、この駅を利用されている方は何名でいらっしゃいますか。そして、観光客、西鉄柳川駅を使われて観光に来られている方、何名ですか。

いいです、もう時間がないんで。

1日1万2,000人の方々が利用されているわけでしょう、この駅は。そして、観光客だって、この西鉄を使われて来られている方、40万人でしょう。

私は、何か最初から想定をしていなかったということなんですけどね、現実的に今、水漏れの問題があるわけなので、具体的に言えば、屋根の空間があるところに水が入ってこないように透明でパネルをつけていくとか、そして、壁面も上層部あいていますので、今、ジャロジー窓とかいろいろあるじゃないですか、その通風をできるぐらいのパネルがあるでしょう。ですから、私自身はそんな対策は至急やるべきだと強く考えていますし、市民の皆さんからもそういう話をたくさんいただいておりますけど、市長の見解があれば、ぜひ聞かせてください。

○市長（金子健次君）

当初、設計段階に見たときに、デザイン的にはすごくいいかなと思って、実際、私がオープン時、その後、あれは1週間か10日ぐらいやったかな、もう台風みたいな雨が降ったときに見に行ったんですよ、実際言ってですね。そしたら、もう物すごい状態になっているということで行きましたところ、実際エスカレーターについては、屋外用のエスカレーターを設置したということでございます。

例えば言うと、そのエスカレーターというのは、屋外用というのは、ヤフオクドームで今、ぐっと上っていくところの屋根がついていないところがあるですね、あのエスカレーターと同じような形の機能性を持たせたエスカレーターということですね、それを使っているということ。そいけん、室内用のエスカレーターを使っていないと、それ、私、大丈夫かなと思ったんですよ、防水できるのかなと思って。そういうことを心配しておりましたし、1つは、換気の問題で、通風性がないと、あそこが非常に通路が道路でありますので、非常に困るんだということを、デザインをとるか、どちらをとるかということで、最終的には通気性とか風通しがいいという形で採用していったということで聞いたわけですよ。

そういうことで、例えば、大牟田駅行かれたことあると思いますけれども、大牟田駅の場

合は確かに閉まっていますね。ああいうところになると、今度は夏場については温度が非常に上がっているというような状況から見て、今回それを採用したということでございます。

ただし、現在そういう問題等が、声が上がってきておりますので、その部分で改善が幾らかできるのがあるのかどうか、私、設計者とも話をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。ぜひ設計者の方と話をさせていただいて、やはり今現在できる対策は早急に打つべきだと思います。

それは、なぜかといいますと、この東口、西口の階段、そしてエスカレーターに4億円かけられているわけですので、4億円かけられて、やはり費用対効果を考えたり、そしてまた、現実的には福岡から高齢者の方来られて、エスカレーターが水ぬれしていたんで一歩踏み出すときに滑ろうとしたという、実際、僕も話を観光客の方にも聞きましたしね、子連れのお母さんからも聞きましたけど、やはり階段の踏み板がつるつる滑っていて、子供が、転落まではしなかったけど、自分が手を引っ張っていたんでという話もありますし、やはり実用性に、もう少し真剣に目を向けていただく必要があると私は思っていますし、私は早急な対策が必要だと考えております。何かありましたら。

○市長（金子健次君）

指摘の部分については、何人かの市民の方からもありましたし、改善できる分で、通気性がよくて、その部分で改善ができれば、そのことも設計者、施工者とも話をしてみたいなというふうに思っております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

歳入減少時代の行財政運営については、課長のほうから大変貴重な資料をいただきながら質問ができませんでしたので、大変恐縮しておりますが、次回また質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（浦 博宣君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

以上をもって、本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時10分 散会

柳 川 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録

平成27年 7 月 1 日柳川市議会議場に第 3 回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1 . 出席議員

1 番 河 村 好 浩
3 番 菊 次 太 丸
5 番 立 花 純
7 番 熊 井 三千代
9 番 近 藤 未 治
11番 荒 木 憲
13番 諸 藤 哲 男
15番 緒 方 寿 光
17番 田 中 雅 美
19番 伊 藤 法 博
21番 三小田 一 美

2 番 江 口 義 明
4 番 浦 川 和 久
6 番 荒 巻 英 樹
8 番 白 谷 義 隆
10番 佐々木 創 主
12番 高 田 千壽輝
14番 矢ヶ部 広 巳
16番 藤 丸 正 勝
18番 ・ 見 哲 也
20番 梅 崎 和 弘
22番 浦 博 宣

2 . 欠席議員

な し

３．地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	石	橋	正	次
建	設	野	田		彰
産業経済部	長兼大和庁舎長	成	清	博	茂
教育部	長兼三橋庁舎長	・	見	孝	則
消	防	橋	本	祐	二郎
人	事	平	田	敬	介
総	務	白	谷	通	孝
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	木	下		隆
健	康	大	石	涼	子
福	祉	原		忠	昭
学	校	武	田	眞	治
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	林			誠
水	路	松	永	泰	治

４．本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	徳	永	喜
					係	長		美	香

５．議事日程

諸般の報告について

（１） 全国市議会議長会の表彰状伝達について

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 各委員長報告について

１．総務委員長報告について

議案第40号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第２号）について

２．建設経済委員長報告について

議案第43号 平成26年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

３．教育民生委員長報告について

議案第41号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

午前10時 開議

○議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告について。

去る６月17日、東京日比谷公会堂において開催されました第91回全国市議会議長会定期総会において、伊藤法博議員、・見哲也議員が議員20年の特別表彰を、佐々木創主議員が議員10年表彰を受けられていますので、ただいまから全国市議会議長会会長にかわりまして表彰状の伝達を行います。

表 彰 状

柳 川 市

伊 藤 法 博 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第91回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします
平成27年 6 月17日

全国市議会議長会

会 長 岡 下 勝 彦

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

・ 見 哲 也 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第91回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします

平成27年 6 月17日

全国市議会議長会

会 長 岡 下 勝 彦

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

佐々木 創 主 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第91回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成27年 6 月17日

全国市議会議長会

会 長 岡 下 勝 彦

〔拍手〕

○議長（浦 博宣君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議会運営委員長報告について

○議長（浦 博宣君）

日程 1 . 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成27年第 3 回柳川市議会定例会最終日の日程について、6 月30日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程 2 が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにしております。再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げ、終わります。

○議長（浦 博宣君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

○議長（浦 博宣君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

○総務委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月18日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第40号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正前の予算額「292億8,142万4千円」に「6億2,960万5千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「299億1,102万9千円」としようとするものであります。

審査の過程で、2款1項5目財産管理費の公共施設等総合管理計画策定・固定資産台帳整備等業務委託料、5款1項1目労働総務費のシルバー人材センター高齢者活用現役世代雇用サポート事業補助金について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（浦 博宣君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

○建設経済委員長（諸藤哲男君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

6月18日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第43号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

処分の内容については、平成26年度水道事業会計未処分利益剰余金「11億1,077万2,697円」のうち「7億91万9,595円」を減債積立金に、また「6,460万円」を建設改良積立金に積み立て、残余を平成27年度に繰り越すものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（浦 博宣君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

○教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の命により、教育民生常任委員会の報告をいたします。

6月18日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりであります。

4 結果

(1)議案第41号 原案可決

本案は、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法施行令の改正にともなう国民健康保険税の課税限度額の見直しと、国保税率の改

正を行おうとするものであります。

審査の過程において、課税限度額の引き上げにともなう、低所得者に対する影響等についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（浦 博宣君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第40号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第43号 平成26年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第41号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、20番梅崎和弘議員から反対討論の通告がありますので、梅崎和弘議員の発言を許します。

○20番（梅崎和弘君）（登壇）

20番梅崎です。議案第41号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

今回、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、課税限度額の見直しと低所得者に係る保険税軽減対象の拡大に係る改正を行うものです。低所得者に係る保険税の軽減対象の拡大につながることにについては大いに賛成です。

昨今の医療費の伸びを勘案すると、平成27年度は平成26年度以上の赤字が見込まれます。赤字については、歳入不足を基金からの繰り入れにより補填することとなりますが、基金積み立ても平成26年度末で約150,000千円になる見込みであり、平成27年度末には大変厳しくなると推測されます。このため、国民健康保険特別会計の健全な運営のため国保税率の改正を行うものの説明があります。

まず、課税限度額の引き上げについては、今まで私は保険料負担の上限を引き上げることが高額所得者により多く負担してもらうのだから、その分、低所得者にとっては負担が減るのだからいいのではないかと、このように思っていました。ところが、限度額の引き上げは2015年度は医療分10千円、支援分10千円、介護分20千円の合計で40千円の引き上げで、850千円になっています。国保税は応能割と応益割の比率は50対50であり、今回、限度額を10千円引き上げると応能割5千円、応益割5千円が引き上げられる。いわゆる応益割の引き上げは加入者全員に及ぶ仕組みになっております。

サラリーマンが加入する保険は労働者と事業主がおよそ労使折半で負担するという仕組みであり、保険料は月収を基礎にした標準報酬月額をもとに決まります。これに対しまして、国保では応能割、いわゆる収入、所得のほかに応益割として均等割、家族の数、いわゆる頭数、それと平等割、資産、土地、家屋などを理由として保険料が決められています。このよ

うな計算方法の違いが国保料の負担を重くしていると言われておりますけれども、同時に、日常的な生活感覚と大きく異なる複雑な仕組みであるため、多くの人に国保は難しい、このように感じさせる制度になっているのではないかと考えております。

私は市議会議員の選挙の前、毎回、市民の皆さんからアンケートを通じて市政に対する要望、意見を聞いております。その中で、やはり毎回一番多いのが、国保税が高い、何とかできないかということです。国保税が高くなっているのは、1979年代、国庫支出金57.8%だったのが23.4%と激減しており、これは第一の責任は国にあることは十分承知をしております。今後も国保税は高くなることが考えられます。医療費の軽減、一般会計からの繰り入れなどを検討していただき、病気になれば誰もが安心して医者にかかる、このような国保の運営をしていただきますようお願いしまして、討論いたします。

○議長（浦 博宣君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦 博宣君）

これにて討論を終結します。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成27年第3回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議員 荒 巻 英 樹

柳川市議会議員 田 中 雅 美